

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 業務（第十条—第十三条）

第三章 經理等（第十四条—第二十条）

第四章 合併、会社分割又ハ事業ノ讓渡若ハ讓受（第二十一条—第二十一条ノ五）

第五章 業務及財産ノ管理ノ委託（第二十一条ノ六—第二十一条ノ十二）

第六章 監督（第二十二条—第二十六条）

第七章 廃業及解散（第二十七条—第二十九条）

第八章 清算（第三十条—第三十二条）

第九章 無尽ノ管理（第三十四条・第三十五条）

第十章 公告（第三十五条の二・第三十五条の三）

第十一章 罰則（第三十六条—第四十一条）

第十二章 雑則（第四十二条・第四十三条）

附則

第一章 総則

（削る）

第二条 （略）

第三条 無尽業ハ資本ノ額五千万円以上ノ株式会社ニシテ取締役会ヲ置クモノニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ

（削る）

第四条 （略）

無尽会社ニ非ザルモノハ其ノ名称又ハ商号中ニ無尽ヲ業トスル者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五条 第八條 （略）

（新設）

（新設）

第二条 無尽ハ營業トシテ之ヲ為ストキハ之ヲ商行為トス

第三条 （略）

（新設）

第四条 無尽業ハ資本ノ額五千万円以上ノ株式会社ニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ

第五条 （略）

無尽会社ニ非ザルモノハ其ノ商号中ニ無尽ヲ業トスル者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六条 第九條 （略）

第九條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第七條の二第二項乃至第四項及第十二條の三ノ規定ハ無尽会社ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法第七條の二第三項中「銀行法、この法律」トアルハ「無尽業法、この法律」トス

第二章 業務

第十一條 無尽会社ガ会社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルニ至リタルトキハ無尽契約ニ基ク株式会社ノ債務ニ付各取締役（委員会設置会社ニ在リテハ取締役及執行役）八連帯シテ其ノ弁償ノ責ニ任ズ

前項ノ責任ハ取締役（委員会設置会社ニ在リテハ取締役及執行役）ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存続ス

第十二條 無尽会社並ニ其ノ取締役、執行役、會計参与、監査役、使用人及代理店主八何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ計算ニ於テ其ノ会社又ハ其ノ会社ニ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル管理ヲ委託シタル無尽会社ト無尽契約ヲ為スコトヲ得ズ

第三章 経理等

（資本準備金及び利益準備金の額）

第十四條 無尽会社ハ、剰余金の配当をする場合には、会社法（平成十七年法律第 一 号）第四百四十五條第四項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

（事業年度）

第十五條 無尽会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（業務報告書）

第十六條 無尽会社ハ、事業年度ごとに、業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（貸借対照表の公告）

第十七條 無尽会社ハ、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸借対照表を作成

（新設）

（新設）

第十一條 無尽会社ガ会社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルニ至リタルトキハ無尽契約ニ基ク株式会社ノ債務ニ付各取締役（株式会社ノ監査等に関する商法の特例に関する法律（以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ在リテハ取締役及執行役）八連帯シテ其ノ弁償ノ責ニ任ズ

前項ノ責任ハ取締役（委員会等設置会社ニ在リテハ取締役及執行役）ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存続ス

第十二條 無尽会社並ニ其ノ取締役、執行役、監査役、使用人及代理店主八何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ計算ニ於テ其ノ会社又ハ其ノ会社ニ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル管理ヲ委託シタル無尽会社ト無尽契約ヲ為スコトヲ得ズ

（新設）

第十四條 無尽会社ハ資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ積立ツベシ

無尽会社ニ対スル商法第二百八十九條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス

第十五條 無尽会社ノ営業年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

第十六條 無尽会社ハ営業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ内閣総理大臣ニ提出スベシ

第十七條 無尽会社ハ営業年度毎ニ内閣府令ノ定ムル様式ニ依リ貸借対照表ヲ作成シ新聞紙ニ

しなければならぬ。

2| 前項の貸借対照表は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3| 無尽会社は、内閣府令で定めるところにより、その事業年度経過後三月以内に、貸借対照表を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に貸借対照表の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

4| 前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二十三条第三号（定義）に規定する公告方法をいう。以下同じ。）が第三十五条の二第一号に掲げる方法である無尽会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の貸借対照表の要旨を公告すること足りる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5| 前項に規定する無尽会社は、内閣府令で定めるところにより、その事業年度経過後三月以内に、貸借対照表の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

6| 無尽会社に対する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の適用については、同条中「第四百四十条第一項」とあるのは、「第四百四十条第一項及び無尽業法第十七条第三項」とする。

（監査書の備置き）

第十八条 無尽会社の監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員）は、無尽会社の業務及び財産の状況に関する調査の結果を記載した監査書を事業年度ごとに作成し、本店に備え置かなければならぬ。

（附属明細書の記載事項）

第十八条の二 無尽会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する附属明細書の記載事項は、内閣府令で定める。

（取締役等の兼職の制限）

第十九条 無尽会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）又は支配人が他の会社の常務に従事しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（説明書の交付請求）

第二十条 無尽会社の掛金者は、無尽会社に対し、当該掛金者の加入する無尽の総掛金者の五分の一以上の同意を得て、当該掛金者の加入する無尽に関し、内閣府令で定める事項につい

第十八条 無尽会社ノ監査役（委員会等設置会社ニ在リテハ商法特例法第二十一条の八第七項ニ規定スル監査委員）ハ無尽会社ノ業務及財産ノ状況ニ関スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ毎営業年度一回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第十八条ノ二 無尽会社ガ商法第二百八十一条第一項又ハ商法特例法第二十一条の二十六第一項ノ規定ニ依リ作成スル附属明細書ノ記載事項ハ内閣府令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役（委員会等設置会社ニ在リテハ執行役）又ハ支配人ガ他ノ会社ノ常務ニ従事セントスルトキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十条 掛金者ハ無尽会社ニ対シ其ノ加入シタル無尽ノ掛金者五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無尽ニ関シ内閣府令ノ定ムル事項ニ付説明書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

て、説明書の交付を求めることができる。

第四章 合併、会社分割又ハ事業ノ譲渡若ハ譲受

第二十一条 無尽会社ヲ当事者トスル合併、会社分割又ハ事業ノ全部若ハ一部ノ譲渡若ハ譲受ハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十一条ノ二 無尽会社ガ合併ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又ハ第八百十條第二項ノ規定ニ依リテ為スベキ催告ハ掛金者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第二十一条ノ三 無尽会社ガ会社分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又ハ第八百十條第二項ノ規定ニ依リテ為スベキ催告ハ掛金者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第二項及第三項並ニ第七百六十六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル掛金者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一条ノ四 無尽会社ガ其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ譲渡又ハ他ノ無尽会社ノ事業ノ全部若ハ一部ノ譲受ノ決議又ハ決定ヲ為シタルトキハ其ノ決議又ハ決定ノ日ヨリ二週間内ニ決議又ハ決定ノ要旨及其ノ債権者ニシテ事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ官報ニ公告シ且掛金者以外ノ知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ拘ラズ無尽会社ガ同項ノ規定ニ依ル公告ヲ官報ノ外第三十五條ノ二ノ規定ニ依ル定款ノ定メニ從ヒ為ストキハ同項ノ各別ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

債権者ガ第一項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ承認シタルモノト看做ス

第一項ノ期間内ニ債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為サントスル無尽会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社若ハ信託業務ヲ営ム金融機関ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条ノ五 無尽会社ガ会社分割ニ因リ其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ譲渡ヲ為シタルトキハ遅滞無ク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

(新設)

第二十一条 無尽会社ヲ当事者トスル合併、分割又ハ事業ノ全部若ハ一部ノ譲渡若ハ譲受ハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十一条ノ二 無尽会社ガ合併ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第四百十二條第一項ノ規定ニ依リテ為スベキ催告ハ掛金者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第二十一条ノ三 無尽会社ガ会社分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四條ノ四第一項又ハ第三百七十四條ノ二十第一項ノ規定ニ依リテ為スベキ催告ハ掛金者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

商法第三百七十四條ノ十第二項又ハ第三百七十四條ノ二十六第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル掛金者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一条ノ四 無尽会社ガ其ノ営業ノ全部若ハ一部ノ譲渡又ハ他ノ無尽会社ノ営業ノ全部若ハ一部ノ譲受ノ決議又ハ決定ヲ為シタルトキハ其ノ決議又ハ決定ノ日ヨリ二週間内ニ決議又ハ決定ノ要旨及其ノ債権者ニシテ営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ且掛金者以外ノ知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

(新設)

債権者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ承認シタルモノト看做ス

第一項ノ期間内ニ債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為サントスル無尽会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社若ハ信託業務ヲ営ム金融機関ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条ノ五 無尽会社ガ分割ニ因リ其ノ営業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ其ノ営業ノ全部若ハ一部ノ譲渡ヲ為シタルトキハ遅滞無ク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

前項ノ公告力第三十五條ノ二第一号ニ掲グル方法ニ依リ為サレタルトキハ会社分割ニ因リ事業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ事業ノ全部若ハ一部ノ讓渡ヲ為シタル無尽会社ノ掛金者ニ対シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日付アル証書ヲ以テスル通知アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日付又ハ掲載ノ日付ヲ以テ確定日付トス

第五章 業務及財産ノ管理ノ委託

第二十一条ノ六 (略)

(略)

前項ノ決議ハ会社法第三百九條第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二十一条ノ八 (略)

前項ノ登記ハ委託無尽会社ノ本店ノ所在地ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二十一条ノ十 (略)

(略)

会社法第三十一条第一項ノ規定ハ受託無尽会社ニ之ヲ準用ス

(略)

第二十一条ノ十一 (略)

前項ノ決議ハ会社法第三百九條第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ
(略)

第六章 監督

第二十五条 無尽会社ノ法令、定款若ハ内閣總理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ内閣總理大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、執行役、會計參與若ハ監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第七章 廃業及解散

第二十八条 無尽会社ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ営ム会社トシテ存続スル場合ニ於テハ無尽会社ニ関スル事務ヲ管理スル内閣總理大臣ハ其ノ会社ガ掛金者ニ対スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得合併又ハ会社分割ニ因リ無尽会社ニ非ザル会社ガ無尽会社ノ掛金者ニ対スル債務ヲ承継シタル場合亦同シ

前項ノ公告アリタルトキハ分割ニ因リ營業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ營業ノ全部若ハ一部ノ讓渡ヲ為シタル無尽会社ノ掛金者ニ対シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日付アル証書ヲ以テスル通知アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日付ヲ以テ確定日付トス

(新設)

第二十一条ノ六 (略)

(略)

前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二十一条ノ八 (略)

前項ノ登記ハ委託無尽会社ノ本店及支店ノ所在地ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二十一条ノ十 (略)

(略)

商法第三十八条第一項ノ規定ハ受託無尽会社ニ之ヲ準用ス

(略)

第二十一条ノ十一 (略)

前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ
(略)

(新設)

第二十五条 無尽会社ノ法令、定款若ハ内閣總理大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ内閣總理大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、執行役若ハ監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

(新設)

第二十八条 無尽会社ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ営ム会社トシテ存続スル場合ニ於テハ無尽会社ニ関スル事務ヲ管理スル内閣總理大臣ハ其ノ会社ガ掛金者ニ対スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得合併又ハ分割ニ因リ無尽会社ニ非ザル会社ガ無尽会社ノ掛金者ニ対スル債務ヲ承継シタル場合亦同シ

(略)

第二十九条 無尽会社が第二十一条第一項ノ内閣総理大臣ノ免許ヲ第二十五条又八第二十六条ノ規定ニ依リ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス
(削る)

第八章 清算

(清算人の任免等)

- 第三十条 無尽会社が第二十五条又は第二十六条の規定による免許の取消しにより解散した場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。当該清算人の解任についても、同様とする。
- 2] 前項の場合を除くほか、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を解任することができる。
- 3] 前項の規定により清算人を選任したときは、裁判所は、清算人を選任することができる。
- 4] 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、清算をする無尽会社(次項並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算無尽会社」という。)の清算人となることができない。
- 5] 清算無尽会社の清算人に対する会社法第四百七十八条第六項(清算人の就任)において準用する同法第三百三十一条第一項第三号(取締役の資格等)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「無尽業法、この法律」とする。

(清算の監督)

- 第三十一条 無尽会社の清算は、裁判所の監督に属する。
- 2] 無尽会社の清算の監督は、無尽会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 3] 裁判所は、清算無尽会社の清算事務及び財産の状況を検査するとともに、当該清算無尽会社に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。この場合においては、当該検査をさせるため、特別検査人を選任することができる。
- 4] 会社法第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第一号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は前項前段の規定による命令について、同法第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は同項後段の規定による特別検査人の選任について、それぞれ準用する。

(略)

第二十九条 無尽会社が営業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス
前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ裁判所之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同ジ

(新設)

第三十条 前条ノ場合ヲ除クノ外裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第三十一条 裁判所ハ無尽会社ノ清算事務及財産ノ状況ヲ検査シ、財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

5| 裁判所は、第三項後段の規定により特別検査人を選任した場合には、清算無尽会社が当該特別検査人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6| 会社法第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。

7| 清算無尽会社の清算人は、その就任の日から二週間以内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 解散の事由（会社法第四百七十五条第一号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算無尽会社にあつては、その旨）及びその年月日
二 清算人の氏名及び住所

8| 清算無尽会社の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を裁判所に提出しなければならない。

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第三十二条 裁判所は、無尽会社の清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

第三十三条 内閣総理大臣は、前条に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九章 無尽ノ管理

第三十四条 第二條第二項ニ規定スル無尽ノ管理（次條ニ於テ無尽ノ管理ト称ス）ヲ為ス無尽会社ハ其ノ管理スル無尽ノ掛金ノ払込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ払込ヲ為ス責ニ任ズ

第十章 公告

（無尽会社の公告方法）

第三十五条の二 無尽会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

第三十二条 無尽会社ノ清算手続又ハ破産手続ニ於テ裁判所ハ無尽会社ノ検査監督ニ従事スル官吏ニ対シ意見ヲ求め又ハ検査若ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第三十三条 無尽会社ノ清算手続又ハ破産手続ニ於テ無尽会社ノ検査監督ニ従事スル官吏ハ裁判所ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得

（新設）

第三十四条 第三條第二項ニ規定スル無尽ノ管理（次條ニ於テ無尽ノ管理ト称ス）ヲ為ス無尽会社ハ其ノ管理スル無尽ノ掛金ノ払込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ払込ヲ為ス責ニ任ズ

（新設）

（新設）

二 電子公告（会社法第一条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。次条において同じ。）

（電子公告による公告をする期間）

第三十五条の三 無尽会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 第十七条第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

二 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

三 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

2 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、無尽会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一章 罰則

第三十六条 内閣総理大臣ノ免許ヲ受ケズシテ無尽業ヲ営ミタル者八三年以下ノ懲役若八三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第三十七条 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、会計参与（会計参与法人ナルトキハ其ノ職務ヲ行フベキ社員以下本条ニ於テ同ジ）、監査役、支配人若ハ清算人又ハ第二十一条ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、会計参与、監査役若ハ支配人ヲ一年以下ノ懲役又ハ八万円以下ノ罰金ニ処ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ虚偽ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官庁又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ

二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ隠蔽、虚偽ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

第三十九条 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、会計参与若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員、監査役、支配人、代理店主（代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役其ノ他法人ノ代表者）若ハ清算人又ハ第二十一条ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、会計参与若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員、監査役若ハ支配人ヲ十万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第五条、第七条、第八条、第十条、第十三条、第十四条、第十七条又ハ第十九条ノ規定

（新設）

（新設）

第三十六条 内閣総理大臣ノ免許ヲ受ケズシテ無尽業ヲ営ミタル者八三年以下ノ懲役若八三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第三十七条 左ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、監査役、支配人若ハ清算人又ハ第二十一条ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、監査役若ハ支配人ヲ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ不実ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官庁又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ

二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ隠蔽、不実ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

第三十九条 左ノ場合ニ於テハ取締役、執行役、監査役、支配人、代理店主（代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役其ノ他法人ノ代表者）若ハ清算人又ハ第二十一条ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、監査役若ハ支配人ヲ一万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第六条、第八条、第九条、第十条、第十三条、第十四条、第十七条又ハ第十九条ノ規定

二違反シタルトキ

二 第六条ノ規定ニ依リ定メタル営業区域外ニ於テ營業ヲ為シタルトキ

三・四 (略)

四ノ二 第二十一条ノ四ノ規定ニ違反シテ事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ讓受ヲ為シタルトキ

五 本法ニ依リ無尽会社ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付若ハ内閣総理大臣ニ提出スベキ書類又ハ

電磁的記録ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載若ハ記録スベキ事項ヲ記載若ハ記録セス又ハ之ニ虚偽ノ記載若ハ記録ヲ為シタルトキ

六・七 (略)

第四十条 第十二条ノ規定ニ違反シタル取締役、執行役、會計参与若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社

員、監査役、使用人又ハ代理店主(代理店主人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役其ノ他法人ノ代表者)八十万円以下ノ過料ニ処ス

前項ノ場合ニ於テハ無尽会社又ハ第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役、會計参与若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員及監査役ヲ十万円以下ノ過料ニ処ス

第四十一条 第四条第二項ノ規定ニ違反シタル者八十万円以下ノ過料ニ処ス

第十二章 雜則

第四十二条 本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(次ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融庁長官

ニ委任ス

一 第一条第一項ノ免許

二 (略)

二違反シタルトキ

二 第七条ノ規定ニ依リ定メタル営業区域外ニ於テ營業ヲ為シタルトキ

三・四 (略)

四ノ二 第二十一条ノ四ノ規定ニ違反シテ營業ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ讓受ヲ為シタルトキ

五 本法ニ依リ無尽会社ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付若ハ内閣総理大臣ニ提出スベキ書類又ハ

電磁的記録ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載若ハ記録スベキ事項ヲ記載若ハ記録セス又ハ之ニ虚偽ノ記載若ハ記録ヲ為シタルトキ

六・七 (略)

第四十条 第十二条ノ規定ニ違反シタル取締役、執行役、監査役、使用人又ハ代理店主(代理

店主人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役其ノ他法人ノ代表者)八十万円以下ノ過料ニ処ス

前項ノ場合ニ於テハ無尽会社又ハ第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ受託無尽会社ノ取締役、執行役及監査役ヲ一万円以下ノ過料ニ処ス

第四十一条 第五条第二項ノ規定ニ違反シタル者八十万円以下ノ過料ニ処ス

(新設)

第四十二条 本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融庁長官

ニ委任ス

一 第三条第一項ノ免許

二 (略)

第四条（略）

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定（此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム）ヲ適用ス但シ同章中「所属信託会社」トアルハ之ヲ「所属信託兼営金融機関」トシ同法第七十八條第一項中「第三十四条第一項ノ規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項その他政令で定める規定」トス

（略）

第六条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ合併（金融機関ノ合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）ニ依ル合併ヲ除ク以下同ジ）又ハ会社分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ会社法（平成十七年法律第 号）第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又ハ第八十條第二項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金錢信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

会社法第七百五十九條第二項及第三項、第七百六十一条第二項及第三項、第七百六十四条第二項及第三項並ニ第七百六十六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル金錢信託ノ受益者ニハ之ヲ適用セズ

（削る）

第七条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ヲ当事者トスル会社分割ニ因リテ事業ヲ承継シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ハ会社分割ニ因リテ事業ヲ承継セシメタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ当該事業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス
信託業法第四十條第二項ノ規定ハ前項ノ会社分割ニ異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後ノ信託会社」トアルハ之ヲ「会社分割により信託業ノ承継をした信託会社又は信託業務を営む金融機関」トス

第四条（略）

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定（此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム）ヲ適用ス但シ同章中「所属信託会社」トアルハ之ヲ「所属信託兼営金融機関」トシ同法第七十八條中「第三十四条ノ規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項その他政令で定める規定」トス

（略）

第六条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ合併（金融機関ノ合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）ニ依ル合併ヲ除ク以下同ジ）ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十二条第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金錢信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

（新設）

第六条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四條ノ四第一項及第三百七十四條ノ二十第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金錢信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ
商法第三百七十四條ノ十第二項又ハ第三百七十四條ノ二十六第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル金錢信託ノ受益者ニハ之ヲ適用セズ

第七条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ヲ当事者トスル分割ニ因リテ事業ヲ承継シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ハ分割ニ因リテ事業ヲ承継セシメタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ当該事業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス
信託業法第四十條第二項ノ規定ハ前項ノ分割ニ異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後ノ信託会社」トアルハ之ヲ「分割により信託業ノ承継をした信託会社又は信託業務を営む金融機関」トス

改正案

現行

目次

第一章～第四章の二（略）

第五章 証券取引所

第一節～第三節（略）

第四節 証券取引所の解散等

第一款 証券会員制法人

第一目（略）

第二目 登記（第八十九条 第八十九条の十一）

第三目～第六目（略）

第二款 合併

第一目 通則（第三百三十六条）

第二目 会員証券取引所と会員証券取引所との合併（第三百三十七条・第三百三十八条）

第三目 会員証券取引所と株式会社証券取引所との合併（第三百三十九条・第三百三十九
条の二）

第四目 会員証券取引所の合併の手続（第三百三十九条の三 第三百三十九条の六）

第五目 株式会社証券取引所の合併の手続（第三百三十九条の七 第三百三十九条の二十
一）

第六目 合併の効力の発生等（第四百四十条 第四百四十七条）

第五節・第六節（略）

第五章の二～第九章（略）

附則

第二條 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～五（略）

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先
出資法」という。）に規定する優先出資証券

五の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示す
る証券

六 株券又は新株予約権証券

七～十一（略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示される

七～十一（略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示される

七～十一（略）

七～十一（略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示される

目次

第一章～第四章の二（略）

第五章（同上）

第一節～第三節（略）

第四節（同上）

第一款（同上）

第一目（略）

第二目 登記（第八十九条 第八十九条の十二）

第三目～第六目（略）

第二款 合併（第三百三十六条 第四百四十七条）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第五節・第六節（略）

第五章の二～第九章（略）

附則

第二條（同上）

一～五（略）

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先
出資法」という。）に規定する優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書

五の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む
。以下同じ。）又は新優先出資引受権を表示する証券

六 株券、新株引受権証書又は新株予約権証券

七～十一（略）

七～十一（略）

七～十一（略）

七～十一（略）

七～十一（略）

七～十一（略）

べき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一～五 (略)

六 合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利

七 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

八 (略)

(略)

この法律(第五章を除く。)において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一・二 (略)

③ (略)

第五条 前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社(外国会社を含む。第二十七条の二十三第三項第一号、第二十七条の二十四及び第百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。)である場合(当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。)においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一・二 (略)

(略)

第二十一条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事項の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知つたときは、この限りでない。

一 当該有価証券届出書を提出した会社その提出の際における役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。)又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限る。)

二～四 (略)

(略)

一～五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

(略)

この法律において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一・二 (略)

③ (略)

第五条 前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合(当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。)においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一・二 (略)

(略)

第二十一条 (同上)

一 当該有価証券届出書を提出した会社その提出の際における役員(取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。)(又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限る。))

二～四 (略)

(略)

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一～四 (略)

（略）

第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは、「有価証券の発行者である会社（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。）」と、「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、内閣府令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券」とあるのは、「特定有価証券」と、第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは、「発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。）」と、「有価証券」とあるのは、「特定有価証券」と、「その該当することとなつた日」とあるのは、「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは、「特定期間」と読み替えるものとする。

（略）

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一～四 (略)

（略）

第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは、「有価証券の発行者である会社（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。）」と、「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、内閣府令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券」とあるのは、「特定有価証券」と、第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは、「発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。）」と、「有価証券」とあるのは、「特定有価証券」と、「その該当することとなつた日」とあるのは、「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは、「特定期間」と読み替えるものとする。

（略）

一項中、「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは、「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社その他の提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中、「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは、「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは、「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の二十 (略)

(略)

次に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 (略)

二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体である場合には、当該法人その他の団体のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時ににおける取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

第二十七条の二十二の二 上場株券等の当該上場株券等の発行者による取引所有価証券市場外における買付け等(買付けその他の有償の譲受けをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならぬ。ただし、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一 会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定による買付け等(同法第百六十条第一項に規定する同法第百五十八

条第一項の規定による通知を行う場合を除く。)

(削る)

第二十二條第一項中、「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは、「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社その他の提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中、「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは、「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは、「第二十四条の六第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項又は第二項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の二十 (略)

(略)

(同上)

一 (略)

二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体である場合には、当該法人その他の団体のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時ににおける取締役、執行役、監査役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

第二十七条の二十二の二 上場株券等の当該上場株券等の発行者による取引所有価証券市場外における買付け等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならぬ。ただし、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一 商法第二百十條第一項の規定による買付け(同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。)

一の二 商法第二百一十一條ノ三第一項の規定による買付け(同項第一号に掲げる場合を除く。)

二 商法第二百十三條第一項の規定による株式の消却又は償還株式の消却のための買付け等のうち、多数の者が当該買付け等に関する事項(当該買付け等に係る上場株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行う旨の文言が含まれるものに限る。次号において同じ。)を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定める

二 (略)
(略)

第二十七条の三十の二 この章において、開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第七条（第二十四條の第二項及び第二十四條の第五項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の第六第二項、第二十四條の第七第三項並びに第二十七條において準用する場合を含む。）、第九條第一項（同項後段を除き、第二十四條の第二項及び第二十四條の第五項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の第六第二項、第二十四條の第七第三項並びに第二十七條において準用する場合を含む。）、第十條第一項（同項後段を除き、第二十四條の第二項及び第二十四條の第五項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の四（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の七第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の八第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の九第一項（同項後段を除き、第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の十第一項（同項後段を除き、同條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項若しくは第三項（これらの規定を同條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の五第一項（同條第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、若しくは第四項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の六第一項、第二十四條の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同條第六項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十五條第四項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第二項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七條の十第二項、第二十七條の十三第三項並びに第二十七條の二十二の第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七條の十第一項、第二十七條の十一第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七條の十三第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないもの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）、又は第四條第五項（第二十三條の八第四項（第二十七條に

三 (略)
(略)

第二十七條の三十の二 この章において、開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第七条（第二十四條の第二項及び第二十四條の第五項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の第六第二項、第二十四條の第七第三項並びに第二十七條において準用する場合を含む。）、第九條第一項（同項後段を除き、第二十四條の第二項及び第二十四條の第五項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の第六第三項、第二十四條の第七第三項並びに第二十七條において準用する場合を含む。）、第十條第一項（同項後段を除き、第二十四條の第二項及び第二十四條の第五項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の四（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の七第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の八第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の九第一項（同項後段を除き、第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の十第一項（同項後段を除き、同條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項若しくは第三項（これらの規定を同條第五項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の五第一項（同條第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、若しくは第四項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の六第一項若しくは第二項、第二十四條の七第一項若しくは第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十五條第四項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第二項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七條の十第二項、第二十七條の十三第三項並びに第二十七條の二十二の第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七條の十第一項、第二十七條の十一第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七條の十三第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないもの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）、又は第四條第五項（第二十三條の八第四項に

において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）、若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）、の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないもの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに証券取引所及び政令で定める証券業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十七条の三十の六 電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

（略）

第二十八条 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営んではならない。

（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）、若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）、の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないもの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに証券取引所及び政令で定める証券業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十七条の三十の六 電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第四項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

（略）

第二十八条 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第二十八条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本金の額
- 三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でない者

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会(会社法第十二条第十二号に規定する委員会をいう。第八十五条第二号、第百六条の十二第二項第一号ロ、第百五十六条の四第二項第一号ロ及び第百五十六条の二十五第二項第一号ロにおいて同じ。)

二 資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 八 (略)

九 取締役若しくは執行役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役若しくは執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。)、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ (略)

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 八 (略)

第二十八条の二 (同上)

- 一 (略)
- 二 資本金の額

三 取締役及び監査役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号、第八十七条の四第三項及び第一百一条の十四第二項において「商法特例法」という。)(第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社)以下「委員会等設置会社」という。)(にあつては、取締役及び執行役)の氏名

(新設)

- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)

第二十八条の四 (同上)

一 株式会社でない者

二 資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 八 (略)

九 取締役若しくは執行役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役若しくは執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。)(又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ (略)

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 八 (略)

へ 第五十六条第二項若しくは第六十六条の十八第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者、外国証券業者に関する法律第二十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ト (略)
十一 (略)

前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式について）の議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。（）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項、第八十七条の二の二第二項及び第三百三条第四項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

・ (略)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本金の額が、認可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上であること。
- 三 五 (略)

第三十二条 証券会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべ

へ 第五十六条第二項若しくは第六十六条の十八第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、外国証券業者に関する法律第二十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ト (略)
十一 (略)

前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

・ (略)

第二十九条の四 (同上)

- 一 (略)
- 二 資本金の額が、認可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上であること。
- 三 五 (略)

第三十二条 証券会社の取締役、執行役又は監査役は、当該証券会社の親銀行等の取締役若し

き社員)、監査役又は執行役は、当該証券会社の親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(又は使用人を兼ねてはならない)。

証券会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人は、当該証券会社の子銀行等の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(を兼ねてはならない)。

証券会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

証券会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。)、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が証券会社の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。)(又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を兼任した場合)には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号、第六十五条の三及び第五章(第八十七条の二の二第二項、第八十八条の二第五項及び第三百三条第四項を除く。)(において同じ。)(の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条において「親法人等」という。)(のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

・ (略)

第三十二条の二 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)(、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)(、第三百三十六條第一項及び第四百二條第五項ただし書の規定は、証券会社については、適用しない。

第三十六条 証券会社は、会社法第七百二條に規定する社債管理者又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。

(略)

第四十八条 証券会社の事業年度(会社法第二百九十六条第一項に規定する事業年度をいう)。

くは執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(又は使用人を兼ねてはならない)。

証券会社の取締役、執行役若しくは監査役又は使用人は、当該証券会社の子銀行等の取締役若しくは執行役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(を兼ねてはならない)。

証券会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

証券会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任した場合(他の会社の取締役、執行役又は監査役が証券会社の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。)(又は他の会社の取締役、執行役若しくは監査役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の三において同じ。)(の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条において「親法人等」という。)(のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

・ (略)

(新設)

第三十六条 証券会社は、商法第二百九十七條に規定する社債管理会社又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。

(略)

第四十八条 証券会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

以下同じ。は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第四十九条 証券会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（略）

第五十条 証券会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十二条 証券会社は、資本、準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。以下同じ。）

その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（略）

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 営業（証券業に係るものに限る。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二 （略）

三 他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の事業（証券業に係るものに限る。以下この号及び次条において同じ。）の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式について）の過半数を取得し、

第四十九条 証券会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（略）

第五十条 証券会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十二条 証券会社は、資本、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（略）

第五十四条 （同上）

一 営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二 （略）

三 他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、

一 項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五・六 (略)

七 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。

八 (略)

(略)

第五十五条 証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一～四 (略)

五 分割により事業の全部又は一部を承継させたとき。 その会社

六 事業の全部又は一部を譲渡したとき。 その会社

証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。)は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

証券会社は、証券業の廃止をし、合併(当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(略)

証券会社は、第三項の規定による公告をした場合(合併、分割による事業の全部又は一部の承継及び事業の全部又は一部の譲渡に係る公告を除く。)においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等(第五十八条において「顧客取引」という。)を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならぬ。

会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、証券会社が電子公告(同法第一条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十六条 (略)

内閣総理大臣は、証券会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは

又は保有したとき。

五・六 (略)

七 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき。

八 (略)

(略)

第五十五条 (同上)

一～四 (略)

五 分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。 その会社

六 営業の全部又は一部を譲渡したとき。 その会社

証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号にあつては分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の全部を譲渡したときに限る。)は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

証券会社は、証券業の廃止をし、合併(当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(略)

証券会社は、第三項の規定による公告をした場合(合併、分割による営業の全部又は一部の承継及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告を除く。)においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等(第五十八条において「顧客取引」という。)を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならぬ。

(新設)

第五十六条 (略)

内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五

第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

(略)

第六十四条の十 裁判所は、証券会社(第五十八条第一項の規定により証券会社とみなされる者を含む。)の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

・ (略)

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。)又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。)、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。)、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券(発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。)、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(第四号の政令で定める権利を除く。)
- 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二・三 (略)

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第六号及び第七号に掲げる権利であつて政令で定めるもの 次のイ及びロに掲げる行為

イ・ロ (略)

五・六 (略)

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を

号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(略)

第六十四条の十 裁判所は、証券会社(第五十八条第一項の規定により証券会社とみなされる者を含む。)の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

・ (略)

第六十五条 (略)

(同上)

- 一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。)、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。)、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券(発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。)、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二・三 (略)

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 次のイ及びロに掲げる行為

イ・ロ (略)

五・六 (略)

第六十六条の三 (同上)

内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三 六 (略)

(略)

第六十六条の十五 証券仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項その他政令で定める規定を含む。）により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十七 証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 証券仲介業を廃止したとき（分割により事業（証券仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）

その個人又は法人

二 五 (略)

(略)

第七十九条の五十三 基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一 (略)

二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）

三 四 (略)

(略)

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手

一 (略)

二 法人であるときは、その役員の氏名

三 六 (略)

(略)

第六十六条の十五 証券仲介業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項その他政令で定める規定を含む。）により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十七 (同上)

一 証券仲介業を廃止したとき（分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。）

その個人又は法人

二 五 (略)

(略)

第七十九条の五十三 (同上)

一 (略)

二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）

三 四 (略)

(略)

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手

続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

第八十二条 第八十条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の名又は名称及び会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)の商号又は名称

(略)

第八十五条 証券取引所は、証券会員制法人又は資本の額が政令で定める金額以上の株式会社であつて次に掲げる機能を置くものではない。

- 一 取締役会
- 二 監査役会又は委員会
- 三 会計監査人

第八十七条の二 (略)

前項の「子会社」とは、証券取引所がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、証券取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は証券取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、証券取引所の子会社とみなす。

第八十七条の四 (略)

内閣総理大臣は、取引所有価証券市場を開設する株式会社(以下「株式会社証券取引所」

続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立て又は商法第四百三十一条第三項(同法第四百八十五条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項若しくは第四百九十二条又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条の三十(同法第三百三十八条の十五)(同法第三百三十八条の十六において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

第八十二条 (同上)

一・二 (略)

三 役員の名及び会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)(の商号又は名称

(略)

第八十五条 証券取引所は、証券会員制法人又は資本の額が政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

第八十七条の二 (略)

前項の「子会社」とは、証券取引所がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)(の過半数を保有する会社をいう。この場合において、証券取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は証券取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、証券取引所の子会社とみなす。

第八十七条の四 (略)

内閣総理大臣は、取引所有価証券市場を開設する株式会社(以下「株式会社証券取引所」

という。()の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役又は代表執行役の職務を行つ者のない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任することができる。

会社法第三百四十六條第二項、第三百五十一條第二項及び第四百一十條第三項(同法第四百三十三條第三項及び第四百二十條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社証券取引所には、適用しない。

第八十七條の五 内閣総理大臣は、前条第二項の規定により、仮取締役、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任したときは、当該株式会社証券取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

(略)

第八十七條の六 証券取引所の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

第八十八條 証券会員制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

証券会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員等に関する事項
- 六 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 七 信認金に関する事項
- 八 経費の分担に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 会議に関する事項
- 十一 業務の執行に関する事項
- 十二 規則の作成に関する事項
- 十三 取引所有価証券市場に関する事項
- 十四 会計に関する事項
- 十五 公告方法(証券会員制法人が公告(この法律の規定により官報に記載する方法により

という。()の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行つ者のない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

商法第二百五十八條第二項(同法第二百六十一條第三項及び第二百八十條第一項並びに商法特例法第二十一條の九第六項、第二十一條の十四第七項第五号及び第二十一條の十五第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社証券取引所には、適用しない。

第八十七條の五 内閣総理大臣は、前条第二項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社証券取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

(略)

第八十七條の六 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

第八十八條 発起人は、証券会員制法人の定款を作成し、これに次に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 基本金及び出資に関する事項
 - 五 会員等に関する事項
 - 六 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
 - 七 信認金に関する事項
 - 八 経費の分担に関する事項
 - 九 役員に関する事項
 - 十 会議に関する事項
 - 十一 業務の執行に関する事項
 - 十二 規則の作成に関する事項
 - 十三 取引所有価証券市場に関する事項
 - 十四 会計に関する事項
 - 十五 公告の方法
- 商法第六十七條の規定は、前項の定款について準用する。

しなればならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。第八十九条の三第二項第九号において同じ。)

会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

第八十九条 (略)

会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、証券会員制法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この節において同じ。))又は設立する持分会社の社員等(社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。))とあるのは「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の三 (略)

前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 事務所の所在場所

四・八 (略)

九 公告方法

(略)

第八十九条の十一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七條から第十五条まで、第十七條から第二十三條の二まで、第二十四條(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七條まで、第四十七條第一項、第四十八條から第五十三條まで及び第百三十二條から第百四十八條まで並びに会社法第九百三十七條第一項(第一号イに係る部分に限る。))の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、商業登記法第十七條第二項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同条第三項並びに同法第二十條第三項、第四十八條、第四十九條第一項、第五十條第一項及び第四項並びに第百三十八條第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第二十五条第三項、第四十八條第一項、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項から第三項まで、第五十一条第一項、第五十三条並びに第百三十八條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「証券取引法第八十九条の三第二項各号」と、同法第五十三条中「新

第八十九条 (略)

商法第四百二十八條の規定は、証券会員制法人の設立について準用する。この場合において、同条第一項中「株主、取締役又は八監査役」とあるのは、「会員、理事長及理事又八監事」と読み替えるものとする。

第八十九条の三 (略)

(同上)

一・二 (略)

三 事務所

四・八 (略)

九 公告の方法

(略)

第八十九条の十一 証券会員制法人が登記した事項は、登記所において、遅滞なく、これを公告しなければならない。

所在地における登記においては「とあるのは、新所在地において証券取引法第八十九条の三第一項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、会社法第九百三十七条第一項中「本店」第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

第九十八条 (略)

・ (略)

第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

第一百条 証券会員制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散の事由の発生
- 二 (略)
- 三 合併(合併により当該証券会員制法人が消滅した場合に限る。)
- 四 八 (略)

第一百条の四 証券会員制法人の清算が終了したときは、第一百条の七第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

第一百条の六 第一百条の四の規定による登記の申請書には、清算人が次条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第一百条の七 民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八

第八十九条の十二 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条から第五条まで、第七号から第十五号まで、第十七号から第二十三号の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五号、第二十六号、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第七号から第二十号まで並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ六及び第百四十条の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「証券取引法第八十九条の三第二項」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ六中「本店及び支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第九十八条 (略)

・ (略)

第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

第一百条 証券会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 定款で定めた事由の発生
- 二 (略)
- 三 合併
- 四 八 (略)

第一百条の四 証券会員制法人の清算が終了したときは、第一百条の七第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

第一百条の六 第一百条の四の規定による登記の申請書には、清算人が次条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第一百条の七 民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八

条から第八十三条まで並びに会社法第四百九十二条第一項及び第三項、第五百七条（第二項を除く。）、第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十七条第一項及び第四項、第六百五十条第二項、第六百五十五条第一項から第五項まで並びに第六百六十二条から第六百六十四条までの規定は、証券会員制法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「会社法第六百四十七条第一項」と、会社法第四百九十二条第一項中「清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）」とあるのは「清算人」と、同項及び同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第四百九十二条第三項及び第五百七条第三項中「株主総会」とあるのは「総会」と、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「証券取引法第百条第三号」と、同法第六百四十七条第一項第一号中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長及び理事」と、同項第三号中「社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあつては、その社員）の過半数の同意によつて定める」とあるのは「総会の決議によつて選任された」と、同法第六百五十五条第三項中「互選」とあるのは「互選又は総会の決議」と、同条第四項中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長又は理事」と、「社員を」とあるのは「理事長又は理事を定款において」と、「代表する社員が」とあるのは「代表する理事長及び理事（定款でその代表権を制限されている者を除く。）が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（第三十六条から第四十条までの規定は、証券会員制法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

証券会員制法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

商業登記法第七十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

第一百一条の二 会員証券取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

民法第六十九条の規定は、前項の決議について準用する。

第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的である事項のほか、

条から第八十三条まで、商法第二百五条、第二百六条、第二百八条、第二百九条、第三百一条、第四百七条第一項、第四百十九條第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百二十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百六条、第三百七条並びに第三百八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項ニ於テ準用スル商法第四百七条第一項」と、商法第四百七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

第一百一条の二 会員証券取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

前項の総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下この目において「組織変更後株式会社証券取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

会員証券取引所が組織変更をする場合には、当該会員証券取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後株式会社証券取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社証券取引所の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社証券取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称
- 四 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ 組織変更後株式会社証券取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社証券取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合 組織変更後株式会社証券取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員証券取引所の会員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社証券取引所の株式の数（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする会員証券取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社証券取引所が組織変更の際して組織変更をする会員証券取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員証券取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

第百一条の三 組織変更をする会員証券取引所は、前条第一項の総会の会議開催日の五日前から効力発生日の前日までの間、組織変更計画の内容その他の内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

組織変更をする会員証券取引所の会員及び債権者は、当該会員証券取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員証券取引所が定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより

民法第六十九条の規定は、前二項の決議について準用する。

第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

第百一条の三 会員証券取引所の理事長又は理事は、前条第一項の総会の会議開催日の五日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の内閣府令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

会員証券取引所の会員又は債権者は、その事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は会員証券取引所が定めた費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百一条の四 組織変更をする会員証券取引所の債権者は、当該会員証券取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

組織変更をする会員証券取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

債権者が前項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員証券取引所は、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第百一条の五 組織変更後株式会社証券取引所は、効力発生日から六月間、第百一条の第三項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

組織変更後株式会社証券取引所の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社証券取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百一条の六 会員証券取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社証券取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

第百一条の四 商法第百条第一項から第三項までの規定は、組織変更の場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「会社」とあるのは、「会員証券取引所」と読み替えるものとする。

第百一条の五 組織変更後の株式会社証券取引所の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、組織変更の日から六月間、第百一条の第三項の書類及び前条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を本店に備え置かなければならない。

第百一条の第三項の規定は、前項の規定により備え置く書類について準用する。この場合において、第百一条の第三項中「会員証券取引所」とあるのは、「組織変更後の株式会社証券取引所」と、「会員又は」とあるのは、「株主又は」と、「営業時間内」とあるのは、「営業時間内」と読み替えるものとする。

第百一条の六 会員証券取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後の株式会社証券取引所の株式の割当てを受けるものとする。

会社法第二百三十四條第一項（各号を除く。）及び第二項から第五項まで、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十一條、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、「第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

第一百一条の七 組織変更後株式会社証券取引所の資本金として計上すべき額については、内閣府令で定める。

第一百一条の八 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第一百一条の九 会員証券取引所は、第一百一条の六第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社証券取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 この条の規定により発行する株式（以下この目において「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数）
- 二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産をいう。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に關する事項

商法第二百一十條第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六條第一項及び第二百三十二條ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

会員証券取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社証券取引所の株主となる。

第一百一条の七 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社証券取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員証券取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社証券取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

第一百一条の八 組織変更後の株式会社証券取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八條ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

商法第二百八十八條ノ二第五項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第五項中「合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは、「組織変更前ノ会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは、「組織変更前ノ会員証券取引所が基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、「合併後存続スル会社又ハ合併二因り設立シタル会社」とあるのは、「組織変更後ノ株式会社証券取引所」と読み替えるものとする。

第一百一条の九 会員証券取引所は、第一百一条の六第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社証券取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 この項の規定により発行する株式（以下この項において単に「株式」という。）の種類及び数
- 二 株式の発行価額
- 三 株式の発行価額中資本に組み入れない額
- 四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の種類及び数

商法第七十五條（第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号並びに第五項から第八項までを除く。）、第七十六條から第七十九條まで、第八十條、第九十條、第九十條、第九十一條前段、第九十二條、第二百一十二條第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項、

第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ八並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び
第二百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五
条第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第四項、第七十六條、第七十七條第一項、第七十九
條第一項及び第二項並びに第九十二條第四項において準用する同法第百八十六條中「発起人」とある
のは、「會員証券取引所理事長又八理事」と、同法第百七十五條第二項第八号中「第百六十八條ノ二」
とあるのは、「証券取引法第百一条の九第一項」と、同項第九号中「各発起人が引受ケタル」とある
のは、「會員二割当テタル」と、「引受額」とあるのは「発行価額」と、同項第十三号中「取締役若八」と
あるのは「取締役、執行役員若八」と、「第百六十六條第十九項」とあるのは「第百六十六條第十九項（株
式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
」と、同法第百八十九條第一項中「発起人又八取締役」とあるのは、「會員証券取引所理事長若八執行
役員又八取締役」と、同法第百九十二條第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、
並びに同条第三項中「発起人又八取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ會員証券取引所理
事長及理事並びに組織変更当時ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二條ノ二第二項
中「会社設立ニ際シテ八発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テ八定款ニ株主總會ガ之
ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテ八組織変更
計圖書ヲ以テ之ヲ定ム」と、非訟事件手続法第三百二十二條ノ二第一項中「総発起人又八総取締
役」とあるのは「會員証券取引所理事長及び総理事」と読み替へるものとする。

商法第七十三條並びに非訟事件手続法第二百二十六條第一項、第二百二十七條から第二百二十九
條まで、第二百二十九條ノ三及び第二百二十九條ノ四の規定は、組織変更計圖書に第一項第四号
に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十三條第一項中「取
締役八其ノ選任後遅滞ナク第百六十八條第一項」とあるのは「會員証券取引所理事長又八理事八
証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第百六十八條第一項第五号及
第六号」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計
圖書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは「同号」と、同項第二号中「第百六十八條第一項
第五号又八第六号」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「同項第五号又八第
六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第百六十八條第一項第五号又八第六号」とあるのは
「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、
同条第四項中「第百六十八條第一項」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「各
発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ會員証券取引所理事長及各理事並びに現物出資ヲ為
入者」と、同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為入者」と、「同項及び同条第六項中
「定款」とあるのは「定款及組織変更計圖書」と、非訟事件手

続法第二百二十九条第二項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員証券取引所ノ理事長若八理事」と、「取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ）」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同条第三項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員証券取引所ノ理事長若八理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と読み替えるものとする。

商法第七十三条ノ二及び第九十五条の規定は、組織変更後の株式会社証券取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第七十三条ノ二第一項中「前条」とあるのは「証券取引法第一条の九第三項ニ於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第二項中「各発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及各理事」と、同法第九十五条中、第七十三条ノ二又第八百八十四条第一項及第二項とあるのは「証券取引法第一条の九第四項ニ於テ準用スル第七十三条ノ二」と、「発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長又八理事」と、「及発起人」とあるのは「並ニ会員証券取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

第一百一条の十 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を総会に提出した会員証券取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社証券取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

商法第九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第五号又第六号」とあるのは「証券取引法第一条の九第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは「同法第一条の十第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「証券取引法第一条の十第一項」と、同項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

第一百一条の十 会員証券取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 組織変更後株式会社証券取引所の商号
 - 二 前条各号に掲げる事項
 - 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員証券取引所に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数
- 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員証券取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 会員証券取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この目において「申込者」と

いう。)に通知しなければならない。

会員証券取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員証券取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあつて発すれば足りる。

前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

第百一条の十の二 会員証券取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員証券取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

会員証券取引所は、第百一条の九第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

第百一条の十の三 申込者は、会員証券取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

第百一条の十の四 組織変更時発行株式の引受人(第百一条の九第三号の財産)以下この目において「現物出資財産」という。)を給付する者を除く。(は、同条第四号の期日に、会員証券取引所が定めた銀行等(会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。)(の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。)

組織変更時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。(は、第百一条の九第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。)

組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この目において「出資の履行」という。)(をする債務と会員証券取引所に対する債権とを相殺することができない。

出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社証券取引所に対抗することができない。

第百一条の十の二 商法第九十二条ノ一第一項及び第三項の規定は第百一条の九第三項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)(をした者について、同法第九十三条第一項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二条ノ二第一項中「第六十八号又八第六号」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは「会員証券取引所理事長及理事」と読み替えるものとする。

第百一条の九第三項において準用する商法第七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするに注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

第百一条の十五 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日に、出資の履行を行った組織変更時発行株式の株主となる。

(新設)

第百一条の十六 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

(新設)

組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日から一年を経過した後又はその株式について権利行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

第百一条の十七 第百一条の十四第一項の設立の登記後に引受けのない株式があるときは、

(新設)

第百一条の二第一項の総会の決議の当時の会員証券取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社証券取引所の取締役は、共同してこれを引き受けたものとみなす。株式の引受けの申込みが取り消されたときも、同様とする。

第百一条の十四第一項の設立の登記後に払込みのない株式があるときは、第百一条の二第一項の総会の決議の当時の会員証券取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社証券取引所の取締役は、連帯して払込みを行う義務を負う。

会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中、第九十九条第一項第三号とあるのは、「証券取引法第百一条の九第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第一号中、「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中、「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは、「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中、「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは、「会員証券取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中、「第二百九条」とあるのは、「証券取引法第百一条の十五」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一条の十一（略）

前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社証券取引所について次に掲げる事項を記載した組織変更認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 役員の名又は名称及び取引参加者の商号又は名称

前項の組織変更認可申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第一百一条の十二 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後株式会社証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 組織変更後株式会社証券取引所が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 組織変更後株式会社証券取引所が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

一 組織変更後株式会社証券取引所の役員のうち第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二（略）

第一百一条の十三 組織変更をする会員証券取引所は、効力発生日に、株式会社証券取引所となる。

組織変更をする会員証券取引所の会員は、効力発生日に、第一百一条の二第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

前二項の規定は、第一百一条の四の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第一百一条の十四 会員証券取引所が組織変更を行ったときは、効力発生日から主たる事務所及

第一百一条の十一（略）

前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社証券取引所について次に掲げる事項を記載した組織変更認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 役員の名及び取引参加者の商号又は名称

前項の組織変更認可申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第一百一条の十二（同上）

一 組織変更後の株式会社証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 組織変更後の株式会社証券取引所が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 組織変更後の株式会社証券取引所が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

（同上）

一 組織変更後の株式会社証券取引所の役員のうち第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二（略）

第一百一条の十三 次に掲げる株式は、商法第六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第一百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第一百一条の九第一項の規定により組織変更の際に発行する株式

前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

第一百一条の十四 会員証券取引所が組織変更を行ったときは、組織変更の日から主たる事務所

び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社証券取引所の本店については設立の登記、組織変更後株式会社証券取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書類のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書
二 定款

三 組織変更をする会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四 第一百一条の四第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 効力発生日における組織変更をする会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社証券取引所の取締役（組織変更後株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七 組織変更後株式会社証券取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第一項各号に掲げる書面

八 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九 第一百一条の九の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第一百一条の十の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

（1） 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

（2） 第一百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

（3） 第一百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（4） 第一百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の場合について準用する。

第一百一条の十五 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第

及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書
二 定款

三 組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四 第一百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八 第一百一条の九の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第一百一条の九第三項において準用する商法第七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

第一百一条の十五 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴

六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十六号並びに第九百三十七号第三項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、会員証券取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八号第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若しくは社員等」とあるのは、「組織変更をする会員証券取引所の会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。）」と、「組織変更後の会社の株主等、社員等」とあるのは、「組織変更後株式会社証券取引所の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同法第九百三十七号第三項中「各会社の本店」とあるのは、「証券取引所の本店及び支店並びに主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第八百四十条の規定は第百一条の規定により組織変更時発行株式を発行した場合における前項において準用する同法第八百二十八号第一項（第六号に係る部分に限る。）、に規定する組織変更の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第一項、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十三号本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八号第一項の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二条 株式会社証券取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三 (略)

第百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六号ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株会社（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所持株会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

(略)

えをもつてのみ主張することができる。

商法第八十八条、第二百五号第二項及び第三項、第百六条、第百八条から第百十号まで、第百四十九号並びに第四百十五号第二項並びに非訟事件手続法第百三十五号ノ六及び第百四十条の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、商法第二百四十九号第一項及び第四百十五号第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第百二条 株式会社証券取引所の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三 (略)

第百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権（商法第二百一十一号ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六号ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株会社（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所持株会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

(略)

第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

・ (略)

第百四条の二 会社法第三百三十一條第二項ただし書(同法第三百三十五條第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二條第二項(同法第三百三十四條第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第一項及び第四百二條第五項ただし書の規定は、株式会社証券取引所については、適用しない。

第百五条 株式会社証券取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

株式会社証券取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の二 裁判所は、株式会社証券取引所の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

(略)

第百六条の十 (略)

前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

・ (略)

第百六条の十一 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本金の額
- 三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名
- 四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 五 (略)

第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

・ (略)

(新設)

第百五条 株式会社証券取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

株式会社証券取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の二 裁判所は、株式会社証券取引所の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

(略)

第百六条の十 (略)

前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

・ (略)

第百六条の十一 (同上)

- 一 (略)
- 二 資本金の額
- 三 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名
- 四 (新設)
- 五 (略)

・ (略)

第百六条の十二 (略)

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くもの限る。)でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

二 五 (略)

第百六条の二十八 (略)

内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所持株会社に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

・ (略)

第二款 合併

第一目 通則

第百三十六条 会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。この場合において、合併をする証券取引所は、合併契約を締結しなければならない。

前項の場合において、吸収合併(証券取引所が他の証券取引所とする合併であつて、合併により消滅する証券取引所(以下この款において「吸収合併消滅証券取引所」という。)(の権利義務の全部を合併後存続する証券取引所(以下この款において「吸収合併存続証券取引所」という。)(に承継させるものをいう。以下同じ。)(又は新設合併(二以上の証券取引所がする合併であつて、合併により消滅する証券取引所(以下この款において「新設合併消滅証券取引所」という。)(の権利義務の全部を合併により設立する証券取引所(以下この款において「新設合併設立証券取引所」という。)(に承継させるものをいう。以下同じ。)(をする場合には、吸収合併存続証券取引所又は新設合併設立証券取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一 一 二 (略)

(削る)

・ (略)

第百六条の十二 (略)

(同上)

一 認可申請者が株式会社でないとき。

(新設)

(新設)

二 五 (略)

第百六条の二十八 (略)

内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所持株会社に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

・ (略)

第二款 合併

(新設)

第百三十六条 会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。この場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一 一 二 (略)

会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合には、それぞれこの法律及び商法

(削る)

の合併に関する規定に従うものとする。

第百三十七条 会員証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

民法第六十九条の規定は、前項の承認の決議について準用する。

第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(削る)

第百三十八条 会員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書には、合併を行う時期その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

前項の場合において、合併の一方の当事者が株式会社証券取引所であるときは、当該株式会社証券取引所については、商法第四百九条及び第四百十条の規定は、適用しない。

(削る)

第百三十九条 会員証券取引所が株式会社証券取引所と合併を行う場合、当該会員証券取引所の会員は、合併契約書の定めるところにより、合併後の株式会社証券取引所の株式の割当てを受けるものとする。

商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第百三十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

会員証券取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、合併により合併後の株式会社証券取引所の株主となる。

(新設)

第二目 会員証券取引所と会員証券取引所との合併

第百三十七条 会員証券取引所と会員証券取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約

において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する会員証券取引所（以下この款において「吸収合併存続会員証券取引所」という。）及び吸収合併により消滅する会員証券取引所（以下この款において「吸収合併消滅会員証券取引所」という。）の名称及び住所

二 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）（その他内閣府令で定める事項）

第百三十八条 会員証券取引所と会員証券取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約

において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する会員証券取引所（以下この款において「新設合併消滅会員証券取引所」という。）の名称及び住所

(新設)

- 二 新設合併により設立する会員証券取引所（以下この款において「新設合併設立会員証券取引所」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員証券取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立会員証券取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名その他内閣府令で定める事項

第三目 会員証券取引所と株式会社証券取引所との合併

第百三十九条

会員証券取引所と株式会社証券取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する株式会社証券取引所（以下この款において「吸収合併存続株式会社証券取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員証券取引所の名称及び住所
- 二 吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するとき、当該株式等についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社証券取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対する同号の株式等の割当に関する事項
- 四 効力発生日その他内閣府令で定める事項

第百三十九条の二

会員証券取引所と株式会社証券取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅会員証券取引所の名称及び住所並びに新設合併により消滅する株式会社証券取引所（以下この款において「新設合併消滅株式会社証券取引所」という。）の商号及び住所
- 二 新設合併により設立する株式会社証券取引所（以下この款において「新設合併設立株式会社証券取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社証券取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立株式会社証券取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
- 五 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

（新設）

（新設）

（新設）

- イ 新設合併設立株式会社証券取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社証券取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称
- ロ 新設合併設立株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合 新設合併設立株式会社証券取引所の設立に際して監査役となる者の氏名
- 六 新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員証券取引所の会員又は新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社証券取引所の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社証券取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
- 七 新設合併消滅会員証券取引所の会員又は新設合併消滅株式会社証券取引所の株主(新設合併消滅証券取引所を除く。)に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 八 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項
 - イ 当該新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社証券取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 当該新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
 - 一 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社証券取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社証券取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項(新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。)として次に掲げる事項を定めることができる。
 - 二 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社証券取引所の株式の割当てをしなうこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 三 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社証券取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内

容

第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社証券取引所の株主（新設合併消滅証券取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社証券取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四目 会員証券取引所の合併の手続

第三百三十九条の三 吸収合併消滅会員証券取引所は、第三項の総会の日の五日前の日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

吸収合併消滅会員証券取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員証券取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、当該吸収合併消滅会員証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

吸収合併消滅会員証券取引所は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

民法第六十九条の規定は、吸収合併消滅会員証券取引所が前項の決議をする場合について準用する。

第一百一条の四の規定は、吸収合併消滅会員証券取引所について準用する。

吸収合併消滅会員証券取引所が前項において準用する第一百一条の四第一項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第一号に掲げる公告方法（会員証券取引所が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この目において同じ。）によりするときは、前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第一号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

（新設）

（新設）

吸収合併消滅会員証券取引所は、吸収合併存続証券取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。

前項の場合には、吸収合併消滅会員証券取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

第八項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。

第百三十九条の四 吸収合併存続会員証券取引所は、次項の総会の日の五日前の日から効力発

生日後六月を経過する日まで、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

吸収合併存続会員証券取引所は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

民法第六十九条の規定は、吸収合併存続会員証券取引所が前項の決議をする場合について準用する。

第百一条の四の規定は、吸収合併存続会員証券取引所について準用する。

吸収合併存続会員証券取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法によりするときは、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

吸収合併存続会員証券取引所は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員証券取引所が承継した吸収合併消滅会員証券取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

吸収合併存続会員証券取引所は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

吸収合併存続会員証券取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員証券取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示した

（新設）

もの閲覧の請求

四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三百三十九条の五 新設合併消滅会員証券取引所は、第三項の総会の日の十日前の日から新設

合併設立証券取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

新設合併消滅会員証券取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員証券取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

新設合併消滅会員証券取引所は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

民法第六十九条の規定は、新設合併消滅会員証券取引所が前項の決議をする場合について準用する。

第一百一条の四の規定は、新設合併消滅会員証券取引所について準用する。

新設合併消滅会員証券取引所が前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法によりするときは、前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

第三百三十九条の六 第八十八条第一項及び第三項、第八十八条の二並びに第八十九条第二項の

規定は、新設合併設立会員証券取引所の設立については、適用しない。

新設合併設立会員証券取引所の定款は、新設合併消滅会員証券取引所が作成する。

新設合併設立会員証券取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員証券取引所が承継した新設合併消滅会員証券取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しな

(新設)

(新設)

ければならない。

新設合併設立会員証券取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

新設合併設立会員証券取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員証券取引所に対してその事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五目 株式会社証券取引所の合併の手續

第百三十九条の七 吸収合併存続株式会社証券取引所（会員証券取引所と株式会社証券取引所

とが吸収合併する場合における当該吸収合併存続株式会社証券取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

- 一 吸収合併契約について株主総会（種類株主総会を含む。以下この号において同じ。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日
- 二 第百三十九条の十第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日
- 三 第百三十九条の十二の規定による手續をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

吸収合併存続株式会社証券取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社証券取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧

（新設）

（新設）

の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するごとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百三十九条の八 吸収合併存続株式会社証券取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

承継する吸収合併消滅会員証券取引所の資産に吸収合併存続株式会社証券取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、前項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

吸収合併存続株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社証券取引所の株式であるときは、吸収合併は、第百三十九条第二号イの種類株式(譲渡制限株式会社であつて、会社法第百九十九条第四項の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しない場合は、この限りでない。

第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

前項の規定は、第三項の種類株主総会について準用する。

第百三十九条の九 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に對する割合が五分の一(これを下回る割合を吸収合併存続株式会社証券取引所が定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社証券取引所の譲渡制限株式会社である場合であつて、吸収合併存続株式会社証券取引所が公開会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。次条第一項第一号及び第百三十九条の第十五第三項において同じ。)でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社証券取引所の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第百四十一条第二項に規定する一株当たり

(新設)

(新設)

純資産額をいう。)を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続株式会社証券取引所の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社証券取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

第百三十九条の十 吸収合併存続株式会社証券取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主及び新株予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員証券取引所の名称及び住所(第百三十九条の八第二項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。)を通知しなければならない。

次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 吸収合併存続株式会社証券取引所が公開会社である場合

二 吸収合併存続株式会社証券取引所が第百三十九条の八第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合

会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十九条の十一 吸収合併をする場合には、次の各号に掲げる場合における当該各号に定

める株主は、吸収合併存続株式会社証券取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社証券取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四

(新設)

(新設)

号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十九条の十二 吸収合併存続株式会社証券取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社証券取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

吸収合併存続株式会社証券取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員証券取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社証券取引所の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社証券取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法（同法第二十三条第三号に規定する公告方法をいう。）又は電子公告によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社証券取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の規定により社債権者が異議を述べるとは、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができると期間を延長することができる。

前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（新設）

第三百三十九条の十三 吸収合併存続株式会社証券取引所は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社証券取引所が承継した吸収合併消滅会員証券取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

吸収合併存続株式会社証券取引所は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

吸収合併存続株式会社証券取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社証券取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社証券取引所の定められた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三百三十九条の十四 新設合併消滅株式会社証券取引所（会員証券取引所と株式会社証券取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社証券取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次条第一項の株主総会の日から新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

新設合併消滅株式会社証券取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社証券取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、新設合併消滅株式会社証券取引所の定められた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三百三十九条の十五 新設合併消滅株式会社証券取引所は、株主総会の決議によつて、新設合

（新設）

（新設）

（新設）

併契約の承認を受けなければならない。

前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社証券取引所が公開会社である場合において、新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

新設合併消滅株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受けられる種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

第三百三十九条の十六 新設合併消滅株式会社証券取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅証券取引所及び新設合併設立株式会社証券取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十九条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社証

（新設）

（新設）

券取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社証券取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百二十九条の十八 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社証券取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百二十九条の十九 第三百二十九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所について準用する。

第三百二十九条の二十 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九條、第三十一条、第三十九條、第六節及び第四十九條を除く。）の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所の設立については、適用しない。

新設合併設立株式会社証券取引所の定款は、新設合併消滅証券取引所が作成する。

第三百二十九条の二十一 新設合併設立株式会社証券取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社証券取引所が承継した新設合併消滅証券取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

新設合併設立株式会社証券取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

新設合併設立株式会社証券取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社証券取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社証券取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六目 合併の効力の発生等

第四百十条 (略)

前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立する証券取引所(以下この目において「合併後証券取引所」と総称する。)について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の名又は名称及び会員の商号又は名称

前項の合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)、合併後証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

(削る)

第四百十一条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 合併後証券取引所が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 合併後証券取引所が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるもの

(新設)

第四百十条 (略)

前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併による新たな証券取引所(以下「合併後の証券取引所」と総称する。)について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の名及び取引参加者の商号又は名称

前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後の証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているとき、又は定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第四百十一条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後の証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 合併後の証券取引所が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 合併後の証券取引所が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるもの

であること。

四 合併後証券取引所において、合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は会社法第三百三十一條第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第四百二十二条 (略)

吸収合併存続証券取引所は、効力発生日に、吸収合併消滅証券取引所の権利義務(当該吸収合併消滅証券取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第四項において同じ。)を承継する。

吸収合併消滅証券取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

新設合併設立証券取引所は、その成立の日、新設合併消滅証券取引所の権利義務を承継する。

次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社証券取引所若しくは新設合併消滅会員証券取引所の会員又は新設合併消滅株式会社証券取引所の株主は、当該各号に定める事項についての定めに従い、当該各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第三百二十九条第一号イ 同条第三号に掲げる事項

二 第三百二十九条の二第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

合併により消滅する株式会社証券取引所の新株予約権は、効力発生日に消滅する。

合併により消滅した証券取引所の開設していた取引所有価証券市場において成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引であつて決済を結了していないものは、合併後証券取引所の開設する取引所有価証券市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三百二十九条の三五項若しくは第三百二十九条の四第四項において準用する第百一条の

四又は第三百二十九条の十二(第三百二十九条の十九において準用する場合を含む。)の規定

による手続が終了していない場合

二 吸収合併を中止した場合

のであること。

四 合併後の証券取引所において、合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第二十八条の四第一項第九号イからトまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第四百二十二条 (略)

合併後の証券取引所は、合併により消滅した証券取引所の権利義務(当該証券取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

合併により消滅した証券取引所の開設していた取引所有価証券市場において成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引であつて決済を結了していないものは、合併後の証券取引所の開設する取引所有価証券市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

(新設)

第四百三十三條 会社法第二百三十四條第一項から第五項まで、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十一條、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第三百三十六條第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四百四十四條 会社法第二百十九條第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十條並びに第二百九十三條第一項（第三号に係る部分に限る。）、及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第九百四十條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併証券株式会社証券取引所が電子公告により前項において準用する同法第二百十九條第一項又は

第四百三十三條 商法第五十六條第三項、第九十八條第二項、第二百一十條、第四百八條ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二條、第四百十四條第一項、第四百十四條ノ二及び第四百十五條並びに非訟事件手続法第三百三十五條ノ八の規定は、第三百三十六條第一項各号に掲げる場合における会員登録証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六條第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは、「各会員登録証券取引所ノ代表者」と、同法第二百一十條中「前条」とあるのは、「証券取引法第四百三十三條ニ於テ準用スル商法第四百十四條第一項」と、同法第四百八條ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前」とあるのは、「理事長及理事ハ証券取引法第三百三十七條第一項ノ總會ノ會議開催日ノ五日前」と、「左に掲グルモノ」とあるのは、「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、「同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは、「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは、「事業時間」と、「第一項に掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「第一項に掲グル書面」と、同法第四百十二條第一項中「第四百八條第一項」とあるのは、「証券取引法第三百三十七條第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは、「述ブベキ旨」と、「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは、「二掲ゲテ」と、同法第四百十四條第一項中「会社ガ」とあるのは、「会員登録証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、「支店」とあるのは、「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは、「存続スル会員登録証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは、「消滅スル会員登録証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは、「設立シタル会員登録証券取引所」と、「第八十八條」とあるのは、「証券取引法第八十九條の三」と、同法第四百十四條ノ二第一項中「取締役」とあるのは、「理事長及理事」と、「第四百十二條」とあるのは、「証券取引法第四百三十三條ニ於テ準用スル第四百十二條」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは、「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同条第三項中「第四百八條ノ二第三項」とあるのは、「証券取引法第四百三十三條ニ於テ準用スル第四百八條ノ二第三項（第三号及第四号ヲ除ク）」と、同法第四百十五條第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

第四百四十四條 商業登記法第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條、第九十條第一項（第五号、第七号及び第八号を除く。）、及び第九十一條第一項並びに非訟事件手続法第三百三十五條ノ七及び第四百四十條の規定は、第三百三十六條第二項各号の場合における合併による会員登録証券取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六條中「商号及び本店」とあるのは、「名称及び主たる事務所」と、同法第六十九條及び第七十條中「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第九十條第一項第二号中「消滅会社の株主總會

第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)(及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により前項において準用する同法第二百二十条第一項)前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百四十五条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。)(、第八十一条(第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。)(、第八十二条及び第八十三条の規定は、第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員証券取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中、「商号及び本店」とあるのは、「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第三号及び第八号並びに第八十一条第八号中、「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは、「日刊新聞紙」と、同法第八十条第四号中、「資本金の額」とあるのは、「出資の総額」と、同法第五号及び同法第八十一条第五号中、「本店」とあるのは、「事務所」と、同法第八十条第七号中、「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、

総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは、「吸収合併をする会員証券取引所の合併総会の議事録」と、同法第八号及び同法第八十一条第八号中、「株式会社又は合同会社」とあるのは、「会員証券取引所」と、同法中、「次の書面」とあるのは、「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中、「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは、「新設合併消滅会員証券取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から

会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは、「合併を行う各会員証券取引所の合併総会の議事録」と、同項第三号中、「商法第百条第一項(同法第四百七条において準用する場合を含む。)(の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項本文(有有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)(とあるのは、「証券取引法第四百二十条において準用する商法第四百十二条第一項本文」と、商法第四百十二条第一項ただし書(有有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした」とあるのは、「公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該」と、同項第四号中、「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは、「合併により消滅する会員証券取引所(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)(の登記事項証明書」と、同項第六号中、「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項に規定する限度額を証する書面」とあるのは、「合併に際して証券取引法第八十九条の第三項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一項第一号中、「前条第一項第一号から第五号まで」とあるのは、「証券取引法第四百四十四条において準用する商業登記法第九十条第一項第一号から第四号まで」と、同項第二号中、「第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは、「第八十条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中、「商法第四百十三条ノ二第二項」とあるのは、「証券取引法第八十九条の第三項第五号」と読み替えるものとする。

第四百四十五条 第三百三十六条第二項第二号に掲げる場合における株式会社証券取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第五項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項並びに第四百十四条ノ二の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中、「消滅シタル会社」とあるのは、「消滅シタル会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは、「其ノ会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは、「其ノ会員証券取引所」と、「株主」とあるのは、「会員」と、同法第六項中、「第一項第五号」とあるのは、「証券取引法第四百四十五条ノ二依り読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは、「会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは、「合併二因リ消滅シタル会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項、第二項及び第四項中、「消滅スル会社」とあるのは、「消滅スル会員証券取引所」と、「株主」とあるのは、「会員」と、同項中、「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、同法第四百十四条第一項中、「消滅スル会社」とあるのは、「消滅スル会員証券取引所」と、同法第四百十四条ノ二第一項中、「消滅シタル会社」とあるのは、「消滅シタル会員証券取引所」とする。

第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第三百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員証券取引所及び株式会社証券取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員証券取引所の合併総会の議事録」と、同法第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員証券取引所」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所又は本店」と、同法第七号中「新設合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員証券取引所の合併総会の議事録」と、同法第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員証券取引所又は株式会社証券取引所」と、同法第八十三条第二項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅証券取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百四十六条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、第三百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあっては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあっては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」若しくは株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあっては株主、取締役、監査役又は清

第四百四十六条 第三百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同項第四号中「第六十七号第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」とする。

第三百三十六条第二項第一号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「証券取引法第四百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第一項に規定する額」とあるのは「証券取引法第四百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とする。

算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この号において同じ。)と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは「本店(会員証券取引所にあつては、主たる事務所及び従たる事務所)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百七条 (略)

株式会社証券取引所が会員証券取引所から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該会員証券取引所を会社とみなして、会社法第四百六十七条及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条及び同条に係る同法の規定を適用する。

第二百五十六条の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営んではならない。

第二百五十六条の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本金の額
- 三 (略)
- 四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名
- 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 六 (略)

第二百五十六条の四 (略)

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

- 一 免許申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないとき。
 - イ 取締役会
 - ロ 監査役又は委員会
- 二・三 (略)
- 四 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。
- 五 (略)

第四百七条 (略)

株式会社証券取引所が会員証券取引所から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該会員証券取引所を会社とみなして、商法第二百四十五条及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条及び同条に係る同法の規定を適用する。

第二百五十六条の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第二百五十六条の三 (同上)

- 一 (略)
- 二 資本金の額
- 三 (略)
- 四 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名(新設)
- 五 (略)

第二百五十六条の四 (略)

(同上)

一 免許申請者が株式会社でないとき。

- (新設)
- (新設)
- 二・三 (略)
- 四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。
- 五 (略)

第一百五十六条の八 証券取引清算機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない

第一百五十六条の十一の二 証券取引清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行った対象取引の相手方から有価証券債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する証券取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

（略）

第一百五十六条の十四 第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項及び第四百一条第五項ただし書の規定は、証券取引清算機関については、適用しない。

第一百五十六条の二十三 証券金融会社は、資本金の額が次条第一項に規定する業務を行うため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。

第一百五十六条の二十四 （略）

前項の免許を受けようとする株式会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大

第一百五十六条の八 証券取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない

第一百五十六条の十一の二 証券取引清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行った対象取引の相手方から有価証券債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する証券取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

（略）

第一百五十六条の十四 第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

（新設）

第一百五十六条の二十三 証券金融会社は、資本金の額が次条第一項に規定する業務を行うため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。

第一百五十六条の二十四 （略）

（同上）

臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び資本の額
- 二 (略)
- 三 役員の名又は名称
- ・ (略)

第二百五十六条の二十五 (略)

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

- 一 免許申請者が資本の額が第二百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。
- 二 免許申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないとき。
 - イ 取締役会
 - ロ 監査役又は委員会
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。
- 六 (略)

第二百五十六条の二十八 証券金融会社は、第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務の内容若しくは方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

証券金融会社は、金銭若しくは有価証券の貸付け(第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務に係るものに限る。)の条件を決定若しくは変更しようとするとき、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二百五十六条の三十 (略)

会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百一条第五項ただし書の規定は、証券金融会社については、適用しない。

- 一 商号及び資本の額
- 二 (略)
- 三 役員の名
- ・ (略)

第二百五十六条の二十五 (略)

(同上)

- 一 免許申請者が資本の額が第二百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。
- (新設)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。
- 五 (略)

第二百五十六条の二十八 証券金融会社は、第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務の内容若しくは方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

証券金融会社は、金銭若しくは有価証券の貸付け(第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務に係るものに限る。)の条件を決定若しくは変更しようとするとき、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二百五十六条の三十 (略)

(新設)

第五百五十六条の三十一 第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券金融会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

(略)

第五百五十六条の三十五 証券金融会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五百五十六条の三十六 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 (略)

二 証券金融会社を当事者とする合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け

第六十二条の二 内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券(以下この条において「上場等株券」という。)の発行者である会社が行う会社法第百五十六条第一項(同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第百七十九条第二項若しくは第百九十九条第一項(処分する自己株式を引き受ける者を募集しようとする場合に限る。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該会社が外国会社である場合に限る。)による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は証券会社若しくは許可外国証券業者が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第六十六条 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実(当該上場会社等の子会社に係る会社関係者)当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。)については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。
()を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「売買等」という。)をしては

第五百五十六条の三十一 第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券金融会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

(略)

第五百五十六条の三十五 証券金融会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五百五十六条の三十六 (同上)

一 (略)

二 証券金融会社を当事者とする合併、分割又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け

第六十二条の二 内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券(以下この条において「上場等株券」という。)の発行者である会社が行う商法第二百十條、第二百一十一條若しくは第二百一十一條ノ三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該会社が外国会社である場合に限る。)による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は証券会社若しくは許可外国証券業者が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第六十六条 (同上)

ならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについて、同様とする。

一 当該上場会社等(当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。)(の役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。))の者の職務に關し知つたとき。

二 当該上場会社等の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員(これらの株主、普通出資者又は社員が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。))であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)) 当該権利の行使に關し知つたとき。

三(五) (略)

前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。))をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。))に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 会社法第九十九条第一項に規定する株式会社若しくはその処分する自己株式を引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。)(の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定(当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。))によるものを含む。))又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

ロ 資本金の額の減少
八 資本準備金又は利益準備金の額の減少

二 会社法第五十六條第一項(同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)(の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得

ホ 株式無償割当て

ヘ 株式(優先出資法に規定する優先出資を含む。)(の分割

一 当該上場会社等(当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。)(の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。))の者の職務に關し知つたとき。

二 当該上場会社等の商法第二百九十三條ノ六第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者、商法第二百九十三條ノ八第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十四條ノ三に定める権利を有する社員(これらの株主、普通出資者又は社員が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。))であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)) 当該権利の行使に關し知つたとき。

三(五) (略)
(同上)

一 (同上)

イ 株式(優先出資法に規定する優先出資を含む。))において同じ。)(、新株予約権及び新株予約権付社債の発行

ロ 資本の減少
八 資本準備金又は利益準備金の減少

二 商法第二百十條若しくは第二百十一條ノ三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。))による自己の株式の取得

ホ 商法第二百十一條の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による自己の株式の処分

ヘ 株式の分割

ト 剰余金の配当

チ〜ル (略)

ヲ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

ワ〜ヨ (略)

二 (略)

三 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益(以下この条において「売上高等」という。)(若しくは第一号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)(が生じたこと。

四 (略)

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)(に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ〜二 (略)

ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

ヘ〜チ (略)

六〜八 (略)

(略)

第一項、第二項第一号、第三号、第五号及び第七号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社(子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。)(により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第二十五条第一項に規定する書類(同項第七号に掲げる書類を除く。)(にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいふ。

(略)

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

ト 利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配(その一株若しくは一口当たりの額又は方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。)(

チ〜ル (略)

ヲ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

ワ〜ヨ (略)

二 (略)

三 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益(以下この条において「売上高等」という。)(若しくは第一号トに規定する配当若しくは分配又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)(が生じたこと。

四 (略)

五 (同上)

イ〜二 (略)

ホ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

ヘ〜チ (略)

六〜八 (略)

(略)

第一項、第二項第一号、第三号、第五号及び第七号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社(子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。)(により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第二十五条第一項に規定する書類(同項第七号に掲げる書類を除く。)(にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいふ。

(略)

(同上)

一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権利（優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を含む。）を有する者が当該権利を行使することにより株券（優先出資法に規定する優先出資証券を含む。）を取得する場合

二・二の二（略）

三 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合

四の二 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の会社法第百五十六条第一項の規定による株主総会若しくは取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「株主総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該株主総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該株主総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該株主総会決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二條第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合）当該自己の株式の取得以外の同法第百五十六条第一項の規定又はこれらに相当する外国の

一 新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が当該新株引受権を行使することにより株券（優先出資法に規定する優先出資証券を含む。）を取得する場合

二・二の二（略）

三 商法第二百四十五条第二項、第二百四十五条第三項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項（同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第五項、第三百七十四条第三項（同法第三百七十四条第三十一第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条第二十三第五項、第四百八条第三項若しくは第四百十三条第三項第五項若しくは有限会社法第六十四条第二項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合

四の二 商法第二百十條若しくは第二百一十一條の三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十條第一項の規定による定時総会の決議若しくは第二百一十一條第三項に規定する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「定時総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該定時総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該定時総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該定時総会決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二條第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合）当該自己の株式の取得以外の商法第二百十條若しくは第二百一十一條の三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得につい

法令の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。()を除く。
五〇八 (略)

第六十七條 次の各号に掲げる者(以下この条において「公開買付者等関係者」という。)

であつて、第二十七條の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの(以下この条において「上場等株券等」という。)(同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。))若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付け(以下この条において「公開買付け等」という。)(をする者(以下この条において「公開買付者等」という。))の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券(以下この条において「特定株券等」という。))又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連株券等」という。))に係る買付け等(特定株券等又は関連株券等(以下この条において「株券等」という。))の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)(をしなければならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等(株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)(をしなければならず、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 (略)

二 当該公開買付者等の会社法第四百三十三條第一項に定める権利を有する株主又は同条第三項に定める権利を有する社員(当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)(当該権利の行使に關し知つたとき。

三〇五 (略)

(略)

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 会社法第二百二條第一項第一号に規定する権利を有する者が当該権利を行使することにより株券を取得する場合

て、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。()を除く。
五〇八 (略)

第六十七條 (同上)

一 (略)

二 当該公開買付者等の商法第二百九十三條ノ六第一項若しくは第二百九十三條ノ八第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法第四十四條ノ三に定める権利を有する社員(当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)(当該権利の行使に關し知つたとき。

三〇五 (略)

(同上)

一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合

二・二の二 (略)

三 会社法第百六十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請(当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものを(委員会設置会社にあつては、執行役の決定したものを含む。)に限る。)に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等(上場等株券等の売買に係るオプションを含む。以下この号において同じ。)の買付け等をする場合(当該公開買付者等に当該上場等株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場等株券等の買付け等をする場合に限る。)

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請(委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)

()に基づいて当該上場等株券等(上場等株券等の売買に係るオプションを含む。)の買付け等をする場合

六〇八 (略)

第百七十一条 有価証券の不特定多数者向け勧誘等(第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他内閣府令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において同じ。)

()をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ多数の者に対して、当該有価証券に関し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問わず、一定の額(一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この条において同じ。)

()又はこれを超える額の金銭(処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。)

()の供与が行われる旨の表示(当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。)

()をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

第百九十三条の二 (略)

前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四

二・二の二 (略)

三 商法第二百四十五条ノ二第一項、第二百四十五条ノ五第三項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項(同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百五十八条第五項、第三百七十四条ノ三第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)、第三百七十四条ノ二十三第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項若しくは有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請(当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものを(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定したものを含む。)に限る。)に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等(上場等株券等の売買に係るオプションを含む。以下この号において同じ。)の買付け等をする場合(当該公開買付者等に当該上場等株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場等株券等の買付け等をする場合に限る。)

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)

()に基づいて当該上場等株券等(上場等株券等の売買に係るオプションを含む。)の買付け等をする場合

六〇八 (略)

第百七十一条 有価証券の不特定多数者向け勧誘等(第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他内閣府令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において同じ。)

()をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ多数の者に対して、当該有価証券に関し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問わず、一定の額(一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この条において同じ。)

()又はこれを超える額の金銭(処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。)

()の供与(商法第二百九十一条第一項に規定する利息の配当その他内閣府令で定めるものを除く。)

()が行われる旨の表示(当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。)

()をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

第百九十三条の二 (略)

前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四

条(同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第二十四条の二(同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の三(同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)(又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に關して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めて内閣府令で定めるものをいう。)

第九百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一(略)

五 第一百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集(私募を含む。以下この号において同じ。)(を)するに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を使用した会員証券取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。)(又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

六 第一百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員証券取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

七(略)

第九百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一(略)

二 第六条(第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定(第二十四条の六第三項を除く。)(を)第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十四条の七第四項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)(及び第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十四条の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項(第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。)(、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の二十二の二第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し又は送付した者

条(同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第二十四条の二(同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の三(同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)(又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産経理に關して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めて内閣府令で定めるものをいう。)

第九百九十七条 (同上)

一(略)

五 第一百一条の九第一項の規定により発行する株式の募集(私募を含む。以下この号において同じ。)(に)当たり、重要な事項について不実の記載のある株式申込証の用紙、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書を使用した会員証券取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。)(又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

六 第一百一条の九第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員証券取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

七(略)

第九百九十八条 (同上)

一(略)

二 第六条(第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定(第二十四条の六第四項を除く。)(を)第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十四条の七第四項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)(及び第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十七条の三第四項(第二十七条の八第六項(第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。)(、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の二十二の二第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し又は送付した者

三二五 (略)

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条の十第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第四項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七十四 (略)

(削る)

十五 第一百一条の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。)(若しくは検査役又は株式会社証券取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

十六十九 (略)

第九十八條の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第九十七條第一項第七号若しくは第二項又は前条第十八号の罪の犯罪行為により得た財産

二 (略)

三二五 (略)

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項から第三項までの規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条の十第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第四項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七十四 (略)

十五 第一百一条の七第一項の純資産額について内閣総理大臣又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。)(次号において同じ。)

十六 第一百一条の九第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第一項第四号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員若しくは検査役又は株式会社証券取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

十七二十 (略)

第九十八條の二 (同上)

一 第九十七條第一項第七号若しくは第二項又は前条第十九号の罪の犯罪行為により得た財産

二 (略)

本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第一百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、第一百九十八条の三、第一百九十八条の三の二又は第一百九十八条の四 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 (略)

五 第一百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第一百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三(第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。)、第二百五条、第二百五条の二又は前条(第五号から第七号までを除く。)、各本条の罰金刑
(略)

第二百七条の二 第一百九十七条第一項第六号、第一百九十八条第十五号又は第二百三条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七条の三 証券取引所又は証券取引所持株会社の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。)(は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第一百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

二 第一百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

(削る)

三 (略)

四 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者(外国証券業者に関する法律第九条第九号に規定する国内における代表者をいう。)、証券業協会の役員(仮理事を含む。)(若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員(仮理事及び仮監事を含む。)(若しくは清算人、証券取引所の役員(仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。)(代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者

一 (略)

二 第一百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十九号、第一百九十八条の三、第一百九十八条の三の二又は第一百九十八条の四 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 (略)

五 第一百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第一百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十八号若しくは第二十号、第二百条の三(第一号、第二号、第五号、第七号、第九号及び第十号を除く。)、第二百五条、第二百五条の二又は前条(第五号から第七号までを除く。)、各本条の罰金刑
(略)

第二百七条の二 第一百九十七条第一項第六号又は第一百九十八条第十六号に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七条の三 証券取引所又は証券取引所持株会社の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。)(は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第一百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

二 第一百一条の九第二項において準用する商法第七十五条第二項の規定に違反して株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき

三 第一百一条の九第二項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

四 (略)

五 (略)

第二百八条 (同上)

若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一〇十五（略）

十六 証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十七 第八十九条において準用する民法第五十一条、第一百条の第三項、第一百条の第五項、第三百三十九条の第三項、第三百三十九条の第四項若しくは第八項、第三百三十九条の第五項、第三百三十九条の第六項、第三百三十九条の第七項、第三百三十九条の第十三項、第三百三十九条の第十四項又は第三百三十九条の第二十一項の規定に違反してこれらの規定に定める書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。

十八 第一百条の第七項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項、第一百条の第四項（第三百三十九条の第三項、第三百三十九条の第四項又は第三百三十九条の第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十九条の第三項、第三百三十九条の第十項、第三百三十九条の第十二項（第三百三十九条の十九項において準用する場合を含む。）、若しくは第三百三十九条の第十六項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十九（略）

二十 第一百条の七第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十一（略）

二十二 第一百条の第三項、第一百条の第五項、第三百三十九条の第三項、第三百三十九条の第九項、第三百三十九条の第五項、第三百三十九条の第六項、第三百三十九条の第七項、第三百三十九条の第十三項、第三百三十九条の第十四項又は第三百三十九条の第二十一項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十三 第一百条の四（第三百三十九条の第五項、第三百三十九条の第四項及び第三百三十九条の第五項において準用する場合を含む。）又は第三百三十九条の十二（第三百三十九条の十九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十四（略）

一〇十五（略）

十六 証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十七 第八十九条において準用する民法第五十一条、第一百条の第三項、第一百条の第五項又は第四百三十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百三十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十八 第一百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十九（略）

二十 第一百条の七第一項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十一（略）

二十二 第一百条の第三項（第一百条の第五項において準用する場合を含む。）又は第四百三十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）、同法第四百三十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十三 第一百条の四において準用する商法第一百条第一項から第三項までの規定又は第四百三十三条において準用する同法第四百三十一条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十四（略）

改正案

現行

（欠格条項）
 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

（欠格条項）
 第四条（同上）

- 一（略）
- 二 この法律若しくは証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条若しくは第百九十八条の規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成十七年法律第 号）第百六十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
- 三 八（略）

- 一（略）
- 二 この法律若しくは証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条若しくは第百九十八条の規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十四条の罪、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第百二十八条の罪、保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十九条の罪若しくは資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百四十七条の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
- 三 八（略）

（公認会計士試験の試験科目等）
 第八条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

（公認会計士試験の試験科目等）
 第八条（同上）

- 一 三（略）
- 四 企業法（会社法）その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。
- 2 4（略）

- 一 三（略）
- 四 企業法（商法）その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。
- 2 4（略）

（大会社等に係る業務の制限の特例）
 第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第

（大会社等に係る業務の制限の特例）
 第二十四条の二（同上）

二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 会計監査人設置会社（資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

一 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない株式会社（資本金の額、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

二 六（略）

二 六（略）

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（営業年度、事業年度その他これらに

をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務（第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一の三において同じ。）を行つた場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（設立の手続）

第三十四条の七（略）

2 会社法第三十条第一項の規定は、監査法人の定款について準用する。

3（略）

（定款の変更）

第三十四条の十 監査法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

2（略）

（法人の代表）

第三十四条の十三（略）

2（略）

3 監査法人を代表する社員は、監査法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（社員の責任）

第三十四条の十五（略）

2、6（略）

7 会社法第六百十二条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務については、この限りでない。

準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務（第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一の三において同じ。）を行つた場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（設立の手続）

第三十四条の七（略）

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十七条の規定は、監査法人の定款について準用する。

3（略）

（定款の変更）

第三十四条の十（新設）

1（略）

（法人の代表）

第三十四条の十三（略）

2（略）

（新設）

（新設）

（社員の責任）

第三十四条の十五（略）

2、6（略）

7 商法第九十三条の規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項の場合において、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなつた監査法人の債務については、準用しない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第三十四条の十の六 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて監査法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

2| 監査法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、監査法人に生じた損害の額と推定する。

(会計の原則)

第三十四条の十五の二 監査法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従ふものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第三十四条の十五の三 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2| 監査法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその業務に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第三十四条の十五の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財務諸表等の作成等)

第三十四条の十六 監査法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2| (略)

3| 前項の書類は、電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)をもつて作成し、又は提出することができる。

4| 監査法人は、第二項の書類を作成したときから十年間、これを保存しなければならない。

(新設)

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ない、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(財務諸表等の作成及び提出)
第三十四条の十六 (新設)

1| (略)

(新設)

(新設)

(貸借対照表等の提出命令)

第三十四条の十六の二 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、前条第二項の書類(業務報告書を除く。)の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 四 (略)
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 (略)
- 2・3 (略)

(合併)

第三十四条の十九 (略)

- 2 合併は、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が、その主たる事務所所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。
- 3 監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する監査法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に関し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(債権者の異議等)

第三十四条の二十 合併をする監査法人の債権者は、当該監査法人に対し、合併について異議を述べることができる。

- 2 合併をする監査法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する監査法人及び合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、合併をする監査法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項

(新設)

(解散)

第三十四条の十八 (同上)

- 一 四 (略)
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 (略)
- 2・3 (略)

(合併)

第三十四条の十九 (略)

- 2 合併は、合併後存続する監査法人又は合併によつて設立した監査法人が、その主たる事務所所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。
- 3 監査法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併によつて設立した監査法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 合併後存続する監査法人又は合併により設立された監査法人は、当該合併により消滅した監査法人の権利義務(当該監査法人が行うその業務に関し、行政庁の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第三十四条の二十 削除

第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする監査法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、監査法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

第三十四条の二十二 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

第三十四条の二十二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百八条、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は監査法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十

（新設）

第三十四条の二十二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第三百四十四条から第三百五十五条ノ五まで、第三百五十五条ノ八、第三百三十六条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、監査法人について準用する。

（民法の準用等）

第三十四条の二十二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第三百四十四条から第三百五十五条ノ五まで、第三百五十五条ノ八、第三百三十六条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、監査法人について準用する。

二条までの規定は監査法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十四第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の五」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号下）に規定する場合であつて当該

2 商法第三十二条から第三十三条ノ二まで、第三十五条及び第三十六条の規定は監査法人の帳簿その他の資料について、同法第五十八条及び第五十九条の規定は監査法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第六十八條、第六十九條、第七十二條、第七十三條、第七十四條第一項及び第三項並びに第七十五條の規定は、監査法人の内部の關係について準用する。この場合において、同法第七十四條第一項中「前項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)(、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、監査法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條(第二十一号に係る部分に限る。)(、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号)に規定する場合にあつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 (略)

4 商法第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、監査法人の外部の関係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)(並びに第八十七条から第九十二条までの規定は、監査法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四」と読み替えるものとする。

6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百四条から第百六条まで並びに第百九条から第百十一条までの規定は監査法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は監査法人がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の二十二第六項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項(第百四十七條において準用する場合を含む。)(又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の二十二第六項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは、「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の二十二第六項において準用する第四百六十二條」と読み替えるものとする。

7 商法第百十六條から第百十九條まで、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十二條まで、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、監査法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七條第二項及び第百二十二條中「第九十四條第四号又八第六号」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の十八第一項第五号若八第六号又八第二項」と、商法第百四十五條第一項中「第八十條」とあるのは、「公認会計士法第三十四條の十の五」と読み替えるものとする。

8 (略)

第五十三條の二 第三十四條の二十第六項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三十四條の二十第六項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第三十四條の二十第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十五條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 定款又は第三十四條の十五の三第一項の会計帳簿若しくは第三十四條の十六第一項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 三 第三十四條の十六第一項又は第三項の規定に違反して書類若しくは電磁的記録の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をして提出したとき。
- 四 第三十四條の二十第一項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 五 第三十四條の二十第六項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 六 第三十四條の二十二第二項において準用する会社法第六百五十六條第一項の規定に違反

第五十三條の二 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十四條の十六の規定に違反して書類の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。
- 三 第三十四條の二十二第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 四 定款又は第三十四條の二十二第二項において準用する商法第三十二條第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第一百條第一項又は第三項（同法第一百七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 六 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 七 第三十四條の二十二第七項において準用する商法第二百三十一條の規定に違反して財産を分配したとき。

第五十五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第三十四條の二十二第六項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

八 第三十四条の二十二第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

改正案

現行

（設立の登記等）
 第十六条（略）

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一・二（略）
- 三 事務所のある場所

四～六（略）

七 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

3・4（略）

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第二十二條 削除

（民法の準用）

第二十三条 民法第三十八条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第四十八条、第五十条から第五十四条まで、第五十八条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条から第八十三条までの規定は、料率団体について準用する。この場合において、同法第七十七条第一項中、「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは、「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

（非訟事件手続法の準用）

第二十四条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項の規定は料率団体の解散及び清算の監督について、同法第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定は料率団体の清算人について、同法第二百二十二条の規定は料率団体の解散の登記について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の登記等）
 第十六条（略）

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一・二（略）
- 三 事務所

四～六（略）

七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

3・4（略）

（理事の職務執行停止等の登記）

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（登記事項の公告）

第二十二條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（民法の準用）

第二十三条 民法第三十八条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第四十八条、第五十条から第五十四条まで、第五十八条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条から第八十三条までの規定は、料率団体にこれを準用する。この場合において、同法第七十七条第一項中、「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは、「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

（非訟事件手続法の準用）

第二十四条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十二条、第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条の規定は、料率団体にこれを準用する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、この法律の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第百七条から第百二十条までの規定は、この法律の規定による登記にこれを準用する。この場合において、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第一項」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（会社法の規定を準用する場合の読替え）

第三条の二 この法律の規定において会社法（平成十七年法律第 号）の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「会社」とあり、「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）」と、「会計監査人設置会社」とあるのは「特定信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。）」「と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「子会社」とあるのは「子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社その他信用協同組合等がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。）」「と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

（信用協同組合等の子会社の定義）

第四条 この法律（前条を除く。）において「子会社」とは、信用協同組合等がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権）（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第四条の五までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。（の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、信用協同組合等及びその一若しくは二以上の子会社又は当該信用協同組合等の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該信用協同組合等の子会社とみなす。

2 (略)

（信用協同組合の子会社の範囲等）

第四条の二 (略)

2 (略)

3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社（以下この条におい

（新設）

（信用協同組合等の子会社の定義）

第四条 次条から第四条の五まで、第五条の三、第五条の五第五項及び第十二条第一項において「子会社」とは、信用協同組合等がその総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権）（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条から第四条の五までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。（の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、信用協同組合等及びその一若しくは二以上の子会社又は当該信用協同組合等の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該信用協同組合等の子会社とみなす。

2 (略)

（信用協同組合の子会社の範囲等）

第四条の二 (略)

2 (略)

3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社（以下この条におい

て「認可対象会社」という。(を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五條第一項(認可)の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。)

4～8 (略)

(信用協同組合等による議決権の取得等の制限)

第四条の三 (略)

2・3 (略)

4 信用協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、信用協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その事業の譲受けをした日

二 中小企業等協同組合法第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項(認可)の認可を受けて当該信用協同組合が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該信用協同組合が存続する場合に限る。)。その合併をした日

5～8 (略)

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 (略)

2 (略)

3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営

て「認可対象会社」という。(を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六條第一項(認可)の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。)

4～8 (略)

(信用協同組合等による議決権の取得等の制限)

第四条の三 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その事業又は営業の譲受けをした日

二 中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項(認可)の認可を受けて当該信用協同組合が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該信用協同組合が存続する場合に限る。)。その合併をした日

5～8 (略)

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 (略)

2 (略)

3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を

んでいる会社に限る。) を除く。次項において「認可対象会社」という。) を子会社としよ
うとするときは、同法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定により事業の譲受
け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければな
らない。

4～7 (略)

(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)

第四条の五 (略)

2 (略)

3 第四条の三第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用協同組合連合会について準用
する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の五第一項」と、「国
内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会
社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。)の議決権をその基準議決権数(同条第一項
に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。) 」と、同条第
四項中「第一項の規定」とあるのは「第四条の五第一項の規定」と、「中小企業等協同組合
法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業」とあるのは「次条第三項又は中小企業等協同
組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社と
したとき又は事業」と、「その事業」とあるのは「その子会社とした日又はその事業」と、
「中小企業等協同組合法第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条
第一項(認可)」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十六条第一項」と、同条第八項中
「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第四条の五第一項及び第二項」と読み
替えるものとする。

(役員等の兼職の禁止)

第五条の二 信用協同組合等を代表する理事及び信用協同組合等の常務に従事する役員(役員
が法人であるときは、その職務を行うべき者)は中小企業等協同組合法第三十七条第二項の
規定に定めるところによるほか、信用協同組合等の参事は同法第四十四条第二項において準
用する会社法第十二条第一項の規定にかかわらず、他の信用協同組合等若しくは法人の常務
に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、こ
の限りでない。

2 (略)

(監事の員数等)

第五条の三 次の各号に掲げる信用協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法第三十五条
第二項の規定にかかわらず、監事の定数は二人以上とし、かつ、その監事のうち一人以上は
、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該信用協同組合等の理事若

営んでいる会社に限る。) を除く。次項において「認可対象会社」という。) を子会社とし
ようとするときは、同法第五十七条の三第三項又は第六十六条第三項の規定により事業若し
くは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を
受けなければならない。

4～7 (略)

(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)

第四条の五 (略)

2 (略)

3 第四条の三第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用協同組合連合会について準用
する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の五第一項」と、「国
内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会
社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。)の議決権をその基準議決権数(同条第一項
に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。) 」と、同条第
四項中「第一項の規定」とあるのは「第四条の五第一項の規定」と、「中小企業等協同組合
法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは「次条第三項又は中小企業等
協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会
社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは「その子会社とした日又
はその事業若しくは」と、「中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及
び転換に関する法律第六条第一項(認可)」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十三条
第三項」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第四条の五
第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(役員等の兼職の禁止)

第五条の二 信用協同組合等を代表する理事及び信用協同組合等の常務に従事する役員は中小
企業等協同組合法第三十七条第二項の規定に定めるところによるほか、信用協同組合等の参
事は同法第四十四条第二項において準用する商法第四十一条第一項の規定にかかわらず、他
の信用協同組合等若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内
閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

(監事の員数等)

第五条の三 次の各号に掲げる信用協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法第三十五条
第二項の規定にかかわらず、監事の定数は二人以上とし、かつ、その監事のうち一人以上は
、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該信用協同組合等の理事若

しくは使用人又は当該信用協同組合等の子会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 信用協同組合（政令で定める規模に達しない信用協同組合又はその預金及び定期積金の総額に占める中小企業等協同組合法第九条の八第二項第四号の事業に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第五条の八第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る信用協同組合を除く。） 当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人

二（略）

（役員資格等）

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十九号（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第五百四十九号（詐欺更生罪）、第五百五十号（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二号から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七号（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第二百五十五号（詐欺再生罪）、第二百五十六号（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八号から第二百六十号まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（第六十五号（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六号（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八号（贈賄罪）若しくは第六十九号（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）（第二百六十五号（詐欺破産罪）、第二百六十六号（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八号か

しくは使用人又は当該信用協同組合等の子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 信用協同組合（政令で定める規模に達しない信用協同組合又はその預金及び定期積金の総額に占める中小企業等協同組合法第九条の八第二項第四号の事業に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第五条の五第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る信用協同組合を除く。） 当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人

二（略）

（決算関係書類の作成、備付け、閲覧等）

第五条の四 信用協同組合等の理事は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、信用協同組合等の監事の監査を受けなければならない。

3 信用協同組合等の理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事に提出しなければならない。

4 信用協同組合等の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

5 信用協同組合等の監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項（監査報告書の記載事項）の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第一項」と、同項第十号中「第二百七十四号ノ三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項ニ於て準用スル第二百七十四号ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社（同法第四条第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

7 信用協同組合等の理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

8 信用協同組合等の理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

9 信用協同組合等の組合員及び会員並びに債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んでならない。

ら第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（理事についての会社法の準用）

第五条の五 理事については、会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）及び第三百六十一条（取締役の報酬等）の規定を準用する。この場合において、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「組合員又は会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 信用協同組合等の理事が第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。ただし、理事がその記載をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

11 信用協同組合等の監事については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の書類」とあるのは、「監査報告書」とする。

12 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載事項及び記載方法は、内閣府令で定める。

（特定信用協同組合等の監査）

第五条の五 信用協同組合（政令で定める規模に達しない信用協同組合又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る信用協同組合を除く。）及び信用協同組合連合会（以下この条において「特定信用協同組合等」という。）は、前条第一項の書類（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 特定信用協同組合等の理事は、通常総会の会日の八週間前までに、前条第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

3 特定信用協同組合等の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

4 会計監査人は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定信用協同組合等の監事及び理事に提出しなければならない。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号、第十項及び第十二条において「商法特例法」という。）（第七条第三項の規定により子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（会計に関する部分に限る。））

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項（同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。）

6 特定信用協同組合等の監事は、会計監査人に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

7 特定信用協同組合等の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

8 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思つたときは、その旨及び理由並びに

自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第六号及び第八号から第十二号までに掲げる事項（同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）

9) 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、内閣府令で定める。

10) 第一項の会計監査人については、商法特例法第三条第一項から第三項まで（会計監査人の選任）、第四条から第六条の四まで（会計監査人の資格等）、第七条（第一項第二号を除く。）（会計監査人の権限等）、第八条から第十一条まで（会計監査人の損害賠償責任等）及び第十七条（定時総会における会計監査人の意見陳述）の規定を、特定信用協同組合等の理事については、同法第十六条第一項（定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）の規定を、特定信用協同組合等については、同法第十八条第二項及び第三項（常勤監査役等）の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項（同法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。）中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第三条第三項前段（同法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。）中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項（同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「第一項に掲げるもの」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項の書類」と、商法第二百一十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社」と、同じく「若しくは連結子会社」とあるのは「同じく」と、同法第六条の二第一項（同法第六条の四第一項において準用する場合を含む。）中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項（同法第六条の四第一項において準用する場合を含む。）中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第七条第一項第一号中「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と、同条第三項中「職務（連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。）」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第四項」と、同法第十七条第一項中「第一項に掲げるもの」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項のもの」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第五項」と、「商法」とあるのは「同法第五条の四第六項において準用する商法」と、「監査

(監事についての会社法の準用)

第五条の六 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで(会計参与等の選任等についての意見の陳述)、第三百八十一条(第一項前段を除く。)(監査役の権限)、第三百八十二条(取締役の報告義務)、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで(株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、費用等の請求)の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに総会の日時及び場所」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の八第一項の規定にかかわらず、信用協同組合等」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十九条において準用する第八百四十七條第一項」と、同項第二号中「第八百四十九條第三項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十九条において準用する第八百四十九條第三項」と、「第八百五十條第二項」とあるのは「同法第三十九条において準用する第八百五十條第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(計算書類等の作成、備置き、閲覧等)

第五条の七 信用協同組合等は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他信用協同組合等の財産及び

役員」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。)」とあるのは「記載」と、同法第二百八十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同法第五条の四第七項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、「これらのもの」とあるのは「これらの書類」と読み替えるものとする。

11 特定信用協同組合等については、前条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12 特定信用協同組合等に対する前条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(新設)

(新設)

損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。
（）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならぬ。

2| 前項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

3| 第一項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4| 前項の規定により監事の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5| 信用協同組合等は、通常総会の招集の際にして、内閣府令で定めるところにより、組合員又は会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び事業報告（監事の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6| 理事は、第四項の規定により理事会において承認を受けた計算書類及び事業報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7| 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8| 理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9| 信用協同組合等は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の一週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10| 信用協同組合等は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

11| 信用協同組合等の組合員又は会員及び債権者は、信用協同組合等の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該信用協同組合等の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ

他の情報通信の技術を利用する方式であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。
()であつて信用協同組合等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12 信用協同組合等の理事が、第一項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項につき虚偽の記載又は記録をしたときは、当該理事は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、理事がその記載又は記録をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

13 中小企業等協同組合法第五十条の規定は、第五項の通知に際して同項の規定により組合員又は会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(特定信用協同組合等の監査)

第五条の八 信用協同組合(政令で定める規模に達しない信用協同組合又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る信用協同組合を除く。)及び信用協同組合連合会は、会計監査人を置かなければならない。

2 前項に規定する信用協同組合以外の信用協同組合は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

3 特定信用協同組合等(第一項に規定する信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用協同組合をいう。以下この条において同じ。)は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならぬ。

4 特定信用協同組合等においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならぬ。

5 特定信用協同組合等は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、組合員又は会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告(監事及び会計監査人の監査の報告を含む。)を提供しなければならない。

6 特定信用協同組合等の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならぬ。

8 特定信用協同組合等の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 特定信用協同組合等については、第四項の承認を受けた計算書類(剰余金処分案又は損失

(新設)

処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

11 特定信用協同組合等については、前条第四項から第八項まで及び第十三項の規定は、適用しない。

12 特定信用協同組合等に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは、「監事及び会計監査人の監査」とする。

13 特定信用協同組合等については、会社法第三百四十三條第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十条第三項（監査役会の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 中小企業等協同組合法第五十条の規定は、第五項の通知に際して同項の規定により組合員又は会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「到達したものとあるのは、」当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

（会計監査人についての会社法等の準用）

第五條の九 会計監査人については、会社法第二百二十九條第一項（選任）、第三百三十七條（会計監査人の資格等）、第三百三十八條第一項及び第二項（会計監査人の任期）、第三百三十九條（解任）、第三百四十條第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）、第三百四十四條第一項及び第二項（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）、第三百四十五條第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百九十六條第一項から第五項まで（会計監査人の権限等）、第三百九十七條第一項及び第二項（監査役に対する報告）並びに第三百九十八條第一項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第二項」とあるのは、協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第一項「と、同法第三百四十五條第一項中「会計参与の」とあるのは「会計監査人の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者」と、同条第三項中「及び第二百九十八條第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに総会の日時及び場所」と、同法第三百九十六條第一項中「次章」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五條の八第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算

（新設）

書類」とあるのは「同項に規定する書類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 会計監査人の責任については、中小企業等協同組合法第三十八条の二から第三十八条の四までの規定を準用する。この場合において、同法第三十八条の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同法第三十八条の三第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同法第三十八条の四中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「組合員又は会員である者」と、同条第三項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「組合員若しくは会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第五條の十| 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなるときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

（新設）

2| 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条（会計監査人の資格等）及び第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計帳簿等）

第五條の十一| 信用協同組合等の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（新設）

2| 信用協同組合等は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

3| 信用協同組合等は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を

作成しなければならない。

4| 信用協同組合等は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

5| 信用協同組合等は、第三項の貸借対照表及び第五条の七第一項の計算書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。

6| 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第五条の十二 (略)

(銀行法の準用)

第六条 銀行法第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十八条第一項(利益準備金の積立て等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四から第三十六条まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第三号及び第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十条(免許の取消しによる解散)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号及び第二号(内閣総理大臣の告示)並びに第五十七条の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合(第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。)(について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)(について、それぞれ準用する。

2 (略)

(信用協同組合等の解散及び清算についての会社法等の準用)

第六条の二 信用協同組合等の解散及び清算については、会社法第四百九十二条第四項(財産目録等の作成等)、第四百九十三条から第四百九十五条まで(財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条(貸借対照表等の定時株主総会への提出

作成しなければならない。

4| 信用協同組合等は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

5| 信用協同組合等は、第三項の貸借対照表及び第五条の七第一項の計算書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。

6| 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第五条の六 (略)

(銀行法の準用)

第六条 銀行法第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十八条第一項(利益準備金の積立て等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第三号及び第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十条(免許の取消しによる解散)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号及び第二号(内閣総理大臣の告示)並びに第五十七条の四(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合(第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。)(について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)(について、それぞれ準用する。

2 (略)

(商法等の準用)

第六条の二 信用協同組合等の理事及び監事については、商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)及び第二百五十六条第三項(任期の伸長)の規定を、信用協同組合等の理事については、同法第二百六十九条(取締役の報酬)の規定を、信用協同組合等の監事については、同法第二百六十条ノ三(監査役の取締役会出席義務等)、第二百七十四条から第二百七十

等)並びに第四百九十八条(貸借対照表等の提出命令)の規定を準用する。この場合において、同法第四百九十四条第一項中「第四百七十五号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する第四百七十五号(第一号及び第三号を除く。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 信用協同組合等の清算人については、第五条の四及び第五条の七第十二項の規定並びに会社法第三百十四條(取締役等の説明義務)、第三百五十七條第一項(取締役の報告義務)、第三百六十一條(取締役の報酬等)、第三百八十一條第一項前段及び第二項(監査役の権限)、第三百八十三條本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)、第三百八十四條から第三百八十六條まで(株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)並びに第四百三十條(役員等の連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一條第一項中「取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六條第一項中「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條の八第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)、第二百七十九條(監査役の報酬)及び第二百七十九條ノ二(監査費用)の規定を、信用協同組合等の創立總會及び總會については、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項(取締役等の説明義務)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條」と、同法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と、同法第二百七十五條ノ四中「第二百六十七條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十二條二於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、「受ケ同条第二項二於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第四十二條二於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十八條第六項」と読み替えるものとする。

2) 次の各号に掲げる規定中監査役に係る部分は、信用協同組合等の当該各号に定める事項について準用する。この場合において、商法第二百六十條ノ四第三項中「議事録ヲ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

一 商法第二百四十七條から第二百五十二條まで(決議取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え) 創立總會及び總會

二 商法第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三(取締役会の招集)並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項まで(取締役会の議事録) 理事会及び清算人会

三 商法第三百八十條(資本減少無効の訴え) 出資一口の金額の減少及び事業の全部の譲渡又は譲受け

四 商法第四百二十八條(設立無効の訴え) 設立

3) 信用協同組合等の帳簿その他の書類については、商法第三十二條、第三十三條、第三十五条及び第三十六條(商業帳簿)の規定を、信用協同組合等の計算については、同法第二百八十五條(資産評価に関する特則)の規定を準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表ヲ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表ヲ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第二百八十五條中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「第三十四條ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

4) 信用協同組合等の整理については、商法第三百八十一條から第三百八十五條まで(整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止)、第三百八十六條(第一項第一号を除く。)(整理実行のために裁判所のする処分)、第三百八十七條から第三百九十一條まで(処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十四條から第四百條まで(損害賠償請求権の査定、監督命

令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百二条(破産手続の開始)及び第四百三条(破産法の規定の準用)の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定(会社の整理に関する事件)を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ百分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総組合員若ハ総會員ノ百分ノ三以上ノ組合員若ハ會員ニシテ六月前ヨリ引続キ組合員若ハ會員テアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ百分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九条第一号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三ノ二」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十八条の二第一項(同法第四十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」、同法第三百九十八条第二項中「第二百四十七條、第二百八十条ノ十五(第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百七十四條ノ十二(第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百八十条、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十四條ニ於テ準用スル第二百四十七條、同法第五十七條第三項(同法第五十七條ノ三第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル第三百八十条、同法第六十六條ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第三十二條ニ於テ準用スル第四百二十八條ノ規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5]

信用協同組合等の解散及び清算については、商法第四百二十条第一項、第三項及び第五項から第七項まで(貸借対照表等の作成、監査等)の規定を、信用協同組合等の清算人については、第五条の四第十項並びに商法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項(取締役等の説明義務)、第二百五十四條ノ二(取締役の欠格事由)、第二百六十條ノ三(監査役の取締役会出席義務等)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十四條(業務監査権等)、第二百七十四條ノ二(取締役の監査役に対する報告義務)、第二百七十五條(株主総会に対する意見報告義務)、第二百七十五條ノ二(監査役の取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五條ノ四(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十条第三項及び第五項中「第一項二掲グルモノ」とあるのは「第一項二掲グル書類」と、同法第六項中「第二百八十二条第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第九項」と、「前項二掲グルモノ」二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項二掲グルモノ)、「とあるのは、「前項二掲グル書類」と、第五条の四第十項中「第一項」とあるのは「第六条の二第五項において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第一項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、
参事若しくは清算人、第五条の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者(信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一(四) (略)
- 五 第五条の七第九項から第十一項まで(第五条の八第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定又は第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 六 第五条の八第十項の規定又は第五条の九第一項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。
- 六の二 第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

第十条 (同上)

- 一 (略)
- 二 銀行法第二十一条第一項又は第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、
参事若しくは清算人、第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者(信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一(四) (略)
- 五 第五条の四(第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定、第五条の五第五項若しくは第八項の規定又は第六条の二第五項において準用する商法第四百二十条第一項、第三項、第五項又は第六項の規定に違反して書類を備えず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
- 六 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。
- 六の二 第五条の五第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)(第三条第三項前段)準用商法特例法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第三

六の三 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

七 第五条の九第一項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

八 第五条の九第一項において準用する会社法第三百四十四條第二項第一号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

九 第五条の九第一項において準用する会社法第三百四十四條第二項第二号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

十 第五条の九第一項において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十一の二 第五条の十一第二項又は第三項の規定に違反して、会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十二 第五条の十二の規定に違反したとき。

十三 第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四條の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

(削る)

(削る)

十四 第七条の二の規定又は銀行法第十六條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七、第五十二條の四十八若しくは第五十二條の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五、十七の四 (略)

十八 銀行法第三十四條第五項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

六の三 準用商法特例法第三条第三項後段（準用商法特例法第十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

七 準用商法特例法第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

八 準用商法特例法第七条第一項（第一号を除く。）の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当な理由がないのに拒んだとき。

九 この法律において準用する商法又は準用商法特例法の規定に定める検査又は調査を妨げたとき。

十 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十一 準用商法特例法第十八條第二項に規定する常勤の監事を定める手續をしなかつたとき。

十一の二 第五条の六の規定に違反したとき。

十二 第六条の二第一項又は第五項において準用する商法第一百三十七條ノ三第一項及び第二項の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三 第六条の二第三項において準用する商法第三十二條第一項の規定に違反して会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三の二 第六条の二第四項において準用する商法第三百八十六條の規定による裁判所の財産保全の処分違反したとき。

十三の三 第六条の二第四項において準用する商法第三百九十八條第一項の規定により裁判所が選任した管理人に事務の引渡しをしないとき。

十四 第七条の二の規定又は銀行法第十六條、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七、第五十二條の四十八若しくは第五十二條の六十一第三項の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五、十七の四 (略)

十八 銀行法第三十四條第四項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けをしたとき。

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第五条の六において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第五条の九第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

2 商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第六条の二第一項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（再評価額についての会社法等の特例）

第九十八条 法人又は個人が再評価を行った資産の評価及び会計帳簿又は財産目録への記載又は記録の方法については、会社法（平成十七年法律第 号）その他の法令の規定にかかわらず、内閣府令・財務省令の定めるところによる。

（再評価額についての商法の特例）

第九十八条 法人又は個人がその再評価を行った資産について再評価日現在においてその再評価額を会計帳簿又は財産目録に付する場合においては、商法第三十四条及び第二百八十五条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2| 法人又は個人が再評価を行った資産の再評価額が当該法人又は個人の当該資産についての商法第三十四条（他の法律において準用する場合を含む。）に規定する取得価額又は製作価額をこえる場合においては、当該資産についての同条の規定の適用については、当該資産の再評価額を取得価額又は製作価額とみなす。

3| 前項に定めるもののほか、法人が再評価を行った資産の評価については、内閣府令・財務省令の定めるところによる。

（再評価差額についての会社法等の特例）

第九十九条 法人の再評価差額は、会社法その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみなし。

（再評価差額についての商法等の特例）

第九十九条 法人の再評価差額は、商法その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみなし。

（公益法人等に対する特例）

第一百四十四条 この章の規定は、第三十九条第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についてのみ再評価を行ったもの及びこの法律の施行地にある資産について再評価を行った法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては適用しない。

（公益法人等に対する特例）

第一百四十四条 この章の規定（第九十八条中商法第三十四条に係る部分を除く。）は、第三十九条第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についてのみ再評価を行ったもの及びこの法律の施行地にある資産について再評価を行った法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては適用しない。

2 (略)

2 (略)

改正案

現行

目次

- 第一章 総則（第一条 第十一条の二）
- 第二章 第四章（略）
- 第五章 計算（第四十一条 第四十四条の八）
- 第六章 第九章（略）
- 附則

（登記）

第十一条（略）

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することはできない。

（会社法の規定を準用する場合の読替え）

第十一条の二 この法律の規定（第五十五条第三項及び第五十八条の二を除く。）において会社法（平成十七年法律第 号）の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあり、「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第一条第一項に規定する組合をいう。）」と、「株主」とあるのは「組合員」と、「株主総会」とあるのは「総会（船主相互保険組合法第十三条第三項第十号に規定する総会をいう。）」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとする。

（定款の作成等）

第十三条 組合を設立するには、前条第一項の発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

目次

- 第一章 総則（第一条 第十一条）
- 第二章 第四章（略）
- 第五章 計算（第四十一条 第四十四条）
- 第六章 第九章（略）
- 附則

（登記）

第十一条（略）

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に對抗することはできない。

（新設）

（定款記載事項）

第十三条 発起人は、組合の定款を作成し、これに左の事項を記載して署名しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 組合員の資格に関する規定
- 四 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 五 組合員に対する通知又は催告に関する規定

3] 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 組合員の資格に関する規定
- 四 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 五 組合員に対する通知又は催告に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその払込みの時期
- 七 保険金の支払をすべき事由
- 八 保険金の削減及び保険料の追徴に関する規定
- 九 前二号に掲げるもののほか、保険契約に関する規定
- 十 組合員総会（以下「総会」といふ。）に関する規定
- 十一 役員及び参事に関する規定
- 十二 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十三 事業年度
- 十四 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法により）しなければならないとされているものを除く。）をする方法をいふ。以下同じ。）
- 十五 組合員の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受ける報酬の額
- 十六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

（加入の申込み等）

第十四条 発起人は、次条の募集に応じて組合に加入しようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 定款に記載し、又は記録した事項
- 二 発起人の氏名又は名称及び住所
- 三 出資及び保険料の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

2] 理事は、組合の成立後に組合に加入しようとする者の請求により、当該組合に加入しようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 設立の認可を受けた年月日
- 二 定款に記載し、又は記録した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資及び保険料の払込みの方法、期限及び場所

3] 第一項又は前項の通知を受けた組合に加入しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を発起人（組合の成立後にあつては、理事。次項において同じ。）に交付しなければならない。

六 出資一口の金額及びその払込みの時期

- 七 保険金の支払をすべき事由
- 八 保険金の削減及び保険料の追徴に関する規定
- 九 前二号に掲げるものの外保険契約に関する規定
- 十 組合員総会（以下「総会」といふ。）に関する規定
- 十一 役員及び参事に関する規定
- 十二 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法
- 十五 組合員の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受くべき報酬の額
- 十六 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

（加入申込証の用紙）

第十四条 組合に加入しようとする者は、加入申込証の用紙に組合員たる資格に係る事項並びに出資口数並びに保険の目的たる船舶及び保険契約の目的について第十六条第二項第二号の事業方法書で定める事項及び保険金額を記載し、これに署名して、加入申込証を作らなければならない。

2] 設立の際の加入申込証の用紙は、発起人が作り、左の事項を記載しなければならない。

- 一 定款に記載した事項
- 二 発起人の氏名又は名称及び住所
- 三 出資及び保険料の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込を取り消すことができること。

3] 組合の成立後の加入申込証の用紙は、理事が作り、左の事項を記載しなければならない。

- 一 設立の認可を受けた年月日
- 二 定款に記載した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資及び保険料の払込みの方法、期限及び場所

らない。

一 組合に加入しようとする者の組合員の資格に係る事項

二 出資口数

三 保険の目的である船舶及び保険契約の目的について第十六条第二項第二号の事業方法書で定める事項並びに保険金額

4 前項に規定する組合に加入しようとする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第五十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該組合に加入しようとする者は、前項の書面を交付したものとみなす。

（創立総会）

第十五条 発起人は、定款作成後、組合員になろうとする者を募集し、出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込みが終了した者の数及びその所有し、又は賃借する保険の目的たる船舶の数が第十二条第二項に定める数以上に達したときは、出資及び保険料の払込みの期限経過後、遅滞なく、創立総会を開かなければならない。

2 （略）

3 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、組合員の資格に関する規定については、この限りでない。

4 （略）

5 創立総会における議事は、組合員になろうとする者（その出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込みを終了した者に限る。次項において同じ。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 （略）

7 第三十三条及び第三十三条の二の規定は創立総会について、第三十五条第二項ただし書の規定は創立総会における理事及び監事の選任について、会社法第八百三十条（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要の併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等」当該各号の株主總會等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立

（創立総会）

第十五条 発起人は、定款作成後、組合員になろうとする者を募り、出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込が終了した者の数及びその所有し、又は賃借する保険の目的たる船舶の数が第十二条第二項に定める数以上に達したときは、加入申込証の用紙に定める出資及び保険料の払込の期限経過後、遅滞なく、創立総会を開かなければならない。

2 （略）

3 創立総会においては、定款を修正することができる。但し、組合員の資格に関する規定については、この限りでない。

4 （略）

5 創立総会における議事は、組合員になろうとする者（その出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の払込を終了した者に限る。以下第六項において同じ。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 （略）

7 第三十三条及び第三十五条第二項ただし書並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十四条第一項から第三項まで（株主總會の議事録）並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主總會の決議の取消し又は不存在若しくは無効の確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、創立総会に準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録」が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と読み替えるものとする。

時取締役又は設立時監査役」とあるのは「組合員、理事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の認可申請）

第十六条（略）

2 前項の場合において、発起人は、設立認可申請書に次に掲げる書類を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

（削る）

四 出資及び保険料の払込みのあつたことを証する書面

五 役員の名、住所及びその資格を証する書面

六 第三十八條第二項に定める組合員名簿

七 創立総会の議事録

八 事業開始後三年間の事業計画書

九 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3・4（略）

（発起人の責任等）

第二十条 会社法第五十三條から第五十六條まで（発起人等の損害賠償責任、発起人等の連帯責任、責任の免除、株式会社不成立の場合の責任）の規定は組合の発起人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第一項、第八百四十九條第一項第一号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は組合の発起人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十三條及び第五十四條中「発起人、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人」と、同法第五十五條中「第五十二條第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三條第一項の規定により発起人の負う責任」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「組合員である者」と、同法第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「組合員」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第一百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）」

（設立の認可申請）

第十六条（略）

2（同上）

一～三（略）

四 加入申込証の用紙

五 出資及び保険料の払込みのあつたことを証する書面

六 役員の名、住所及びその資格を証する書面

七 第三十八條第三項に定める組合員名簿

八 創立総会の議事録

九 事業開始後三年間の事業計画書

十 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

3・4（略）

（商法の準用）

第二十条 商法第九十三條及び第九十四條（発起人の責任）、第二百六十六條第五項（取締役の責任の免除）並びに第二百六十七條（第二項を除く。）から第二百六十八條ノ三まで（取締役の責任を追及する訴え）の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負つ義務に係る部分に限る。）、「第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第二十條において準用する第五十五条」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（持分及び保険の目的等の譲渡）

第二十三條（略）

2 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を払い込まなければならない。ただし、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、かつ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基く権利義務を承継したときは、この限りでない。

3（略）

4 組合員が保険の目的たる船舶を譲渡した場合において、譲受人が組合員であるときは、譲受人は、その船舶について、譲渡人の保険契約に基く権利義務を承継する。この場合において、譲受人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

5 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、譲受人は、加入につき組合の承諾を得て、その保険の目的たる船舶について、保険契約に基く譲渡人の権利義務を承継することができる。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。ただし、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

6 前二項の場合において、譲受人が組合員及び組合員たる資格を有する者以外の者であるときは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百五十条第一項（保険の目的の譲渡）の規定は、適用しない。

（持分及び保険の目的等の承継）

第二十四條 組合員が死亡し、合併により解散し、又は会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させた場合において、その相続人若しくは受遺者、合併後存続する法人又は吸収分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人が組合員であるときは、その者は、被承継人の持分（吸収分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る。）及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

2 前項の場合において、その相続人若しくは受遺者、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、被承

（持分及び保険の目的等の譲渡）

第二十三條（略）

2 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を払い込まなければならない。但し、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基く権利義務を承継したときは、この限りでない。

3（略）

4 組合員が保険の目的たる船舶を譲渡した場合において、譲受人が組合員であるときは、譲受人は、その船舶について、譲渡人の保険契約に基く権利義務を承継する。この場合において、譲受人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

5 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、譲受人は、加入につき組合の承諾を得て、その保険の目的たる船舶について、保険契約に基く譲渡人の権利義務を承継することができる。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

6 前二項の場合において、譲受人が組合員及び組合員たる資格を有する者以外の者であるときは、商法第六百五十条第一項（保険の目的の譲渡）の規定は、適用しない。

（持分及び保険の目的等の承継）

第二十四條 組合員が死亡し、合併により解散し、又は分割により事業の全部若しくは一部を承継させた場合において、その相続人若しくは受遺者、合併後存続する法人又は吸収分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人が組合員であるときは、その者は、被承継人の持分（吸収分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る。）及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

2 前項の場合において、その相続人若しくは受遺者、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、被承継人

継人の持分（会社分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る。）及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。この場合においては、承継人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を払い込まなければならない。ただし、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、かつ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基づく権利義務を承継したときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、保険の目的たる船舶を承継した相続人若しくは受遺者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により保険の目的たる船舶を承継した法人が組合員でないときは、承継人は、加入につき組合の承諾を得て、組合員となることができる。この場合においては、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。ただし、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

4 前二項の場合において、承継人は、被承継人の死亡、解散又は会社分割の時に、組合員になつたものとみなす。

5 第三項の場合において、承継人が組合員とならなかつたときは、その承継した保険の目的たる船舶についての保険契約は、被承継人の死亡、解散又は会社分割の時に消滅する。

（持分の払戻し）

第二十八条 脱退した組合員は、定款で定めるところにより、その持分の払戻しを受けることができる。

2 （略）

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

4 第一項及び前項に規定する請求権は、脱退後二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した組合員が組合に対しまだ弁済期に達していない債務を負担する場合には、組合は、その債務が弁済期に達するまでは、持分の払戻しを停止することができる。

6 組合員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

（持分の差押えによる脱退）

第二十九条 （略）

2 前項後段の予告は、同項の組合員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提

の持分（分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る。）及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。この場合においては、承継人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を払い込まなければならない。ただし、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、かつ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基づく権利義務を承継したときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、保険の目的たる船舶を承継した相続人若しくは受遺者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により保険の目的たる船舶を承継した法人が組合員でないときは、承継人は、加入につき組合の承諾を得て、組合員となることができる。この場合においては、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。ただし、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

4 前二項の場合において、承継人は、被承継人の死亡、解散又は分割の時に、組合員になつたものとみなす。

5 第三項の場合において、承継人が組合員とならなかつたときは、その承継した保険の目的たる船舶についての保険契約は、被承継人の死亡、解散又は分割の時に消滅する。

（持分の払戻し）

第二十八条 脱退した組合員は、定款で定めるところにより、その持分の払戻しを受けることができる。

2 （略）

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

4 第一項及び第三項に規定する請求権は、脱退後二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した組合員が組合に対しまだ弁済期に達していない債務を負担する場合には、組合は、その債務が弁済期に達するまでは、持分の払戻しを停止することができる。

（新設）

（持分の差押に因る脱退）

第二十九条 （略）

2 商法第九十条（持分の差押）及び第九十一条第二項（予告の失効）の規定は、前項の場合

供したときは、その効力を失つ。

(総会の招集)

第三十条 (略)

2 (略)

3 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当な理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、同項の規定による請求をした組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

5 理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときは、その組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

6 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。ただし、第二項から前項までの場合にあつては、定款でこの期間を短縮することができる。

(総会の決議事項)

第三十一条 この法律及び定款で定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。

一―三 (略)

四 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告、剰余金処分案及び損失処理案

(議決権の代理行使)

第三十二条 組合員は、定款で定めるところにより、代理人によつてその議決権を行使することができる。ただし、組合員でなければ、代理人となることができない。

2 前項の代理権の授与は、総会に申しなければならぬ。

3 第一項の規定により議決権を行使する者は、総会において決議をする場合に、出席者とみなす。

(削る)

4 代理人は、代理権を証明する書面を組合に提出しなければならない。

5 代理人は、前項の代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

について準用する。

(総会の招集)

第三十条 (略)

2 (略)

3 五分の一以上の組合員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当な理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、同項の組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

5 五分の一以上の組合員が臨時総会を招集する必要があると認める場合において理事がないときは、その組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

6 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。但し、第二項から第五項までの場合にあつては、定款でこの期間を短縮することができる。

(総会の決議事項)

第三十一条 この法律及び定款で定めるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。

一―三 (略)

四 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告、剰余金処分案及び損失処理案

(議決権の代理行使)

第三十二条 組合員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて、議決権を行うことができる。

(新設)

2 前項の規定により議決権を行う者は、総会において決議をする場合に、出席者とみなす。

3 第一項の代理人は、組合員でなければならない。

4 前項の代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(新設)

6| 会社法第三百十條第四項から第七項まで（議決権の代理行使）の規定は、代理人による代理権の行使について準用する。この場合において、同条第四項中「株主が第二百九十九條第三項の承諾をした者である場合には、株式会社」とあるのは「組合」と、「前項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第五項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第五項」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二條第五項において同じ。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）

第三十三條の二 総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。

2| 組合は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3| 組合は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

4| 組合員及び組合の債権者は、当該組合の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（会社法の準用）

第三十四條 会社法第八百三十條（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一條（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條（弁論等の必要の併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中「株主等」当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役（「とあるのは」「組合員、理事

（新設）

（新設）

第三十四條 商法第二百三十九條第四項（代理権の授与）、第二百四十四條第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十二條まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効の確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、総会に準用する。この場合において、同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と読み替えるものとする。

（商法の準用）

又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）とあるのは「理事又は清算人（船主相互保険組合法第三十五條第七項（同法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員）

- 第三十五條 組合には、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。
- 2 役員は、定款で定めるところにより、総会において、組合員（法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員。第四十五條の六第一項及び第二項本文において同じ。）のうちから選任する。ただし、内閣総理大臣の認可を受けて、組合員以外の者を選任することができる。
- 3 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。
- 4 役員任期は、定款で定める。ただし、理事の任期は、三年、監事の任期は、二年を超えてはならない。
- 5・6 （略）
- 7 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（組合の代表）

第三十五條の三 理事は、各自組合を代表する。

- 2 組合は、定款で定めるところ若しくは総会の決議により、組合を代表すべき理事を定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該組合を代表すべき理事又は当該理事のうちから互選した者が組合を代表する。
- 3 前二項の規定により組合を代表する理事は、組合の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 4 第三十五條第七項の規定、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四條（理事の代理権の制限）及び第五十五條（理事の代理行為の委任）の規定並びに会社法第三百五十四條（表見代表取締役）の規定は、第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事について準用する。この場合において、同条中「社長、

（役員）

- 第三十五條 組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。
- 2 役員は、定款で定めるところにより、総会において、組合員（法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員。以下第四十五條の四第一項及び第二項本文において同じ。）のうちから選任する。ただし、内閣総理大臣の認可を受けて、組合員以外の者を選任することができる。
- 3 役員任期は、定款で定める。但し、理事の任期は、三年、監事の任期は、二年をこえてはならない。
- 4・5 （略）
- （新設）

（組合の代表）

第三十五條の三 理事は各自組合を代表する。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところ若しくは総会の決議により、組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることができる。
- （新設）

（新設）

副社長」とあるのは「組合長、副組合長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(忠実義務)

第三十六条の二 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の自己契約等)

第三十七条 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法第八八条（自己契約及び双方代理）の規定は、適用しない。

2 (略)

(定款等書類の備置義務)

第三十八条 理事は、定款を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

(削る)

2 組合員名簿には、各組合員について、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一〜三 (略)

3 第三十三条の二第四項の規定は、第一項の定款又は組合員名簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(役員の仕事)

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2 第三十七条第一項の契約によつて組合に損害が生じたときは、当該契約をした理事及び当該契約を承認した他の理事は、その任務を怠つたものと推定する。

3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行つにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として内閣

(新設)

(理事の自己契約等)

第三十七条 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条（自己契約及び双方代理）の規定は、適用しない。

2 (略)

(定款等書類の備置義務)

第三十八条 理事は、定款を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜三 (略)

(新設)

4 組合員及び組合の一般の債権者は、組合の事業時間内はいつでも第一項及び第二項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

(新設)

府令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 組合を代表する理事 六

二 組合を代表する理事以外の理事（組合員外理事）組合の理事であつて、当該組合の組合員、内閣府令で定める業務を執行する理事又は参事その他の使用人（以下この号において「組合員等」という。）でなく、かつ、過去に当該組合の組合員等となつたことがないものをいう。次号において同じ。（を除く。） 四

三 組合員外理事又は監事 二

5] 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6] 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7] 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の内閣府令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない

8] 第三十七条第一項の契約をした理事の第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

9] 第四項の規定は、前項の責任については、適用しない。

（役員第三者に対する損害賠償責任）

第三十八条の三 役員がその職務を行うつていて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2] 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 組合員の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該組合の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類（第四十四条の四第二項に規定する計算書類をいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は

（新設）

記録

八 虚偽の登記

二 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員)の連帯責任)

第三十八条の四 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(参考)

第三十九条 (略)

2) 会社法第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定は、参事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第四十条 会社法第三百六十一条(取締役の報酬等)の規定は役員について、同法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)の規定は理事について、同法第三百八十九條第二項から第五項まで(定款の定めによる監査範囲の限定)の規定は監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第一号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は役員(責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「組合員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百八十九條第四項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び参事」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)(とあるのは「組合員である者」と、同法第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「組合員」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第一百二十條第五項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)(、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)(、第四百六十四條第一項及び第四百六十五條第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十八條の二第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(参考)

第三十九条 (略)

(新設)

(商法等の準用)

第四十条 商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條第五項(取締役の責任の免除)、第二百六十六條ノ三第一項(取締役の第三者に対する責任)、第二百六十七條(第二項を除く。)(、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二及び第二百六十八條ノ三(取締役の責任を追及する訴え)並びに第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事及び監事に、民法第五十五條(理事の代理行為の委任)並びに商法第三十九條第一項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員(株主)の権限)、第二百五十四條ノ三(取締役の忠実義務)、第二百六十二條(表見代表取締役の行為についての責任)、第二百六十六條第一項及び第二項(取締役の連帯責任)、第二百六十六條ノ二(取締役の求償権)、第二百六十六條ノ三第二項(株式申込証の用紙の虚偽記載等による取締役の第三者に対する責任)並びに第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定は、理事に、同法第二百七十七條、第二百七十八條及び第二百八十条第二項(監査役の責任)並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。)(第二十二條第一項から第三項まで(第二項第二号を除く。)(「監査役(職務及び権限)の規定は、監事に、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の権限等)の規定は、参事に準用する。この場合において「商法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同項第四号中「前条第一項ノ取引」とあるのは「船主相互保険組合法第二十七條第一項の契約」と、同法第一項中「前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決

(剰余金の分配)

第四十二条 剰余金の分配は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。ただし、第四十四条の八において準用する保険業法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(剰余金の分配に関する責任)

第四十二条の二 前条第一項の規定に違反して組合が剰余金の分配をした場合には、当該行為により金銭の交付を受けた者及び次に掲げる者は、当該組合に対し、連帯して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 剰余金の分配に関する職務を行った業務執行者（理事又は参事その他の理事又は参事の行う業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定めるものをいう。）

二 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案に係る総会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた議案の内容が前条の規定に違反している場合に限る。）における当該総会に議案を提案した理事として内閣府令で定めるもの

2| 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。

3| 第一項の規定により同項各号に掲げる者の負う義務は、免除することができない。ただし、剰余金の分配の時における分配可能額を限度として当該義務を免除することについて総組

議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十六条ノ三第二項中「取締役が株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」とあるのは「理事ガ加入申込証ノ用紙、目論見書」と、「二掲ケルモノ」とあるのは「ノ書類」と、「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、「公告（第二百八十三条第七項前段ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」とあるのは「公告」と、同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百七十二条中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、商法特例法第二十二條第一項中「議案その他のもの」とあるのは「書類」と、同法第二項第一号中「資料が書面で作られているときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」と読み替えるものとする。

(剰余金の分配)

第四十二条 剰余金の分配は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。ただし、第四十四条第二項において準用する保険業法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行うことができない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(新設)

合員の同意がある場合は、この限りでない。

(組合員に対する求償権の制限等)

第四十二條の三 第四十二條第一項の規定に違反して組合が剰余金の分配をした場合において、当該違反があることにつき善意の組合員は、当該組合員が交付を受けた金銭について、前条第一項の金銭を支払った同項各号に掲げる者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

(会計帳簿の作成及び保存)

第四十四條 組合は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しななければならない。

2| 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(新設)

(商法等の準用)

第四十四條 商法第二百八十一條第一項及び第四項(計算書類の作成)、第二百八十二條第一項及び第二項(第三号及び第四号を除く。)(計算書類の公示)、第二百八十三條第一項、第四項及び第五項(計算書類の承認及び公告)、第二百八十五條(財産評価に関する特則)(第二百九十三條ノ六第一項(第二号を除く。))及び第二項並びに第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権)並びに商法特例法第二十三條第一項、第二項、第四項及び第六項(計算書類及び監査報告書の提出期限)の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、商法第二百八十一條第一項中「二掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同項第一号中「貸借対照表」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、同項第三号中「營業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第四号中「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」とあるのは「剰余金処分案若ハ損失処理案」と、同条第四項中「二掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同法第二百八十二條第一項中「二掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同法第二百八十三條第一項中「モノ」とあるのは「前項ノ書類」と、同法第二百八十五條中「會計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、同法第三十四條ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「給株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と、同項第一号中「資料カ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と、商法特例法第二十三條第一項、第二項及び第四項中「モノ」とあるのは「書類」と、同条第六項中「に掲げるもの」とあるのは「の書類」と読み替えるものとする。

2|

保険業法第百十三條(事業費等の償却)(相互会社に係る部分に限る。)(、第百十六條第一項及び第三項(責任準備金)並びに第百十七條(支払準備金)の規定は、組合の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

3|

第一項において準用する商法第二百八十一條第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書

及び事業報告書並びに第一項において準用する同法第二百八十三条第五項の貸借対照表の要旨の記載方法は、内閣府令で定める。

(新設)

(会計帳簿等の閲覧等の請求)

第四十四条の二 組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、組合の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2| 前項の請求があつたときは、組合は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う組合員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該組合の業務の遂行を妨げ、組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該組合の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

五 請求者が過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(会計帳簿の提出命令)

第四十四条の三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類等の作成及び保存)

第四十四条の四 組合は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2| 組合は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)及

(新設)

(新設)

び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3| 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4| 組合は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の承認等)

第四十四条の五 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2| 理事は、前項の監査を受けた計算書類及び事業報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

3| 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

4| 理事は、第二項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

5| 組合は、内閣府令で定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

6| 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である組合は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告すること足りる。

7| 前項の組合は、内閣府令で定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、第五項に規定する貸借対照表の内容である情報を、通常総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第四十四条の六 組合は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。)を通常総会の日の二週間

前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 組合は、各事業年度に係る計算書類等の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令で定めるものをしているときは、この限りでない。

3| 組合員及び債権者は、組合の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わな

(新設)

(新設)

ければならない。

- 一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(計算書類等の提出命令)

第四十四条の七 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(準用規定)

第四十四条の八 保険業法第百十三条(事業費等の償却)(相互会社に係る部分に限る。)、第百十六条第一項及び第三項(責任準備金)並びに第百十七条(支払備金)の規定は、組合の計算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解散)

第四十五条 組合は、次の事由によつて解散する。ただし、第六号に該当する場合において、組合が内閣総理大臣の認可を受けて、同号に該当するに至つた時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくはその所有し、若しくは賃借する保険の目的たる船舶の数を第三条又は第十二条第二項に定める額又は数以上にしたときは、この限りでない。

- 一 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 二 一六 (略)
- 三 二一六 (略)
- 四 二〇四 (略)

(合併の認可)

第四十五条の三 (略)

2 第十六条第二項(第四号を除く。)(の規定は、前項の認可の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「発起人」とあるのは「組合」と、同項第七号中「創立總會」とあるのは「合併を決議した總會」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(債権者の異議)

(新設)

(新設)

(解散)

第四十五条 (同上)

一 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

- 二 一六 (略)
- 三 二一六 (略)
- 四 二〇四 (略)

(合併の認可)

第四十五条の三 (略)

2 第十六条第二項(第四号及び第五号を除く。)(の規定は、前項の認可の申請に準用する。この場合において、同条第二項中「発起人」とあるのは「組合」と、同項第八号中「創立總會」とあるのは「合併を決議した總會」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第四十五条の四 合併をする組合の債権者は、当該組合に対し、合併について異議を述べることができない。

(新設)

2 合併をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する組合及び合併後存続する組合又は合併により設立する組合の名称及び住所

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第五十五条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社)信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(信託業務の認可)の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(合併の効力の発生)

第四十五条の五 合併後存続する組合又は合併により設立する組合は、合併により消滅する組合の権利義務を承継する。

(新設)

(新設合併の手続)

第四十五条の六 合併により組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 4 (略)

(会社法等の準用)

第四十八条 会社法第四百七十六条(清算株式会社的能力)、第四百七十九条第一項(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十二条第二項(業務の執行)、第四百八十三条第四項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産

(新設合併の手続)

第四十五条の四 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 4 (略)

(商法等の準用)

第四十八条 商法第百条第一項から第三項まで及び第百三条(合名会社の合併関係)の規定は、組合の合併について、同法第百六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十八条、第百二十九条第二項、第百三十一条(合名会社の清算関係)、第四百十八条から第四百二十四

手続の開始)、第四百九十二条(第二項を除く。)(財産目録等の作成等)、第四百九十三条(財産目録等の提出命令)、第四百九十四条(貸借対照表等の作成及び保存)、第四百九十五条第一項(貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条(第一項第二号及び第三号を除く。)(貸借対照表等の定時株主総会への提出等)、第四百九十八条から第五百三条まで(貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外)、第五百七条(第二項を除く。)(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定並びに保険業法第七十四條第七項から第九項まで及び第七百七十五条から第七百七十八條まで(保険会社の清算関係)の規定は、組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百八十三條第四項中「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「船主相互保険組合法第四十六條第一項本文」と、同法第四百九十二条第一項及び第四百九十四條第一項中「第四百七十五條各号」とあるのは「船主相互保険組合法第四十五條第一項各号」と、同項及び同法第二項並びに同法第四百九十五條第一項及び第四百九十六條第一項中「貸借対照表及び事務報告」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告」と、同項及び同法第四百九十七條中「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、同条第一項中「貸借対照表及び事務報告」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告」と、同条第二項及び同法第四百九十八條中「貸借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百九十九條第一項中「第四百七十五條各号」とあるのは「船主相互保険組合法第四十五條第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 第三十条、第三十五条第三項及び第七項、第三十五条の二から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十八條の二、第三十八條の三(第二項第一号を除く。)並びに第三十八條の四の規定並びに会社法第三百六十一条(取締役の報酬等)、第三百八十九條第三項から第五項まで(定款の定めによる監査範囲の限定)の規定は清算人について、同法第七編第二章第一節(第八百四十七條第一項、第八百四十九條第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條の四中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、同法第三百八十九條第四項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「清算人」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「組合員である者」と、同法第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「組合員」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第二百十條第五項、第四百二十四

條まで(第四百十九條第二項及び第三項ただし書並びに第四百二十條第二項及び第四項を除く。)(第四百二十六條第一項並びに第四百二十七條第一項及び第三項)株式会社の清算関係)並びに保険業法第七十四條第四項から第六項まで及び第七百七十五條から第七百七十八條まで(保険会社の清算関係)の規定は、組合の清算について準用する。この場合において、商法第一百條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十條第一項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及事務報告書」と、同条第三項及び第五項中「二掲グルモノ」とあるのは「ノ書類」と、同条第六項中「前項二掲グルモノ」二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項二掲グルモノ)」とあるのは「前項二掲グル書類」と、同条第七項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及事務報告書」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、保険業法第七十六條中「掲げるもの」とあるのは「規定する書類」と、「これらの規定に掲げるもの(電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面)」とあるのは「当該書類」と読み替えるものとする。

2) 第三十条及び第三十五条の二から第三十八條第二項まで、商法第三十九條第二項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の権限)、第二百四十四條第二項及び第三項(議事録署名義務者)、第二百四十七條及び第二百四十九條(決議取消しの訴え等)、第二百五十四條第三項(会社と取締役との委任関係)、第二百五十四條ノ三(取締役の忠実義務)、第二百六十六條第一項、第二項及び第五項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三(取締役の責任等)、第二百六十七條(第二項を除く。)(第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二及び第二百六十八條ノ三(取締役の責任を追及する訴え)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)、第二百八十三條第四項及び第五項(計算書類の公告)、第二百九十三條ノ六第一項(第二号を除く。))及び第二項並びに第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧權)並びに商法特別法第二十二條第一項から第三項まで(第二項第二号を除く。)(監査役の職務及び権限)の規定は、清算人に、第四十四條第三項の規定は、この項において準用する商法第二百八十三條第三項の貸借対照表の要旨の記載方法に準用する。この場合において、同法第二百四十四條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、同法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十九條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配當ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前条第一項ノ取引」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十六條ノ三

条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）（第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）（第四百六十四条第一項及び第四百六十五条第一項）とあるのは「船主相互保険組合法第三十八条の二第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（事業停止及び強制管理命令）
第五十二条（略）

2 保険業法第二編第十章第二節第二款（第二百四十六条から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の三までを除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公告）

第五十五条 組合は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

2 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）（第

第二項中「取締役が株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若八新株予約権付社債申込証ノ用紙若八目録見書若八此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」とあるのは「理事ガ加入申込証ノ用紙、目録見書」と、「二掲ケルモノ」とあるのは「ノ書類」と、「記載若八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若八記録」とあるのは「ノ記載」と、「公告（第二百八十二条第七項前段ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」とあるのは「公告」と、同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百九十三条ノ六第一項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「五分ノ一以上ノ組合員」と、同項第一号中「資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ八其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と、商法特例法第二十一条第一項中「議案その他ノもの」とあるのは「書類」と、同法第二項第一号中「資料ガ書面で作られてゐるときは、その書面」とあるのは「資料の書面による」と読み替えるものとする。

（事業停止及び強制管理命令）
第五十二条（略）

2 保険業法第二編第十章第二節第二款（第二百四十六条から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四までを除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。

第五十五条 削除

九百四十一条(電子公告調査)、第九百四十六条(調査の義務等)、第九百四十七条(電子公告調査を行うことができない場合)、第九百五十一条第二項(財務諸表等の備置き及び閲覧等)、第九百五十三条(改善命令)並びに第九百五十五条(調査記録簿等の記載等)の規定は、組合が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは「電子公告(船主相互保険組合法第五十五条第一項第三号に規定する電子公告をいう。)」と、同法第九百四十一条第一項第二号中「第四百四十条第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第四十四条の五第五項」と、「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「船主相互保険組合法」と、「第四百四十条第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第四十四条の五第五項」と、同法第九百四十六條第三項中「調査委託者」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第五十七条 第八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本項において同じ。)の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の罰金刑を科する。

3 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第五十八条の二 第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)

第五十六条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第五十七条 第八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本項において同じ。)の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対して同項の罰金刑を科する。但し、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

3 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(新設)

に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第五十八条の四 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十五条第三項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定に基づいてする内閣総理大臣の命令に違反したとき。

二 四 (略)

五 第三十五条第二項ただし書(第十五条第七項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の六第二項ただし書の規定に違反して、認可を受けないで理事又は監事を選任したとき。

六 (略)

七 第四十二条、第四十六条の二若しくは第四十六条の三の規定若しくは第四十八条第一項において準用する会社法第五百二条の規定又は定款の定め違反して、剰余金若しくは残余財産を分配し、又は組合財産を処分したとき。

八・九 (略)

十 第四十四条の八において準用する保険業法第一百六条第一項の規定に違反して、責任準備金を積み立てなかつたとき。

十一 第四十八条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十二 清算の結了を遅延させる目的で、第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十三 第四十八条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁

(新設)

(新設)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定に基づいてする内閣総理大臣の命令に違反したとき。

二 四 (略)

五 第三十五条第二項ただし書(第十五条第七項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の四第二項ただし書の規定に違反して、認可を受けないで理事又は監事を選任したとき。

六 (略)

七 第四十二条、第四十六条の二若しくは第四十六条の三の規定若しくは第四十八条第一項において準用する商法第三百十一条の規定又は定款の定め違反して、剰余金若しくは残余財産を分配し、又は組合財産を処分したとき。

八・九 (略)

十 第四十四条第二項において準用する保険業法第一百六条第一項の規定に違反して、責任準備金を積み立てなかつたとき。

十一 第四十八条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十二 清算の結了を遅延せしめる目的で、第四十八条第一項において準用する商法第四百一十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十三 第四十八条第一項において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済

済をしたとき。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律において準用する保険業法若しくは会社法の規定による公告若しくは届出をすることを怠り、又は不正の公告若しくは届出をしたとき。

二 第十一条第一項の規定に基づき政令に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第二十一条第五項の規定に違反したとき。

四 第二十六条第一項の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十六条第二項の規定に違反して組合員の持分を処分することを怠つたとき。

六 第二十七条第四項の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

七 第三十条第一項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

八 第三十三条の二第二項(第十五条第七項において準用する場合を含む。)の規定又は第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、又は書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

九 第三十三条の二第二項若しくは第三項(第十五条第七項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四十四条の六第一項若しくは第二項の規定又は第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十六条第一項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

十 第三十三条の二第四項(第十五条第七項又は第三十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定、第四十条において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、第四十四条の二若しくは第四十四条の六第三項の規定又は第四十八条第一項において準用する同法第四百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供

をしたとき。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律において準用する保険業法若しくは商法の規定に定める公告若しくは届出をすることを怠り、又は不正の公告若しくは届出をしたとき。

二 第十一条第一項の規定に基づく政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

三 第十五条第七項若しくは第三十四条において準用する商法第二百四十四条第一項から第三項まで又は第四十八条第一項において準用する商法第四百九条第一項若しくは第四百二十七条第一項の規定に違反して、書類を作成せず、若しくはその書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第二十一条第五項の規定に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

六 第二十六条第二項の規定に違反して処分することを怠つたとき。

七 第二十七条第四項の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

八 第三十条第一項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

九 第三十六条第一項又は第二項(これらの規定を第四十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十 第三十八条第一項若しくは第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条第一項において準用する商法第二百八十二条第一項又は第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第五項の規定に違反して書類を備えて置かなかつたとき。

すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十一 第三十六条第一項又は第二項（これらの規定を第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 組合員名簿、監査報告、会計帳簿、計算書類、事業報告、事務報告又は第四十四条の四第二項若しくは第四十八条第一項において準用する同法第四百九十四条第一項の附属明細書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第四十五条の二又は第四十五条の四第二項若しくは第五項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十四 第五十二条第一項において準用する保険業法第二百四十二条第一項の規定に違反して、正当な理由がないのに、保険管理人となることを拒否したとき。

十五 第五十五条第三項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第六十一条 第九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十一 第三十八条第三項の規定に違反して、組合員名簿に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 第三十八条第四項、第四十条において準用する商法特例法第二十二条第二項（第二号を除く。）、第四十四条第一項において準用する商法第二百八十二条第二項（第三号及び第四号を除く。）、若しくは第二百九十三条ノ六第一項（第二号を除く。）、第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第六項又は第四十八条第二項において準用する商法第二百九十三条ノ六第一項（第二号を除く。）の規定に違反して、正当の理由がないのに、帳簿及び資料に係る閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき¹。

十三 第四十四条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項又は第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第一項の附属明細書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四 第四十五条の二又は第四十八条第一項において準用する商法第百条第一項若しくは第三項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十五 第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第一項の規定に違反して、正当の理由がないのに、保険管理人となることを拒否したとき。

第六十一条 第九条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

改正案

現行

目次

目次

第一編 (略)

第二編 投資信託制度

第一章 委託者指図型投資信託

第一節 (略)

第二節 投資信託委託業者

第一款・第一款の二 (略)

第二款 業務

第一目 通則(第十一条 第十三条の三)

第二目(第四目 (略)

第三款(第五款 (略)

第二章 委託者非指図型投資信託(第四十九条の二 第四十九条の十三)

第三章・第四章 (略)

第三編 投資法人制度

第一章 投資法人

第一節(第三節 (略)

第四節 機関

第一款 (略)

第二款 投資主総会以外の機関の設置(第九十五条)

第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任(第九十六条 第九十八条)

第四款 執行役員(第九十九条・第一百条)

第五款 監督役員(第一百一条)

第六款 役員会(第一百十二条 第一百十五条)

第七款 会計監査人(第一百十五条の二 第一百十五条の五)

第八款 役員等の損害賠償責任(第一百十五条の六 第一百十六条)

第五節 事務の委託(第一百七条 第二十三条)

第六節 投資口の払戻し(第二十四条 第二十七条)

第七節 計算等

第一款 会計の原則(第二十八条)

第二款 会計帳簿等

第一目 会計帳簿(第二十八条の二 第二十八条の四)

第一編 (略)

第二編 (同上)

第一章 (同上)

第一節 (略)

第二節 (同上)

第一款・第一款の二 (略)

第二款 (同上)

第一目 通則(第十一条 第十三条の二)

第二目(第四目 (略)

第三款(第五款 (略)

第二章 委託者非指図型投資信託(第四十九条の二 第四十九条の十二)

第三章・第四章 (略)

第三編 (同上)

第一章 (同上)

第一節(第三節 (略)

第四節 (同上)

第一款 (略)

第二款 執行役員、監督役員及び役員会

第一目 執行役員(第九十五条 第九十九条)

第二目 監督役員(第一百条 第一百四条)

第三目 役員会(第一百五條 第一百八条)

第四目 執行役員及び監督役員の責任等(第九十九条・第一百条)

第五節 事務の委託(第一百一条 第一百三條)

第六節 会計監査人(第十四条 第十九条)

第七節 投資口の追加発行(第二十條 第二十三條)

第八節 投資口の払戻し(第二十四条 第二十八條)

第九節 計算(第二十九條 第三十九條)

第九節の二 投資法人債(第三十九條の二 第三十九條の六)

	第二目	計算書類等(第百二十九条 第百三十四条)
	第三款	出資剰余金等(第百三十五条・第百三十六条)
	第四款	金銭の分配等(第百三十七条 第百三十九条)
	第八節	投資法人債(第百三十九条の二 第百三十九条の十一)
	第九節	規約の変更(第百四十条 第百四十二条)
	第十節	解散(第百四十三条 第百四十四条)
	第十一節	合併
	第一款	通則(第百四十五条・第百四十六条)
	第二款	吸収合併(第百四十七条・第百四十七条の二)
	第三款	新設合併(第百四十八条・第百四十八条の二)
	第四款	吸収合併の手続
	第一目	吸収合併消滅法人の手続(第百四十九条 第百四十九条の五)
	第二目	吸収合併存続法人の手続(第百四十九条の六 第百四十九条の十)
	第五款	新設合併の手続
	第一目	新設合併消滅法人の手続(第百四十九条の十一 第百四十九条の十四)
	第二目	新設合併設立法人の手続(第百四十九条の十五・第百四十九条の十六)
	第六款	雑則(第百四十九条の十七・第百五十条)
	第十二節	清算
	第一款	通則(第百五十条の二 第百六十三条)
	第二款	特別清算(第百六十四条)
	第十三節	登記(第百六十五条 第百八十二条)
	第十四節	雑則(第百八十三条 第百八十六条の二)
	第二章・第三章	(略)
	第四編	(略)
	第五編	罰則(第百二十八条 第百五十四条)
	附則	
	(定義)	
	第二条	(略)
2	23	(略)
24		この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権であつて、第百三十九条の三第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。
25	29	(略)

	第十節	規約の変更(第百四十条 第百四十二条)
	第十一節	解散(第百四十三条・第百四十四条)
	第十二節	合併(第百四十五条 第百五十条)
	第十三節	清算
	第一款	通則(第百五十一条 第百六十三条)
	第二款	特別清算(第百六十四条)
	第十四節	登記(第百六十五条 第百八十二条)
	第十五節	雑則(第百八十三条 第百八十六条)
	第二章・第三章	(略)
	第四編	(略)
	第五編	罰則(第百二十八条 第百五十三条)
	附則	
	(定義)	
	第二条	(略)
2	23	(略)
24		この法律において「投資法人債」とは、投資法人がこの法律の定めるところにより発行する債券をいう。
25	29	(略)

(委託者指図型投資信託の委託者及び受託者)

第四条 委託者指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))をいう。次章、第三章及び第五編を除き、以下同じ。))を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

(受益証券)

第五条 (略)

2) 5 (略)

6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)がこれに署名し、又は記名押印したものでなければならず。

一) 十一 (略)

(認可の申請)

第八条 第六条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び資本金の額

二 (略)

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人の氏名及び住所

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所

2) 4 (略)

(認可の基準)

第九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一 株式会社等(株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。))又は外国の法令に準拠して設立された取締役設置会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものをいう。以下この項において同じ。))でない者

イ 取締役会

(委託者指図型投資信託の委託者及び受託者)

第四条 委託者指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))をいう。次章及び第三章を除き、以下同じ。))を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

(受益証券)

第五条 (略)

2) 5 (略)

6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、執行役)がこれに署名し、又は記名なつ印したものでなければならず。

一) 十一 (略)

(認可の申請)

第八条 (同上)

一 商号及び資本の額

二 (略)

三 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人の氏名及び住所

(新設)

2) 4 (略)

(認可の基準)

第九条 (略)

2 (同上)

一 株式会社(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。以下この条において「株式会社等」という。))でない者

(新設)

口 監査役又は委員会（会社法（平成十七年法律第九号）第二条第十二号に規定する委員会をいう。）

二 資本金の額が公益又は投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社等

三 五（略）

六 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ（略）

口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ（略）

二 第三号に規定する法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五号、第二百五十六号、第二百五十八号から第二百六十号まで若しくは第二百六十二号の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百十九号）第六十五号、第六十六号、第六十八号若しくは第六十九号の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六号、第二百六十七号、第二百六十九号から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三号の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五号、第二百六十六号、第二百六十八号から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四号の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七号の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七号、第四十九号若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十六条の規定によ

（新設）

二 資本金の額が公益又は投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社等

三 五（略）

六 取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ（略）

口 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ（略）

二 第三号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七号の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七号、第四十九号若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十六条の規定によ

り同法第三条第一項の許可を取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者であつた者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。）であつた者又は当該不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。第十五条第二項第一号へにおいて同じ。）であつた者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

へ・ト（略）

チ この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該法人の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

リ・ヌ（略）

ル 第四十二条第一項第一号二又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役で当該処分があつた日から五年を経過しないもの

ヲ（略）

七・十（略）

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社（外国会社を含む。以下同じ。）の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第十条の四第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において、「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社とその総株主又は総社員の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社

り同法第三条第一項の許可を取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者であつた者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。）であつた者又は当該不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。第十五条第二項第一号へにおいて同じ。）であつた者の取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

へ・ト（略）

チ この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該法人の取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

リ・ヌ（略）

ル 第四十二条第一項第一号二又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役で当該処分があつた日から五年を経過しないもの

ヲ（略）

七・十（略）

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十条の四第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において、「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社とその総株主又は総社員の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二

をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5・6 (略)

(業務の方法等の変更の認可)

第十条の二 投資信託委託業者は、業務(第三十四条の第十二項の届出をして行う業務及び第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けて行う業務を除く。)の方法を変更しようとするとき、又は資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(資本金の額の増加等の届出)

第十条の三 投資信託委託業者は、資本金の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資信託委託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第八条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

二 五 (略)

(取締役等の兼職制限)

第十三条 投資信託委託業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(会社法の適用除外)

第十三条の二 会社法第三百三十一条第一項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、投資信託委託業者については、適用しない。

第十三条の三 (略)

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 (略)

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をし

以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社とその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5・6 (略)

(業務の方法等の変更の認可)

第十条の二 投資信託委託業者は、業務(第三十四条の第十二項の届出をして行う業務並びに第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けて行う業務を除く。)の方法を変更しようとするとき、又は資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(資本金の額の増加等の届出)

第十条の三 投資信託委託業者は、資本金の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (同上)

一 第八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 五 (略)

(取締役等の兼職制限)

第十三条 投資信託委託業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(新設)

第十三条の二 (略)

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 (略)

2 (同上)

てはならない。

一 投資信託委託業者の利害関係人等（当該投資信託委託業者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次条各号、第四十九条の九第二項第一号及び第九百九十四条各号において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。）である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

イ ト（略）

二・三（略）

四 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下この号、第三十四条の三第二項第四号、第三十四条の三第三号、第三十四条の十五第三号及び第四十九条の九第二項第四号において同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受け契約」という。）を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受け幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受け幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受け幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この編において同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この編において同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

五（略）

（議決権等の指図行使）

第二十二條 投資信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに会社法第六十六條第一項、第二百二條第二項及び第四百六十九條第一項の規定に基づく株主の権利、同法第八百二十八條第一項の規定に基づき同項第二号及び第三号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる株主の権利で内閣府令で定めるもの（投資主、協同組織金融機関の優先出資

一 投資信託委託業者の利害関係人等（当該投資信託委託業者の総株主の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同法第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九條の九第二項第一号及び第九百九十四条において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。）である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

イ ト（略）

二・三（略）

四 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下この号、第三十四条の三第二項第四号、第三十四条の三第三号、第三十四条の十五第三号及び第四十九條の九第二項第四号において同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九條第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受け契約」という。）を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受け幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受け幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受け幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。第三編第一章第九節の二を除き、以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

五（略）

（議決権等の指図行使）

第二十二條 投資信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法第二百二十二條ノ二第一項、第二百四十五條ノ二、第二百八十條ノ四第一項及び第二百八十條ノ十五第一項（同法第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で内閣府令で定めるもの（投資主、協同組織金融機関の優先出資

資に関する法律（平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。）に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。）の行使については、投資信託委託業者がその指図を行うものとする。

2 投資信託財産として有する株式（投資口、優先出資法に規定する優先出資者その他政令で定める権利を含む。）に係る議決権の行使については、会社法第三百十條第五項（第九十四條第一項、優先出資法第四十條第二項）その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等）

第三十條（略）

2～7（略）

（削る）

（反対者の買取請求権）

第三十條の二 前條第一項の投資信託約款の変更を行う場合において、同條第二項の期間内に投資信託委託業者に対して異議を述べた当該投資信託約款に係る受益者は、当該投資信託約款に係る受託会社に対し、自己の有する受益証券を公正な価額で当該受益証券に係る投資信託財産をもつて買い取るべき旨を請求することができる。

2 会社法第百十六條第五項及び第六項、第百十七條、第百六十八條第一項、第百七十條（第四号に係る部分に限る。）、第百七十一條本文、第百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第百七十三條本文、第百七十五條並びに第百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第百十六條第五項中「効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間」とあるのは「投資信託約款の変更の日から二十日以内」と、「株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「受益権の口数」と、同法第百十七條第一項及び第三項中「効力発生日から六十日」とあるのは「投資信託約款の変更の日から九十日」と、同條第二項中「効力発生日から三十日」とあるのは「投資信託約款の変更の日から六十日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資信託契約の解約を記載した書面の交付等）

第三十二條（略）

2（略）

3 第三十條第二項から第五項まで及び第七項並びに第三十條の二の規定は、第一項の場合に

関する法律（平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。）に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。）の行使については、投資信託委託業者がその指図を行うものとする。

2 投資信託財産として有する株式（投資口、優先出資法に規定する優先出資者その他政令で定める権利を含む。）に係る議決権の行使については、商法第二百三十九條第五項（第九十四條第一項、優先出資法第三十五條）その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等）

第三十條（略）

2～7（略）

8

第一項及び第五項の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなくてはならない。

（反対者の買取請求権）

第三十條の二 前條第一項の投資信託約款の変更を行う場合において、同條第二項の期間内に投資信託委託業者に対して異議を述べた当該投資信託約款に係る受益者は、当該投資信託約款に係る受託会社に対し、自己の有する受益証券を当該変更がなければ当該受益証券が有すべき公正な価額で当該受益証券に係る投資信託財産をもつて買い取るべき旨を請求することができる。

2 商法第二百四十五條ノ三第一項及び第三項から第六項まで及び第二百四十五條ノ四並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六條第一項及び第百三十二條ノ六の規定は、前項の受益証券の買取りについて準用する。この場合において、商法第二百四十五條ノ三第一項中「前條第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三十條の二第一項」と、「決議」とあるのは「投資信託約款ノ変更」と、「株式ノ種類及数」とあるのは「受益権ノ口数」と、同條第三項及び第四項中「決議」とあるのは「投資信託約款ノ変更」と、同法第二百四十五條ノ四中「第二百四十五條ノ二第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三十條の二第一項」と、「第二百四十五條第一項ニ掲グル行為」とあるのは「同法第三十條第一項ノ規定ニ依ル投資信託約款ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資信託契約の解約を記載した書面の交付等）

第三十二條（略）

2（略）

3 第三十條第二項から第五項まで、第七項及び第八項並びに第三十條の二の規定は、第一項

ついで準用する。ただし、第四十二条第一項第一号口の規定による内閣総理大臣の命令に従つて解約する場合その他内閣府令で定める場合には、第三十条第二項から第五項まで及び第三十条の二の規定は、準用しない。

(投資信託委託業に係る投資信託委託業者の責任)

第三十二条の二 投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。)がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託業者は、当該受益者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。

(受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第三十四条 (略)

2) 5 (略)

6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

(投資法人資産運用業に係る投資信託委託業者の責任)

第三十四条の八 投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。以下この条において同じ。)がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その投資信託委託業者は、当該投資法人に対し連帯して損害を賠償する責任を負う。

2 投資信託委託業者が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その投資信託委託業者、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 会社法第四百二十九条第一項の規定は投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。)の規定は投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任を追究する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業年度)

第三十五条 投資信託委託業者の事業年度(会社法第一百九十六条第一項に規定する事業年度をいう。第三十七条第一項において同じ。)は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日

の場合について準用する。ただし、第四十二条第一項第一号口の規定による内閣総理大臣の命令に従つて解約する場合その他内閣府令で定める場合には、第三十条第二項から第五項まで及び第三十条の二の規定は、準用しない。

(投資信託委託業に係る投資信託委託業者の責任)

第三十二条の二 投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。)がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託業者は、当該受益者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第三十四条 (略)

2) 5 (略)

6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

(投資法人資産運用業に係る投資信託委託業者の責任)

第三十四条の八 投資信託委託業者(当該投資信託委託業者から第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。以下この条において同じ。)がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その投資信託委託業者は、当該投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 投資信託委託業者が投資法人又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずる場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人もその責めに任ずべきときは、その投資信託委託業者、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 商法第二百六十六条ノ三第一項の規定は投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者について、同法第二百六十六条第五項及び第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(営業年度)

第三十五条 投資信託委託業者の営業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

に終わるものとする。

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十七条 投資信託委託業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定める様式により営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(廃業、解散等についての届出及び公告)

第三十八条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〜四 (略)

五 分割により事業の全部又は一部を承継させたとき。その法人

六 事業の全部又は一部を譲渡したとき。その法人

2 投資信託委託業者は、合併しようとするとき(合併により消滅するときに限る。)、合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき、投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業を廃止しようとするとき、分割により事業の全部若しくは一部を承継させようとするとき、又は事業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 (略)

4 投資信託委託業者が第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号に掲げる場合にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第六号に掲げる場合にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。)(は、当該投資信託委託業者に対する第六条の認可は、その効力を失う。

(削る)

第四十二条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該投資信託委託業者又は当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の属する投資信託委託業者に対し当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 投資信託委託業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第二百二十三条の二の規定による認可又は承認に付した条件に違反した場合、公益を害する行為をした場合、投資信託契約に違反した場合、資産運用委託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合、その指図が適正を欠くため投資信託財産に重

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十七条 投資信託委託業者は、営業年度ごとに、内閣府令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(廃業、解散等についての届出及び公告)

第三十八条 (同上)

一〜四 (略)

五 分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。その法人

六 営業の全部又は一部を譲渡したとき。その法人

2 投資信託委託業者は、合併しようとするとき(合併により消滅するときに限る。)、合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき、投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業を廃止しようとするとき、分割により営業の全部若しくは一部を承継させようとするとき、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 (略)

4 投資信託委託業者が第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号に掲げる場合にあつては分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号に掲げる場合にあつては営業の全部を譲渡したときに限る。)(は、当該投資信託委託業者に対する第六条の認可は、その効力を失う。

5 第三十条第八項の規定は、第二項の規定による公告について準用する。

第四十二条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者又はその取締役、執行役若しくは監査役が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該投資信託委託業者又は当該取締役、執行役若しくは監査役の属する投資信託委託業者に対し当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 (同上)

大な損失を生ぜしめた場合又はその運用が適正を欠くため登録投資法人に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適当であると認めるときは、次に掲げる処分

イ）八（略）

二 取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずること。

ホ（略）

二 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が第九条第二項第六号イからホまで若しくはトから又までのいずれかに該当することとなつた場合又は取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が第六条の認可当時同号イからホまで、トから又まで若しくはヲのいずれかに該当していたことが判明した場合において、その取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずること。

2（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を、書面によりその処分を受ける投資信託委託業者又は取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の属する投資信託委託業者に通知しなければならない。

4（略）

（投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告）

第四十八条（略）

2（略）

3 投資信託委託業者又は投資信託委託業者であつた法人は、前二項の規定により投資信託契約が解約された場合又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を公告しなければならない。

（公告の方法等）

第四十八条の二 投資信託委託業者（前条第三項の規定により公告をする投資信託委託業者であつた法人を含む。以下この条において同じ。）がこの法律の規定によりする公告は、次に掲げるいずれかの方法により、しななければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下この条及び第四十九条の十三第三項において同じ。）

2 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、投資信託委託業者が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九

イ）八（略）

二 取締役、執行役又は監査役の解任を命ずること。

ホ（略）

二 取締役、執行役若しくは監査役が第九条第二項第六号イからホまで若しくはトから又までのいずれかに該当することとなつた場合又は取締役、執行役若しくは監査役が第六条の認可当時同号イからホまで、トから又まで若しくはヲのいずれかに該当していたことが判明した場合において、その取締役、執行役又は監査役の解任を命ずること。

2（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を、書面によりその処分を受ける投資信託委託業者又は取締役、執行役若しくは監査役の属する投資信託委託業者に通知しなければならない。

4（略）

（投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告）

第四十八条（略）

2（略）

3 投資信託委託業者又は投資信託委託業者であつた法人は、前二項の規定により投資信託契約が解約された場合又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

（新設）

百五十三条及び第九百五十五条の規定は、外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(委託者非指図型投資信託の受託者等)

第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の信託会社等(信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関をいう。 以下この章、次章及び第五編において同じ。)を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

2 (略)

(受益証券)

第四十九条の五 (略)

2 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)又は代表理事がこれに署名し、又は記名押印したものでなければならない。

一 一十一 (略)

3 (略)

(信託会社等の責任)

第四十九条の十二 信託会社等(当該信託会社等から第四十九条の十一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。)がその任務を怠つたことにより運用を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その信託会社等は、当該受益者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。

(公告の方法等)

第四十九条の十三 信託会社等(会社を除く。 次項において同じ。)がこの法律の規定によりする公告は、次に掲げるいずれかの方法により、しなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。 次項において同じ。)

2 第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、信託会社等が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二号」とある

(委託者非指図型投資信託の受託者等)

第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の信託会社等(信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関をいう。 以下この章及び次章において同じ。)を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

2 (略)

(受益証券)

第四十九条の五 (略)

2 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)又は理事がこれに署名し、又は記名なつ印したものでなければならない。

一 一十一 (略)

3 (略)

(信託会社等の責任)

第四十九条の十二 信託会社等(当該信託会社等から第四十九条の十一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。)がその任務を怠つたことにより運用を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その信託会社等は、当該受益者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(新設)

るものは「第一号及び第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3) 第四十八条の二第一項及び第二項の規定は信託会社等（会社に限る。）がこの法律の規定によりする公告について、同条第三項の規定は信託会社等（外国会社に限る。）が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第二号」とあるのは「第一号及び第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国投資信託の信託約款の変更、解約等の届出等）

第五十九条 第二十六条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第一項、第六項及び第七項、第三十一条、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条並びに第四十八条の二の規定は外国投資信託について準用する。この場合において、第二十六条第二項及び第三項（第三十条第六項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条並びに第三十条第一項中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、同条第七項中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、「第一項及び第五項」とあるのは「第一項及び第三十二条第一項」と、第三十一条及び第三十二条第一項並びに同条第二項において準用する第二十六条第三項中「投資信託委託業者」とあるのは「委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者」と、第三十三条中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、第四十八条の二第一項中「投資信託委託業者（前条第三項の規定により公告をする投資信託委託業者であつた法人を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、同条第二項中「第一号を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」と、「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、同条第三項中「外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一章 投資法人

第一節 通則

（法人格）

第六十一条 投資法人は、法人とする。

（住所）

第六十二条 投資法人の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

（外国投資信託の信託約款の変更、解約等の届出等）

第五十九条 第二十六条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第一項及び第六項から第八項まで、第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定は外国投資信託について準用する。この場合において、第二十六条第二項及び第三項（第三十条第六項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条並びに第三十条第一項中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、同条第七項中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、「第一項及び第五項」とあるのは「第一項及び第三十二条第一項」と、同条第八項中「第一項及び第五項」とあるのは「第一項及び第三十二条第一項」と、第三十一条及び第三十二条第一項並びに同条第二項において準用する第二十六条第三項中「投資信託委託業者」とあるのは「委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者」と、第三十三条中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一章 投資法人

第一節 通則

（法人格）

第六十一条 投資法人は、法人とする。

（住所）

第六十二条 投資法人の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

(能力の制限)

- 第六十三条 投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない。
- 2| 投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない。

(商行為等)

- 第六十三条の二 投資法人がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

- 2| 商法(明治三十二年法律第四十八号)第十一条から第十五条まで及び第十九条の規定は、投資法人については、適用しない。

(商号等)

第六十四条 投資法人は、その名称を商号とする。

- 2| 投資法人は、その商号中に投資法人という文字を用いなければならない。

- 3| 投資法人でない者は、その名称又は商号中に、投資法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 4| 何人も、不正の目的をもつて、他の投資法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

- 5| 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある投資法人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 6| 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した投資法人は、当該投資法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

(会社法の規定を準用する場合の読替え等)

- 第六十五条 (この編(第八十六條の二第四項を除く。)及び第五編の規定において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(投資法人法第六十六條第一項に規定する電磁的記録をいう。)(と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(投資法人法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。)(と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株式会社」とあるのは「投資法人」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「定款」とあるのは「規約」と、「発起人」とあるのは「設立企画人」と、「株券」とあるのは「投資証券」と読み替えるものとする。

- 2| この編において準用するこの編の規定により読み替えられた会社法及び商業登記法(昭和

(能力の制限)

- 第六十三条 投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない。
- 2| 投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない。

(商号)

- 第六十四条 投資法人は、その商号中に投資法人という文字を用いなければならない。
- 2| 投資法人でない者は、その商号中に投資法人であることを示す文字を用いてはならない。

(商法の適用等)

第六十五条 投資法人に対する商法第三十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「会社」とあるのは、「投資法人」とする。

- 2| 投資法人に対する商法第三十三条ノ二の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

- 3| 商法第三十四条の規定は、投資法人については、適用しない。

- 4| この編及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(投資信託及び投資法人に関する法律第六十七条第二項二規定スル電磁的記録ヲ謂フ。)(と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(投資信託及び投資法人に関する法律第九十条第三項二規定スル電磁的方法ヲ謂フ。)(と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

- 5| 商法第五十五条及び有限会社法第二条の規定は、投資法人について準用する。この場合において、商法第五十五条中「会社八他ノ会社」とあるのは、「投資法人ハ会社」と読み替えるものとする。

第二節 設立

(設立企画人による規約の作成等)

- 第六十六条 投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければならない。
- 2| 設立企画人(設立企画人が複数であるときは、そのうち少なくとも一人)は、次の各号のいずれかの者でなければならない。

- 一 設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産を運用の対象とする投資信託委託業者
- 二 前号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

- 3| 第九十六条に規定する者は、設立企画人となることができない。

三十八年法律第百二十五号)の規定中「投資法人法」とあるのは、投資信託及び投資法人に関する法律をいうものとする。

第二節 設立

(設立企画人による規約の作成等)

第六十六条 投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の規約は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 設立企画人(設立企画人が二人以上あるときは、そのうち少なくとも一人)は、次の各号のいずれかの者でなければならない。

一 設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産を運用の対象とする投資信託委託業者

二 前号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

4 第九十八条第一号に掲げる者は、設立企画人となることができない。

(規約の記載又は記録事項等)

第六十七条 投資法人の規約には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨

四 投資法人が発行することができる投資口の総口数(以下「発行可能投資口総口数」という。)

五 設立に際して出資される金銭の額

六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

七 資産運用の対象及び方針

八 資産評価の方法、基準及び基準日

九 金銭の分配の方針

十 決算期

十一 本店の所在地

(規約の記載事項)

第六十七条 規約(前条第一項の規定により作成する規約をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載し又は記録し、規約が書面で作成されているときは、設立企画人が署名し又は記名なつ印しなければならない。

一 目的

二 商号

三 投資主の請求により投資口の払戻しをする、又はしない旨

四 発行する投資口の総口数

五 設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数

六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

七 資産運用の対象及び方針

八 資産評価の方法、基準及び基準日

九 金銭の分配の方針

十 決算期

十一 本店の所在する場所

十二 公告の方法

十三 執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準

十四 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準

十五 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要

十六 借入金及び投資法人債発行の限度額

十七 設立企画人の氏名又は名称及び住所

十八 設立企画人が受ける報酬の有無及びあるときはその金額

十九 投資法人の負担に帰すべき設立費用の有無並びにあるときはその内容及び金額

2 規約は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)で作成することができる。

3 前項の規定により規約が電磁的記録で作成されている場合における当該電磁的記録に記載された情報については、内閣府令で定める署名又は記名なつ印に代わる措置を執らなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項につき投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を定めるときは、一定の場合においては払戻しを停止する旨を併せて定めることができる。

5 第一項第五号の投資口の口数は、その上限及び下限を画する方法により定めることができる。

十二 執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準

十三 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準

十四 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要

十五 借入金及び投資法人債発行の限度額

十六 設立企画人の氏名又は名称及び住所

十七 投資法人の成立により設立企画人が受ける報酬その他の特別の利益の有無並びに特別の利益があるときはその設立企画人の氏名又は名称及び金額

十八 投資法人の負担する設立に関する費用の有無並びにその費用があるときはその内容及び金額

2 前項第三号に掲げる事項につき投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を定めるときは、一定の場合においては払戻しを停止する旨を併せて定めることができる。

3 第一項第五号の額は、その上限及び下限を画する方法により定めることができる。

4 第一項第六号の最低限度の純資産額（以下「最低純資産額」という。）は、五千万円以上で政令で定める額を下回ることができない。

5 第一項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

6 第一項各号に掲げる事項のほか、投資法人の規約には、この法律の規定により規約の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

7 会社法第三十一条第一項から第三項までの規定は、規約について準用する。この場合において、同条第一項中「本店及び支店」とあるのは「本店」と、同条第三項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（成立時の出資総額）
第六十八条 投資法人の成立時の出資総額は、設立時発行投資口（投資法人の設立に際して発行する投資口をいう。以下同じ。）の払込金額（設立時発行投資口一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。）の総額とする。

2 前項の出資総額は、一億円以上で政令で定める額を下回ることができない。

（設立に係る届出等）
第六十九条 設立企画人は、投資法人を設立しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨並びに設立時執行役員（投資法人の設立に際して執行役員となる者）をいう。以下同じ。）の候補者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項第六号の最低限度の純資産額（以下「最低純資産額」という。）は、五千万円以上で政令で定める額を下回ることができない。

7 第一項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

8 商法第六十六条第五項の規定は、投資法人の公告について準用する。

（成立時の出資総額）
第六十八条 投資法人の成立時の出資総額は、その設立の際に発行する投資口の発行価額の総額とする。

2 前項の出資総額は、一億円以上で政令で定める額を下回ることができない。

（設立に係る届出）
第六十九条 設立企画人は、投資法人を設立しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨並びに執行役員候補者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、規約その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第八条第三項の規定は、前項の規約について準用する。

4 設立企画人は、第一項の規定による届出をした後でなければ、第七十一条第二項の投資口申込証の用紙の作成、投資口の申込みの勧誘その他投資口を自ら引き受け、又は他人に引き受けさせるための行為をしてはならない。

5 規約は、第一項の規定による届出が受理された時に、その効力を生ずる。

（設立企画人の義務）
第七十条 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする投資法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

（設立の際の投資口の申込み等）
第七十一条 投資法人が設立の際に発行する投資口の申込みをしようとする者は、投資口申込証の用紙に、その引き受けようとする投資口の口数並びに住所及び申込みをする年月日を記載し、これに署名し又は記名なつ印して、投資口申込証を作成しなければならない。

2 設立企画人は、次に掲げる事項を投資口申込証の用紙に記載しなければならない。

一 第六十九条第一項の規定による届出をした年月日

二 第六十七条第一項各号に掲げる事項

2| 前項の規定による届出には、規約その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3| 第八条第三項の規定は、前項の規約について準用する。

4| 設立企画人は、第一項の規定による届出をした後でなければ、第七十一条第一項の規定による通知、設立時発行投資口の引受けの申込みの勧誘その他設立時発行投資口を自ら引き受け、又は他人に引き受けさせるための行為をしてはならない。

5| 規約は、第一項の規定による届出が受理された時に、その効力を生ずる。

6| 第一項の規定による届出が受理された規約は、投資法人の成立前は、これを変更することができない。

7| 会社法第九十六条及び第九十七条の規定は、規約の変更について準用する。この場合において、同法第九十六条中「第三十条第一項」とあるのは「投資法人法第六十九条第六項」と同法第九十七条中「第二十八条各号」とあるのは「投資法人法第六十七条第一項第十七号又は第十八号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立企画人の義務)

第七十条 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする投資法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2| 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

(設立時募集投資口に関する事項の決定)

第七十条の二 設立企画人は、設立時発行投資口を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、設立時募集投資口(当該募集に応じて設立時発行投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行投資口をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 設立時募集投資口の口数

二 設立時募集投資口の払込金額(設立時募集投資口二口と引換えに払い込む金銭の額をいう。)

三 設立時募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

2| 設立企画人は、前項各号に掲げる事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

3| 第一項の募集の条件は、当該募集ごとに、均等に定めなければならない。

(設立時募集投資口の申込み等)

第七十一条 設立企画人は、前条第一項の募集に応じて設立時募集投資口の引受けの申込みを

三 投資法人の存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その規定

四 設立の際に発行する投資口の割当方法及び払込期日

五 払込取扱機関の名称

六 執行役員、監督役員及び会計監査人の候補者の氏名又は名称及び住所並びに執行役員の候補者と設立企画人との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

七 第六十七条第一項第五号に規定する投資口の口数を満たす応募がないときは、設立を取りやめること。

八 一定の時期までに投資法人が成立しないとき、又は内閣総理大臣の登録を受けないときは、投資口の申込みを取り消すことができること。

九 執行役員又は監督役員の責任について、役員会の決議をもつて免除することができる旨を定めたときは、その規定

十 前各号に掲げる事項のほか、内閣府令で定める事項

3| 前項第五号の払込取扱機関は、銀行、信託会社その他の政令で定める法人でなければならない。

4| 第二項第六号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

5| 投資口の引受けに係る払込みは、金銭でなければならない。

6| 同法第七十五条第四項から第八項まで及び第七十九条の規定は設立企画人について、同法第七十五条第九項、第七十六条、第九十条、第九十一条及び第二百八十条ノ七の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口について、同法第七十七条第二項の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第七十八条及び第九十九条の規定は第二項第五号の払込取扱機関について、同法第九十二条の規定は設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第七十五条第四項中「第二項第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又は信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第七十八条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第七十九条第一項中「第七十七条ノ規定ニ依ル」とあるのは「払込期日ニ於テ」と、同法第九十二条第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、「払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス」とあるのは「払込ヲ為ス」と、同条第三項中「払込又ハ支払」とあるのは「払込」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(執行役員等の選任)

第七十二条 投資口申込証に記載された執行役員、監督役員及び会計監査人の候補者は、投資口の割当てが終了したときに、それぞれ執行役員、監督役員及び会計監査人に、選任された

しよつとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第六十九条第一項の規定による届出をした年月日

二 第六十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項

三 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

四 設立時募集投資口の割当方法

五 払込取扱機関の払込みの取扱いの場所

六 設立時執行役員、設立時監督役員（投資法人の設立に際して監督役員となる者をいう。以下同じ。）及び設立時会計監査人（投資法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下同じ。）の候補者の氏名又は名称及び住所並びに設立時執行役員候補者と設立企

画人との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

七 第六十七条第一項第五号の額を満たす応募がないときは、設立を取りやめること。

八 一定の時期までに投資法人の設立の登記がされない場合又は内閣総理大臣の登録を受け

ない場合において、設立時募集投資口の引受けの取消しをすることができること。

九 第一百五十五条の六第七項の規定による執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に

ついで規約の定めがあるときは、その定め

十 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項第五号の払込取扱機関は、銀行等（銀行、信託会社その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。）でなければならない。

3 第一項第六号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

4 前条第一項の募集に応じて設立時募集投資口の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を設立企画人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする設立時募集投資口の口数

5 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、設立

企画人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第

百八十六条の二第二項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合

において、当該申込みをした者は、前項の書面を交付したものとみなす。

6 設立企画人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及

び当該変更があつた事項を第四項の申込みをした者（次項において「申込者」という。）に

通知しなければならない。

7 設立企画人が申込者に対してする通知又は催告は、第四項第一号の住所（当該申込者が別

に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を設立企画人に通知した場合にあつては、その場所

又は連絡先）にあつて発すれば足りる。

8 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したもの

ものとみなす。

（執行役員等による調査等）

第七十三条 執行役員及び監督役員は、投資法人の設立について、次に掲げる事項を調査しな

ければならない。

一 設立の際に発行する投資口の口数を満たす引受けがあつたこと。

二 前号の投資口についての払込みがあつたこと。

三 その他法令又は規約に違反する事項その他の内閣府令で定める事項がないこと。

2 執行役員は、前項の規定による調査により同項各号のいずれかの事項について欠けること

があるものと認めるときは、創立総会を招集し、その旨を報告しなければならない。

3 創立総会が招集されたときは、設立企画人は、創立総会に出席し、投資口の引受けをした

者の求めた事項について説明をしなければならない。この場合においては、商法第二百三十

七条ノ三第一項ただし書の規定を準用する。

4 第九十一条第三項から第五項までの規定は創立総会の招集の通知について、第九十二条及

び第九十二条の二の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者であつて

創立総会に出席しないものについて、第九十四条第二項並びに商法第八十条第二項、第百

八十七条第一項及び第二項、第二百三十二条第一項本文及び第二項、第二百三十三条、第

二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで、第二百三十九条第六項及び第七項、第二百四十

三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで並びに第二百五十一条の規定

は投資法人の創立総会について、同法第二百三十九条第二項及び第五項、第二百三十九条ノ

四並びに第二百四十一条第一項（ただし書を除く。）の規定は投資法人が設立の際に発行す

る投資口の引受けをした者について、それぞれ準用する。この場合において、第九十二条第

二項中「前条第三項の書面」とあるのは、第七十三条第四項において準用する前条第三項に

規定する書面」と、第九十二条の二第九項において準用する同法第二百三十九条第七項第二

号中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、同法第二百四十四条第三項中「取締役」とあ

るのは、「執行役員及監督役員並に設立企画人」と、同条第五項中「本店二、其ノ謄本（其ノ

作成二代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）ヲ五年間

支店二」とあるのは、「本店二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

（投資法人の成立の時期）

第七十四条 投資法人は、設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第七十五条 商法第九十三条から第九十六条までの規定は設立企画人について、同法第百

とみなす。

9| 設立時募集投資口の引受けに係る払込みは、金銭でなければならない。

10| 会社法第六十条、第六十二条（第二号を除く。）及び第六十三条の規定は設立時募集投資口について、同法第六十四条の規定は第二項に規定する銀行等について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十条第一項中「前条第三項第二号」とあるのは「投資法人法第七十一条第四項第二号」と、同条第二項及び同法第六十三条第一項中「第五十八条第一項第三号」とあるのは「投資法人法第七十条の二第二項第三号」と、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「投資法人法第七十条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時執行役員等の選任）

第七十二条 前条第一項の規定により通知された設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の候補者は、設立時発行投資口の割当てが終了した時に、それぞれ設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

（設立時執行役員等による調査等）

第七十三条 設立時執行役員及び設立時監督役員は、投資法人の設立について、第七十条の二第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- 一 第六十七条第一項第五号の額を満たす設立時募集投資口の引受けがあつたこと。
- 二 第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定による払込みが完了つていないこと。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、投資法人の設立の手續について法令又は規約に違反する事項その他内閣府令で定める事項がないこと。

2| 設立時執行役員は、前項の規定による調査により同項各号のいずれかの事項について欠けることがあるものと認めるときは、設立企画人による報告を受けなければならない。

3| 設立企画人は、前項の規定による報告を受けた場合には、設立時投資主（第七十五条第五項において準用する会社法第二百一条第一項の規定により投資法人の投資主となる者をいう。以下同じ。）の総会（以下「創立総会」という。）を招集しなければならない。

4| 第九十条の二及び第九十一条の規定は設立企画人が創立総会を招集する場合について、会社法第六十八条第五項から第七項まで、第七十二条第一項本文、第七十三条第一項及び第四項、第七十四条から第八十三条まで並びに第九十三条第二項及び第三項の規定は投資法人の創立総会について、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七條第一項（第一号下

九十八条の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合において、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十五条中「取締役又は監査役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、「第七十三条ノ二又八第八百八十四条第一項及第二項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十三条第一項及第二項」と、「取締役、監査役」とあるのは「執行役員、監督役員」と、同法第九十六条中「第二百六十六条第五項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第四項ノ規定」と、同法第九十八条中「発起人」とあるのは「設立企画人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 投資口及び投資証券

（発行する投資口）

第七十六条 投資法人が発行する投資口は、無額面とする。

（投資主の責任等）

第七十七条 投資主の責任は、その有する投資口の引受価額を限度とする。

2| 投資主は、払込みについて相殺をもつて投資法人に対抗することができない。

3| 商法第二百一条及び第二百三条の規定は、投資口について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「投資法人」と読み替えるものとする。

（投資口の譲渡等）

第七十八条 投資口は、譲渡することができる。

2| 投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができる。

3| 投資証券の発行前にした投資口の譲渡は、投資法人に対して効力を生じない。

4| 投資口を譲渡するには、投資証券を交付しなければならない。

5| 投資証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

6| 民法第三百六十四条第二項の規定は投資口について、商法第二百七条、第二百八条及び第二百九条（第四項を除く。）の規定は投資口の質入れについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「トキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「トキ」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に係る部分に限る。）の規定は投資法人の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第九十一条第一項中、「二月前までに当該日を公告し、当該日の二週間」とあるのは、「二週間」と、同法第六十八条第五項中、「第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは、「投資法人法第六十七条第一項第十六号又は第七十一条第四項第一号」と、同条第七項中、「第一項」とあるのは、「投資法人法第七十三条第四項において準用する投資法人法第九十一条第一項」と、同法第七十三条第四項中、「第六十七条第一項第二号」とあるのは、「投資法人法第七十三条第四項において準用する投資法人法第九十条の二第一項第二号」と、同法第七十四条第四項及び第七十六条第二項中、「第六十八条第三項」とあるのは、「投資法人法第七十三条第四項において準用する投資法人法第九十一条第二項」と、同法第八十条中、「第六十七条及び第六十八条」とあるのは、「投資法人法第七十三条第四項において準用する投資法人法第九十条の二第一項及び第九十一条第一項から第三項まで」と、同法第八十一条第四項及び第八十二条第四項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第九十三条第二項及び第三項中、「設立時取締役」とあるのは、「設立時執行役員及び設立時監督役員」と、同条第二項中、「前項」とあり、及び同条第三項中、「第一項」とあるのは、「投資法人法第七十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資法人の成立）

第七十四条 投資法人は、設立の登記をすることによって成立する。

（会社法の準用等）

第七十五条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、投資法人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 投資法人の成立の時に設立時募集投資口のうち引受けのない部分があるときは、設立企画人、設立時執行役員及び設立時監督役員は、共同して、当該部分について引き受けたものとみなす。投資法人の成立後に投資口の引受人の設立時募集投資口の引受けに係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

3| 投資法人の成立の時に設立時募集投資口のうち第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定による払込みがされていないものがあるときは、設立企画人、設立時執行役員及び設立時監督役員は、連帯して、当該払込みがされていない額を支払う義務を負う。

4| 第七十条の二第一項の募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び投資法人の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者（設立企画人を除く。）は、設立企画人とみなして、前三項の規定を適用する。

5| 会社法第百三条の規定は、設立時募集投資口について準用する。この場合において、必要

（投資口の移転の對抗要件）

第七十九条 投資口の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人に対抗することができない。

2| 第百十一条第二号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者（以下、名義書換事務受託者）という。）が、投資口の取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿の複本（第九十九条第一項において準用する商法第二百六十三条第一項（第百六十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する投資主名簿の複本をいう。）に記載し、又は記録したときは、前項の規定による記載又は記録があつたものとみなす。

（自己投資口の取得及び質受けの制限）

第八十条 投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りでない。

一 合併によるとき。

二 投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

三 この法律の規定により投資口の買取りをするとき。

2| 前項ただし書の場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分をしなければならぬ。

3| 前項の処分の方法は、内閣府令で定める。

（子法人による親法人投資口の取得制限）

第八十一条 他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人（以下「親法人」という。）の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の投資法人（以下「子法人」という。）は、取得することができない。

一 合併によるとき。

二 投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

2| 前項各号に掲げる場合においては、当該子法人は、相当の時期に当該親法人の投資口の処分をしなければならぬ。投資法人が子法人となつたことを知つた際に親法人の投資口を有しているときも、同様とする。

3| 他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、この法律の適用については、当該他の投資法人をその親法人の子法人とみなす。

4| 前条第三項の規定は、第二項の場合について準用する。

（投資主名簿）

な技術的読替えは、政令で定める。

- 6| 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、投資法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）
- 7| 会社法第七編第二章第一節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）の規定は、設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 投資口及び投資証券

（発行する投資口）

第七十六条 投資法人が発行する投資口は、無額面とする。

（投資主の責任及び権利等）

- 第七十七条 投資主の責任は、その有する投資口の引受価額を限度とする。
- 2| 投資主は、その有する投資口につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。
 - 一 金銭の分配を受ける権利
 - 二 残余財産の分配を受ける権利
 - 三 投資主総会における議決権
- 3| 投資主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部又は同項第三号に掲げる権利の全部若しくは一部を与えない旨の規約の定めは、その効力を有しない。
- 4| 会社法第六百六条及び第六百九条第一項の規定は、投資口について準用する。この場合において、同項中「内容及び数」とあるのは、「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資主の権利の行使に関する利益の供与）

第七十七条の二 投資法人は、何人に対しても、投資主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該投資法人又はその子法人（投資法人が他の投資法人の発行済投資口（投資法人が発行している投資口をいう。以下同じ。）の過半数の投資口を有する場合における当該他の投資法人をいう。以下同じ。）の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）

第八十二条 執行役員は、投資主名簿を作成し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 投資主の氏名又は名称及び住所
 - 二 各投資主の有する投資口の口数
 - 三 各投資主の有する投資口について投資証券を発行したときは、その投資証券の番号
 - 四 各投資口の取得の年月日
- 2| 第六十七条第二項の規定は、投資主名簿について準用する。
 - 3| 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三までの規定は、投資主名簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券）

第八十三条 投資証券には、その番号及びその発行の年月日並びに次に掲げる事項を記載し、執行役員が署名し又は記名なつ印しなければならない。

- 一 投資法人の商号
 - 二 投資法人の成立の年月日
 - 三 投資口の口数
 - 四 投資主の氏名又は名称
- 2| 投資法人は、その成立後（その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後）、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。
 - 3| 投資証券は、投資法人の成立後（その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後）でなければ、発行することができない。
 - 4| 前項の規定に違反して発行した投資証券は、無効とする。ただし、当該投資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - 5| 商法第二百二十六条ノ二の規定は投資法人（規約をもつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について、同法第二百二十九条及び第二百八十条ノ三十四ノ二の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券の不発行）

第八十四条 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を規約に定めた投資法人は、前条第二項の規定にかかわらず、規約をもつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証にその旨を記載しなければならない。

2| 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資法人に提出して、その所持を欲しない旨を申し出ることができる。この場合においては、

）をしてはならない。

2) 投資法人が特定の投資主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該投資法人は、投資主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。投資法人が特定の投資主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該投資法人又はその子法人の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。

3) 投資法人が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該投資法人又はその子法人に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該投資法人又はその子法人に対して当該利益と引換えに給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。

4) 投資法人が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した執行役員又は監督役員として内閣府令で定める者は、当該投資法人に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うついでに注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

5) 前項の義務は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

6) 会社法第七編第二章第一節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一号及び第二項を除く。）の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資主名簿等）

第七十七条の三 投資法人は、投資主名簿を作成し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載し、又は記録しなければならない。

一 投資主の氏名又は名称及び住所

二 前号の投資主の有する投資口の口数

三 第一号の投資主が投資口を取得した日

四 第一号の投資口（投資証券が発行されているものに限る。）に係る投資証券の番号

2) 投資法人は、一定の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）を定めて、基準日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をその権利を行使することができる者と定めることができる。

3) 会社法第二百一十四条第一項及び第三項の規定は基準日について、同法第二百五条（第三項第三号を除く。）の規定は投資主名簿について、同法第二百一十六条並びに第九十六條第一項及び第二項の規定は投資主に対してする通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十五条第一項中、「その本店（株主名簿管理人がある場合にあっては、その営業所）」とあるのは、「投資法人法第六十六條第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と、同法第四項及び第五項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣

当該投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。

3) 第一項前段の規定による定めをした投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときはその旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に遅滞なく記載し、又は記録しなければならない。

4) 前項の投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに依らないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、未発行の投資証券を遅滞なく発行しなければならない。

（投資証券が発行されていない場合の特例）

第八十四条の二 発行済投資口の全部について第八十三條第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項又は前条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合には、次条第二項において準用する同法第二百一十四條第三項、第二百五條及び第二百一十六條、第八十六條第四項において準用する同法第二百一十條第四項並びに第二百二十三條第一項において準用する同法第二百一十條第十七項の規定は、適用しない。

2) 前項に規定する場合には、第八十二條第三項において準用する商法第二百一十四條ノ三第三項、次条第二項において準用する同法第二百一十五條ノ二、第八十七條第三項又は第二百一十三條第一項において準用する同法第二百一十條ノ三第三項の公告に代えて、公告すべき事項を投資主に通知することができる。

（投資口の併合）

第八十五条 投資法人は、投資主総会の決議により、投資口を併合することができる。

2) 商法第二百一十四條第三項及び第二百五條から第二百一十六條までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二百一十五條ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは、「発行済投資口」と、第二百一十六條第一項但書若八百二十六條ノ二第三項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第五項ニ於テ準用スル第二百一十六條ノ二第三項又ハ同法第八十四條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（端数の処理）

第八十六条 投資法人は、投資口の併合により投資口一口に満たない端数が生ずるときは、その部分について新たに発行した投資口を、公正な価額による売却を実現するために適当な方法として内閣府令で定めるものにより売却し、その端数に応じてその代金を従前の投資主に交付しなければならない。

2) 第八十四条第一項に規定する投資法人は、前項の規定にかかわらず、投資口の併合により生ずる投資口一口に満たない端数の部分について、当該投資法人の純資産の額に照らして公正な価額をもつて、払戻しをすることができる。

「と、同項中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第二号、第四号又は第五号」と、同法第百二十六条第五項中「第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第二項の規定並びに前項において準用する会社法第百二十四条第二項及び第三項並びに第百九十六条第一項及び第二項の規定は第七十九条第四項において準用する同法第百四十八条各号に掲げる事項が投資主名簿に記載され、又は記録された質権者（以下「登録投資口質権者」といふ。）について、同法第百五十条の規定は登録投資口質権者に対してする通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 投資法人が投資口の全部について投資証券を発行していない場合には、第三項において準用する会社法第百二十四条第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による公告に代えて、公告すべき事項を投資主及び登録投資口質権者に通知することができる。

（投資口の譲渡）

第七十八条 投資主は、その有する投資口を譲渡することができる。

2 投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

3 投資口の譲渡は、当該投資口に係る投資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

4 投資証券の発行前にした投資口の譲渡は、投資法人に対し、その効力を生じない。

（投資口の譲渡の対抗要件等）

第七十九条 投資口の譲渡は、その投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人に対抗することができない。

2 投資証券の占有者は、当該投資証券に係る投資口についての権利を適法に有するものと推定する。

3 会社法第百三十一条第一項の規定は投資証券について、同法第百三十二条及び第百三十三条の規定は投資口について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第百四十六条、第百四十七条第二項及び第三項、第百四十八条、第百五十一条（第四号、第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十四号に係る部分に限る。）、第百五十二条第二項及び第三項並びに第百五十四条の規定は、投資口の質入れについて準用する。この場合において、同法第百五十一条第八号中「剰余金の配当」とあるのは「金銭の分配」と、同法第十四号中「取得」とあるのは「払戻し又は取得」と、同法第百五十三条第二項中「前条第一項に規定する場合」とあるのは「投資口の併合をした場合」と、同法第三項中「前条

3 前項の場合においては、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」といふ。）から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。

4 商法第百二十条第四項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資口の分割）

第八十七条 投資法人は、投資口を分割することができる。

2 執行役員は、前項の場合においては、役員会の承認を受けなければならない。

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び投資法人が定める一定の日において投資主名簿に記載又は記録のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前に、公告しなければならない。

4 前項の場合においては、投資口の分割は、執行役員が別段の定めをし、かつ、これについて役員会の承認を受けたときを除くほか、同項の一定の日において、その効力を生ずる。

5 投資法人は、第二項及び第三項の規定により投資口の分割をしたときは、遅滞なく、同項に規定する投資主及び当該投資主に係る投資主名簿に記載又は記録のある質権者に対して、その投資主の受ける投資口の口数を通知しなければならない。

6 前条第一項から第三項までの規定は、投資口の分割により投資口一口に満たない端数が生ずる場合について準用する。

第八十八条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、その設立の際の最初の規約をもつて、前条第二項及び第三項の規定によらないで投資口の分割をする旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第一項又は第百二十二条第一項の投資口申込証に、その旨及び次項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項前段の場合においては、規約をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割の方法及び時期

二 前号の時期に投資主名簿に記載又は記録のある投資主が、投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨

三 その他内閣府令で定める事項

3 第一項前段の場合においては、当該投資法人は、内閣府令で定める期間ごとに、前項第二号に規定する投資主及び当該投資主に係る投資主名簿に記載又は記録のある質権者に対して、その投資主が投資口の分割により受ける投資口の口数、分割に関する計算その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

第四節 機関

第三項に規定する場合」とあるのは、「投資口の分割をした場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一款 投資主総会

(自己の投資口の取得及び質受けの禁止)

第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りでない。

(投資主総会の権限)

第八十九条 投資主総会は、この法律又は規約において投資主総会の議決を要する事項として定めるものに限り決議をすることができる。

(合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合)

二 この法律の規定により当該投資口の買取りをする場合

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合

(招集権者)

第九十条 投資主総会は、この法律に別段の定めのある場合を除くほか、執行役員が招集する

2 前項ただし書の場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分をしなければならぬ。

3 前項の処分の方法は、内閣府令で定める。

(親法人投資口の取得の禁止)

第八十一条 子法人は、その親法人（他の投資法人を子法人とする投資法人をいう。以下同じ。）である投資法人の投資口（以下この条において「親法人投資口」という。）を取得してはならぬ。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合

3 子法人は、相当の時期にその有する親法人投資口を処分しなければならない。

4 他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、この法律の適用については、当該他の投資法人をその親法人の子法人とみなす。

5 前条第三項の規定は、第三項の親法人投資口を処分する場合について準用する。

(投資口の併合)

第八十一条の二 投資法人は、投資口の併合をすることができる。

2 会社法第八十条第二項（第三号を除く。）及び第三項、第八十一条並びに第八十二条の規定は前項の場合について、同法第二百五条第二項の規定は投資法人（規約によつて第八十六条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「株主総会」とあるのは、「投資主総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資口の分割)

2 監督役員は、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を執行役員に提出して投資主総会の招集を請求することができる。

3 監督役員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、執行役員承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該監督役員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

(招集手続)

第九十一条 投資主総会を招集するには、会日から二月前に会日を公告し、会日から一週間前に各投資主に対し書面で通知を發しなければならない。

2 投資主総会を招集する者は、前項の書面による通知の發出に代えて、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができる。この場合において、当該投資主総会を招集する者は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

3 前二項の通知に際しては、当該通知に会議の目的とする事項を記載し、又は記録し、かつ議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類及び次条の規定に基づき投資主が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

4 第二項の承諾をした投資主に対し同項の電磁的方法による通知をするときは、前項の書類及び書面の交付に代えて、同項の書類及び書面に記載すべき事項を第二項の電磁的方法により提供することができる。ただし、投資主の請求があつたときは、前項の書類及び書面を当該投資主に交付しなければならない。

5 第三項の書面の様式は、内閣府令で定める。

(書面による議決権の行使)

第九十二条 投資主総会に出席しない投資主は、書面によつて議決権を行使することができる。

第八十一条の三 投資法人は、投資口の分割をすることができる。

2 会社法第百八十二条第二項（第三号を除く。）及び第百八十四条の規定は前項の場合について、同法第百二十五条第三項の規定は投資法人（規約によつて第百八十六条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十二条第二項中「株式会社は」とあるのは「投資法人が」と、その都度、株主總會（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて「とあるのは」「執行役員は、その都度」と、「定めなければならない」とあるのは「定め、役員会の承認を受けなければならない」と、同法第百八十四条第二項中「第百四十六條」とあるのは「投資法人法第百四十條」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第八十一条の四 第八十六条第一項に規定する投資法人は、その設立の際の最初の規約によつて、前条第二項において準用する会社法第百八十三条第二項（第三号を除く。）の規定によらないで投資口の分割をする旨を定めることができる。この場合においては、第七十条の二第一項又は次条第一項の募集に応じて設立時募集投資口又は同項に規定する募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対し、その旨及び次項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項前段の場合には、規約によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 投資口の分割の方法
- 二 投資口の分割がその効力を生ずる時期
- 三 前号の時期において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主が、投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 第一項前段の場合には、当該投資法人は、内閣府令で定める期間ごとに、前項第三号に規定する投資主及び当該投資主の有する投資口に係る登録投資口質権者に対して、その投資主が投資口の分割により受ける投資口の口数、分割に関する計算その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

（募集投資口の募集事項の決定等）

第八十二条 投資法人がその発行する投資口を引き受ける者の募集をしようとするときは、執行役員は、その都度、募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定め、役員会の承認を受けなければならない。

- 一 募集投資口の口数
- 二 募集投資口の払込金額（募集投資一口と引換えに払い込む金額の額をいう。以下この条において同じ。）又はその算定方法

9 1 書面による議決権の行使は、前条第三項の書面に必要な事項を記載し、これを投資主總會の会日の前日までに投資法人に提出して行う。

2 書面によつて行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3 商法第百三十九条第六項及び第七項第一号の規定は、第二項の規定により提出された書面について準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（電磁的方法による議決権の行使）

第九十二条の二 投資法人は、役員会の決議をもつて、投資主總會に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第九十一条の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の定めをした投資法人にあつては、第九十一条の通知に際しては、電磁的方法による議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類を交付しなければならない。

3 第九十一条第四項の規定は、前項の書類について準用する。

4 第二項の投資法人にあつては、第九十一条第二項の承諾をした投資主に対し同項の電磁的方法による通知をするときは、投資主が議決権を行使するための書面に記載すべき事項を同項の通知に際し同項の電磁的方法により提供しなければならない。

5 前項の投資法人にあつては、第九十一条第二項の承諾をしていない投資主から、投資主總會の会日の一週間前までに前項の事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、政令で定めるところにより、これらの投資主の承諾を得て、当該事項を直ちに電磁的方法により当該投資主に提供しなければならない。

6 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、第二項の投資法人の承諾を得て、第四項の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録に必要な事項を記録し、これを投資主總會の会日の前日までに第二項の電磁的方法により当該投資法人に提供して行う。

7 投資主が第九十一条第一項の承諾をした者である場合には、投資法人は、その承諾に係る投資主總會の会日から一年間、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んでならない。

8 前条第三項の規定は、電磁的方法により行使された議決権の数について準用する。

9 商法第百三十九条第六項及び第七項第二号の規定は、第六項の規定により提供された事項が記録された電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（みなし賛成）

第九十三条 投資法人は、規約をもつて、投資主が投資主總會に出席せず、かつ、議決権を行

三 募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

2 前項の規定にかかわらず、第八十六条第一項に規定する投資法人の執行役員は、発行期間を定め、その発行期間内における募集投資口を引き受ける者の募集について、役員会の承認を一括して求めることができる。

3 前項の場合には、同項の執行役員は、発行期間のほか次に掲げる事項について定め、役員会の承認を受けなければならない。

一 当該発行期間内に発行する投資口の総口数の上限

二 当該発行期間内における募集こととの募集投資口の払込金額及び募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日を定める方法

4 第二項の場合には、当該投資法人は、前項第二号に掲げる方法により確定した同号の募集こととの払込金額を公示しなければならない。この場合において、公示の方法その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

5 第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ことに、均等に定めなければならない。

6 前項の場合において、募集投資口の払込金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならない。

7 投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、当該投資口の払込金額の総額を出資総額に組み入れなければならない。

（募集投資口の申込み等）

第八十三条 投資法人は、前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる事項

二 第七十一条第一項第三号、第五号及び第九号に掲げる事項

三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

四 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称

六 募集事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項第四号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

3 前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を投資法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした投資法人は、第九十一条第一項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

（商法の準用）

第九十四条 商法第二百三十二条ノ二、第二百三十三条、第二百三十六から第二百三十九条まで、第二百三十九条ノ四、第二百四十一条（第一項ただし書を除く）、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで及び第二百五十一条の規定は、投資主総会について準用する。この場合において、同法第二百三十二条ノ二第一項中、六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ一以上又八三百個以上ノ議決権ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項中、「前条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第二百三十七条第一項中、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第三項及び同法第二百三十七条ノ二中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同条第一項中、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ一以上ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上二当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同法第二百四十一条第三項中、「株式会社」とあるのは、「投資法人ノ発行済投資口ノ総口数ノ四分ノ一ヲ超ユル投資口、株式会社」と、

「他ノ有限会社」とあるのは、「有限会社」と、「其ノ株式会社」とあるのは、「其ノ投資法人、株式会社」と、同法第二百四十三条中、「第二百三十二条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条」と、同法第二百四十四条第三項中、「取締役」とあるのは、「執行役員及監督役員」と、同条第五項中、「本店」、「其ノ厩本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」、「五年間支店」とあるのは、「本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商法第八十八条、第二百五条第三項、第九十九条及び第二百四十九条の規定は、投資主総会の決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えについて準用する。この場合において、同法第九十九条第二項中、「会社」とあるのは、「投資法人」と、同法第二百四十九条第一項中、「株主」とあるのは、「投資主」と、「会社」とあるのは、「投資法人」と、「取締役又ハ監督役員」とあるのは、「執行役員又ハ監督役員」と読み替えるものとする。

二 引き受けよとする募集投資口の口数

- 4 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 5 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集投資口の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。
- 6 投資法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第三項の申込みをした者（次項において、「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 7 投資法人が申込者に対してする通知又は催告は、第三項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 8 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- 9 会社法第二百四十四条第一項及び第三項、第二百五条並びに第二百六条の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第一項中、「前条第二項第二号」とあるのは、「投資法人法第八十二条第三項第二号」と、同条第三項中、「第九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）」とあるのは、「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日、同条第二項の場合にあつては同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日）」と、同法第二百五条中、「前条」とあるのは、「投資法人法第八十二条第一項から第八項まで並びに同条第九項において準用する前条第一項及び第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第八十四条 会社法第二百八条（第一項を除く。）、第二百九条、第二百一一条及び第二百一十二条第一項（第二号を除く。）の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百八条第一項中、「第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内」とあるのは、「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内（同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日）」と、同法第二百九条第一号中、「第九十九条第一項第四号の期日」とあるのは、「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日（同条第二項の場合にあつては、同条第三項第一号に掲げる方法により確定した同号の期日）」と、同法第二百一一条中、「第九十九条第一項第四号」とあるのは、「投資法人法第八

第一款 執行役員、監督役員及び役員会

第二目 執行役員

（選任）

第九十五条 執行役員（第七十二条の規定により設立の際選任されたものとみなされる執行役員を除く。）は、投資主総会において選任する。

（欠格事由）

第九十六条 第九条第一項第六号イからニまでに掲げる者は、執行役員となることができない。

（職務）

第九十七条 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。

2 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。

- 一 第三十四条の九第一項の同意
 - 二 第九十条の規定による投資主総会の招集
 - 三 第一百一条の規定による事務の委託
 - 四 第三十九条の三の規定による投資法人債の管理に係る事務の委託
 - 五 第四十六条第一項の規定による投資口の払戻しの停止
 - 六 合併契約の締結
 - 七 その資産の運用又は保管に係る委託契約の締結又は契約内容の変更
 - 八 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払
- 3 執行役員は、三月に一回以上業務の執行の状況を役員会に報告しなければならない。
- 4 投資法人は、規約をもつて、数人の執行役員が共同して投資法人を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、商法第三十九条第二項の規定を準用する。

（報酬）

第九十八条 執行役員の報酬は、規約にその額を定めていないときは、第六十七条第一項第十号の基準に従い、役員会がその額を決定する。

（商法の準用等）

第九十九条 商法第七十八条、第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ三、第二百五十六条

「十二条第一項第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第二号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百四十條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号口に係る部分に限る。)、の規定は投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第一項、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條から第八百七十七條まで及び第八百七十八條第一項の規定はこの項において準用する同法第八百四十條第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3) 会社法第八百二十九條(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第十三号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十八條まで、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号口に係る部分に限る。)、の規定は、投資法人の成立後における投資口の発行の不在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4) 会社法第七編第二章第一節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條第一項第一号及び第二項を除く。)、の規定は、第一項において準用する同法第二百二十二條第一項(第二号を除く。)、の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券の発行等)

第八十五條 投資法人は、投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口に係る投資証券を発行しなければならない。

2) 投資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、執行役員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 投資法人の商号

二 当該投資証券に係る投資口の口数

3) 会社法第二百十七條の規定は投資法人(規約によつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。)、の投資証券について、同法第二百九十一條の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券の不発行)

第八十六條 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある投資法人は、前条第一項の規定にかかわらず、規約によつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しな

第一項、第二百五十七條、第二百五十八條並びに第二百六十三條第一項(第四号を除く。)、から第三項まで及び第七項の規定は執行役員について、同法第七十條ノ二の規定は第六十六條第三項において準用する同法第六十七條ノ二に規定する執行役員の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十七條第二項中、「第三百四十三條」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第四百十條第二項ニ於テ準用スル第三百四十三條第一項」と、同条第三項中、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主(六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル。)」と、同法第二百五十八條第二項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第二百六十三條第一項第一号中、「定款」とあるのは、「規約」と、「本店及支店」とあるのは、「本店」と、同項第二号中、「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは、「投資主名簿及投資法人債原簿」と、「名義書換事務受託者」及び投資法人に関する法律第七十九條第二項ニ規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ)ノ営業所ガ投資法人ノ本店ト異ナル場合」と、同項第二号及び第三号中、「名義書換代理人ノ営業所」とあるのは、「名義書換事務受託者ノ営業所」と、同条第二項第一号及び第三号中、「定款」とあるのは、「規約」と、同条第三項第一号中、「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿」とあるのは、「投資主名簿及投資法人債原簿」と、「株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿」とあるのは、「投資主名簿及投資法人債原簿」と、同条第七項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 内閣総理大臣は、前項において準用する商法第二百五十八條第二項の規定による一時執行役員の職務を行うべき者の選任の申請を受理したときは、当該申請に係る投資法人の執行役員及び監督役員の意見を聴かなければならない。

第二目 監督役員

(選任)

第一百條 監督役員(第七十二條の規定により設立の際選任されたものとみなされる監督役員を除く。)、は、投資主総会において選任する。

(欠格事由)

第一百一條 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 第九十六條に規定する者

二 当該投資法人の設立企画人

三 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員、使用人若しくは子会社(当該法人が総株主又は総社員の議決権(商法第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る

い旨を定めることができる。この場合においては、第七十条の二第一項又は第八十二条第一項の募集に応じて設立時募集投資口又は募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

2| 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資法人に提出して、その所持を希望しない旨を申し出ることができる。この場合においては当該投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。

3| 第一項前段の規定による定めをした投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときはその旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に遅滞なく記載し、又は記録しなければならない。

4| 前項の投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに応じないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、遅滞なく、未発行の投資証券を発行しなければならない。

(投資証券の提出に関する公告等)

第八十七条 投資法人が次に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対し全部の投資口に係る投資証券を提出しなければならない旨を当該日の一月前までに、公告し、かつ、すべての投資主及びその登録投資口質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、投資口の全部について投資証券を発行していない場合は、この限りでない。

一 投資口の併合

二 合併(合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。)

2| 会社法第二百十九条第二項及び第三項並びに第二百二十条の規定は、投資証券について準用する。この場合において、同法第二百十九条第二項中「前項各号」とあり、同条第三項中「第一項各号」とあり、及び同法第二百二十条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「投資法人法第八十七条第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(一に満たない端数の処理)

第八十八条 投資法人が投資口の分割又は投資口の併合をすることにより投資口の口数に一口に満たない端数が生ずるときは、その端数の合計数(その合計数に一に満たない端数が生ずる場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)(に相当する口数の投資口を、公正な金額による売却を実現するために適当な方法として内閣府令で定めるものにより売却し、かつその端数に応じてその売却により得られた代金を投資主に交付しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、第八十六条第一項に規定する投資法人は、投資口の分割又は投資口の併合をすることにより生ずる投資口の口数の一口に満たない端数の部分について、当該投資法人の純資産の額に照らして公正な金額をもつて、払戻しをすることができる。

議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)(の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社又は有限会社をいう。第五号及び第二十三条において同じ。)

(の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二又は二以上であつたもの)

四 当該投資法人の執行役員

五 当該投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた証券会社等の役員若しくは使用人、子会社の役員若しくは使用人、個人である証券仲介業者又はこれらの者のうちの二又は二以上であつたもの

六 その他当該投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

より監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

(員数)

第一百一条 監督役員の員数は、執行役員員数に二を加えた数以上でなければならない。

(職務)

第一百三条 監督役員は、執行役員職務の執行を監督する。

2| 監督役員は、いつでも執行役員、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(商法等の準用)

第一百四条 第九十八条及び第九十九条第一項、同条第一項において準用する商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ三、第二百五十六条第一項、第二百五十七条及び第二百五十八条並びに同法第二百七十四条ノ三から第二百七十五条ノ二までの規定は、監督役員について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「二年」とあるのは「四年」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三目 役員会

(役員会)

第一百五条 投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

(役員会の招集)

第一百六条 役員会は、執行役員が一人の場合はその執行役員が、執行役員が二人以上の場合は各執行役員が招集する。ただし、執行役員が二人以上の場合において、役員会を招集する執

3 | 前項の場合には、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。

第四節 機関

第一款 投資主総会

（投資主総会の権限）

第八十九条 投資主総会は、この法律に規定する事項及び規約で定められた事項に限り、決議をすることができる。

2 | この法律の規定により投資主総会の決議を必要とする事項について、執行役員、役員会その他の投資主総会以外の機関が決定することができることを内容とする規約の定めは、その効力を有しない。

（招集）

第九十条 投資主総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、執行役員が招集する。

2 | 監督役員は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができる。

3 | 会社法第二百九十七条第一項及び第四項の規定は、投資主総会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「総株主の議決権」とあるのは「発行済投資口」と、「以上の議決権」とあるのは「以上の口数の投資口」と、同条第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（招集の決定）

第九十条の二 執行役員（前条第三項において準用する会社法第二百九十七条第四項の規定により投資主が投資主総会を招集する場合にあつては当該投資主、第百十四条第三項本文の規定により監督役員が共同して投資主総会を招集する場合にあつては当該監督役員。次条において同じ。）は、投資主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 投資主総会の日時及び場所
- 二 投資主総会の目的である事項
- 三 投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

行役員（次項及び第三項において「役員会招集権者」という。）を役員会において定めるときは、その者が招集する。

2 | 前項ただし書の場合においては、役員会招集権者以外の執行役員は、役員会招集権者に会議の目的とする事項を記載した書面を提出して、役員会の招集を請求することができる。

3 | 監督役員は、その職務を遂行するために必要があると認めるときは、執行役員（第一項ただし書の場合においては、役員会招集権者）に会議の目的とする事項を記載した書面を提出して、役員会の招集を請求することができる。

4 | 第九十条第三項の規定は、前二項の場合における書面による請求について準用する。

5 | 商法第二百五十九条第四項の規定は、前三項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「取締役会」とあるのは「役員会」と、「取締役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と読み替えるものとする。

（職務）

第七十条 役員会は、この法律及び規約に定める権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監督する。

2 | 役員会は、執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 執行役員たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 | 前項の規定により執行役員を解任したことその他の事由（執行役員の任期の満了及び辞任を除く。）により投資法人に執行役員が欠けることとなつたときは、直ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。

4 | 前項の場合において、監督役員は、その全員の一致をもつてする決議によつて執行役員の選任に関する議案を作成し、これを同項の投資主総会に提出しなければならない。

5 | 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第六条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の規定により執行役員を解任した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「監査役が選任した監査役」とあるのは「監督役員がその過半数をもつて選任した監督役員」と、「株主総会」とあるのは「投資主総会」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「投資主総会」と読み替えるものとする。

（商法の準用等）

第八十条 商法第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二及び第二百六十一条ノ四の規定は、役員会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ二第一項中「取締役ノ過半数出席シ」とあるのは「構成員ノ過半数出席シ」と、「其ノ取締役ノ過半数」とあるのは「其ノ出席者ノ過半数」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「執行役員

2| 投資主総会に出席しない投資主は、書面によつて議決権を行使することができる。

(招集手続)

第九十一条 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の一週間前までに当該日を公告し、当該日の二週間前までに、投資主に対して、書面をもつてその通知を発しななければならない。

2| 執行役員は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該執行役員は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3| 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4| 執行役員は、第一項の通知に際しては、内閣府令で定めるところにより、投資主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(次項において「投資主総会参考書類」という。)及び投資主が議決権を行使するための書面(以下この款において「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

5| 執行役員は、第二項の承諾をした投資主に対し同項の電磁的方法による通知を発するとき、前項の規定による投資主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、投資主の請求があつたときは、これらの書類を当該投資主に交付しなければならない。

6| 執行役員は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二項の承諾をした投資主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、投資主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

7| 執行役員は、前項に規定する場合において、第二項の承諾をしていない投資主から投資主総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該投資主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第九十二条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、内閣府令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を投資法人に提出して行う。

2| 前項の規定により書面によつて行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3| 投資法人は、投資主総会の日から三週間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。

員及監督役員」と、同条第三項中「取締役ノ数八」とあるのは「執行役員及監督役員ノ数八」と、「取締役ノ数二」とあるのは「構成員及出席者ノ数二」と、同法第二百六条ノ四第六項中「株主又ハ八親会社ノ株主」とあるのは「投資主又ハ八親法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ)ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第七項中「会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社」とあるのは「投資法人又ハ其ノ親法人若ハ子法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル子法人ヲ謂フ)」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 内閣総理大臣は、前項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定による許可の申請を受理したときは、当該申請に係る投資法人の執行役員及び当該申請をした投資主又は債権者の意見を聴かなければならない。

3| 内閣総理大臣は、前項の許可をしたときは、書面によりその旨を当該許可に係る投資法人に通知しなければならない。

第四目 執行役員及び監督役員等の責任等

(投資法人に対する責任)

第九九条 次に掲げる場合においては、その行為をした執行役員又は監督役員は、投資法人に対し連帯して、第一号に掲げる場合にあつては違法に払い戻された額、第二号に掲げる場合にあつては違法に分配された金銭の額、第三号に掲げる場合にあつては供与した利益の額、第四号に掲げる場合にあつては投資法人が被つた損害額について、弁済又は賠償の責めに任ずる。

一 第二百二十四条第一項第三号に掲げる場合において投資口の払戻しをしたとき。

二 第二百三十六条第一項ただし書の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

三 第二百三十九条第一項において準用する商法第二百九十五条第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したとき。

四 法令又は規約に違反する行為により投資法人に損害を与えたとき。

2| 前項の行為が役員会の決議に基づいてされたときは、その決議に賛成した執行役員及び監督役員はその行為をしたものとみなす。

3| 前項の決議に参加した執行役員又は監督役員であつて議事録に異議を留めない者は、その決議に賛成したものと推定する。

4| 第一項の規定による執行役員又は監督役員等の責任は、総投資主の同意がなければ免除することができない。

5| 第一項第四号の行為に関する執行役員又は監督役員等の責任は、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、前項の規定にかかわらず、賠償の

4| 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第九十二条の二 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、内閣府令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該投資法人に提供して行う。

2| 投資主が第九十一条第一項の承諾をした者である場合には、投資法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒んではならない。

3| 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

4| 投資法人は、投資主総会の日から三月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

5| 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(みなし賛成)

第九十三条 投資法人は、規約によつて、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2| 前項の規定による定めをした投資法人は、第九十一条第一項又は第二項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

3| 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

(投資主総会の決議)

第九十二条の二 投資主総会の決議は、規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもつて行う。

2| 前項の規定にかかわらず、次に掲げる投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の三分の二(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の投資主の賛成を要する旨その他の要件を規約で定めることを妨げない。

責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額(次項第二号において、「限度額」といふ。)を限度として、第四百四十二条において準用する商法第三百四十三条に規定する決議をもつて免除することができる。

一 決議を行う投資主総会の終結する日の属する営業期間(ある決算期の直前の決算期の翌日(これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。以下この条、第三百三十三条第二項及び第二百二十二条において同じ。)(又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)(の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の四年分に相当する額)

二 当該執行役員又は監督役員が投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に四を乗じた額とのいずれか低い額

6| 前項の場合においては、執行役員は同項の決議を行う投資主総会において次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責めに任ずべき額

二 限度額及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7| 執行役員は、第五項の規定による責任の免除(執行役員の責任の免除に限る。)(に関する議案を投資主総会に提出するには、各監督役員の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合においては、投資法人が決議後に当該執行役員又は監督役員に対し同項第二号の退職慰労金又は財産上の利益を与えるときは、投資主総会の承認を得なければならない。

9| 投資法人は、第四項の規定にかかわらず、規約をもつて、第一項第四号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもつて免除することができる旨を定めることができる。

一 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(第五項第二号に定めるものを除く。)(の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の四年分に相当する額

二 第五項第二号に掲げる額

10| 第七項の規定は、規約を変更して前項の定め(執行役員の責任を免除することができる旨の定めに限る。)(を設ける議案を投資主総会に提出する場合及び同項の規約の定めに基づく

一 第八十一条の二第二項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項の投資主總會

二 第百十五條の六第三項の投資主總會

三 第百四十條の投資主總會

四 第百四十二條第三号の投資主總會

五 第百四十九條の二第一項、第百四十九條の七第一項及び第百四十九條の十二第一項の投資主總會

3 投資主總會は、第九十條の二第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、次条第一項において準用する会社法第三百十六條第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第百十五條の四の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(会社法の準用)

第九十四條 会社法第三百三條本文、第三百三條第一項、第三百四條、第三百五條第一項本文及び第四項、第三百六條(第二項及び第四項を除く。)、第三百七條、第三百八條(第一項ただし書を除く。)、第三百十條並びに第三百十三條から第三百十八條(第三項を除く。)、までの規定は、投資主總會について準用する。この場合において、同法第三百三條本文中「前条」とあるのは、「投資法人法第九十一條第一項から第三項まで」と、同法第三百三條第二項中「前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権」とあるのは、「発行済投資口」と、「議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合)にあつては、その個数(以上の議決権」とあるのは、「口数の投資口」と、「株主に限り」とあるのは、「投資主は」と、同法第三百五條第一項本文中「株主は」とあるのは、「発行済投資口の百分の一(これを下回る割合を規約で定めた場合)にあつては、その割合(以上の口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合)にあつては、その期間)前から引き続き有する投資主は」と、「株主に通知すること(第百九十九條第二項又は第三項の通知をする場合)にあつては、その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「投資法人法第九十一條第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録すること」と、同法第三百六條第一項中「総株主(株主總會において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。)(議決権」とあるのは、「発行済投資口」と、「議決権を有する」とあるのは、「口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合)にあつては、その期間(前から引き続き有する期間)から引き続き有する」と、同条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに同法第三百七條第一項及び第二項並びに第三百十八條第五項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第三百十條第四項中「第百九十九條第三項」とあるのは、「投資法人法第九十一條第一項」と、同法第三百十六條第二項中「第百九十七條」とあるのは、「投資法人法第九十條第三項において準用する第百九十七條第一項及び第四項」と、同法第三百十七條中「第二

責任の免除(執行役員)の責任の免除に限る。)(に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

11 第九項の規約の定めに基づいて役員会が責任の免除の決議を行ったときは、執行役員は、遅滞なく、第六項第一号及び第三号に掲げる事項並びに賠償の責めに任ずべき額から第九項各号に掲げる額を控除した額及びその算定の根拠並びに免除することに異議がある場合には一定の期間内に述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならない。この場合において、その期間は一月を下回ることができない。

12 発行済投資口の総口数の百分の三以上に当たる投資口を有する投資主が前項の期間内に異議を述べたときは、投資法人は第九項の規約の定めに基づく免除をしなければならない。

13 第八項の規定は、第九項の決議があつた場合について準用する。ただし、前項の規定により免除をすることができない場合は、この限りでない。

(商法の準用)

第一百十條 商法第一百六十六條ノ一、第一百六十六條ノ三及び第一百六十八條から第一百八十八條ノ三までの規定は執行役員及び監督役員について、同法第一百六十七條の規定は投資法人について、同法第二百七十五條ノ四の規定は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百六十六條ノ二中「前条第一項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十條第一項」と、同項第一号とあるのは、「同項第一号又第八第二号」と、「取締役」とあるのは、「執行役員又八監督役員」と、「悪意ノ株主」とあるのは、「投資口ノ払戻ヲ受ケタル者ノ内悪意ノモノ又八悪意ノ投資主」と、同法第二百六十六條ノ第三項中「取締役」とあるのは、「執行役員又八監督役員」と、「其ノ取締役」とあるのは、「其ノ執行役員又八監督役員」と、同法第二項中「取締役ヲ株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若八新株予約権付社債申込証ノ用紙」とあるのは、「執行役員又八監督役員ガ投資口申込証若八投資法人債申込証ノ用紙」と、第二百八十一條第一項二掲グルモノ」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十九條第一項二掲グル資料」と、「公告(第百八十三條第七項前段ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ)」とあるのは、「公告」と、「但シ取締役ガ」とあるのは、「但シ其ノ執行役員又八監督役員ガ」と、同条第三項中「第百六十六條第一項及第三項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第九十九條第二項及第三項」と、同法第二百六十八條第一項中「取締役」とあるのは、「執行役員又八監督役員」と、同条第八項中「取締役」とあるのは、「執行役員」と、同法第二百七十五條ノ四中「第百六十七條第一項ノ請求ヲ受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第百四十四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ又八第百六十八條第六項ノ通知及催告」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第一百十條ニ於テ準用スル第百六十七條第一項二規定スル請求(執行役員ノ責任ヲ追及スル訴ニ係ルモノニ限ル)ヲ受ケ同法同条ニ於テ準用ス

百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは、「投資法人法第九十条の二第一項及び第九十一条第一項から第三項まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条（第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定は、投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

第二款 投資主総会以外の機関の設置

第九十五条 投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならない。

- 一 一人又は二人以上の執行役員
- 二 執行役員の員数に一を加えた数以上の監督役員
- 三 役員会
- 四 会計監査人

第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任

(選任)

第九十六条 役員（執行役員及び監督役員をいう。以下この款（第百条第三号及び第五号を除く。）において同じ。）及び会計監査人は、投資主総会の決議によつて選任する。

2| 会社法第三百二十九条第二項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「この法律」とあるのは、「投資法人法」と読み替えるものとする。

(投資法人と役員等との関係)

第九十七条 投資法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従つ。

(執行役員の資格)

第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

- 一 法人
- 二 第九条第二項第六号イから二（会社更生法に係る部分を除く。）までに掲げる者

(執行役員の任期)

第九十九条 執行役員の任期は、二年を超えない。

ル第二百六十七条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾（執行役員ノ責任ヲ追及スル訴モノニ限ル）ヲ為シ又同法同条ニ於テ準用スル第二百六十八条第六項ノ通知及催告（執行役員ノ責任ヲ追及スル訴訟ニ係ルモノニ限ル）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 事務の委託

(事務の委託)

第百十一条 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものにつき、内閣府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならない。

- 一 発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務
- 二 発行する投資口及び投資法人債の名義書換に関する事務
- 三 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行に関する事務
- 四 その機関の運営に関する事務
- 五 計算に関する事務
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事務

(事務の委託を受けた者の義務)

第百十二条 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人のため忠実にその事務を行わなければならない。

2| 投資法人から前条各号に掲げる業務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を行わなければならない。

(一般事務受託者の責任)

第百十三条 一般事務受託者がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その一般事務受託者は、当該投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2| 一般事務受託者が投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人もその責めに任ずべきときは、その一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算執行人及び清算監督人は、連帯債務者とする。

3| 第百九条第四項及び商法第二百六十七条の規定は前二項の規定による一般事務受託者の責任について、同法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は一般事務受託者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 会計監査人

(監督役員の資格)

第百条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 第九十八条各号に掲げる者

二 投資法人の設立企画人

三 投資法人の設立企画人である法人若しくはその子会社(当該法人がその総株主の議決権(株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)(の過半数を保有する株式会社をいう。第五号及び第二百条第一号において同じ。)(の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは三以上であつたもの

四 投資法人の執行役員

五 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の委託を受けた証券会社等若しくはその子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である証券仲介業者又はこれらの者のうちの二若しくは三以上であつたもの

六 その他投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

(監督役員の任期)

第百一条 監督役員の任期は、四年とする。ただし、規約又は投資主総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

2 会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員の任期について準用する。

(会計監査人の資格等)

第百二条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)(又は監査法人でなければならぬ。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを投資法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号又は第三号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第百十五条の二第一項各号に掲げる書類について監査をすることができない者

二 投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

(選任)

第百十四条 会計監査人(第七十二条の規定により設立の際選任されたものとみなされる会計監査人を除く。)(は、投資主総会において選任する。

(資格)

第百十五条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)(又は監査法人でなければならぬ。

(権限等)

第百十七条 会計監査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して、投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第百十五条第二項第一号から第四号までに該当

次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法第二十四条(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)(、第二十四条の二(同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。)(、第二十四条の三(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)(又は第三十四条の十一の規定により、投資法人の第百二十九条第四項、第百五十五条第一項又は第百五十九条第一項に規定する書類について監査をすることができない者

二 当該投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 当該投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役、執行役員若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第二号若しくは第三号に掲げる者であるもの

(任期)

第百十六条 会計監査人の任期は、就任後一年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかつたときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。

(権限等)

第百十七条 会計監査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して、投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第百十五条第二項第一号から第四号までに該当

次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第百十五条の二第一項各号に掲げる書類について監査をすることができない者

二 投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 当該投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役、執行役員若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第二号若しくは第三号に掲げる者であるもの

(任期)

第百十六条 会計監査人の任期は、就任後一年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかつたときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。

(権限等)

第百十七条 会計監査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して、投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第百十五条第二項第一号から第四号までに該当

次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第百十五条の二第一項各号に掲げる書類について監査をすることができない者

二 投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 当該投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役、執行役員若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第二号若しくは第三号に掲げる者であるもの

三 投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 監査法人でその社員の半数以上が前二号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第三百三条 会計監査人の任期は、就任後一年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該投資主総会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定は、清算投資法人(第五十条の三に規定する清算投資法人をいう。第五十条の二第一項第二号において同じ。)の会計監査人については、適用しない。

(解任)

第四百四条 役員及び会計監査人は、いつでも、投資主総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、投資法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 会社法第八百五十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第八百五十五条、第八百五十六条及び第九百三十七条第一項(第一号又はに係る部分に限る。)の規定は、役員の解任の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員会等による会計監査人の解任)

第四百五条 役員会又は清算人は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、役員会又は清算人会の構成員の全員の同意によつて行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、役員会が選定した監督役員又は清算人会が選定した清算監督人は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

(役員等の解任の投資主総会の決議)

する公認会計士、投資法人又はその子法人の執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者である者、投資法人又はその子法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者又は資産保管会社の取締役、執行役、監査役その他の役員又は使用人である者及び投資法人若しくはその子法人又はその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

(監督役員等に対する会計監査人の報告)

第四百八条 会計監査人がその職務を行うに際して執行役員又は清算執行人の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監督役員又は清算監督人に報告しなければならない。

2 監督役員及び清算監督人は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の準用)

第四百九条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第五条、第六条第一項及び第二項、第六条の二から第六条の四まで、第七条第一項から第四項まで、第九条から第十一項まで並びに第十七条第二項の規定は、投資法人の会計監査人について準用する。この場合において、同法第五条中「前条第二項第一号」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第二号又は第三号」と、同法第六条の二第一項中「監査役会」とあるのは、「役員会又は清算人会」と、同条第二項中「監査役会が選任した監督役員」とあるのは、「役員会が選任した監督役員又は清算人会が選任した清算監督人」と、同法第六条の四第一項中「監査役会」とあるのは、「役員会又は清算人会」と、同条第二項中「第四条、第五条及び第六条の二の規定」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第十九条において準用する第五条及び第六条の二の規定並びに同法第十五条の規定」と、同法第七条第一項中「取締役及び支配人その他の使用人」とあるのは、「執行役員及び清算執行人」と、同条第三項中「職務(連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。)」とあるのは、「職務」と、子会社若しくは連結子会社に」とあるのは、「子法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定する子法人をいう。以下この項において同じ。)」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは、「子法人の」と

同法第十條中「第十三條第一項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十一條第一項又は第二百五十六條第一項(同法第五十九條第二項において準用する場合を含む。)」と、同法第十一條中「取締役又は監査役」とあるのは、「執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者」と、「取締役及び監査役」とあるのは、「執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人及び一般事務受託者」と読み替へるものとするほか、必

第百六条 第九十三条の二第一項の規定にかかわらず、役員を解任する投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上に当たる多数）をもつて行う。

（会計監査人の選任等についての意見の陳述）

第百七条 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、投資主総会に出席して意見を述べることができる。

2 会計監査人を辞任した者及び第百五条第一項の規定により会計監査人を解任された者は、辞任後又は解任後最初に招集される投資主総会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べることができる。

3 執行役員又は清算執行人は、前項の者に対し、同項の投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第百八条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは規約で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 会計監査人が欠けた場合又は規約で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、役員会又は清算人は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第百二条及び第百五条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

第四款 執行役員

（職務）

第百九条 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。

2 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。

一 第三十四条の九第一項の同意

二 第九十条の規定による投資主総会の招集

三 第百十七条の規定による事務の委託

要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 投資口の追加発行

（発行の方法）

第百二十条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項について決定し、一の発行日ごとに、役員会の承認を受けなければならない。

一 その発行日に発行する投資口の発行価額及び口数

二 払込期日

2 第八十四条第一項に規定する投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、前項の規定にかかわらず、発行期間を定め、その発行期間内における発行について、役員会の承認を一括して求めることができる。

3 前項の場合においては、執行役員は、発行期間のほか次に掲げる事項について定め、役員会の承認を受けなければならない。

一 当該発行期間内に発行する投資口の総口数の上限

二 当該発行期間内の日ごとの発行価額及び払込期日を定める方法

4 第二項の規定による投資口の発行を行う投資法人は、前項第二号に掲げる方法により確定した同日の日ごとの発行価額を公示しなければならない。この場合において、公示の方法その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

第百二十一条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、投資口の発行価額その他発行の条件は、発行日ごとに均等に定めなければならない。

2 前項の場合において、投資口の発行価額は、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし、公正な価額としなければならない。

3 投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、投資口の発行価額の総額を出資総額に組み入れなければならない。

（投資口申込証の作成）

第百二十二条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 第七十一条第二項第三号、第五号及び第九号に掲げる事項

三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

四 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の

四 第三百二十九条の八の規定による投資法人債の管理に係る事務の委託

五 第四百六十六条第一項の規定による投資口の払戻しの停止

六 合併契約の締結

七 資産の運用又は保管に係る委託契約の締結又は契約内容の変更

八 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払

3 執行役員は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を役員会に報告しなければならない。

4 執行役員の報酬は、規約にその額を定めていないときは、第六十七条第一項第十二号の基準に従い、役員会がその額を決定する。

5 会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十五条並びに第三百六十条第一項の規定は執行役員について、同法第三百五十条の規定は投資法人について、同法第三百五十二条（第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は執行役員の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第一百十條 投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 会社法第三百五十八條第二項及び第四項から第七項まで並びに第三百五十九條の規定は、前項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百五十八條第二項、第五項及び第六項並びに第三百五十九條第一項及び第二項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五款 監督役員

第一百一十條 監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する。

2 監督役員は、いつでも、執行役員、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称

六 第二百一十條第一項各号に掲げる事項（同条第二項の場合においては、同条第三項各号に掲げる事項）

2 前項第四号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

（商法等の準用）

第二百一十三條 第七十一条第一項並びに商法第七十五条第九項、第七十六条、第九十条（第二百八十条ノ十七及び第二百八十条ノ十八の規定は投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第七十五条第四項から第八項までの規定は執行役員について、同法第七十七條第二項の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十条ノ七、第二百八十条ノ九、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ十二の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百八十条ノ十五の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十七第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、第二百二十六條第一項但書若八第「二百二十六條ノ第二項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六條ノ第三項又ハ同法第八十四条第一項」と、同法第七十五條第四項中「第二項第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又ハ信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同条第八項において準用する同法第三十三條ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百八十条ノ九第一項及び第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証ノ用紙」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十四條第一項及び商法第一百五條第二項の規定は、前項において準用する同法第二百八十条ノ十五の訴えについて準用する。

第八節 投資口の払戻し

（払戻請求）

第二百一十四條 第八十四条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除くほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一 第八十二条第三項において準用する商法第二百一十四條ノ三第一項に規定する日から投資主若しくは質権者として権利行使すべき日までの間に請求があつたとき。

3| 第九百九条第四項並びに会社法第三百五十五条、第三百八十一条第三項及び第四項並びに第三百八十四条から第三百八十六条までの規定は、監督役員について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六款 役員会

(役員会)

第九百一十二条 役員会は、すべての執行役員及び監督役員で構成する。

(役員会の招集)

第九百一十二条 役員会は、執行役員が一人の場合はその執行役員が、執行役員が二人以上の場合は各執行役員が招集する。ただし、執行役員が二人以上の場合において、役員会を招集する執行役員を規約又は役員会で定めるときは、その執行役員が招集する。

2| 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた執行役員(以下この項及び次項において「招集権者」という。)(以外の執行役員は、招集権者に対し、役員会の目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。

3| 監督役員は、その職務を行うため必要があるときは、執行役員(第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)に対し、役員会の目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。

4| 前二項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした執行役員又は監督役員は、役員会を招集することができる。

(役員会の権限等)

第九百一十四条 役員会は、この法律及び規約に定める権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監督する。

2| 役員会は、執行役員が次のいずれかに該当するときは、その執行役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 執行役員としてふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3| 前項の規定により執行役員を解任したことその他の事由(執行役員の任期の満了及び辞任を除く。)(により執行役員が欠けた場合には、直ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。ただし、第九十六条第一項において準用する会社法第二百二十九条第二項の規定により補欠の執行役員が選任されている場合は

二 解散したとき。

三 純資産の額が基準純資産額(最低純資産額に五千万円以上で政令で定める額を加えた額をいう。第三百三十六条第一項及び第二百十五條第一項において同じ。)(を下回つたとき。

四 規約に定めた事由に該当するとき。

五 その他法令又は法令に基づいてする処分により、払戻しを停止しなければならない又は停止することができるとき。

2| 前項の請求をする投資主は、請求書に、その請求に係る投資口について投資証券が発行されているときは当該投資証券を添付して投資法人に提出しなければならない。

3| 前項の請求書には、払戻しを請求しようとする投資口の口数及び請求の年月日を記載し、これに署名し又は記名なつ印しなければならない。

4| 投資主は、第二項の請求書の提出に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の請求書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資主は、同項の請求書を提出したものとみなす。

5| 前項の場合において、第二項の投資証券が発行されているときは、前項の電磁的方法による事項の提供に際し、当該投資証券を提出しなければならない。

6| 第九十二条の二第七項の規定は第四項の投資法人の承諾について、第六十七条第三項の規定は第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載された情報について、それぞれ準用する。

(払戻し)

第九百二十五条 投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額によらなければならない。

2| 投資口の払戻しは、払戻価額の支払の時に、その効力を生ずる。

3| 投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。

(払戻価額の公示)

第九百二十六条 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その投資口の払戻価額をあらかじめ公示することができる。この場合においては、当該公示した価額をもつて投資口の払戻しをしなければならない。

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第九百二十七条 不公正な価額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、投資法人に対して公正な価額との差額に相当する金額の支払をする義務を負う。

この限りでない。

4 前項本文の場合において、監督役員は、その全員の同意によつて執行役員を選任に関する議案を作成し、これを同項本文の投資主総会に提出しなければならない。

5 第二項の規定により執行役員を解任したときは、監督役員がその過半数をもつて選定した監督役員は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

6 第二項の規定により執行役員を解任された者は、前項の投資主総会に出席して、解任についての意見を述べることができる。

7 前項の投資主総会を招集する者は、同項の者に対し、当該投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(会社法の準用等)

第百十五條 会社法第三百六十八條及び第三百六十九條の規定は役員会について、同法第三百七十一條(第三項を除く。)の規定は投資法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十九條第一項中「取締役」とあるのは「構成員」と、同法第二項中「取締役」とあり、及び同条第三項中「取締役及び監査役」とあるのは「執行役員及び監督役員」と、同条第五項中「取締役」とあるのは「執行役員及び監督役員」と、同法第二百七十一條第二項中「株式会社」の営業時間内は、いつでも」とあるのは「内閣総理大臣の許可を得て」と、同条第四項及び第六項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において読み替へて準用する会社法第三百七十一條第二項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申立てについての処分をする場合には、当該申立てに係る投資法人の陳述を聴かなければならない。

第七款 会計監査人

(会計監査人の権限等)

第百十五條の二 会計監査人は、第七節及び第十一節の定めるところにより、次に掲げる書類を監査する。この場合において、会計監査人は、内閣府令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

一 投資法人の計算書類(第百二十九條第一項に規定する計算書類をいう。第百十五條の七第二項第一号ロにおいて同じ。)、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書

二 清算投資法人の財産目録等(第百五十五條第一項に規定する財産目録等をいう。)及び決算報告

2 商法第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定は、前項の支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十八條 投資法人の債権者は、第百二十四條第一項第三号に掲げる場合において投資口の払戻しを受けた者に対して、当該払戻しを受けた価額を投資法人に返還させることができる。

2 前項の規定により払戻しを受けた価額を投資法人に返還した者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのぼつてなお投資主であるものとみなす。

第九節 計算

(計算書類等の作成等)

第百二十九條 執行役員は、決算期ごとに次に掲げる資料及びその附属明細書(以下この条、次条及び第百三十一條において「計算書類等」という。)を作らなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 資産運用報告書

四 金銭の分配に係る計算書

2 第六十七條第二項の規定は、前項第一号の貸借対照表について準用する。

3 第一項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

4 執行役員は、計算書類等(第一項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

5 前項の場合において、第一項第一号の貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は同項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、執行役員は、これらの電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該執行役員は、前項の資料を提出したものとみなす。

6 第一項第一号の貸借対照表が電磁的記録で作成されている場合、又は同項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、会計監査人の請求があつたときは、執行役員は、前二項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記載された事項を記載した書面を当該会計

2] 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対し、投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

3] 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第百二条第三項第一号から第三号までに掲げる者

二 投資法人又はその子法人の執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人又は一般事務受託者である者

三 投資法人又はその子法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者又は資産保管会社の取締役、会計参与（会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役その他の役員又は使用人である者

四 投資法人若しくはその子法人又はこれらの一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

4] 会社法第百九十六条第二項から第四項までの規定は、投資法人の会計監査人について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「執行役員及び清算執行人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監督役員等に対する会計監査人の報告）

第百十五条の三 会計監査人は、その職務を行うに際して執行役員又は清算執行人の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監督役員又は清算監督人に報告しなければならない。

2] 監督役員及び清算監督人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（投資主総会における会計監査人の意見の陳述）

第百十五条の四 投資主総会において会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員、以下この条において同じ。）の出席を求め決議があつたときは、会計監査人は、投資主総会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬）

第百十五条の五 会計監査人の報酬は、規約にその額を定めていないときは、第六十七条第一項第十二号の基準に従い、役員会又は清算人会がその額を決定する。

2] 執行役員又は清算執行人は、第百八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職

7] 監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

7] 計算書類等に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

（会計監査人の監査報告書）

第百三十条 会計監査人は、前条第四項の計算書類等を受領した日から四週間以内に、監査報告書を執行役員に提出しなければならない。

2] 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を内閣府令で定める方法により記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は貸借対照表若しくは損益計算書の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

三 貸借対照表及び損益計算書が法令及び規約に従い、投資法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 貸借対照表又は損益計算書が法令又は規約に違反し、投資法人の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針の変更が相当かどうか及びその理由

六 資産運用報告書（会計に関する部分に限る。）が法令及び規約に従い、投資法人の状況を正しく示しているものであるかどうか。

七 金銭の分配に係る計算書が法令及び規約に適合するかどうか。

八 前条第一項の附属明細書に記載すべき事項（会計に関する部分に限る。）の記載がないとき、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは資産運用報告書（会計に関する部分に限る。）の記載又は記録と合致しない記載があるときは、その旨

九 第百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項の規定により子法人に対して会計に関する報告を求め、又は子法人の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（会計に関する部分に限る。）

十 監査のために必要な調査をすることができなかったときは、その旨及びその理由

3] 前条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「会計監査人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「執行役員」と読み替えるものとする。

（計算書類の承認等）

務を行うべき者の報酬を定める場合には、役員会又は清算人会の承認を受けなければならない。

第八款 役員等の損害賠償責任

(役員等の投資法人に対する損害賠償責任)

第一百五条の六 執行役員、監督役員又は会計監査人(以下この款において「役員等」という。)は、その任務を怠つたときは、投資法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2) 前項の責任は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

3) 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に依じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、投資主総会の決議によつて免除することができる。

一 執行役員又は監督役員 四

二 会計監査人 二

4) 前項の場合には、執行役員は、同項の投資主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

5) 執行役員は、第一項の責任の免除(執行役員の責任の免除に限る。)(に關する議案を投資主総会に提出するには、各監督役員の同意を得なければならない。)

6) 第三項の決議があつた場合において、投資法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の内閣府令で定める財産上の利益を与えるときは、投資主総会の承認を受けなければならない。

7) 第二項の規定にかかわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を助案して特に必要と認めるときは、第三項の規定により免除することができる額を限度として役員会の決議によつて免除することができる旨を規約で定めることができる。

8) 第五項の規定は、規約を変更して前項の規定による規約の定め(執行役員等の責任を免除すること)ができる旨の定めに限る。(を設ける議案を投資主総会に提出する場合及び同項の規

第三百一十一条 執行役員は、計算書類等及び前条第一項の監査報告書を役員会に提出して、計算書類等の承認を求めなければならない。

2) 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

3) 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

4) 前二項の規定による通知に際しては、計算書類等(第二百二十九条第一項の附属明細書を除く。)(及び前条第一項の監査報告書の写しを交付しなければならない。)

5) 第二百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の計算書類等及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第六項中「会計監査人」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第三百二十二条 執行役員は、計算書類等及び第三百十条第一項の監査報告書を前条第一項の承認を受けた後五年間、本店に備え置かなければならない。

2) 商法第二百八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは、「投資主」と、「会社」とあるのは、「投資法人」と、同条第三項中「株主」とあるのは、「投資主」と、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資産の評価)

第三百二十三条 投資法人は、特定取引のうち決算期において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業期間終了の時において決済したものとみなして、当該営業期間の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業期間の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

2) 前項の特定取引とは、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他の内閣府令で定める取引をいう。

第三百二十四条 削除

(出資剰余金)

第三百二十五条 投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を出資剰余金として積み立てなければならない。

定による規約の定めに基づき責任の免除（執行役員等の責任の免除に限る。）に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

9 第七項の規定による規約の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の役員会の決議を行ったときは、執行役員は、遅滞なく、第四項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならぬ。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

10 発行済投資口（前項の責任を負う役員等の有する投資口を除く。）の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法人は、第七項の規定による規約の定めに基づき免除をしなければならない。

11 第六項の規定は、第七項の規定による規約の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

12 会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定は、会計監査人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百二十四条」とあるのは「投資法人法第百十五條の六第二項」と、「最低責任限度額」とあるのは「同条第三項の乗じて得た額」と、同条第四項第一号中「第四百二十五條第二項第一号」とあるのは「投資法人法第百十五條の六第四項第一号」と、同項第三号中「第四百二十三條第一項」とあるのは「投資法人法第百十五條の六第一項」と、同条第五項中「第四百二十五條第四項及び第五項」とあるのは「投資法人法第百十五條の六第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

第百十五條の七 役員等がその職務を行うに於て悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 執行役員及び監督役員 次に掲げる行為

イ 投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該投資法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記
ニ 虚偽の公告

一 投資口の払戻しによつて減少した出資総額等の合計額が、投資口の払戻しに要した金額を超えるとき。その超過額

二 合併により消滅した投資法人から承継した資産の価額が、その投資法人から承継した債務の額及びその投資法人の投資主に第百四十七條第四号又は第百四十八條第四号に掲げる規定により支払つた金額の合計額に存続する投資法人の増加した出資総額又は合併により設立した投資法人の出資総額を加えた額を超えるとき。その超過額

（金銭の分配）

第百三十六條 投資法人は、投資主に対し、第百三十一條第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいふ。第三項及び次条において同じ。）を超えて金銭の分配をすることができる。ただし、当該純資産額から基準純資産額を控除した額を超えることはできない。

2 金銭の分配に係る計算書は、規約で定めた金銭の分配の方針に従つて作成されなければならない。

3 第一項本文の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該利益を超えて投資主に分配された金額を、出資総額又は前条の出資剰余金の額から控除しなければならない。

4 第一項ただし書の規定に違反して金銭の分配をしたときは、投資法人の債権者は、当該投資法人の投資主から、その分配を受けた金額を当該投資法人に対し返還させることができる。

（利益の出資総額への組入れ）

第百三十七條 投資法人は、第百三十一條第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

（投資主の帳簿閲覧権等）

第百三十八條 投資主は、執行役員に対し、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計の帳簿及び資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計の帳簿及び資料が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

2 前項の規定による請求は、理由を付した書面をもつてしなければならない。

3 第九十條第三項及び第九十二條の二第七項の規定は、前項の場合における書面による請求について準用する。

4 商法第二百九十三條ノ七（第二号を除く。）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条中「取締役」とあるのは「執行役員」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「投資法人」と読み替へるものとする。

二 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員等の連帯責任)

第百十五条の八 役員等が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員等の責任を追及する訴え)

第百十六条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。)の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 事務の委託

(事務の委託)

第百十七条 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものについて、内閣府令で定めるところにより、他の者に委託して行わなければならない。

- 一 発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務
- 二 投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務
- 三 投資証券及び投資法人債券(以下「投資証券等」という。)の発行に関する事務
- 四 機関の運営に関する事務
- 五 計算に関する事務
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事務

(事務の委託を受けた者の義務)

第百十八条 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人のため忠実にその事務を行わなければならない。

2 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

(一般事務受託者の責任)

5 | 商法第二百九十三条ノ八の規定は、親法人の投資主について準用する。この場合において、同条第一項中「親会社ノ株主ニシテ其ノ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スルモノ」とあるのは「親法人ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「前条各号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十八条第四項ニ於テ準用スル第二百九十三条ノ七第一号第三号及第四号」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法等の準用)

第百三十九条 商法第二百八十五条、第二百九十三条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、投資法人について準用する。この場合において、同法第二百八十五条中「財産二付テ八第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産二付テ八」と、同法第二百九十四条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第二百三十七条ノ第二項及第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項ニ於テ準用スル第二百三十七条ノ第二項及第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 第九十九条第二項の規定は、前項において準用する商法第二百九十四条第一項の場合について準用する。

第九節の二 投資法人債

(募集の決定)

第百三十九条の二 投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めた投資法人は、規約に定める額を限度として、投資法人債を募集することができる。

2 | 執行役員は、前項の場合においては、役員会の承認を受けなければならない。

(投資法人債管理会社の設置)

第百三十九条の三 投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理会社を定め、投資法人債に係る債権者(以下「投資法人債権者」という。)のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各投資法人債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。

(募集発行の方法)

第百三十九条の四 投資法人債の募集に応じようとする者は、投資法人債申込証の用紙に引き受けようとする投資法人債の数及び住所を記載し、これに署名して、投資法人債申込証を作成しなければならない。

第百十九条 一般事務受託者は、その任務を怠つたときは、投資法人に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負つ。

2| 一般事務受託者が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3| 第百十五条の六第二項の規定は第一項の責任について、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）の規定は一般事務受託者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十条から第百二十三条まで 削除

第六節 投資口の払戻し

(払戻請求)

第百二十四条 第八十六条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除き、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一 第七十七条の三第二項に規定する基準日から投資主又は質権者として権利を行使することができない日までの間に請求があつたとき。

二 解散したとき。

三 純資産の額が基準純資産額（最低純資産額）に五千万円以上で政令で定める額を加えた額をいう。次節第四款及び第百二十五条第一項において同じ。）を下回つたとき。

四 規約で定めた事由に該当するとき。

五 その他法令又は法令に基づいてする処分により、払戻しを停止しなければならないとき又は停止することができるとき。

2| 前項の請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 払戻しを請求しようとする投資口の口数

二 請求の日

3| 第一項の請求をする投資主は、投資証券を投資法人に提出しなければならない。ただし、当該投資証券が発行されていないときは、この限りでない。

(払戻し)

第百二十五条 投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額によらなければならない。

2| 執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資法人債申込証の用紙を作成しなければならない。

一 投資法人の商号並びに第百八十七条の登録年月日及び登録番号並びに投資法人債管理会社の名称

二 申込みの対象が投資法人債である旨

三 投資法人債の総額

四 各投資法人債の金額

五 投資法人債の利率

六 投資法人債の償還の方法及び期限

七 利息支払の方法及び期限

八 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

九 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

十 資産保管会社の名称

十一 数回に分けて投資法人債の払込みを行わせるときは、その払込みの金額及び時期

十二 投資法人債の発行の価額又はその最低価額

十三 第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百八条に規定する別段の定めがあるときは、その規定

十四 投資法人債の応募額が総額に達しない場合においてその残額を引き受けることを約した者があるときは、その氏名又は名称

十五 名義書換代理人を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

3| 投資法人は、前項第十四号に掲げる事項の記載がない場合において、投資法人債の応募額が投資法人債申込証に記載した投資法人債の総額に達しないときは、当該投資法人債を発行してはならない。

4| 商法第三百一条第四項の規定は、投資法人債の発行の最低価額を定めた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 商法第七十五条第五項の規定は投資法人債申込証の用紙の交付について、同条第七項及び第八項の規定は投資法人債申込証の作成について、それぞれ準用する。この場合において「同条第五項及び第七項中「発起人」とあるのは「執行役員」と、「株式申込証」とあるのは「投資法人債申込証」と、「株式申込人」とあるのは「投資法人債ノ募集ニ応セントスル者」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(投資法人債管理会社の権限等)

第百三十九条の五 投資法人債管理会社は、投資法人債権者のために投資法人債に係る債権の

- 2| 投資口の払戻しは、払戻金額の支払の時に、その効力を生ずる。
- 3| 投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。

(払戻金額の公示)

第百二十六条 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その投資口の払戻金額をあらかじめ公示することができる。この場合においては、当該公示した金額をもつて投資口の払戻しをしなければならない。

(違法な払戻しに関する責任)

第百二十六条の二 第百二十四条第一項第三号に掲げる場合において、投資法人が投資口の払戻しをしたときは、当該払戻しにより金銭の交付を受けた者及び当該払戻しに関する職務を行つた業務執行者(執行役員その他当該執行役員の行う業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)は、当該投資法人に対し、連帯して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

- 2| 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。
- 3| 第一項の規定により業務執行者の負う義務は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

(投資主に対する求償権の制限等)

第百二十六条の三 前条第一項に規定する場合において、当該場合に該当することにつき善意の投資主は、当該投資主が交付を受けた金銭について、同項の金銭を支払つた業務執行者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

- 2| 前条第一項に規定する場合には、投資法人の債権者は、同項の規定により義務を負う投資主に對し、その交付を受けた金銭の額に相当する金銭を投資法人に支払わせることができる。
- 3| 前項の規定により同項の金銭を投資法人に支払つた者については、投資口の払戻しを受けた時点でさかのぼつてなお投資主であるものとみなす。

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第百二十七条 不公正な金額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、投資法人に對して公正な金額との差額に相当する金銭を支払う義務を負う。

弁済を受け、又は投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2| 投資法人債権者は、投資法人債管理会社が前項の弁済を受けたときは、投資法人債券と引換えに投資法人債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。
- 3| 投資法人債管理会社は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総投資法人債についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総投資法人債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。)

- 4| 投資法人債管理会社は、前項各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知られたる投資法人債権者にはその旨を通知しなければならない。
- 5| 投資法人債管理会社は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項に規定する行為又は第三項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該投資法人債を発行した投資法人並びにその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に對して投資法人の業務及び財産の状況に関する調査をすることができる。

6| 商法第二百九十七条ノ二、第二百九十七条ノ三及び第三百九条ノ四から第三百四十四条までの規定は、投資法人債管理会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人債に関する商法等の準用等)

第百三十九条の六 商法第二百三条の規定は投資法人債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項までの規定は投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告について、同法第二百八十条ノ三十四ノ二、第二百九十八条から第三百条まで、第三百一条、第三百三条、第三百六条から第三百八条まで、第三百十五條から第三百十七條まで及び第三百十九條から第三百四十一条まで並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一条の規定は投資法人が投資法人債を発行する場合(昭和十三年法律第七十三号)第六十一条の規定は投資法人債を發行する場合)における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について、民法第三百六十五條の規定は記名の投資法人債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第三百二条中「前条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四」と、同法第三百六条第一項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十三号」と、同法第三百七条第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十一号」と読み替

法人に関する法律第百三十九条の四第二項第一号、第三号乃至第七号及第十一号」と読み替

2] 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條第一項第一号及び第二項を除く。)の規定は、前項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 計算等

第一款 会計の原則

第二百二十八条 投資法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従つものとする。

第二款 会計帳簿等

第一目 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

第二百二十八条の二 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2] 投資法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第二百二十八条の三 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

1] 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2] 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2] 会社法第四百三十三條第二項(第三号を除く。)(の規定は前項の請求について、同条第三項及び第四項の規定は親法人の投資主について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「投資法人法第百二十八條の三第一項各号」と、同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号」と読み替えるものとする。

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2] 投資法人が発行する投資法人債は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)(その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第一編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

第十節 規約の変更

(規約の変更)

第四百十條 規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。

2] 商法第三百四十二條第二項の規定は前項の投資主総会について、同法第三百四十三條第一項の規定は同項の決議について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十二條第二項中「定款」とあるのは「規約」と、「第二百三十二條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一條第一項」と、同法第三百四十三條第一項中「総株主ノ議決権」とあるのは「発行済投資口ノ総数」と、「過半数又八定款二定ムル議決権ノ数」とあるのは「過半数二当ル投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第四百十一條 商法第三百四十九條の規定は、規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2] 前条第一項の規定による規約の変更のうち、投資口の払戻しの請求に応じることとする規約の変更は、投資法人債の残高が存しない場合に限り、することができる。

(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更)

第四百十二條 商法第三百七十六條(第一項ただし書を除く。)(の規定は規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させることを内容とするものについて、同法第三百八十條第一項及び第二項の規定は最低純資産額の減少の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十六條第一項中、「減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「及減少スベキ最低純資産額(投資信託及び投資法人に関する法律第六十七條第六項ニ規定スル最低純資産額ヲ謂フ)ノ額」と、同法第三百八十條第一項中、「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2] 第二百二十三條第二項及び商法第百六條の規定は、前項において準用する同法第二百八十條第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六條中「会社」とあるのは、

(会計帳簿の提出命令)

第二百二十八条の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第二目 計算書類等

(計算書類等の作成等)

第二百二十九条 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、各営業期間(ある決算期の直前の決算期の翌日(これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。第百三十二条第一項及び第百二十二条において同じ。)(に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。))、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 投資法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査)

第百三十条 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類並びにこれらの附属明細書(資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)(は、内閣府令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

(計算書類等の承認等)

第百三十一条 執行役員は、前条の監査を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類並びにこれらの附属明細書は、役員会の承認を受けなければならない。

3 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

4 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に

「投資法人」と読み替えるものとする。

第十一節 解散

(解散事由)

第百四十三条 投資法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 規約で定めた存立時期の満了又は解散事由の発生
- 二 投資主総会の決議
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 第百八十七条の登録の取消し
- 七 第百九十条第一項の規定による第百八十七条の登録の拒否

(商法の準用)

第百四十四条 商法第五十八条、第五十九条、第四百五条及び第四百六条ノ二の規定は投資法人について、同法第四百七条の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条第一項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、同条第二項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第四百五条中「第三百四十三条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百四十条第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二節 合併

(合併)

第百四十五条 投資法人は、他の投資法人と合併することができる。

2 解散後の投資法人は、合併することができない。

(合併のための払戻しの停止)

第百四十六条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、合併協議及び合併を行うため、払戻しの停止期間を公告し又は各投資主に通知して投資口の払戻しを停止することができる。

2 前項の払戻しの停止期間は、三月を超えないことができる。

3 第一項の規定による公告又は通知は、同項の払戻しの停止期間の始期から一月以上前に行わなければならない。

より前項の規定による通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

5 執行役員は、第三項の規定による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、投資主に対し、第二項の承認を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第百三十二条 投資法人は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を、前条第二項の承認を受けた日から五年間、その本店に備え置かなければならない。

2 会社法第四百二十二条第三項及び第四項の規定は、前項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告について準用する。この場合において、同条第四項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(計算書類等の提出命令)

第百三十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第百三十四条 削除

第三款 出資剰余金等

(出資剰余金)

第百三十五条 投資法人は、投資口の払戻しによつて減少した出資総額等の合計額が投資口の払戻しに要した金額を超える場合には、その超過額を出資剰余金として積み立てなければならぬ。

2 合併に際して出資剰余金として積み立てるべき額については、内閣府令で定める。

(利益の出資総額への組入れ)

第百三十六条 投資法人は、第百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

(合併契約書の記載事項)

第百四十七条 合併する投資法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する投資法人(以下「存続法人」という。)が合併によつて規約の変更をするときは、その規定

二 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数及び合併によつて消滅する投資法人(以下「消滅法人」という。)の投資主に対する投資口の割当てに関する事項

三 存続法人の出資総額に関する事項

四 消滅法人の投資主に支払うべき金額を定めるときは、その規定

五 各投資法人において第百五十条第一項において準用する商法第四百八条第一項の承認の決議をする投資主総会の期日

六 合併をする時期

七 各投資法人が合併の日までに金銭の分配をするときは、その限度額

八 存続法人について合併に際して就任する執行役員若しくは監督役員又は会計監査人を定めたときは、その規定

九 存続法人が合併に際して一般事務受託者を変更するときは、新たな一般事務受託者の氏名又は名称及び当該一般事務受託者に委託する事務に関する事項

十 存続法人が合併に際して資産の運用を行う投資信託委託業者を変更するときは、新たな投資信託委託業者の名称及び当該投資信託委託業者と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項

十一 存続法人が合併に際して資産保管会社を変更するときは、新たな資産保管会社の名称

第百四十八条 合併によつて投資法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併によつて設立する投資法人(以下「新設法人」という。)の規約の規定

二 新設法人が合併に際して発行する投資口の総口数及び各消滅法人の投資主に対する投資口の割当てに関する事項

三 新設法人の出資総額に関する事項

四 各消滅法人の投資主に支払うべき金額を定めるときは、その規定

五 前条第五号から第七号までに掲げる事項

六 新設法人の執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名又は名称

七 新設法人の一般事務受託者の氏名又は名称及び当該一般事務受託者に委託する事務に関する事項

第四款 金銭の分配等

(金銭の分配)

第三百三十七条 投資法人は、その投資主に対し、第三百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。ただし、貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除して得た額を超えることはできない。

2| 金銭の分配に係る計算書は、規約で定めた金銭の分配の方針に従って作成されなければならない。

3| 第一項本文の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該利益を超えて投資主に分配された金額を、出資総額又は第三百三十五条の出資剰余金の額から控除しなければならない。

4| 金銭の分配は、投資主の有する投資口の口数に応じてしなければならない。

5| 会社法第四百五十七条の規定は、投資法人の金銭の分配について準用する。この場合において、同条第一項中「配当財産」(第四百五十五条第一項の規定により支払う金銭及び前条の規定により支払う金銭を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「投資法人法第三百三十七条第一項の規定により分配をする金銭」と、同条第二項及び第三項中「配当財産」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金銭の分配に関する責任)

第三百三十八条 前条第一項ただし書の規定に違反して投資法人が金銭の分配をした場合には、当該金銭の分配により金銭の交付を受けた者及び次に掲げる者は、当該投資法人に対し、連帯して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 当該金銭の分配に関する職務を行った業務執行者(執行役員その他当該執行役員が行った業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定めるものをいう。)

二 第三百三十一条第二項の役員会に議案を提案した執行役員として内閣府令で定めるもの

2| 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。

3| 第一項の規定により同項各号に掲げる者の負う義務は、免除することができない。ただし、金銭の分配の時ににおける貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除して得た額を限度として当該義務を免除することについて総投資主の同意がある場合は、この限りでない。

(投資主に対する求償権の制限等)

第三百三十九条 前条第一項に規定する場合において、投資法人が金銭の分配により投資主に對して交付した金銭の総額が当該金銭の分配がその効力を生じた日における貸借対照表上の純

八 新設法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び当該投資信託委託業者と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項

九 新設法人の資産保管会社の名称

2| 第三百二十九条第三項の規定は、前項の合併契約書について準用する。

(簡易合併)

第四百四十九条 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数が、当該存続法人が発行する投資口の総口数から発行済投資口の総口数を控除した数を超えないときは、当該存続法人は次条第一項において準用する商法第四百八条第一項に規定する承認(以下この条において「総会承認」という。)を受けずに合併をすることができる。

2| 前項の場合においては、合併契約書に存続法人については総会承認を受けずに合併をする旨の記載をしなければならない。第百四十七条第一号、第八号及び第十号に掲げる事項を記載することができる。

3| 第一項の場合においては、存続法人は、合併契約書を作成した日から二週間以内に、消滅法人の商号、その本店の所在する場所、合併の時期及び総会承認を受けずに合併をする旨を公告し、又は各投資主に通知しなければならない。

4| 第三百三十一条第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

(商法等の準用)

第五百十条 商法第五十六条第三項、第二百二条、第二百三条、第四百八条第一項から第四項まで、第四百八条ノ二、第四百八条ノ三、第四百十二条、第四百十五条第一項及び第二項並びに第四百十六条第一項の規定は投資法人について、同法第二百八条及び第二百九条第三項の規定は投資口を併合しない場合において合併によつて消滅する投資法人の投資口を目的とする買権について、同法第四百十四条ノ二の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百一条中「前条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十条」と、同法第四百八条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第四項中「第三百四十三条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四百十条第一項ニ於テ準用スル第三百四十三条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル前条第一項ノ投資主總會ノ会日ノ二週間前(同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八同条第三項又八同法第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又八通知ノ日中最初ノ日)」と、同法第三号中「前条第一項ノ株主總會ノ会日」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル前条第一項ノ投資主總會ノ会日(同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テ八同条第三項又八同法第五百十条第一項ニ於テ準用スル第四百

資産額から基準純資産額を控除して得た額を超えることにつき善意の投資主は、当該投資主が交付を受けた金銭について、同項の金銭を支払った同項各号に掲げる者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2) 前条第一項に規定する場合には、投資法人の債権者は、同項の規定により義務を負う投資主に對し、その交付を受けた金銭の額（当該額が当該債権者の投資法人に對して有する債権額を超える場合にあつては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。

第八節 投資法人債

（投資法人債の発行）

第二百三十九条の二 投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨の規約の定めがある投資法人は、規約で定めた額を限度として、投資法人債を発行することができる。

2) 投資法人は、他の投資法人と合同して投資法人債を発行することができない。

（募集投資法人債に関する事項の決定）

第二百三十九条の三 投資法人は、その発行する投資法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集投資法人債（当該募集に応じて当該投資法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資法人債をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集投資法人債の総額
- 二 各募集投資法人債の金額
- 三 募集投資法人債の利率
- 四 募集投資法人債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 投資法人債券を発行するときは、その旨
- 七 投資法人債に係る債権者（以下「投資法人債権者」という。）が第二百三十九条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 八 投資法人債管理者が投資法人債権者集会の決議によらずに第二百三十九条の九第四項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨
- 九 募集投資法人債の割当てを受ける者を定めるべき期限
- 十 前号の期限までに募集投資法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合においてその残額を引き受けることを約した者があるときは、その氏名又は名称
- 十一 各募集投資法人債の払込金額（各募集投資法人債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この節において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十二条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日」と、同法第四百十二条第一項中、「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第五十条第一項ニ於テ準用スル第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日（同法第四百九条第一項ノ場合ニ於テハ合併契約書作リタル日）」と、「述べベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述べベキ旨」と、又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「二掲ゲテ」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 第九十四条第二項並びに商法第二百五条第一項及び第二項、第百六条、第百十条並びに第一百一十一条の規定は、前項において準用する同法第四百十五条第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六条、第百十条及び第百十一条中「会社」とあるのは、「投資法人」と読み替えるものとする。

第十三節 清算

第一款 通則

（清算執行人等の決定等）

第二百五十一条 投資法人が解散したときは、次に掲げる事由による場合を除くほか、執行役員が清算執行人と、監督役員が清算監督人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は投資主総会において他人を選任したときは、この限りでない。

- 一 合併又は破産手続開始の決定
- 二 解散を命ずる裁判
- 三 第百八十七条の登録の取消し
- 四 第百九十条第一項の規定による第百八十七条の登録の拒否

2) 前項の規定によつて清算執行人又は清算監督人となる者がいないときは、特別清算が開始した場合を除くほか、内閣総理大臣が、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任する。

3) 内閣総理大臣は、特別清算が開始した場合を除くほか、投資法人が第一項第二号に掲げる事由により解散した場合又は第百六十三条第二項において準用する商法第百三十八条前段の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、第一項第三号又は第四号に掲げる事由により解散した場合においては職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

4) 投資法人が解散したときは、第一項第一号に掲げる事由による場合を除くほか、投資法人に、清算執行人及び清算監督人により構成する清算人会を置く。

十二 募集投資法人債と引換えにする金銭の払込みの期日
十三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項第一号に掲げる事項その他の投資法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として内閣府令で定める事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

3 投資法人は、第一項第十号に規定する者がある場合を除き、同項第九号の期限までに募集投資法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合には、募集投資法人債の全部を発行してはならない。

(募集投資法人債の申込み)

第三百三十九条の四 投資法人は、前条第一項の募集に応じて募集投資法人債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 投資法人の商号並びに第百八十九条第一項第二号の登録年月日及び登録番号

二 申込みの対象が投資法人債である旨

三 当該募集に係る前条第一項各号に掲げる事項

四 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

五 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

六 資産保管会社の名称

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第一項の募集に応じて募集投資法人債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を投資法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集投資法人債の金額及び金額ことの数

三 投資法人が前条第一項第十一号の最低金額を定めるときは、希望する払込金額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二十条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集投資法人債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 投資法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(次項及び次条において「申込者」という。)(に通知しなければならない。

6 投資法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に

(清算執行人等の届出)

第百五十二条 清算執行人及び清算監督人(内閣総理大臣が選任した者並びに特別清算の場合の清算執行人及び清算監督人を除く。)は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その間に特別清算が開始した場合は、この限りでない。

一 解散の事由及びその年月日

二 清算執行人及び清算監督人の氏名及び住所

(清算執行人等の解任)

第百五十三条 内閣総理大臣は、投資法人の清算(特別清算を除く。)の場合において、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を解任することができる。この場合において、内閣総理大臣は、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

(清算執行人等の報酬)

第百五十四条 第百五十一条第一項の規定により就任し、又は選任された清算執行人又は清算監督人が受けるべき報酬は、規約にその額を定めていない場合において規約にその支払に関する基準を定めていないときは、これに従い清算人会の決議をもつて、規約にその額を定めていない場合において規約に当該基準を定めていないときは、投資主総会の決議をもつて、その額を決定する。

2 第百五十一条第二項若しくは第三項又は前条の規定により選任された清算執行人又は清算監督人は、清算に係る投資法人から報酬を受けることができる。この場合において、報酬の額は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣が定める。

(財産の調査)

第百五十五条 清算執行人は、就任したときは、遅滞なく、投資法人の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表(以下この条、次条及び第百五十七条において「財産目録等」という。)を作らなければならない。

2 清算執行人は、財産目録等について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

3 財産目録等の記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

4 第六十七条第二項の規定は財産目録等の作成について、第百二十九条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。

通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先) にあてて発すれば足りる。

7) 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(募集投資法人債の割当て)

第百三十九条の五 投資法人は、申込者の中から募集投資法人債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集投資法人債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、投資法人は、当該申込者に割り当てる募集投資法人債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2) 投資法人は、第百三十九条の三第一項第十二号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集投資法人債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集投資法人債の申込み及び割当てに関する特則)

第百三十九条の六 前二条の規定は、募集投資法人債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(会社法の準用)

第百三十九条の七 会社法第六百八十条から第七百一条までの規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について準用する。この場合において、同法第六百八十条第二号中「前条」とあるのは、「投資法人法第百三十九条の六」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは、「投資法人法第百三十九条の三第一項第三号から第八号まで」と、同法第六百八十四条第一項中「その本店(社債原簿管理人がある場合にあつては、その営業所)」とあるのは、「投資法人法第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と、同法第四項及び第五項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは、「投資法人法第百三十九条の三第一項第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人債管理者の設置)

第百三十九条の八 投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各投資法人債の金額が一億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(会計監査人の監査報告書)

第百五十六条 会計監査人は、財産目録等を受領した日から四週間以内に、監査報告書を清算執行人に提出しなければならない。

2) 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を内閣府令で定める方法により記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は財産目録若しくは貸借対照表の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

三 財産目録及び貸借対照表が法令及び規約に従い、投資法人の財産の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 財産目録又は貸借対照表が法令又は規約に違反し、投資法人の財産の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 第百二十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項の規定により子法人に対して会計に関する報告を求め、又は子法人の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分に限る。)

六 監査のため必要な調査をすることができなかったときは、その旨及びその理由

七 その他内閣府令で定める事項

3) 第百二十九条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「会計監査人」と、同項中「会計監査人」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。

(財産目録等の承認等)

第百五十七条 清算執行人は、財産目録等及び前条第一項の監査報告書を清算人会に提出して、財産目録等の承認を求めなければならない。

2) 第百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは、「清算人会」と読み替えるものとする。

3) 清算執行人は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の財産目録等及び監査報告書の謄本を内閣総理大臣(特別清算が開始した場合は、裁判所)に提出しなければならない。

4) 清算執行人は、第一項の承認を受けた後清算の終了まで、同項の財産目録等及び監査報告書を本店に備え置かなければならない。

5) 商法第四百八条ノ二第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、

(投資法人債管理者の権限等)

第三百三十九条の九 投資法人債管理者は、投資法人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済を受け、又は投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 投資法人債管理者が前項の弁済を受けた場合には、投資法人債権者は、その投資法人債管理者に対し、投資法人債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、投資法人債を発行する旨の定めがあるときは、投資法人債権者は、投資法人債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

4 投資法人債管理者は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第三百三十九条の三第一項第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該投資法人債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 当該投資法人債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(第一項の行為を除く。)

5 投資法人債管理者は、前項ただし書の規定により投資法人債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている投資法人債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、投資法人債を発行した投資法人(次項において「投資法人債発行法人」という。)(における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告(第百八十六条の二第一項第三号に掲げる電子公告をいう。第十三節において同じ。)(であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

7 投資法人債管理者は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、投資法人債発行法人並びにその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人債発行法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

8 会社法第七百三条、第七百四條、第七百七條から第七百十四條まで、第百六十八條第三項、第百六十九條、第百七十條(第三号に係る部分に限る。)、第百七十一條、第百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第百七十五條及び第百七十六條の規定は、投資法人債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「投資法人債」、「投資法人債権者」及び「投資法人債権者集会」と、同法第七百九条第二項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第一

同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「投資法人」と読み替えるものとする。

(債権者に対する催告)

第百五十八條 清算執行人は、その就任の日から一月以内に少なくとも三回債権者に対して、一定の期間内にその債権を申し出るよう公告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下回ることができない。

3 第一項の規定による公告には、債権者が期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(決算報告書の作成及び承認)

第百五十九條 清算執行人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告書を作成しなければならない。

2 清算執行人(特別清算の場合の清算執行人を除く。)(は、前項の決算報告書について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。この場合においては、第百五十六條第一項の規定を準用する。

3 前項において準用する第百五十六條第一項に規定する監査報告書には、次に掲げる事項を内閣府令で定める方法により記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は決算報告書の記載が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

三 決算報告書が法令及び規約に従い、決算の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 決算報告書が法令又は規約に違反し、決算の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 監査のため必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及びその理由

六 その他内閣府令で定める事項

4 第百二十九條第三項及び第百五十五條第三項の規定は第一項の決算報告書の作成について、第百二十九條第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。

第百六十條 清算執行人は、前条第一項の決算報告書を清算人会に提出して、その承認を求めなければならない。

項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百十條第二項中「第七百二條」とあるのは「投資法人法第百二十九條の八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人債権者集会)

第百二十九條の十 投資法人債権者は、投資法人債の種類(第百二十九條の七において準用する会社法第六百八十一條第一号に規定する種類をいう。)ごとに投資法人債権者集会を組織する。

2 | 会社法第七百十六條から第七百四十二條まで、第七編第二章第七節、第八百六十八條第三項、第八百六十九條、第八百七十條(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百十六條中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百二十四條第二項第一号中「第七百六條第一項各号」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第四項各号」と、同項第二号中「第七百六條第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第四項の規定並びに」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七十六條」とあるのは「投資法人法第百三十九條の三第一項」と、同法第七百三十七條第二項及び第七百四十一條第三項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第一項」と、同法第七百四十條第一項中「第四百四十九條、第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九條(第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九條(第八百二條第二項において準用する場合を含む。))」及び第八百十條第二項(第八百十三條第二項)とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百四十九條の四第二項(投資法人法第百四十九條の九及び第百四十九條の十四)と、同条第三項中「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第一項(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。)、第七百八十九條第二項(第八百二條第二項において準用する場合を含む。))及び第八百十條第二項(第八百十三條第二項)とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百四十九條の四第二項(投資法人法第百四十九條の九及び第百四十九條の十四)と、第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第一項、第六百三十五條第二項、第七百七十九條第二項及び第七百九十九條第二項」とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百

2 | 清算執行人(特別清算の場合の清算執行人を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、前項の承認を求めるときは、同項の決算報告書のほか、当該決算報告書に係る前条第二項において準用する第百五十六條第一項に規定する監査報告書を、清算人会に提出しなければならない。

3 | 第百二十九條第五項及び第六項の規定は、第一項の決算報告書又は第二項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

4 | 清算執行人は、第一項の承認を受けた場合において、当該承認に係る前項に規定する監査報告書に前条第三項第四号に掲げる事項の記載があるときは、前項に規定する決算報告書及び監査報告書を投資主総会に提出して、当該決算報告書について承認を求めなければならない。

5 | 商法第四百二十七條第三項の規定は、清算執行人が第一項の承認(前項の場合)は、同項に規定する投資主総会の承認)を受けた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「会社」とあるのは「投資法人」と、「清算人」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

(清算事務終了の通知等)

第百六十一條 清算執行人は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、投資主に清算事務が終了した旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項の場合においては、この限りでない。

2 | 第百三十一條第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

3 | 第一項本文又は前項の規定による通知に際しては、前条第二項に規定する決算報告書及び監査報告書の写しを交付しなければならない。

4 | 第百二十九條第五項及び第六項の規定は、前項の決算報告書及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

5 | 清算執行人は、前条第一項の承認(同条第三項の場合)は、同項に規定する投資主総会の承認)を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る決算報告書及び監査報告書の謄本を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(清算の監督命令)

第百六十二條 内閣総理大臣は、投資法人の清算(特別清算を除く。)の場合において、必要があると認めるときは、当該投資法人又はその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずる

四十九条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(担保付社債信託法等の適用関係)

第三百二十九条の十一 投資法人債は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

第九節 規約の変更

(規約の変更)

第四百十條 投資法人は、その成立後、投資主総会の決議によつて、規約を変更することができる。

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第四百十一條 規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合には、前条の投資主総会に先立つて当該規約の変更を反対する旨を投資法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該規約の変更を反対した投資主は、投資法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 前条の規定による規約の変更のうち、投資口の払戻しの請求に応じることとする規約の変更は、投資法人債の残高が存しない場合に限り、することができる。

3 会社法第百十六條第五項から第七項まで、第百十七條、第百六十八條第一項、第百七十條(第四号に係る部分に限る。)、第百七十一條本文、第百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第百七十三條本文、第百七十五條及び第百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更)

第四百二十二條 規約を変更して最低純資産額を減少させることとする場合には、投資法人の債権者は、当該投資法人に対し、当該規約の変更について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、当該投資法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下るることができない。

- 1 最低純資産額の減少の内容
- 2 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

ことができる。

(商法等の準用)

第百六十三條 商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第四百二十二條から第四百二十四條まで、第四百二十五條本文、第四百二十六條第一項並びに第四百二十九條の規定は投資法人の清算について、第九十條第一項、第九十六條、第九十七條第三項及び第四項並びに第百三十八條、第九十四條第一項において準用する同法第百三十二條ノ二、第百三十七條、第百三十八條並びに第百四十四條第五項及び第六項、第九十九條第一項において準用する同法第七十八條並びに第百六十三條第一項(第四号を除く。)から第三項まで及び第七項並びに第百十條において準用する同法第百七十二條の規定は清算執行人について、第九十條第二項及び第三項、第百一條から第百三條まで、第百四條において準用する同法第百七十五條及び第百七十五條ノ二並びに第百十條において準用する同法第百七十五條ノ四の規定は清算監督人について、第百六條、第百七條第一項及び第百八條の規定は清算人会について、第百九條第一項から第四項まで、第九十四條第一項において準用する同法第百三十七條ノ三、第百四十四條第二項から第四項まで、第百四十七條及び第百四十九條、第九十九條第一項において準用する同法第百五十四條第三項、第百五十四條ノ三及び第百五十八條並びに第百十條において準用する同法第百六十六條ノ二から第百六十八條ノ三までの規定は清算執行人及び清算監督人について、同法第四百二十八條第一項及び第二項の規定は投資法人の設立の無効について、同法第七十條ノ二の規定は第百七十三條第三項において準用する同法第六十七條ノ二に規定する清算執行人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百二十四條第二項中、「会社ヲ代表スベキ清算人」とあるのは、「清算執行人」と、同法第百二十五條第四項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣(特別清算ノトキハ裁判所)」と、同法第百二十九條第二項中、「業務執行社員ガ清算人ト」とあるのは、「執行役員ガ清算人ト」と、同法第三項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣又ハ裁判所」と、「清算人」とあるのは、「清算執行人」と、「会社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ数人ガ」とあるのは、「数人ガ」と、同法第四百二十三條第一項中、「第四百二十一條第一項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第百五十八條第一項」と、同法第二項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣(特別清算ノトキハ裁判所)」と、同法第四百二十六條第一項中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣又ハ裁判所」と、同法第四百二十九條中、「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣(特別清算ノトキハ裁判所)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十四條第二項において準用する商法第八十八條、第百五條第三項及び第百九條並びに同法第百十條及び第百三十八條前段の規定は、前項において準用する同法第四百二十八條第一項の規定による投資法人の設立の無効の訴えについて準用する。

3| 前項の規定にかかわらず、第一項の投資法人が前項の規定による公告を、官報のほか、第百八十六条の二第一項の規定による規約の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該最低純資産額の減少について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の投資法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該最低純資産額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、最低純資産額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十節 解散

（解散の事由）

第百四十三条 投資法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた存続期間の満了
- 二 規約で定めた解散の事由の発生
- 三 投資主総会の決議
- 四 合併（合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第百四十三条の三第一項の規定又は第百四十四条において準用する会社法第八百二十四条第一項の規定による解散を命ずる裁判
- 七 第百八十七条の登録の取消し
- 八 第百九十条第一項の規定による第百八十七条の登録の拒否

（解散した投資法人の合併の制限）

第百四十三条の二 投資法人が解散した場合には、当該投資法人は、合併をすることができない。

（投資法人の解散の訴え）

第百四十三条の三 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、発行済投資口

第二款 特別清算

（投資法人の特別清算）

第百六十四条 裁判所は、投資法人に次に掲げる事由があると認めるときは、債権者、清算執行人、清算監督人又は投資主の申立てにより、当該投資法人に対し特別清算の開始を命ずることができる。

一 清算の遂行に著しい支障を来す事情があること。

二 債務超過の疑いがあること。

2| 投資法人に債務超過の疑いがあるときは、清算執行人は前項の申立てをしなければならぬ。

3| 内閣総理大臣は、投資法人に第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、裁判所に対してその旨を通告することができる。この場合においては、裁判所は、職権で、当該投資法人に対し特別清算の開始を命ずることができる。

4| 商法第三百八十三条から第三百八十五条まで、第四百三十二条、第四百三十四条から第四百四十一条ノ二まで、第四百四十二条（同条第一項において同法第三百二十一条第二項の規定を準用する部分を除く。）、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十五条第一項から第三項まで、第四百四十六条から第四百五十五条まで及び第四百五十六条第一項（同法第四百条の規定を準用する部分を除く。）の規定は、投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十二条中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第一項」と、同法第四百三十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第四百三十五条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人又ハ清算監督人」と、同条第二項中「清算人ガ欠ケタルトキ」とあるのは「清算執行人若ハ清算監督人タル者ナキトキ」と、同法第四百三十九条第一項及び第二項、第四百四十一条第一項並びに第四百四十三条中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第四百四十四条第四項及び第四百五十二条第二項において準用する同法第三百九十条第一項中「発起人、取締役、監査役及支配人其ノ他ノ使用人」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人、一般事務受託者、資産ノ運用ヲ行フ投資信託委託業者及資産保管会社」と、同法第四百四十五条第一項から第三項まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第四百四十九条中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第四百五十二条第一項中「清算人、監査役」とあるのは「清算執行人、清算監督人」と、六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項において準用する同法第三百八十八条第二項中「発起人、取締役又ハ監査役」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人」と、同法第四百五

の十分の一（これを下回る割合を規約で定められた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主は、訴えをもつて投資法人の解散を請求することができる。

一 投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該投資法人の存立を危うくするとき。

1 。

2 会社法第八百三十四条（第二十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項（第一号りに係る部分に限る。）、の規定は、投資法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第百四十四條 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十一條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は投資法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における投資法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十四條第一項、第八百二十五條第一項及び第三項、第八百二十六條、第九百四條並びに第九百六條第四項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第八百二十四條第一項第三号中「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員」とあるのは「執行役員又は監督役員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一節 合併

第一款 通則

（合併契約の締結）

第百四十五條 投資法人は、他の投資法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする投資法人は、合併契約を締結しなければならない。

十三條中「発起人、取締役、監査役又八清算人」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又八清算監督人」と、第九十二條第一項第二項第四項、第九十二條ノ二、第九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又八第四百三十條第二項とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一條第六項ニ於テ準用スル第九十二條第一項第二項第四項、同法第七十五條ニ於テ準用スル第九十三條第一項、同法第九條又八同法第六十三條第一項」と、同法第四百五十四條第一項中「発起人、取締役、監査役又八清算人」とあるのは「設立企画人、執行役員、監督役員、清算執行人又八清算監督人」と、同法第四百五十六條において準用する同法第三百九十九條中「第三百八十一條第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第六十四條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 商法第三百八十七條第二項の規定は、投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。

6 破産法（平成十六年法律第七十五号）第七十七條の規定は特別清算の場合の清算執行人について、同法第八十七條第一項の規定は特別清算の場合の清算執行人及び清算監督人について、それぞれ準用する。

第十四節 登記

（投資法人に係る登記）

第百六十五條 この法律及びこの法律において準用する商法の規定により投資法人について登記すべき事項は、当事者の請求により、投資法人の本店の所在地において登記しなければならない。

2 商法第十一條、第十二條、第十四條及び第十五條の規定は、投資法人について準用する。

（設立の登記）

第百六十六條 投資法人の設立の登記は、第七十三條第一項の調査の手續が終了した日（同条第二項の場合においては、創立總會が終結した日）から一週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第六十七條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第十二号に掲げる事項

二 本店

三 第七十一條第二項第三号及び第九号に掲げる事項

四 名義書換事務受託者の氏名又は名称及び住所並びに營業所

五 執行役員の氏名及び住所

(合併のための払戻しの停止)

第百四十六条 第八十六条第一項に規定する投資法人は、合併協議及び合併を行うため、払戻しの停止期間を公告し又は各投資主に通知して投資口の払戻しを停止することができる。

2| 前項の払戻しの停止期間は、三月を超えてできない。

3| 第一項の規定による公告又は通知は、同項の払戻しの停止期間の始期から一月以上前に行わなければならない。

第二款 吸収合併

(吸収合併契約)

第百四十七条 投資法人が吸収合併（投資法人が他の投資法人とする合併であつて、合併により消滅する投資法人の権利義務の全部を合併後存続する投資法人に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する投資法人（以下「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する投資法人（以下「吸収合併消滅法人」という。）の商号及び住所

二 吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる当該吸収合併存続法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及び当該吸収合併存続法人の出資総額に関する事項

三 吸収合併消滅法人の投資主（吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人を除く。次項において同じ。）に対する前号の投資口の割当てに関する事項

四 吸収合併がその効力を生ずる日（次条及び第四款において「効力発生日」という。）

2| 前項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて吸収合併存続法人の投資口を交付することを内容とするものでなければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第百四十七条の二 吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

2| 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3| 吸収合併消滅法人の投資主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の投資口の投資主となる。

4| 前三項の規定は、第百四十九条の四（第百四十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合に、適用しない。

六 監督役員の名

七 数人の執行役員が共同して投資法人を代表することを定めたときは、その規定

3| 商法第六十一条及び第六十六条の規定は投資法人について、同法第六十七条ノ二の規定は執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(変更の登記)

第百六十七条 前条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

(決議取消し等の登記)

第百六十八条 投資主総会（創立総会を含む。次項において同じ。）が決議した事項の登記がある場合において、当該決議取消しの判決が確定したときは、その登記をしなければならない。

2| 前項の規定は、投資主総会の決議が存しないことを確認する判決が確定した場合及び投資主総会の決議の内容が法令に違反することを理由として決議の無効を確認する判決が確定した場合について準用する。

(解散の登記)

第百六十九条 投資法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第百七十条 投資法人が合併したときは二週間以内に、存続法人については変更の登記、消滅法人については解散の登記、新設法人については第百六十六条第一項に規定する登記をしなければならない。

(設立無効の登記)

第百七十一条 投資法人の設立を無効とする判決が確定したときは、その登記をしなければならない。

(合併無効の登記)

第百七十二条 投資法人の合併を無効とする判決が確定したときは、存続法人については変更の登記、新設法人については解散の登記、消滅法人については回復の登記をしなければならない。

第三款 新設合併

(新設合併契約)

第百四十八条 二以上の投資法人が新設合併(二以上の投資法人がする合併であつて、合併により消滅する投資法人の権利義務の全部を合併により設立する投資法人に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する投資法人(以下「新設合併消滅法人」という。)の商号及び住所

二 新設合併により設立する投資法人(以下「新設合併設立法人」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能投資口総口数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立法人の規約で定める事項

四 新設合併設立法人の設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の氏名又は名称

五 新設合併設立法人が新設合併に際して新設合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる当該新設合併設立法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及び当該新設合併設立法人の出資総額に関する事項

六 新設合併消滅法人の投資主(新設合併消滅法人を除く。次項において同じ。)に対する前号の投資口の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて新設合併設立法人の投資口を交付することを内容とするものでなければならない。

(新設合併の効力の発生等)

第百四十八条の二 新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅法人の投資主は、新設合併設立法人の成立の日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の投資口の投資主となる。

第四款 吸収合併の手続

第一目 吸収合併消滅法人の手続

(清算執行人等の登記)

第百七十三条 執行役員が清算執行人となつたときは投資法人の解散の日から二週間以内に、清算執行人の選任があつたときは二週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算執行人の氏名及び住所

二 数人の清算執行人が共同して投資法人を代表すべき定めがあるときは、その定め監督役員が清算監督人となつたときは投資法人の解散の日から二週間以内に、清算監督人の選任があつたときは二週間以内に、清算監督人の氏名を登記しなければならない。

3 第百六十七条の規定は前二項の登記について、商法第六十七条ノ二の規定は清算執行人及び清算監督人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別清算開始等の登記)

第百七十四条 投資法人に対する特別清算開始の命令があつたときは、直ちにその登記をしなければならない。

2 前項及び商法第三百八十七条第一項の規定は、投資法人の特別清算開始の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算終了の登記)

第百七十五条 投資法人の清算が終了したときは、第百六十条第一項に規定する清算人会の承認(同条第三項の場合)、同項に規定する投資主総会の承認(があつた後二週間以内に、清算終了の登記をしなければならない)。

(登記簿)

第百七十六条 登記所に、投資法人登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第百七十七条 第百六十六条第一項の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 規約

二 第六十九条第一項の規定による内閣総理大臣への届出が受理されたことを証する書面

三 投資口の申込み及び引受けを証する書面

四 執行役員及び監督役員の調査報告書及びその附属書類

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百九十九条 吸収合併消滅法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の投資主総会の日の二週間前の日

二 第四百九十九条の三第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

三 第四百九十九条の四第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅法人の投資主及び債権者は、吸収合併消滅法人に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認等)

第四百九十九条の二 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、投資主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その登録投資口質権者に対し、吸収合併をする旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百九十九条の三 吸収合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併消滅法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで、第七百八十六条、第八百六十八条第一項、

五 執行役員及び監督役員が就任を承諾したことを証する書面

六 創立総会を招集したときは、その議事録

七 名義書換事務受託者との契約を証する書面

八 払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書

(最低純資産額の減少による変更の登記の申請)

第四百七十八条 最低純資産額の減少による変更の登記の申請書には、第四百七十二条第一項において準用する商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は最低純資産額を減少してもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(合併の登記の申請)

第四百七十九条 投資法人の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅法人の投資主総会の議事録

三 第五百十条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該投資法人にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に消滅法人の本店がある場合を除く。

五 合併により最低純資産額を増加するときは、増加後の最低純資産額を超える純資産が存在することを証する書面

六 合併に際して就任する執行役員又は監督役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面

第四百八十条 投資法人の合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一号から第四号までに掲げる書面

二 第四百七十七条第一号、第五号及び第七号に掲げる書面

三 最低純資産額を超える純資産が存在することを証する書面

第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第四百四十九条の四 吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の債権者は、当該吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続法人の商号及び住所

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第八百八十六条の二第一項の規定による規約の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併の効力発生日の変更)

第四百四十九条の五 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の規定により効力発生日を変更する場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款及び第四百四十七条の二の規定を適用する。

第二目 吸収合併存続法人の手続

(清算執行人等に係る登記の申請)

第八十一条 次の各号に掲げる登記の申請書には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 執行役員が清算執行人となり、又は監督役員が清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書 規約

二 規約に定められた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書 規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

三 投資主総会において選任された清算執行人の選任の登記の申請書 その者が就任を承諾したこと及び第七百七十三条第一項第二号に掲げる事項を証する書面

四 投資主総会において選任された清算監督人の選任の登記の申請書 その者が就任を承諾したことを証する書面

五 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算執行人の選任の登記の申請書 その選任及び第七百七十三条第一項第二号に掲げる事項を証する書面

六 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算監督人の選任の登記の申請書 その選任を証する書面

七 清算執行人又は清算監督人の退任による変更の登記の申請書 退任を証する書面

八 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算執行人に関する第七百七十三条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書 変更の事由を証する書面

(商業登記法の準用)

第八十二条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十六条まで、第三十四条から第四十二条まで、第五十五条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十一条、第六十四条第一項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第七十九条第一項及び第四項、第八十一条、第八十八条、第一百七七条から第二百一十二条まで並びに第二百二十条までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第三十五条の二第一項中「発起人又は社員(以下この節において「発起人等」という。)」とあるのは「設立企画人」と、同法第二項、同法第三十六條第一項及び第三項並びに同法第三十七條中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、同法第三十八條第一項中「定款」とあるのは「規約」と、同法第五項中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第四十一条第一項中「発起人等」とあるのは「設立企画人」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第六十一条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、同法第三項中「会社を代表すべき清算人の」とあるのは「清算執行人の」と、「商法第

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百九条の六 吸収合併存続法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について投資主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該投資主総会の日の二週間前の日

二 第四百九条の八第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

三 第四百九条の九において準用する第四百九条の四第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 第四百九条第二項の規定は、吸収合併存続法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。

(吸収合併契約の承認等)

第四百九条の七 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、投資主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が、当該吸収合併存続法人の発行可能投資口総口数から発行済投資口の総口数を控除して得た口数を超えない場合には、適用しない。この場合においては、吸収合併契約において、吸収合併存続法人については同項の承認を受けないで吸収合併をする旨を定めなければならない。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百九条の八 吸収合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併存続法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併存続法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 吸収合併存続法人は、効力発生日の二十日前までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは政令で定める。

百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第五十一条第一項本文の規定により就任した清算執行人」と、同法第六十四条第二項中「商法第三百三十四条」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第七十五条」と、「清算人がその計算の承認を得た」とあるのは、「清算執行人が同法第六十条第一項に規定する清算人会の承認(同条第三項の場合)、同項に規定する投資主総会の承認(を得た」と、同法第七十九条第一項中「株主総会(ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。)、取締役会」とあるのは、「投資主総会、役員会」と、同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条第一項中「取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは、「執行役員又は監督役員」と、同法第八十八条中「名義書換代理人又は登録機関」とあるのは「新たに投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者」と、「定款及びこれらの者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

第十五節 雑則

(内閣総理大臣が選任した検査役等の報酬)

第八十三条 第五百四十四条第二項の規定は、内閣総理大臣がこの法律において準用する商法の規定により選任した投資法人の検査役、仮執行役員等(執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人の職務を一時行つべき者をいう。次条第一項において同じ。)及び鑑定人について準用する。

(内閣総理大臣の嘱託登記)

第八十四条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかの場合においては、当該投資法人の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

一 第五百五十三条の規定により清算執行人又は清算監督人を解任するとき。

二 仮執行役員等を選任したとき。

三 第四百三十二条第六号又は第七号に掲げる事由により投資法人が解散したとき。

2 前項の規定により内閣総理大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

(非訟事件手続法等の準用)

第八十五条 非訟事件手続法第二百六条第一項及び第二項、第三百二十二条ノ五、第三百三十二条ノ六、第三百三十三条ノ二から第三百三十五条ノ八まで、第三百三十九条(第二号、第三号及び第八号を除く。)、並びに第四百四十条の規定は投資法人について、同法第三百三十五条ノ三十

(債権者の異議)

第四百四十九条の九 第四百四十九条の四の規定は、吸収合併存続法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは、「吸収合併消滅法人」と読み替えるものとする。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十九条の十 吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 吸収合併存続法人は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 第四百四十九条第二項の規定は、吸収合併存続法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。

第五款 新設合併の手続

第一目 新設合併消滅法人の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十九条の十一 新設合併消滅法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の投資主総会の日の二週間前の日

二 第四百四十九条の十三第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

三 第四百四十九条の十四において準用する第四百四十九条の四第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 第四百四十九条第二項の規定は、新設合併消滅法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。

(新設合併契約の承認)

第四百四十九条の十二 新設合併消滅法人は、投資主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2| 新設合併消滅法人は、前項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その登録投資口質

の規定は投資法人の解散を命ずる判決が確定した場合について、同法第三百三十六条前段、第

三百三十六条ノ二、第三百三十七条前段、第三百三十七条ノ二、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ

三から第三百三十八条ノ十五までの規定は投資法人の特別清算について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第三百三十四条第二項から第四項まで、第三百三十四条ノ二、第三百三十四

条ノ四及び第三百三十五条ノ三第三項中「法務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法

第三百三十九条第七号中「株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効」とあるのは、「最低純資産

額ノ減少ノ無効」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五条第八号八の規定は、投資法人について準用す

る。この場合において、同号八中「発起人」とあるのは、「設立企画人」と読み替えるもの

とする。

3| 商法中署名すべき場合に関する法律(明治三十三年法律第十七号)の規定は、この法律に

おいて準用する商法の規定において署名すべき場合について準用する。

(国税徴収法等の適用)

第百八十六条 投資法人が解散した場合における国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号

)第三十四条及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十一条の三の規定の適用

については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。

権者に対し、新設合併をする旨を通知しなければならない。

3| 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(反対投資主の投資口買取請求)

第百四十九条の十三 新設合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該新設合併に反対する旨を新設合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該新設合併に反対した投資主は、当該新設合併消滅法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2| 新設合併消滅法人は、前条第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その投資主に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3| 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4| 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百六条第五項中「第三項」とあるのは「投資法人法第百四十九条の十三第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第百四十九条の十四 第百四十九条の四の規定は、新設合併消滅法人について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「吸収合併存続法人」とあるのは、「他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人」と読み替えるものとする。

第二目 新設合併設立法人の手続

(投資法人の設立の特則)

第百四十九条の十五 第二節(第六十七条(第一項第五号及び第十六号から第十八号まで並びに第三項を除く。))及び第七十四条を除く。()の規定は、新設合併設立法人の設立については、適用しない。

2| 新設合併消滅法人は、新設合併設立法人の規約を作成しなければならない。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十九条の十六 新設合併設立法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立法人が承継した新設合併消滅法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として内

- 閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 2| 新設合併設立法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 3| 第四百四十九条第二項の規定は、新設合併設立法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。

第六款 雑則

(一に満たない端数の処理)

第四百四十九条の十七 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該投資法人の投資口を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該投資法人の投資口の口数に一口に満たない端数があるときは、その端数の合計数(その合計数に一口に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)(に相当する口数の投資口を、公正な金額による売却を実現するために適当な方法として内閣府令で定めるものにより売却し、かつ、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

- 一| 吸収合併(吸収合併により当該投資法人が存続する場合に限る。)(吸収合併消滅法人の投資主
- 二| 新設合併契約に基づく設立時発行投資口の発行 新設合併消滅法人の投資主
- 2| 第八十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(会社法の準用)

第五百五十条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第一項ただし書を除く。)(、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(の規定は投資法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)(、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二節 清算

第一款 通則

(清算の開始原因)

第百五十条の二 投資法人は、次に掲げる場合には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合(第百四十三条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算投資法人の能力)

第百五十条の三 前条の規定により清算をする投資法人(以下「清算投資法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

(投資主総会以外の機関の設置)

第百五十条の四 清算投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならない。

- 一 一人又は二人以上の清算執行人
 - 二 清算執行人の員数に一を加えた数以上の清算監督人
 - 三 清算人会
 - 四 会計監査人
- 2] 第九十五条の規定は、清算投資法人については、適用しない。

(清算執行人等の就任)

第百五十一条 次に掲げる者は、清算投資法人の清算執行人となる。

- 一 執行役員(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)
 - 二 規約で定める者
 - 三 投資主総会の決議によつて選任された者
- 2] 次に掲げる者は、清算投資法人の清算監督人となる。
- 一 監督役員(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)
 - 二 規約で定める者
 - 三 投資主総会の決議によつて選任された者

3] 第一項の規定により清算執行人となる者がいないとき、又は前項の規定により清算監督人となる者がいないときは、特別清算が開始された場合を除き、内閣総理大臣は、利害関係人の申

立てにより又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任する。

4| 前三項の規定にかかわらず、特別清算が開始された場合を除き、第四百三十三条第六号に掲げる事由によつて解散した清算投資法人又は第五百十条の二第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算投資法人については、内閣総理大臣は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

5| 第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別清算が開始された場合を除き、第四百三十三条第七号又は第八号に掲げる事由によつて解散した清算投資法人については、内閣総理大臣は、職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。

6| 第九十七条の規定は清算執行人及び清算監督人について、第九十八条の規定は清算執行人について、第一百条の規定は清算監督人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算執行人等の届出)

第五百五十二条 清算執行人及び清算監督人（内閣総理大臣が選任した者並びに特別清算が開始された場合の清算執行人及び清算監督人を除く。）は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その間に特別清算が開始された場合は、この限りでない。

- 一 解散の事由（第五百十条の二第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算投資法人にあつては、その旨）及びその年月日
- 二 清算執行人及び清算監督人の氏名及び住所

(清算執行人等の解任等)

第五百五十三条 内閣総理大臣は、特別清算が開始された場合を除き、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算執行人又は清算監督人を解任することができる。この場合において、内閣総理大臣は、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

2| 第百八条第一項及び第二項並びに会社法第三百四十六條第三項及び第四百七十九條第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣（特別清算が開始された場合にあつては、裁判所）」と、同法第三百四十六條第三項中「前項」とあるのは、「投資法人法第百五十三條第二項において読み替へて準用する投資法人法第百八条第二項」と、同法第四百七十九條第一項中「前条第二項から第四項までの規定により裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣又は裁判所」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算執行人の職務)

第百五十三条の二 清算執行人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

第百五十三条の三 清算執行人は、清算投資法人の業務を執行し、清算投資法人を代表する。

2 第百九条第三項並びに会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十五条、第三百六十条第一項並びに第四百八十四条の規定は清算執行人について、同法第三百五十二条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は清算執行人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算執行人の報酬）

第百五十四条 清算執行人（内閣総理大臣又は裁判所が選任したものを除く。）の報酬は、規約にその額を定めていない場合において規約にその支払に関する基準を定めているときは当該基準に従い清算人会の決議によつて、規約にその額及び当該基準を定めていないときは投資主総会の決議によつて、その額を決定する。

2 内閣総理大臣は、第百五十一条第三項から第五項まで又は第百五十三条第一項の規定により清算執行人を選任した場合には、内閣府令で定めるところにより、清算投資法人が当該清算執行人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（清算監督人の職務）

第百五十四条の二 清算監督人は、清算執行人の職務の執行を監督する。

2 第百十一条第二項及び前条並びに会社法第三百五十五条、第三百八十一条第三項及び第四項並びに第三百八十四条から第三百八十六条までの規定は、清算監督人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人会）

第百五十四条の三 清算人会は、すべての清算執行人及び清算監督人で構成する。

2 第百十三条及び第百四十一条並びに会社法第三百六十八条及び第三百六十九条の規定は清算人会について、同法第三百七十一条（第三項を除く。）の規定は清算投資法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十九条第一項中「取締役の」とあるのは「構成員の」と、同法第二項中「取締役」とあり、及び同法第三項中「取締役及び監

「査役」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同条第五項中「取締役」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第三百七十一条第二項中「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「内閣総理大臣（特別清算が開始された場合にあっては、裁判所。第四項及び第六項において同じ。）の許可を得て」と、同条第四項及び第六項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

3] 内閣総理大臣は、前項において読み替えて準用する会社法第三百七十一条第二項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申立てについての処分をする場合には、当該申立てに係る清算投資法人の陳述を聴かなければならない。

（清算執行人等の清算投資法人に対する損害賠償責任）

第百五十四条の四 清算執行人又は清算監督人は、その任務を怠つたときは、清算投資法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負つ。

2] 前項の責任は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

（清算執行人等の第三者に対する損害賠償責任）

第百五十四条の五 清算執行人又は清算監督人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算執行人又は清算監督人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

2] 清算執行人又は清算監督人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算執行人又は清算監督人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第百五十五条第一項に規定する財産目録等に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

（清算執行人等の連帯責任）

第百五十四条の六 清算執行人、清算監督人又は会計監査人が清算投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の清算執行人、清算監督人又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2] 前項の場合には、第百五十五条の八の規定は、適用しない。

（清算執行人等の責任を追及する訴え）

第百五十四条の七 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二

項第二号及び第五項並びに第八百五十一条第一項第一号及び第二項を除く。）の規定は、清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（執行役員等に関する規定の適用）

第百五十四条の八 清算投資法人については、第七十七条の二第四項及び第四節第一款の規定中執行役員、監督役員又は役員会に関する規定は、それぞれ清算執行人、清算監督人又は清算人会に関する規定として清算執行人、清算監督人又は清算人会に適用があるものとする。

（財産目録等の作成等）

第百五十五条 清算執行人は、その就任後遅滞なく、清算投資法人の財産の現況を調査し、内閣府令で定めるところにより、第百五十条の二各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2| 財産目録等は、内閣府令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

3| 清算執行人は、前項の監査を受けた財産目録等及び会計監査報告を清算人会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4| 清算執行人は、特別清算が開始された場合を除き、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の財産目録等及び会計監査報告を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5| 清算投資法人は、財産目録等を作成した時から清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

（財産目録等の提出命令）

第百五十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（債務の弁済等）

第百五十七条 清算投資法人は、第百五十条の二各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算投資法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

2| 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

3| 会社法第百五条から第百三条までの規定は、清算投資法人の債務の弁済について準用す

る。この場合において、同法第五百条第一項及び第二項中「前条第一項」とあり、及び同法第五百三条第一項中「第四百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第五百七条第一項」と、同法第五百条第二項及び第五百一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣（特別清算が開始された場合にあつては、裁判所）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（残余財産の分配）

第百五十八条 清算投資法人は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 残余財産の種類

二 投資主に対する残余財産の割当てに関する事項

- 2| 前項第二号に掲げる事項についての定めは、投資主（当該清算投資法人を除く。）の有する投資口の口数に応じて残余財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 3| 会社法第五百五条及び第五百六条の規定は、清算投資法人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算報告の作成等）

第百五十九条 清算投資法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2| 特別清算が開始された場合を除き、決算報告は、内閣府令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

3| 清算執行人は、前項の監査を受けた決算報告及び会計監査報告（特別清算が開始された場合にあつては、決算報告）を清算人会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4| 清算執行人（特別清算が開始された場合の清算執行人を除く。次項並びに次条第一項及び第四項において同じ。）は、前項の承認を受けた場合において、当該承認に係る同項の会計監査報告に決算報告が法令又は規約に違反し、決算の状況を正しく示していない旨の記載又は記録があるときは、第二項の監査を受けた決算報告及び会計監査報告を投資主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

5| 第三項の承認（前項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認）があつたときは、任務を怠つたことによる清算執行人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算執行人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

（清算事務終了の通知等）

第百六十条 清算執行人は、前条第三項の承認を受けたときは、遅滞なく、投資主に清算事務が終了した旨を通知しなければならない。ただし、同条第四項に規定する場合においては、この限りでない。

2| 第百三十一条第四項の規定は、前項本文の規定による通知について準用する。

3| 第一項本文の規定による通知に際しては、内閣府令で定めるところにより、投資主に対し前条第三項の決算報告及び会計監査報告を提供しなければならない。

4| 清算執行人は、前条第三項の承認(同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認)を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る決算報告及び会計監査報告の謄本を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(帳簿資料の保存)

第百六十一条 会社法第五百八条の規定は、清算投資法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料の保存について準用する。この場合において、同条第二項中「裁判所は、利害関係人の申立てにより」とあるのは、「内閣総理大臣(特別清算が開始された場合にあつては、裁判所)は、利害関係人の申立てにより又は職権で(特別清算が開始された場合にあつては、利害関係人の申立てにより)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算の監督命令)

第百六十二条 内閣総理大臣は、投資法人の清算(特別清算を除く。)の場合において、必要があると認めるときは、当該投資法人又はその一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者若しくは資産保管会社に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることが出来る。

(会社法の準用)

第百六十三条 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号、第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一款 特別清算

第百六十四条 裁判所は、清算投資法人に次に掲げる事由があると認めるときは、第四項において準用する会社法第五百十四條の規定に基づき、申立てにより、当該清算投資法人に対し

特別清算の開始を命ずる。

一 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。

二 債務超過（清算投資法人の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。第三項において同じ。）の疑いがあること。

2| 債権者、清算執行人、清算監督人又は投資主は、特別清算開始の申立てをすることができる。

3| 清算投資法人に債務超過の疑いがあるときは、清算執行人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。

4| 会社法第五百二十二条から第五百十八条まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項及び第五百三十六条第三項を除く。）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条第二項から第五項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「第四百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第五百五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合）以上の口数の投資口を六箇月（これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第五百二十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五条第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十条第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社」と、同法第五百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第十五条の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二条第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第一百五十五条第一項」と、同法第九百三十八条第一項中「本店（第三号に掲げる場合であつて特別清算の終了により特別清算終結の決定が

されたときにあつては、本店及び支店」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項」とあるのは「投資法人法第五十三條第一項において読み替えて準用する投資法人法第九十八條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三節 登記

(投資法人に係る登記)

第百六十五条 会社法第九百八条から第九百十条までの規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあるのは、「投資法人法」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第百六十六条 投資法人の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内になければならない。

- 一 第七十三条第一項の規定による調査が終了した日
 - 二 第七十三条第三項の規定により創立総会を招集したときは、当該創立総会が終了した日
 - 三 第六十九条第七項において準用する会社法第九十七条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店の所在場所
- 四 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め
- 五 最低純資産額
- 六 発行可能投資口総口数
- 七 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨
- 八 投資主名簿等管理人（投資法人に代わつて投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務を行う者をいう。第七十三条第一項第六号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 九 執行役員の氏名及び住所
- 十 監督役員の氏名
- 十一 会計監査人の氏名又は名称
- 十二 第百八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いた

ときは、その氏名又は名称

十三 第百十五条の六第七項の規定による執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除についての規約の定めがあるときは、その定め

十四 第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の規定による会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての規約の定めがあるときは、その定め

十五 第百八十六条の二第二項の規定による公告方法（投資法人が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この編において同じ。）についての規約の定めがあるときは、その定め

十六 前号の規約の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第百八十六条の二第二項後段の規定による規約の定めがあるときは、その定め

十七 第十五号の規約の定めがないときは、第百八十六条の二第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨

（変更の登記等）

第百六十七条 投資法人において前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その本店の所在地において、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 会社法第九百十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は投資法人について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定は執行役員又は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百十六条第一号中「第九百十一条第三項各号」とあるのは、「投資法人法第百六十六条第一項各号」と読み替えるものとする。

（解散の登記）

第百六十八条 第百四十三条第一号から第三号までの規定により投資法人が解散したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第百六十九条 投資法人が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収合併消滅法人については解散の登記をし、吸収合併存続法人については変更の登記をしなければならない。

2 二以上の投資法人が新設合併をしたときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二

週間以内に、その本店の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

一 第四百九十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日

二 第四百九十九条の十三第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から二十日を経過した日

三 第四百九十九条の十四において準用する第四百九十九条の四の規定による手続が終了した日

四 新設合併消滅法人が合意により定めた日

(清算執行人等の登記)

第七十条 執行役員が清算執行人となつたときは清算投資法人の解散の日から二週間以内に、清算執行人の選任があつたときは二週間以内に、その本店の所在地において、清算執行人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2| 監督役員が清算監督人となつたときは清算投資法人の解散の日から二週間以内に、清算監督人の選任があつたときは二週間以内に、その本店の所在地において、清算監督人の氏名を登記しなければならない。

3| 第六十七条第一項の規定は前二項の登記について、会社法第九十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定は清算執行人又は清算監督人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算結了の登記)

第七十一条 清算投資法人の清算が結了したときは、第五十九条第三項の承認(同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認)があつた後二週間以内に、その本店の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(登記簿)

第七十二条 登記所に、投資法人登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十三条 第六十六条第一項の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 規約

二 第六十九条第一項の規定による内閣総理大臣への届出が受理されたことを証する書面

三 設立時募集投資口の引受けの申込みを証する書面

四 設立時執行役員及び設立時監督役員の調査報告を記載した書面及びその附属書類

五 第七十一条第十項において準用する会社法第六十四条第一項の金銭の保管に関する証明

書

六 投資主名簿等管理人との契約を証する書面

七 設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の選任に関する書面

八 創立総会を招集したときは、その議事録

九 この法律の規定により選任された設立時執行役員及び設立時監督役員が就任を承諾したことを証する書面

十 設立時会計監査人についての次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 法人でないときは、第百二条第一項に規定する者であることを証する書面

2| 第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、前項の登記の申請書に、同項第八号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(合併の登記の申請)

第百七十四条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第百四十九条の七第一項に規定する場合には、同項に規定する場合に該当することを証する書面

三 第百四十九条の九において準用する第百四十九条の四第二項の規定による公告及び催告(第百四十九条の九において準用する第百四十九条の四第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸収合併により最低純資産額を増加するときは、増加後の最低純資産額を超える純資産が存在することを証する書面

五 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の本店がある場合を除く。

六 第百四十九条の二第一項の規定による承認があつたことを証する書面

七 吸収合併消滅法人において第百四十九条の四第一項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告

によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(一)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 吸収合併消滅法人において第八十七条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は投資口の全部について投資証券を発行していなかつたことを証する書面

第七十五条 新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 新設合併契約書
- 二 規約
- 三 第七十三条第一項第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる書面
- 四 最低純資産額を超える純資産が存在することを証する書面
- 五 新設合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅法人の本店がある場合を除く。
- 六 第四十九条の十二第一項の規定による承認があつたことを証する書面
- 七 新設合併消滅法人において第四十九条の十四において準用する第四十九条の四第二項の規定による公告及び催告(第四十九条の十四において準用する第四十九条の四第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 八 新設合併消滅法人において第八十七条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は投資口の全部について投資証券を発行していなかつたことを証する書面

(清算執行人等に係る登記の申請)

第七十六条 次の各号に掲げる登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- 一 執行役員が清算執行人となり、又は監督役員が清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書 規約
- 二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書 規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面
- 三 投資主総会において選任された清算執行人又は清算監督人の選任の登記の申請書 その者が就任を承諾したことを証する書面

- 四 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算執行人又は清算監督人の選任の登記の申請書
その選任を証する書面
- 五 清算執行人又は清算監督人の退任による変更の登記の申請書 退任を証する書面

(商業登記法の準用)

第百七十七條 商業登記法第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第三項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四条、第七十条、第七十一条、第七十五条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第三十七條まで並びに第三十九條から第四十八條までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第十七条」とあるのは「第十七條第一項、第二項及び第四項、第十八條」と、「第二十四條、第四十八條から第五十條まで(第九十五條、第百十一條及び第百十八條において準用する場合を含む。)、第五十一條第一項及び第三項、第五十二條、第七十八條第一項及び第三項、第八十二條第二項及び第三項、第八十三條、第八十七條第一項及び第二項、第八十八條、第九十一條第一項及び第二項、第九十二條」とあるのは「第二十四條」と、同法第十七條第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第二十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同法第四十六條第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるのは「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」とあるのは「執行役員若しくは清算執行人」と、同法第二項中「株主總會若しくは種類株主總會、取締役会」とあるのは「投資主總會、役員会」と、同法第五十四條第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役(委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同法第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同法第二項第三号中「同法第三百三十七條第一項」とあるのは「投資法人法第百二條第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「投資法人法第百八條第三項」と、同法第六十四條中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人(投資法人法第百六十六條第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう。)」と、「定款及びその者」とあるのは「その者」と、同法第七十條中「資本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、「会社法第四百四十九條第一項」とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「投資法人法第百五十一条第一項第一号」と、同法第七十五條中「会社法第五百七條第三項」とあるのは「投資法人法第百五十九條第三項」と、「承認」とあるのは「承認(同法第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主總會の承認)」と、同法第八十二條第三項中「第八十條又は

前条」とあるのは「投資法人法第七十四条又は第七十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八條から第八十二條まで 削除

第十四節 雑則

(内閣総理大臣が選任した検査役等の報酬)

第八十三條 第五十四條第二項の規定は、内閣総理大臣がこの法律又はこの法律において準用する会社法の規定により投資法人の検査役、仮執行役員等（執行役員、監督役員、清算人又は清算監督人の職務を一時行うべき者をいう。次条第一項第一号において同じ。）又は鑑定人を選任した場合について準用する。

(内閣総理大臣による登記の囑託)

第八十四條 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかの場合には、当該投資法人の本店の所在地の登記所にその旨の登記を囑託しなければならない。

- 一 第五十三條第一項の規定により清算執行人又は清算監督人を解任したとき。
 - 二 仮執行役員等を選任したとき。
 - 三 第四十三條第七号又は第八号に掲げる事由により投資法人が解散したとき。
- 2 前項の規定により内閣総理大臣が登記を囑託するときは、囑託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第八十五條 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第八号八の規定は、投資法人について準用する。この場合において、同号八中「発起人」とあるのは、「設立企画人」と読み替えるものとする。

(国税徴収法等の適用)

第八十六條 投資法人が解散した場合における国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第三十四條及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の三の規定の適用については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。

(公告)

第八十六條の二 投資法人は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを規約で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第二十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

2| 投資法人が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を規約で定める場合には、その規約には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法をいづれかを定めることができる。

3| 第一項の規定による定めがない投資法人の公告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。

4| 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六号、第九百四十七号、第九百五十一条第二項、第九百五十三号並びに第九百五十五号の規定は、投資法人が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（登録の申請）

第百八十八条 前条の登録を受けようとする投資法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項並びに本店の所在場所

二 五（略）

六 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七（略）

2 前項の登録申請書には、当該投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条第一項の規定により届け出た設立時執行役員の候補者と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

三 四（略）

（登録の拒否）

第百九十条 内閣総理大臣は、登録の申請をした投資法人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 二（略）

（登録の申請）

第百八十八条（同上）

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項

二 五（略）

六 規約において投資法人の存立の時期又は解散の事由を定めているときは、その規定

七（略）

2（同上）

一（略）

二 前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条第一項の規定により届け出た執行役員の候補者と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

三 四（略）

（登録の拒否）

第百九十条（同上）

一 二（略）

三 第九十八条各号に該当する者を執行役員とし、又は第百条各号に該当する者を監督役員としてするとき。

四 公認会計士及び監査法人以外の者又は第百一条第三項各号に該当する者を会計監査人としてするとき。

五・六 (略)

2 (略)

(解散の届出等)

第九十二条 登録投資法人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第百四十三条第一号から第三号までに掲げる事由により解散したとき。その清算執行人

2 (略)

(投資法人の発行する投資証券等の募集等)

第九十六条 (略)

2 投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該投資信託委託業者が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 第八十五条第三項において準用する会社法第二百七条第一項から第五項までの規定若しくは第八十六条第一項の規定に基づく規約の定めにより投資法人が投資証券を発行しない場合又は第百三十九条の十一の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債を発行しない場合における前二項、次条及び第百二十九条の規定の適用については、当該投資証券に表示されるべき投資口は投資証券と、当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれみなす。

(投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託)

第九十八条 (略)

2 前項の委託に係る契約(第六十七条第一項第十四号に規定する資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結するものを除く。)は、投資主総会の承認を得なければ、その効力を生じない。

三 第九十六条に規定する者を執行役員とし、又は第百一条各号に該当する者を監督役員としてするとき。

四 公認会計士及び監査法人以外の者又は第百十五条第一項各号に該当する者を会計監査人としてするとき。

五・六 (略)

2 (略)

(解散の届出等)

第九十二条 (同上)

一・二 (略)

三 第百四十三条第一号又は第二号に掲げる事由により解散したとき。その清算執行人

2 (略)

(投資法人の発行する投資証券等の募集等)

第九十六条 (略)

2 投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該投資信託委託業者が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 第八十三条第五項において準用する商法第二百六条ノ二第一項から第三項までの規定若しくは第八十四条第一項の規定に基づく規約の定めにより投資法人が投資証券を発行しない場合又は第百三十九条の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債を発行しない場合における前二項、次条及び第百二十九条の規定の適用については、当該投資証券に表示されるべき投資口は投資証券と、当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれみなす。

(投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託)

第九十八条 (略)

2 前項の委託に係る契約(第六十七条第一項第十五号に規定する資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結するものを除く。)は、投資主総会の承認を得なければ、その効力を生じない。

(資産保管会社の責任)

第二十條 資産保管会社がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産保管会社は、当該投資法人に対し連帯して損害賠償する責任を負つ。

2 資産保管会社が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又はその資産の運用を行う投資信託委託業者も当該損害を賠償する責任を負つときは、その資産保管会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及び投資信託委託業者は、連帯債務者とする。

(立入検査等)

第二十三條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員(以下この項において「設立企画人等」という。)に対し、当該設立中の投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の投資法人の設立企画人等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 6 (略)

(業務改善命令)

第二十四條 内閣総理大臣は、設立中の投資法人の設立企画人、設立時執行役員若しくは設立時監督役員若しくは投資法人又は当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者、当該投資信託委託業者から第三十四條の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務(投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。)の状況に照らして、投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るため必要があるときは、当該設立企画人又は当該投資法人に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更、資産の運用を行う投資信託委託業者の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 3 (略)

(投資顧問業者に関する特例)
第二百二十三條の三 (略)

2 投資法人の資産の運用を行う認可投資顧問業者については、前項に規定する規定並びに第十一条から第十三條の三まで、第三十四條の五、第三十四條の七、第三十四條の十、第三十四條の十一、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十二條、第四十三條及び第九十六條第六條第二項を除き、第六條の認可を受けて投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者であ

(資産保管会社の責任)

第二十條 資産保管会社がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産保管会社は、当該投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 資産保管会社が投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又はその資産の運用を行う投資信託委託業者もその責めに任ずべきときは、その資産保管会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及び投資信託委託業者は、連帯債務者とする。

(立入検査等)

第二十三條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の投資法人の設立企画人に対し、当該設立中の投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の投資法人の設立企画人の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 6 (略)

(業務改善命令)

第二十四條 内閣総理大臣は、設立中の投資法人の設立企画人若しくは投資法人又は当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者、当該投資信託委託業者から第三十四條の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務(投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ。)の状況に照らして、投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るため必要があるときは、当該設立企画人又は当該投資法人に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更、資産の運用を行う投資信託委託業者の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 3 (略)

(投資顧問業者に関する特例)
第二百二十三條の三 (略)

2 投資法人の資産の運用を行う認可投資顧問業者については、前項に規定する規定並びに第十一条から第十三條の三、第三十四條の五、第三十四條の七、第三十四條の十、第三十四條の十一、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十二條、第四十三條及び第九十六條第一項を除き、第六條の認可を受けて投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者であつて

つて第三十四条の十第一項第一号の規定に基づき投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を行うものとみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十条の三、第三十条の四及び第三十三条において準用する第三十六条の規定は、適用しない。

3 (略)

4 認可投資顧問業者が投資法人の資産の運用を行う場合における有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号及び第三十三条の規定の適用については、同号中「顧客」とあるのは「投資法人」と、「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、同条中「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、「第二条第四項第二号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた第二条第四項第二号」とする。この場合において、同法第三十条の五の規定は、適用しない。

5 (略)

第二百二十八条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 投資法人の設立企画人

二 投資法人の設立時執行役員又は設立時監督役員

三 投資法人の執行役員又は監督役員

四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は監督役員の職務を代行する者

五 第一百八条第二項の規定により選任された投資法人の一時役員の職務を行うべき者

六 一般事務受託者

七 投資法人の検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算投資法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算投資法人の清算執行人又は清算監督人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算投資法人の清算執行

第三十四条の十第一項第一号の規定に基づき投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を行うものとみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十条の二、第三十条の三及び第三十三条において準用する第三十六条の規定は、適用しない。

3 (略)

4 認可投資顧問業者が投資法人の資産の運用を行う場合における有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号及び第三十三条の規定の適用については、同号中「顧客」とあるのは「投資法人」と、「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、同条中「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、「第二条第四項第二号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた第二条第四項第二号」とする。この場合において、同法第三十条の四の規定は、適用しない。

5 (略)

第二百二十八条 設立企画人、執行役員、監督役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項（第一百四条において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 清算執行人、清算監督人又は第六百六十三条第一項において準用する第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項若しくは第七百七十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

(新設)

(新設)

人又は清算監督人の職務を代行する者

三 第五百三十三条第二項において準用する第百八条第二項の規定により選任された清算投資法人の一時清算執行人又は清算監督人の職務を行うべき者

四 清算投資法人の清算執行人代理（第百六十四条第四項において読み替えて準用する会社法第五百二十五条第一項の規定により選任された清算執行人代理をいう。第二百五十一条において同じ。）

五 清算投資法人の監督委員（第百六十四条第四項において準用する会社法第五百二十七条第一項の規定により選任された監督委員をいう。第二百五十一条において同じ。）

六 清算投資法人の調査委員（第百六十四条第四項において準用する会社法第五百三十三条の規定により選任された調査委員をいう。第二百五十一条において同じ。）

3 (略)

第二百二十八条の二 投資法人の代表投資法人債権者（第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十六条第一項の規定により選任された代表投資法人債権者をいう。第二百三十三条第一項第二号及び第二百五十一条において同じ。）又は決議執行者（第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。第二百三十三条第一項第二号及び第二百五十一条において同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六十七条第一項（第十七号及び第十八号に係る部分に限る。）の規定に違反して、規約に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 | 第二百二十八条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定による払込みについて、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。

3 | 第二百二十八条第一項第三号から第六号までに掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、投資法人の計算において不正にその投資口を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二 法令又は規約の規定に違反して、設立企画人、執行役員、監督役員若しくは会計監査人の報酬若しくは資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用若しくは保管に係る費

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 (略)

第二百二十八条の二 投資法人の投資法人債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第二百二十九条 第二百二十八条第一項に規定する者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十七条第一項第十八号又は第十九号の規定に違反して、規約に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 投資法人の設立に際して発行する投資口の総口数の引受け又は払込みについて、創立総会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 何人の名義をもつてするかを問わず、投資法人の計算において不正にその投資口を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四 法令又は規約の規定に違反して、設立企画人、執行役員、監督役員若しくは会計監査人の報酬若しくは資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用若しくは保管に係る費用を支払い、又は投資口の払戻し若しくは金銭の分配をしたとき。

五 投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために投資法人の財産を処分したとき。

用を支払い、又は投資口の払戻し若しくは金銭の分配をしたとき。
三 投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために投資法人の財産を処分したとき。

第二百三十条 第二百二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口又は投資法人債を引き受ける者の募集をするに当たり、投資法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 投資口又は投資法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第二百三十一条 第二百二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口の発行に係る払込みを仮装するため預金を行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預金に応じた者も、同様とする。

第二百三十二条 次に掲げる者が、投資法人が発行することができる投資口の総口数を超えて投資口を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 投資法人の設立企画人
- 二 投資法人の設立時執行役員
- 三 投資法人の執行役員又は清算投資法人の清算執行人
- 四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は清算投資法人の清算執行人の職務を代行する者
- 五 第百八条第二項（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時投資法人の役員（執行役員に限る。）又は清算投資法人の清算執行人の職務を行うべき者

第二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を享受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十八条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

第二百三十条 第二百二十八条第一項に規定する者が、投資口又は投資法人債の募集に当たり、投資口申込証若しくは投資法人債申込証の用紙、目論見書、投資口若しくは投資法人債の募集の広告その他投資口若しくは投資法人債の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 投資口又は投資法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第二百三十一条 第二百二十八条第一項に規定する者が、投資口の払込みを仮装するため預金を行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預金に応じた者も、同様とする。

第二百三十二条 設立企画人、執行役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は第百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の執行役員の職務代行者が、規約に定める第六十七条第一項第四号の投資口の総口数を超えて投資口を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二百三十三条 第二百二十八条若しくは第二百二十八条の二に規定する者、検査役又は第百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を享受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（新設）

- 二 投資法人の代表投資法人債権者又は決議執行者
- 三 投資法人の会計監査人又は第八百八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 (略)

(削る)

(削る)

第二百三十四条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 投資主総会、創立総会、投資法人債権者集会又は債権者集会（第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十六条第一項の債権者集会をいう。第二百五十一条第六号において同じ。）における発言又は議決権の行使

- 二 第一百十條第一項、第一百五條の六第十項若しくは第二百一十八條の三第一項、第九十條第三項において準用する会社法第二百九十七條第一項若しくは第四項、第九十四條第一項において準用する同法第二百三十三條第二項、第二百四條、第二百五條第一項本文若しくは第二百六條第一項若しくは第九條第五項若しくは第二百五十二條の三第二項において準用する同法第二百六十條第一項に規定する投資主の権利の行使、第六百六十四條第二項若しくは同法第四項において準用する同法第五百一十二條第一項に規定する投資主若しくは債権者の権利の行使又は第六百六十四條第四項において準用する同法第五百四十七條第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

- 三 投資法人債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる投資法人債を有する投資法人債権者の権利の行使

- 四 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する訴えの提起（投資法人の投資

(新設)
(新設)

2 (略)

- 3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百三十四条 会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 会計監査人が監査法人である場合においては、会計監査人の職務を行う社員がその職務に関し不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。会計監査人が監査法人である場合において、その社員が会計監査人の職務に関し不正の請託を受け、会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

- 3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 4 第一項又は第二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百三十五条 (同上)

- 一 創立総会、投資主総会、投資法人債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使

- 二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める訴えの提起又は第三十四条の八第三項、第一百十條若しくは第一百十三條第三項において準用する商法第二百六十八條第二項の規定若しくは第二百三十三條第一項において準用する同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項の規定に定める訴訟参加

- 三 発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三若しくは十分の一以上に当たる投資主又は投資法人債総額の十分の一以上に当たる投資法人債権者の権利の行使

- 四 第一百十條において準用する商法第二百七十二条（第六百六十三條第一項において準用する

主又は債権者がするものに限る。)

五 この法律において準用する会社法第八百四十九条第一項の規定による投資主の訴訟参加

2 (略)

(削る)

第二百三十五条 第二百三十三条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百三十六條 第二百二十八条第一項第三号から第六号までに掲げる者が、投資主の権利の行使に關し、投資法人又はその子法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、同項と同様とする。

3 投資主の権利の行使に關し、投資法人又はその子法人の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 (略)

6 第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二百三十七條 第二百二十八条から第二十九条まで、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條第一項、第二百三十四條第一項及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第二百三十三條第一項、第二百三十四條第二項及び前条第二項から第四項までの罪は、刑法第二條の例に従つて。

第二百三十八條 第二百二十八条第一項若しくは第二項、第二百二十八條の二第一項、第二十九條から第二十三條第二項、第二百三十三條第一項又は第二十六條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定並びに第二百二十八條第三項及び第二百二十八條

場合を含む。)の規定、第六十四條第一項の規定又は同條第四項において準用する同法第四百三十九條第二項若しくは第三項若しくは第四百五十二條第一項の規定による権利の行使

2 (新設)

(略)

3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(新設)

第二百三十六條 執行役員、監督役員、第九十九條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項(第四條において準用する場合を含む。)若しくは第六十六條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、投資主の権利の行使に關し、投資法人又はその子法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前項の利益の供与を受け、又は第三者に供与させた者も、同項と同様とする。

3 投資主の権利の行使に關し、投資法人又はその子法人の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを、同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 前二項の罪を犯した者に、その実行について第一項に規定する者に対する威迫の行為があつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 (略)

(新設)

第二百三十七條 払込みの責任を免れる目的で、他人又は仮設人の名義を用いて投資口を引き受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百三十八條 第二百二十八条から第二十三條第二項、第二百三十三條第一項、第二十五條第一項又は第二十六條に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

の二第二項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者若しくは信託会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者、投資法人の設立企画人（設立企画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）又は第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇六（略）

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者、投資法人の設立企画人（設立企画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）、第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者、資産保管会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資信託協会の役員は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四（略）

第二百四十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者の代表者、代理人、使用人その他の従業者、第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる者、資産保管会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は一般事務受託者（一般事務受託者が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二（略）

（削る）

三（略）

第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇六（略）

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資信託協会の役員は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四（略）

第二百四十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は一般事務受託者若しくは一般事務受託者であつた者（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二（略）

三 第三十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四（略）

第二百四十四条（同上）

（新設）

二・三 (略)

第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者若しくは信託会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者、投資法人の設立企画人(設立企画人が法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者)又は第二百二十八条第一項第三号から第五号まで若しくは第一項第一号から第四号までに掲げる者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の二の規定に違反して、認可を受けないで業務の方法を変更したとき又は資本金の額を減少したとき。

二 (略)

三 第十三条の三の規定に違反して、顧客から受益証券等又は金銭の預託を受けたとき。

四七 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一七 (略)

八 第四十八条の二第三項(第四十九条の十三第二項若しくは第三項又は第五十九条において準用する場合を含む。)(又は第百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。))に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

九十一 (略)

第二百五十条 法人(投資法人を除く。以下この条において同じ。)(の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第二百四十二条、第二百四十三条第一号若しくは第二号又は第二百四十四条第二号若しくは第三号、二億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第二百三十九条、第二百四十条第一号若しくは第五号、第二百四十一条第四号、第二百四十三条第三号、第二百四十四条第一号、第二百四十五条第一号、第二百四十七条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで又は前二条 各本条の罰金刑

一・二 (略)

第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。)(若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の二の規定に違反して、認可を受けないで業務の方法を変更したとき又は資本金の額を減少したとき。

二 (略)

三 第十三条の二の規定に違反して、顧客から受益証券等又は金銭の預託を受けたとき。

四七 (略)

第二百四十九条 (同上)

一七 (略)

(新設)

八十一 (略)

第二百五十条 (同上)

一 (略)

二 第二百四十二条、第二百四十三条第一号若しくは第二号又は第二百四十四条、二億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第二百三十九条、第二百四十条第一号若しくは第五号、第二百四十一条第四号、第二百四十三条第三号若しくは第四号、第二百四十五条第一号、第二百四十七条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで又は前二条 各本条の罰金刑

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、外国

投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を代行する者、第二百二十八条第一項第五号に規定する一時役員職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、第二百三十三条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債権管理者、事務を承継する投資法人債権管理者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による公告、公示若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する事項について、官庁、投資主総会、創立総会、投資法人債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠へいしたとき。

七 規約、投資主名簿、投資法人債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第二百二十九条第二項の附属明細書、会計監査報告、決算報告又は第二百四十九条第一項、第二百四十九条の六第一項、第二百四十九条の十第一項、第二百四十九条の十一第一項若しくは第二百四十九条の十六第一項若しくは第二百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十六条の二(第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)又は第三十四

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二

百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監督委員、投資法人債権管理会社、事務を承継すべき投資法人債権管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 規約、投資主名簿若しくはその複本(電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)、投資法人債原簿若しくはその複本(電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)、創立総会、投資主総会、役員会、清算人会、投資法人債権者集会若しくは債権者集会の議事録、第九十一条第三項(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)の書類若しくは第九十一条第四項(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録、第二百二十九条第一項の資料及び附属明細書、第三百三十一条の監査報告書、第五百五十一条において準用する商法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百四十四条ノ二第一項各号に掲げる資料、第五百五十一条各号に掲げる資料、第五百五十六条第一項の監査報告書、第五百五十九条第一項の決算報告書、第六百六十四条第四項において準用する同法第四百四十三条に掲げる資料又は同法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 第十六条の二(第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)又は第三十四条の四の規定に違反したとき。

三 第四十九条の二第二項の規定に違反したとき。

四 第四十九条の七の規定に違反して、分別して運用をしないとき。

五 第七十一条第二項、第八十四条第一項、第八十八条第一項、第二百二十二条第一項又は第二百三十九条の四第二項の規定に違反して、投資口申込証若しくは投資法人債申込証の用紙(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。)を作らず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

六 第七十一条第六項又は第二百三十一条第一項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは第七十一条第六項若しくは第二百三十一条第一項において準用する同法第七十五条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

条の四の規定に違反したとき。

九 第四十八条の二第三項(第四十九条の十三第二項若しくは第三項又は第五十九条において準用する場合を含む。)(又は第百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十 第四十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十一 第四十九条の七の規定に違反して、分別して運用をしないとき。

十二 正当な理由がないのに、投資主総会又は創立総会において、投資主又は設立時投資主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十三 第八十一条第一項の規定に違反して投資口を取得したとき、又は第八十条第二項若しくは第八十一条第三項の規定に違反して投資口の処分をしたことを怠つたとき。

十四 投資口又は投資法人債の発行の日前に投資証券等を発行したとき。

十五 第八十五条第一項の規定又は第百三十九条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しなかつたとき。

十六 投資証券等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十七 第八十六条第四項の規定に違反して、同項に規定する定めを廃止しなかつたとき。

十八 第九十四条第一項において準用する会社法第三百三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を投資主総会の目的としなかつたとき。

十九 第九十四条第一項において読み替えて準用する会社法第三百七条第一項第一号の規定又は第百十条第二項において読み替えて準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による内閣総理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集しなかつたとき。

二十 執行役員、監督役員又は会計監査人がこの法律又は規約で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。)(の手續をすることを怠つたとき。

二十一 第百十五条の六第四項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十二 第百十七条、第百九十八条第一項、第二百七条第二項若しくは第三項又は第二百八条第一項の規定に違反したとき。

二十三 第百三十一条第五項又は第百六十条第三項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類、資産運用報告若しくは金銭の分配に係る計算書若しくは会計監査報告又は決算報告を提供しなかつたとき。

二十四 第百三十九条の二若しくは第百三十九条の八の規定に違反して投資法人債を発行し、又は第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する投資法人債管理者を定めなかつたとき。

二十五 第百四十一条第二項の規定に違反して、規約を変更したとき。

二十六 第百四十一条第二項若しくは第五項又は第百四十九条の四第二項若しくは第五項(これらの規定を第百四十九条の九又は第百四十九条の十四において準用する場合を含む。)

七 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める事項について、官庁、裁判所、創立総会、投資主総会、投資法人債権者集会又は債権者集会に対し不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

九 第七十三条第三項の規定、同条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項(第百六十一条の規定又は第九十四条第一項において準用する同法第二百三十七条ノ三第一項(第百六十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、正当な理由がないのに、創立総会又は投資主総会において、投資口の引受けをした者又は投資主の求めた事項について説明をしないとき。

十 第七十三条第四項において準用する第九十一条第三項又は同項の規定に違反して、創立総会又は投資主総会の招集の通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供しなかつたとき。

十一 この法律又はこの法律において準用する商法の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かないとき。

十二 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、帳簿に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十三 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める公告、公示若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。

十四 第七十三条第四項若しくは第九十四条第一項において準用する商法第二百三十二条の規定若しくは第九十四条第一項において準用する同法第二百三十七条ノ二第三項(第百三十九條第一項において準用する同法第二百九十四条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による内閣総理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集し、若しくは招集せず又は規約に定めた地以外の地においてこれを招集したとき。

十五 正当な理由がないのに、投資証券の名義書換をしないとき。

十六 第八十条第二項又は第八十一条第二項の規定に違反して、投資口を処分することを怠つたとき。

十七 第八十一条第一項の規定に違反して、投資口を取得したとき。

十八 投資証券等に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十九 第八十三条第三項の規定に違反して、投資証券を発行したとき。

（）の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十七 第五百十三条の第三項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき、又は第四百八十四条第三項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第五百七十七条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十九 第五百七十七条第三項において準用する会社法第五百条第一項の規定又は第六百六十四条第四項において準用する同法第五百三十七条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第五百七十七条第三項において準用する会社法第五百三十二条の規定に違反して、清算投資法人の財産を分配したとき。

三十一 第六百六十二条の規定による命令に違反したとき。

三十二 第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

三十三 第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分に違反したとき。

三十四 第二百二十三条の二第二項の規定により付した条件（第十条の二、第三十四条の十第三項又は第五十四条の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して、投資主名簿に記載又は記録をしないとき。

二十一 第八十四条第四項の規定に違反して、同項に規定する定めを廃止しなかつたとき。

二十二 第九十四条第一項において準用する商法第二百三十二条ノ二第二項（第六百六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合に、その請求に係る事項を会議の目的としないとき。

二十三 執行役員若しくは会計監査人を欠くこととなり、又はこの法律若しくは規約に定められた執行役員、監督役員若しくは会計監査人の員数を欠くこととなつた場合において、執行役員、監督役員若しくは会計監査人又は一時その職務を行うべき者の選任手続を怠つたとき。

二十三の二 第九十九条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十四 第六百六十一条、第六百九十八条第一項、第二百七条第二項若しくは第三項又は第二百八条第一項の規定に違反したとき。

二十五 第六百三十一条第四項若しくは第五項又は第六百六十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類等若しくは監査報告書若しくは決算報告書の写しを交付せず、又は電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供しなかつたとき。

二十六 第六百三十九条の二若しくは第六百三十九条の三の規定に違反して、投資法人債を募集し、又は第六百三十九条の五第六項において準用する商法第三百四十四条第一項の規定に違反して、事務を承継すべき投資法人債管理会社を定めなかつたとき。

二十七 第六百三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項の規定に違反して、投資法人債券を発行したとき。

二十八 第六百四十一条第二項の規定に違反して、規約を変更したとき。

二十九 第六百四十二条第一項において準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の規定又は第六百五十条第一項において準用する同法第四百二十二条の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

三十 第六百五十一条第二項若しくは第三項若しくは第六百五十三条の規定により内閣総理大臣の選任した清算執行人又は第六百六十四条第四項において準用する商法第四百三十五条第二項の規定により裁判所の選任した清算執行人に事務の引渡しをしないとき。

三十一 清算の終了を遅延させる目的をもつて第六百五十八条第一項の期間を不当に定めたととき。

三十二 第六百六十二条の規定による命令に違反したとき。

三十三 第六百六十三条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠り、又は第六百六十四条第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てを怠つたとき。

第二百五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十八条の二第三項（第四十九条の十三第二項若しくは第三項又は第五十九条において準用する場合を含む。）又は第百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十八条の二第三項（第四十九条の十三第一項若しくは第三項又は第五十九条において準用する場合を含む。）又は第百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六十四条第三項の規定に違反して、投資法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者
- 二 第六十四条第四項の規定に違反して、他の投資法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

第二百五十四条 （略）

三十四 第六十三条第一項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して、投資法人の財産を分配したとき。

三十五 第六十三条第一項において準用する商法第四百二十三条の規定又は第六十四条第四項において準用する同法第四百三十八条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十六 第六十四条第四項において準用する商法第四百三十二条、第四百三十七条又は第四百五十四条第一項の規定による裁判所の財産保全の処分違反したとき。

三十七 第六十四条第四項において準用する商法第四百四十五条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十八 第二百二十三条の二第一項の規定により付した条件（第十条の二、第三十四条の十三第三項又は第五十四条の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

三十九 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記を怠つたとき。

第二百五十二条 第六十四条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（新設）

第二百五十三条 （略）

改正案

目次

第一章 総則（第一条 第九条の二）
 第二章（略）
 第三章（略）
 第四章 管理
 第一節 通則（第三十一条）
 第二節 役員（第三十二条 第三十五条の九）
 第三節 理事会（第三十六条 第三十七条の二）
 第四節 計算書類等の監査等（第三十八条 第三十八条の四）
 第五節 役員等の責任（第三十九条 第三十九条の四）
 第六節 支配人（第四十条・第四十一条）
 第七節 総会等（第四十二条 第四十八条の八）
 第八節 総代会（第四十九条・第五十条）
 第九節 出資一口の金額の減少（第五十一条 第五十二条の二）
 第五章（略）
 第五章の二 全国連合会債の発行（第五十四条の二 第五十四条の二十）
 第五章の三 子会社等（第五十四条の二十一 第五十四条の二十四）
 第六章（略）
 第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併（第五十八条 第六十一条の七）
 第八章 解散及び清算（第六十二条 第六十四条）
 第九章（略）
 第九章の二（略）
 第十章（略）
 第十一章 罰則（第九十条 第九十三条）
 附則

（名称）

第六条（略）

2 この法律によつて設立された金庫及び他の法律によつてその名称又は商号中に金庫という文字を用いる者を除き、金銭の貸付（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によ

現行

目次

第一章 総則（第一条 第九条）
 第二章（略）
 第三章（略）
 第四章 管理（第三十一条 第五十二条）
 第五章（略）
 第五章の二 全国連合会の債券の発行（第五十四条の二 第五十四条の十四）
 第五章の三 子会社等（第五十四条の十五 第五十四条の十八）
 第六章（略）
 第七章 合併及び事業等の譲渡又は譲受け（第五十八条 第六十一条）
 第八章 整理、解散及び清算（第六十二条 第六十四条）
 第九章（略）
 第九章の二（略）
 第十章（略）
 第十一章 罰則（第九十条 第九十二条）
 附則

（名称）

第六条（略）

2 この法律によつて設立された金庫及び他の法律によつてその名称中に金庫という文字を用いる者を除き、金銭の貸付（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする

つとする金銭の交付を含む。(その他政令で定める投資を業として行う者は、その名称又は商号中に金庫という文字を用いてはならない。)

3 金庫の名称については、会社法(平成十七年法律第 号)第八条(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 次に掲げる金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「私的独占禁止法」という。)の適用については、私的独占禁止法第二十二條第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ (略)

ロ その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

二 (略)

2・3 (略)

(登記)

第八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(会社法の規定を準用する場合の読替え)

第九条の二 この法律の規定(第八十七條の四第四項を除く。)において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「会社」とあり、「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「金庫(信用金庫法第一条に規定する金庫をいう。)」と、「会計監査人設置会社」とあるのは「特定金庫(信用金庫法第三十八條の二第三項に規定する特定金庫をいう。)」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社)その他金庫がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。」「と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株主」とあるのは「会員」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

(会員たる資格)

第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。た

金銭の交付を含む。(その他政令で定める投資を業として行う者は、その名称中に金庫という文字を用いてはならない。)

3 金庫の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九條から第二十一條まで(商号)の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 (同上)

一 (同上)

イ (略)

ロ その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

二 前号に掲げる信用金庫をもつて組織する信用金庫連合会

2・3 (略)

(登記)

第八条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(新設)

(会員たる資格)

第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。た

だし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

2 (略)

一四 (略)

(議決権)

第十二条 会員は、各一個の議決権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第四十五条の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行使することができる。ただし、他の会員でなければ、代理人となることができない。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第六十五条第二項第九号を除き、以下同じ。)により行使することができる。

4 前二項の規定により議決権を行使する者は、総会における出席者とみなす。

5 代理人は、代理権を証明する書面を金庫に提出しなければならない。

6 代理人は、前項の代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

7 代理人による代理権の行使については会社法第三百十条第四項から第七項まで(議決権の代理行使)の規定を、書面による議決権の行使については同法第三百十一条(第二項を除く。)(書面による議決権の行使)の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条(電磁的方法による議決権の行使)の規定を準用する。この場合において、同法第三百十条第四項及び第三百十二条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「信用金庫法第四十五条第四項」と、同法第三百十条第四項中「前項」とあるのは「同法第十二条第六項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「信用金庫法第十二条第六項」と、同条第七項中「株主(前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。)(とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

(法定脱退)

第十七条 1・2 (略)

3 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の決議によつてすることができる

だし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

2 (略)

一四 (略)

(議決権)

第十二条 会員は、各々一箇の議決権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第四十五条の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決権を行うことができる。但し、他の会員でなければ、代理人となることができない。

(新設)

3 前項の規定により議決権を行う者は、総会における出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。

(新設)

(新設)

(法定脱退)

第十七条 1・2 (略)

3 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の決議によつてすることができる

。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 (略)

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。ただし、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六条の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項ただし書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(定款)

第二十三条 金庫を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいふ。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 一十一 (略)

十二 公告方法（金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいふ。以下同じ。）

十三 (略)

4 前項各号に掲げる事項のほか、金庫の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

5 金庫の定款については、会社法第三十条（定款の認証）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第三十三条第七項若しくは第九項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを」とあるのは、「これを」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(定款の備置き及び閲覧等)

第二十三条の二 金庫は、定款を各事務所に備え置かなければならない。

2 会員及び金庫の債権者は、業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わ

。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 (略)

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六条の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(定款)

第二十三条 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 一十一 (略)

十二 公告の方法

十三 (略)

(新設)

3 金庫の定款については、商法第百六十七条（定款の認証）の規定を準用する。

(新設)

なければならない。

- 一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3| 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令で定めるものをもつている金庫についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（創立総会）

第二十四条（略）

2（略）

- 3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
- 4 創立総会においては前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たもの（以下この章において「設立時会員」という。）の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 発起人は、創立総会において、設立時会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより設立時会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

7| 創立総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8| 発起人（金庫の成立後にあつては、当該金庫）は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所（金庫の成立後にあつては、その主たる事務所）に備え置かなければならない。

9| 設立時会員（金庫の成立後にあつては、その会員及び債権者）は、発起人が定めた時間（金庫の成立後にあつては、その業務取扱時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

（創立総会）

第二十四条（略）

2（略）

- 3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
- 4 創立総会においては前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については、第十二条並びに商法第一百三十七条ノ三第一項及び第二項（取締役等の説明義務）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

一 第七項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 第七項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録さ
れた事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

10 創立総会における設立時会員については第十二条の規定を、創立総会の決議の不存在若し
くは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不在
又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百
三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（
訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七
条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八
百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、
同法第八百三十一条第一項中「株主等」（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会
である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）とあるのは、
「会員、理事、監事又は清算人」と、取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会
又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四
項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義
務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設
立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、監事又は清算人」と読み替え
るものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金庫の設立についての会社法の準用）

第二十八条 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係
る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無
効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一
項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三
十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無
効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）
の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主
、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会
設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。
）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術
的読替えは、政令で定める。

第一節 通則

（内閣総理大臣の認可）

（新設）

（商法の準用）
第二十八条 金庫の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を
準用する。

（新設）

（内閣総理大臣の認可）

第三十一条 (略)

第二節 役員

(役員)

第三十二条 金庫は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 (略)

3 役員は、総会の決議(設立当初の役員にあつては、創立総会の決議)によつて、選任する。

4 (略)

5 次の各号に掲げる金庫にあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一・二 (略)

6 前項に規定する子会社とは、金庫がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五章の三において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

7・8 (略)

(金庫と役員との関係)

第三十三条 金庫と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

(役員資格等)

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条第一項第一号から第四号ま

第三十一条 (略)

(新設)

(役員)

第三十二条 金庫に、役員として理事及び監事を置く。

2 (略)

3 役員は、総会の議決(設立当初の役員にあつては、創立総会の議決)によつて、選任する。

4 (略)

5 次の各号に掲げる金庫にあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一・二 (略)

6 前項に規定する子会社とは、金庫がその総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第五章の三において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

7・8 (略)

(新設)

(新設)

で若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十九号（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九号（詐欺更生罪）、第五百五十号（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二号から第五百五十五号まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七号（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（若しくは第五百五十七号（詐欺再生罪）、第二百五十六号（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八号から第二百六十号まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八号から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（兼職又は兼業の制限）

第三十五条 金庫を代表する理事（以下「代表理事」という。）並びに金庫の常務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）及び支配人は、他の金庫若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2・3 (略)

（兼職又は兼業の制限）

第三十二条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人は、他の金庫若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2・3 (略)

（役員任期）

(削る)

(削る)

第三十四条 役員任期は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

- 2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事の責任)

第三十五条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

- 2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

- 3 理事が第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 4 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで、第十項前段及び第十七項(取締役の責任)の規定を準用する。この場合において、同条第七項中、「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「信用金庫法第三十五条第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは、「同法第四十八条」と読み替えるものとする。

(新設)

(役員任期)
第三十五条の二 役員任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

- 2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十五条の三 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第三十五条の四 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職

(新設)

務を行わなければならない。

(金庫との取引等の制限)

第三十五条の五 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために金庫と取引をしようとするとき。

二 金庫が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において金庫と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約及び双方代理)の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事についての会社法の準用)

第三十五条の六 理事については、会社法第三百五十七条第一項(取締役の報告義務)、第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)及び第三百六十一条(取締役の報酬等)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主」(監査役設置会社)については、監査役(「とあるのは」)と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事についての会社法の準用)

第三十五条の七 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで(会計参与等の選任等)についての意見の陳述(、第三百八十一条(監査役の権限)、第三百八十二条(取締役への報告義務)、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで(株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、費用等の請求)の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「信用金庫法第四十五条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役設置会社)にあつては、取締役会」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項の規定にかかわらず、金庫」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」

(新設)

(新設)

(新設)

と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは、「信用金庫法第三十九条の四において準用する第八百四十七條第一項」と、同項第二号中「第八百四十九條第三項」とあるのは「信用金庫法第三十九條の四において準用する第八百四十九條第三項」と、「第八百五十條第一項」とあるのは、「同法第三十九條の四において準用する第八百五十條第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員解任)

第三十五条の八 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失つ。

2] 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3] 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4] 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5] 第四十三條第二項及び第四十四條の規定は、前項の場合について準用する。

(代表理事)

第三十五条の九 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2] 代表理事については、第三十五条の三、民法第四十四條第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四條（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四條（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは、「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 理事会

(理事会の権限等)

第三十六条 金庫は、理事会を置かなければならない。

2] 理事会は、すべての理事で組織する。

3] 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

(新設)

(新設)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十六条 理事は、定款を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2] 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務

一 金庫の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

4 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

5 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

6 理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議)

第三十七条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 金庫は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができないものに限る。)(の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき)(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)(は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

4 理事会の招集については、会社法第三百六十六条(招集権者)及び第三百六十八条(招集手続)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「各取締役(監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役)」とあるのは「各理事及び各監事」と、同条第二項中「取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)」とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

7 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

8 理事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条ノ三」とあるのは「信用金庫法第三十七条第一項」と、同項第十号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

5 監事は、第三項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)(を監事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

1 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)

第三十七条 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)(を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条ノ三」とあるのは「信用金庫法第三十七条第一項」と、同項第十号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

8 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

所に備えて置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資の口数及び金額並びにその払込の年月日

4 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではいない。

4 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

7 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

8 理事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条ノ三」とあるのは「信用金庫法第三十七条第一項」と、同項第十号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)(を監事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

1 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)

第三十七条 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)(を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条ノ三」とあるのは「信用金庫法第三十七条第一項」と、同項第十号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

8 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

8 理事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条ノ三」とあるのは「信用金庫法第三十七条第一項」と、同項第十号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)(を監事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

1 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)

第三十七条 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)(を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項(監査報告書の記載事項)の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条ノ三」とあるのは「信用金庫法第三十七条第一項」と、同項第十号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項二規定スル子会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

(理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)

第三十七条の二 理事会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 金庫は、理事会の日(前条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。) から十年間、第一項の議事録又は前条第三項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。) をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、金庫の業務取扱時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 金庫の債権者は、役員の責任を追求するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該金庫の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

6 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該金庫又はその子会社(第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。) に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

9 会員及び金庫の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

10 第一項の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載事項及び記載方法は、内閣府令で定める。

(特定金庫の監査)

第三十七条の二 信用金庫(政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。) 及び信用金庫連合会(以下この条において「特定金庫」という。) は、前条第一項の書類(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。) について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 特定金庫の理事は、通常総会の会日の八週間前までに、前条第一項の書類(附属明細書を除く。) を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

3 特定金庫の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

4 会計監査人は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定金庫の監事及び理事に提出しなければならない。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第十項及び第九十一条において「商法特例法」という。) 第七条第三項の規定により子会社(第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。) に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分に限る。)

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

6 特定金庫の監事は、会計監査人に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

7 特定金庫の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

8 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第六号及び第八号から第十二号までに掲げる事項(同項第六号、第九号及び第十一号に掲

ける事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。」)

9) 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、内閣府令で定める。

10) 第一項の会計監査人については、商法特例法第三条第一項から第三項まで(会計監査人の選任)、第四条から第六条の四まで(会計監査人の資格等)、第七条(第一項第二号を除く。

) (会計監査人の権限等)、第八条から第十一条まで(会計監査人の損害賠償責任等)及び第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六条第一項(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)の規定を、特定金庫については、同法第十八条第一項及び第三項(常勤監査役等)の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項(同法第五条の第二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)(中、「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第三条第三項前段(同法第五条の第二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。)(中、「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の第四第二項において準用する場合を含む。)(中、「第一条第一項に掲げるもの」とあるのは「信用金庫法第三十七条の第二第一項の書類」と、「商法第二百一十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「信用金庫法第三十二条第五項に規定する子会社」と、「同じ。)(若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。)(と、同法第六条の第二第一項(同法第六条の第四第二項において準用する場合を含む。)(中、「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の第四第一項中、「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第七条第一項第一号中、「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と、同条第三項中、「職務(連結子会社については、第十九条の第二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。)(とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同法第八条第一項中、「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中、「第十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の第二第四項」と、同法第十三条第一項中、「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「信用金庫法第三十七条の第二第一項のもの」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中、「第十三条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の第二第五項」と、「商法」とあるのは「同法第三十七條第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。)(とあるのは「記載」と、同法第二百八十三条第一項とあるのは「信用金庫法第三十七条の第二十二項の規定により読み替えて適用する同法第三十七條第七項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、「これらのもの」とあるのは「これらの書類」と読み替えるものとする。

第四節 計算書類等の監査等

(計算書類等の作成、備置き及び閲覧等)

第三十八条 金庫は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2) 前項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3) 第一項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4) 前項の規定により監事の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5) 金庫は、通常総会の招集の際にして、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び業務報告(監事の監査の報告を含む。)を提供しなければならない。

6) 理事は、第四項の規定により理事会において承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7) 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8) 理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9) 金庫は、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書(監事の監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。)を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10) 金庫は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするため

11) 特定金庫については、前条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12) 特定金庫に対する前条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「、監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(新設)

(役員解任)

第三十八条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失つ。

2) 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3) 第一項の規定により解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4) 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5) 第四十二条第一項及び第四十四条の規定は、前項の場合に準用する。

の措置として内閣府令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

11 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(特定金庫の監査)

第三十八条の二 信用金庫（政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。）及び信用金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

2 前項に規定する信用金庫以外の信用金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

3 特定金庫（第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用金庫をいう。以下この条及び第六十一条第三号において同じ。）は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 特定金庫においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5 特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6 特定金庫の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8 特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 特定金庫については、第四項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正

(新設)

しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

11 特定金庫については、前条第四項から第八項までの規定は、適用しない。

12 特定金庫に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは「監事及び会計監査人の監査」とする。

13 特定金庫については、会社法第三百四十三条第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十条第三項（監査役会の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人についての会社法の準用）

第三十八条の三 会計監査人については、会社法第二百二十九条第一項（選任）、第三百三十七條（会計監査人の資格等）、第三百三十八條第一項及び第二項（会計監査人の任期）、第三百三十九條（解任）、第三百四十條第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）、第三百四十四條第一項及び第二項（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）、第三百四十五條第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百九十六條第一項から第五項まで（会計監査人の権限等）、第三百九十七條第一項及び第二項（監査役に対する報告）並びに第三百九十八條第二項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第二項」とあるのは「信用金庫法第三十八條第一項」と、同法第三百四十五條第一項中「会計参与の」とあるのは「会計監査人の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八條第一項第一号」とあるのは「信用金庫法第四十五條第一項第一号」と、同法第三百九十六條第一項中「次章」とあるのは「信用金庫法第三十八條の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第三十八条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定められた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなるときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

（新設）

（新設）

2| 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百二十七条（会計監査人の資格等）及び第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第二項」とあるのは、「信用金庫法第三十八條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 役員等の責任

（役員等の責任）

第三十九条 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、金庫に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負つ。

2| 第三十五条の五第一項各号の取引によつて金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第三十五条の五第一項の理事

二 金庫が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

3| 第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

4| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員等がその在職中に金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事（会員外理事（金庫の理事であつて、当該金庫の会員、内閣府令で定める業務を執行する理事又は支配人その他の使用人）以下この号において「会員等」という。）でなく、かつ、過去に当該金庫の会員等又は当該金庫の子会社の内閣府令で定める業務を執行する取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。次号において同じ。）を除く。

三 会員外理事、監事又は会計監査人

5| 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

（新設）

（商法等の準用）

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）、第二百五十八条第一項（取締役の退任の場合の処置）、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに商法第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）、第二百六十五条（取締役会社間の取引）、第二百六十八條第八項（監査役の同意）、第二百六十九條（取締役の報酬）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十五条並びに商法第二百六十條ノ三（監査役の出席義務等）、第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで（監査役の権限、義務等）及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二まで（取締役と監査役との連帯責任等）の規定を、理事会については、同法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百五十九條ノ二（取締役会の招集通知）、第二百五十九條ノ三（招集手続の省略）、第二百六十條第一項、第二項及び第四項（取締役会の権限）、第二百六十條ノ二（取締役会の決議方法）並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは、「信用金庫法、本法」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは、「信用金庫法第三十四條」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と、第三十五条第三項中、第三十七條第一項又は第五十四條の七第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは、「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは、「記載」と、同条第四項中「商法第一百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）」、同条第八項及び第十項前段」と、商法第一百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（信用金庫法第三十二条第五項二規定スル子会社）」と、同法第二百七十五條ノ四中

6| 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7| 第四項の決議があつた場合において、金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の内閣府令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8| 第三十五条の五第一項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

9| 第四項の規定は、前項の責任については、適用しない。

（役員等の第三者に対する責任）

第三十九条の二 役員等がその職務を行うつて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

2| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告（第八十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第八十九条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

ニ 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等の連帯責任）

第三十九条の三 役員等が金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（役員等の責任を追及する訴え）

第三十九条の四 役員等の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第一節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第一項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。

「第二百六十七条第一項」とあるのは、「信用金庫法第三十九条二於て理事二付て準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ケ同条第二項二於て準用スル第二百四條ノ第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは、「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは、「同法第三十九條二於て理事二付て準用スル第二百六十八條第六項」と、「同法第二百六十條第四項中、前項ノ取締役」とあるのは、「理事」と、「同法第二百六十條ノ四第三項中、議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と読み替へるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 支配人

(支配人)

第四十条 (略)

2 支配人については、会社法第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 総会等

(通常総会の招集)

第四十二条 (略)

(総会招集の手続)

第四十五条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもって会員に対しその通知を発しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 総会に出席しない会員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 総会に出席しない会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 理事は、会員の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

3 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項は、理事会

(新設)

(支配人)

第四十条 (略)

2 支配人については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

(新設)

(通常総会の招集)

第四十二条 (略)

(総会招集の手続)

第四十五条 総会の招集は、会日の七日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定められた方法に従つてしなければならない。

の決議によつて定めなければならない。

4| 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

5| 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

6| 第一項及び第四項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下この条及び次条において、「総会参考書類」といふ。)及び議決権行使書面を交付しなければならない。

2| 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し電磁的方法による通知を發するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第四十七条 理事は、第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2| 理事は、第四十五条第四項の承諾をした会員に対し、同項の電磁的方法による通知を發するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3| 理事は、第一項に規定する場合には、第四十五条第四項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4| 理事は、第一項に規定する場合において、第四十五条第四項の承諾をしていない会員から総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(通知又は催告)

(新設)

(新設)

(通知又は催告)

第四十八条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその者の住所又は居所（その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を金庫に通知した場合には）あつては、その場所又は連絡先（にあてて発すれば足りる）。

2 (略)

3 前二項の規定は、第四十五条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは、」当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(総会の議事)

第四十八条の二 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議をすることができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の決議)

第四十八条の三 次に掲げる事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

第四十六条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所又は居所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所）にあてれば足りる。

2 (略)

(新設)

(総会の議事)

第四十七条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の決議)

第四十八条 左の事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

(新設)

(新設)

五 第三十九条第四項に規定する責任の免除

(役員の説明義務)

第四十八条の四 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

(延期又は続行の決議)

第四十八条の五 総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第四十五条の規定は、適用しない。

(新設)

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第四十八条の六 金庫は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(新設)

一 氏名、名称又は商号及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資の口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 金庫は、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 理事は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う会員又は金庫の債権者(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該金庫の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該金庫の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報するため請求を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報したことがあるものであるとき。

(総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)

第四十八条の七 総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。

2| 金庫は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3| 金庫は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

4| 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議についての会社法の準用)

第四十八条の八 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法

第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び

第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要の併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

(の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役

、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。)(の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。)」とある

のは「理事、監事又は清算人(信用金庫法第三十五条の三(同法第六十四条において準用する場合を含む。)(の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。)

(新設)

(新設)

「」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

第八節 総代会

(総代会)

第四十九条 (略)

2~5 (略)

6 総代会において金庫の解散、合併又は事業の全部の譲渡の議決をしたときは、金庫は、その議決の日から一週間以内に、会員に議決の内容を通知しなければならない。

(総会と総代会の関係)

第五十条 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第九節 出資一口の金額の減少

(債権者の異議)

第五十一条 金庫は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

(商法の準用)

第四十九条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十七条(第三項及び第二項(取締役等の説明義務)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(総会の議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「信用金庫法第四十五条」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と読み替えるものとする。

(新設)

(総代会)

第五十条 (略)

2~5 (略)

6 総代会において金庫の解散、合併又は事業の全部の譲渡の議決をしたときは、金庫は、その議決の日から一週間以内に、会員に議決の内容を通知しなければならない。

(総会と総代会の関係)

第五十条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

(新設)

(出資一口の金額の減少)

第五十一条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3 金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第五十二条 金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下つてできない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、第一項の金庫が前項の規定による公告を、官報のほか、第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。（をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十二条の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）、及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、（被告）（第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九條まで

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十二条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（新設）

(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用金庫の事業)
第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債の発行)

行)に規定する短期商工債

ハ 第五十四条の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

の (削る)

(1) (2) (略)

(信用金庫の事業)
第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 (同上)

一 (同上)

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債の発行)

行)に規定する短期商工債券

ハ 第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第一号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

ト (同上)

(1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2) (3) (略)

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の一・二 (略)

二の一 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三〇五 (略)

6 (略)

7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

8 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために、次に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

(削る)

91・10 (略)

11 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第十四条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の一・二 (略)

二の一 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)をいう。

三〇五 (略)

6 (略)

7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

8 (同上)

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

91 信用金庫は、第三項第八号に掲げる業務を行う場合には、商法第百六十八条第一項第八号ただし書、第百七十条第二項、第百七十五条第二項第十号、同条第四項(同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。)、第百七十八条(同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。)、第百八十九条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第三項(同法第五十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二条第二項(同法第二十三条ノ二及び第五十七條において準用する場合を含む。))並びに商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号(同法第八十一条第四号に係る部分に限る。))の規定の適用については、銀行とみなす。

10・11 (略)

12 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第十四条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2 6 (略)

7 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

8 前条第四項、第五項及び第九項から第十一項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第十項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十一項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章の二 全国連合会債の発行

(全国連合会債の発行)

第五十四条の二 全国を地区とする信用金庫連合会(以下この章において「全国連合会」という。)は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、全国連合会債(第五十四条の四に規定する短期債を除く。以下この条及び次条において同じ。)を発行することができる。

2 全国連合会は、前項の全国連合会債を発行しようとするときは、その発行に関する事項を定款で定めなければならない。

3 全国連合会は、第一項の全国連合会債の発行に関する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(全国連合会債の借換発行の場合の特例)

第五十四条の三 全国連合会は、その発行した全国連合会債の借換えのため、一時前条第一項に規定する限度を超えて全国連合会債を発行することができる。

2 前項の規定により全国連合会債を発行したときは、発行後一月以内にその全国連合会債の金額に相当する額の発行済みの全国連合会債を償還しなければならない。

(短期債の発行)

第五十四条の四 全国連合会は、次に掲げる要件のすべてに該当する全国連合会債(次項及び

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2 6 (略)

7 (同上)

一 (略)

二 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

8 前条第四項、第五項及び第九項から第十二項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第九項中「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十一項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十二項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

第五章の二 全国連合会債の発行

(全国連合会債の発行)

第五十四条の二 全国を地区とする信用金庫連合会(以下この章において「全国連合会」という。)は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、債券(第五十四条の三の二に規定する短期債券を除く。以下この条及び次条において同じ。)を発行することができる。

2 全国連合会は、前項の債券を発行しようとするときは、債券の発行に関する事項を定款で定めなければならない。

3 全国連合会は、第一項の債券の発行に関する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(債券の借換発行の場合の特例)

第五十四条の三 全国連合会は、その発行した債券の借換えのため、一時前条第一項に規定する限度を超えて債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

(全国連合会債の短期債券の発行)

第五十四条の三の二 全国連合会は、次に掲げる要件のすべてに該当する債券(次項及び第三

第三項において「短期債」という。()を発行することができる。

(削る)

- 一 各全国連合会債の金額が一億円を下回らないこと。
- 二 元本の償還について、全国連合会債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- 三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 2 短期債については、全国連合会債原簿を作成することを要しない。
- 3 短期債については、次条の規定は、適用しない。

(発行の届出)

第五十四条の五 全国連合会は、全国連合会債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

(全国連合会債の種類等)

第五十四条の六 全国連合会債の債券を発行する場合において、当該債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 全国連合会は、全国連合会債を発行する場合には、割引の方法によるることができる。

(全国連合会債の発行方法)

第五十四条の七 全国連合会は、全国連合会債を発行する場合には、募集又は売出しの方法によることができる。

(削る)

(全国連合会債を引き受ける者の募集に関する事項の決定)

第五十四条の八 全国連合会は、全国連合会債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集全国連合会債(当該募集に応じて当該全国連合会債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる全国連合会債をいう。以下同じ。)()についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。

項において「短期債券」という。()を発行することができる。

- 一 契約により債券の総額が引き受けられるものであること。
- 二 各債券の券面金額が一億円を下回らないこと。
- 三 元本の償還について、債券の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 2 短期債券については、全国連合会債の発行する債券の原簿を作成することを要しない。
- 3 短期債券については、次条の規定は、適用しない。

(債券発行の届出)

第五十四条の四 全国連合会は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

(債券の種類等)

第五十四条の五 全国連合会債の発行する債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 全国連合会は、債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。

(債券の発行方法)

第五十四条の六 全国連合会は、債券を発行する場合には、募集又は売出しの方法によることができる。

(債券の申込証)

第五十四条の七 全国連合会債の発行する債券の募集に応じようとする者は、債券の申込証にその引き受けようとする債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の債券の申込証は、全国連合会の理事が作成し、これに政令で定める事項を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、契約により全国連合会債の発行する債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

(新設)

(募集全国連合会債の申込み)

第五十四条の九 全国連合会は、前条の募集に応じて募集全国連合会債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他内閣府令で定める事項(第四項及び第五項において「通知事項」といふ。)を通知しなければならない。

2 前条の募集に応じて募集全国連合会債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を全国連合会に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集全国連合会債の金額及びその金額ごとの数

三 前二号に掲げるもののほか内閣府令で定める事項

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、全国連合会の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、全国連合会が通知事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集全国連合会債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 全国連合会は、通知事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この章において「申込者」といふ。)に通知しなければならない。

6 全国連合会が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該全国連合会に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(募集全国連合会債の割当て)

第五十四条の十 全国連合会は、申込者の中から募集全国連合会債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該募集全国連合会債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、全国連合会は、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少し、又はしないものとすることができる。

2 全国連合会は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集全国連合会債の申込み及び割当てに関する特則)

(新設)

(新設)

第五十四条の十一 前二条の規定は、募集全国連合会債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(全国連合会債の債権者)

第五十四条の十二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集全国連合会債の債権者となる。

- 一 申込者 全国連合会の割り当てた全国連合会債
- 二 前条の契約により全国連合会債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた全国連合会債

(売出しの公告)

第五十四条の十三 全国連合会は、売出しの方法により全国連合会債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(債券の記載事項)

第五十四条の十四 全国連合会債の債券には、政令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(削る)

(全国連合会債原簿)

第五十四条の十五 全国連合会は、全国連合会債を発行した日以後遅滞なく、全国連合会債原簿を作成し、これに政令で定める事項(次項において「全国連合会債原簿記載事項」という。)を記載し、又は記録しなければならない。

2] 全国連合会債の債権者(無記名全国連合会債)無記名式の全国連合会債券が発行されている全国連合会債をいう。()の債権者を除く。()は、全国連合会債を発行した全国連合会に対し、当該全国連合会債の債権者についての全国連合会債原簿に記載され、若しくは記録された全国連合会債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該全国連合会債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

(新設)

(新設)

(売出しの公告)

第五十四条の八 全国連合会は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(債券の記載事項)

第五十四条の九 全国連合会の発行する債券には、政令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(債券の原簿)

第五十四条の十 全国連合会の理事は、主たる事務所に全国連合会の発行する債券の原簿を備えて置かなければならない。

2] 前項の債券の原簿には、政令で定める事項を記載しなければならない。
3] 全国連合会の会員及び債権者は、いつでも、理事に対し第一項の債券の原簿の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではない。

(新設)

- 3| 前項の書面には、全国連合会の代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4| 第二項の電磁的記録には、全国連合会の代表理事が内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5| 前三項の規定は、当該全国連合会債について債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

(全国連合会債原簿の備置き及び閲覧等)

第五十四条の十六 全国連合会は、全国連合会債原簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 全国連合会債の債権者その他の内閣府令で定める者は、全国連合会の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

1 全国連合会債原簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 全国連合会債原簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 全国連合会は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

1 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

2 当該請求を行う者が全国連合会債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

3 当該請求を行う者が、過去二年以内において、全国連合会債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(全国連合会債の消滅事項)

第五十四条の十七 全国連合会の発行する全国連合会債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第五十四条の十八 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、全国連合会債の債券の模造について準用する。

(社債等登録法の準用される債券)

第五十四条の十九 (略)

(新設)

(債券の消滅時効)

第五十四条の十一 全国連合会の発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第五十四条の十二 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、全国連合会の発行する債券の模造について準用する。

(社債等登録法の準用される債券)

第五十四条の十三 (略)

(政令への委任)

第五十四条の二十 この章に定めるもののほか、全国連合会の発行する全国連合会債に関し必要な事項は、政令で定める。

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の二十一 (略)

2 (略)

3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としよとするとときは、第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)(第五條第一項(認可)の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4~8 (略)

(信用金庫等による議決権の取得等の制限)

第五十四条の二十二 (略)

2・3 (略)

4 信用金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、信用金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしなければならない。

一 第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項(認可)の認可を受けて当該信用金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該信用金庫が第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該信用金庫が存続する場合に限る。)(その合併をした日)

三 当該信用金庫が第五十八條第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)(その事業の譲受けをした日)

5~8 (略)

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社

(政令への委任)

第五十四条の十四 この章に定めるもののほか、全国連合会の発行する債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の十五 (略)

2 (略)

3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としよとするとときは、第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)(第六條第一項(認可)の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4~8 (略)

(信用金庫等による議決権の取得等の制限)

第五十四条の十六 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一 第五十八條第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項(認可)の認可を受けて当該信用金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該信用金庫が第五十八條第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該信用金庫が存続する場合に限る。)(その合併をした日)

三 当該信用金庫が第五十八條第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)(その事業又は営業の譲受けをした日)

5~8 (略)

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 (同上)

「という。」以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二（十一）（略）

2 （略）

3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 （略）

5 第五十四条の第二十一第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十三第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十四条の二十三第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6・7 （略）

（信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限）

第五十四条の二十四（略）

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の二十二第二項から第六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 第五十四条の二十二第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十四第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）と

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二（十一）（略）

2 （略）

3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 （略）

5 第五十四条の十五第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の十七第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十四条の十七第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十四条の十七第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6・7 （略）

（信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限）

第五十四条の十八（略）

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の十六第二項から第六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 第五十四条の十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の十八第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）と

と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十四条の二十四第一項の規定」と、「第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）」とあるのは「第六十一条の六第四項」と、「第五十八条第六項の認可を受けて事業」とあるのは「次条第三項又は第五十八条第六項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業」と、「その事業」とあるのは「その子会社とした日又はその事業」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十四条の二十四第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（会計帳簿等）

- 1 第五十五条の二 金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 金庫は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 3 金庫は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 4 金庫は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
- 5 金庫は、第三項の貸借対照表及び第三十八条第一項の書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。
- 6 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の一部又は一部の提出を命ずることができる。

第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併

（事業の譲渡又は譲受け）

- 1 第五十八条 金庫は、総会の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫（信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。
- 2 金庫は、総会の決議を経て、銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。
- 3 金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。
- 4 前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公

と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十四条の十八第一項の規定」と、「第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）」とあるのは「第五十八条第三項」と、「第五十八条第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは「次条第三項又は第五十八条第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは「その子会社とした日又はその事業若しくは」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十四条の十八第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（商法の準用）

第五十五条の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条（商業帳簿）の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五条（資産評価に関する特則）の規定を準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第二百八十五条中「記載又八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第七章 合併及び事業等の譲渡又は譲受け

（合併、事業等の譲渡又は譲受け）

- 1 第五十八条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。
- 2 金庫は、総会の議決を経て、銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫の営業又は事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

（新設）

（新設）

告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

5| 金庫が事業の全部の譲受けを行う場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条第二項の規定は、適用しない。

6| 第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(削る)

(削る)

7| 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十二条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8| 金庫は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

9| 第二項の規定により金庫が銀行から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該金庫を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

(合併契約)

第五十九条 金庫は、他の金庫と合併することができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収合併)

(新設)

3| 前二項の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4| 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

5| 第一項の合併については、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は営業の全部の譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十一条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

(新設)

6| 金庫は、第二項の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

7| 第二項の規定により金庫が銀行から営業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該金庫を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（営業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

第五十九条 合併に因つて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2| 前項の規定による役員は、最初の通常総会の日までとする。

3| 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十八条の規定を準用する。

4| 第一項の規定による役員は、第三十二条第四項の規定を準用する。

(合併の効果)

第六十条 金庫が吸収合併（金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「吸収合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金庫（以下「吸収合併存続金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併存続金庫及び吸収合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 吸収合併存続金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 吸収合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めるときは、その定め
- 五 吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）
- 六 その他内閣府令で定める事項

（新設合併）

第六十一条 二以上の金庫が新設合併（二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「新設合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金庫（以下「新設合併設立金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 新設合併設立金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称
- 四 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項
- 五 新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 六 新設合併設立金庫の定款で定める事項
- 七 その他内閣府令で定める事項

（吸収合併消滅金庫の手続）

第六十一条の二 吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 第三項の總會の日の一週間前の日
- 二 第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求

第六十条 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併に因つて成立する金庫が、その主たる事務所の所在地において、第七十一条に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

- 1 合併後存続する金庫又は合併に因つて成立した金庫は、合併に因つて消滅した金庫の権利義務を承継する。

（商法等の準用）

第六十一条 金庫の合併については、商法第四百十五条（合併の無効）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（新設）

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金庫の定めたることにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3| 吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。
- 4| 吸収合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5| 吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。
- 6| 前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 7| 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条及び第六十一条の六の規定を適用する。

(吸収合併存続金庫の手続)

第六十一条の三 吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の二週間前の日
 - 二 第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日
 - 三 第六項において準用する第五十二条第一項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第一項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2| 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めたる費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたることにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設)

3| 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4| 吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5| 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6| 吸収合併存続金庫については、第五十一条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 吸収合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続金庫が承継した吸収合併消滅金庫の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8| 吸収合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9| 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅金庫の手続)

第六十一条の四 新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十二条第一項の規定による公告の日又は第四項において準

(新設)

用する同条第二項の規定による催告の日のいずれが早い日

2| 新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定められた方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4| 新設合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設合併設立金庫の手続等)

第六十一条の五 第三章(第二十三条及び第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立金庫の設立については、適用しない。

2| 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3| 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

4| 第二項の規定による設立委員の選任については、第四十八条の三の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 第二項の規定による役員選任については、第三十二条第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6| 新設合併設立金庫は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立金庫が承継した新設合併消滅金庫の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7| 新設合併設立金庫は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8| 新設合併設立金庫の会員及び債権者は、新設合併設立金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立金庫の定めた費用を支払わなければならない。

(新設)

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたるにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の効果)

第六十一条の六 吸収合併存続金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅金庫の権利義務を承継する。

2| 吸収合併消滅金庫の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3| 新設合併設立金庫は、その成立の日、新設合併消滅金庫の権利義務を承継する。

4| 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5| 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(合併の無効の訴え)

第六十一条の七 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。))(会社法の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十九条まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併又は会社分割の無効判決の効力)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては同法第八百六十八條第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、

第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「社員等」とあるのは「役員、理事、監事、清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「役員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十二条 金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 合併(合併により当該金庫が消滅する場合に限る。)
- 三 破産手続開始の決定
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 事業免許の取消し

(会社法等の準用)

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定(会社法第四百七十五条(第三号を除く。))、(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社的能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九條第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社代表)、第四百八十四条(清算株式

第八章 整理、解散及び清算

(整理)

第六十二条 金庫の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで(整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止)、第三百八十六条(第一項第二号を除く。)(整理実行のために裁判所による処分)、第三百八十七条から第三百九十一条まで(処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十四条から第四百条まで(損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百二条(破産手続の開始)及び第四百三条(破産法の規定の準用)の規定並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定(会社の整理に関する事件)を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総会員ノ百分ノ三以上ノ会員ニシテ六月前ヨリ引続キ会員デアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九条第二号中「第三百九十二条第一項第二項第四項、第三百九十二条ノ二、第三百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三ノ二」とあるのは「信用金庫法第三十五条第一項(同法第三十九条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）」と、同法第三百九十八条第二項中「第二百四十七条、第二百八十条ノ十五(第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。)、第三百六十三条、第三百七十二條、第三百七十四条ノ十二(第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。)、第三百八十条、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定」とあるのは「信用金庫法第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十七條、同法第五十二條第三項(同法第五十八條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。))ニ於テ準用スル第三百八十条、同法第六十一条ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第二十八條ニ於テ準用スル第四百二十八條ノ規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解散の事由)

第六十三条 金庫は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 合併
- 三 破産手続開始の決定
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 事業の全部の譲渡

会社についての破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十條(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五條中、この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中、第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二條第二号」と、同法第四百七十九條第二項中、「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四條 金庫の清算人については第三十三條、第三十四條、第三十五條第三項、第三十五條の三から第三十五條の五まで、第三十五條の九、第三十九條及び第三十九條の二の規定並びに会社法第三百五十七條第一項(取締役の報告義務)、第三百六十條第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一條(取締役の報酬等)、第三百八十一條第一項前段及び第二項(監査役の権限)、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)、第三百八十四條から第三百八十六條まで(株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)並びに第四百三十條(役員等の連帯責任)の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一條第一項中、「取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六條第一項中、「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあるのは「信用金庫法第三十五條の九第一項」と、同法第八百四十七條第一項中、「株式を有する株主(第八百八十九條第一項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中、「株主」とある

六 事業免許の取消し

(商法等の準用)

第六十四條 金庫の解散及び清算については、商法第一百六條、第二百四條、第二百五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一十一條、第四百七十七條第一項及び第二項、第四百十八條、第四百十九條第一項及び第三項本文、第四百二十條第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一條から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條第一項及び第三項(合名会社及び株式会社清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十七條、第三十七條から第三十八條まで及び第三百二十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、金庫の清算人については、第三十三條第三項、第三十五條、第三十六條及び第四十二條から第四十四條まで並びに商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十七條ノ三第一項及び第二項(取締役等の説明義務)、第二百四十四條第二項及び第三項(株主總會の議事録)、第二百四十七條(株主總會の決議の取消しの訴え)、第二百四十九條(同法第二百五十二條において準用する場合を含む。)(訴えに係る担保の提供)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の欠格事由)、第二百五十四條ノ三(取締役の義務)、第二百五十八條第一項(取締役の退任の場合の処置)、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項(取締役会の招集権者)、第二百五十九條ノ二(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ

のは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記)

第六十五条 金庫の設立の登記は、その主たる事務所所在地において、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に行なわれなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区

二（取締役会の決議方法）、第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席義務等）、第二百六十条ノ四第一項から第三項まで（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）第二百六十五条（取締役会社間の取引）、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条から第二百六十九条まで（取締役に対する訴え等）、第二百七十二條（株主の差止請求権）、第二百七十四条（業務監査権等）、第二百七十四条ノ二（取締役の監査役に対する報告義務）、第二百七十五条（株主総会に対する意見報告義務）、第二百七十五条ノ二（監査役の取締役に対する行為差止請求権）、第二百七十五条ノ四（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）並びに第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十条第三項及び第五項中「第一項二掲グルモノ」とあるのは、「第一項二掲グル書類」と、同条第六項中「第二百八十二条第二項」とあるのは、「信用金庫法第三十七条第九項」と、「前項二掲グルモノ」二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲グルモノ）」とあるのは、「前項二掲グル書類」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは、「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と、第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項」とあるのは、「第六十四条において準用する商法第四百二十条第一項」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「信用金庫法、本法」と、同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは、「清算人」と、同法第二百六十条ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七條第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは、「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは、「同法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十八條第六項」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第六十五条 金庫は、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区

四 事務所の所在場所

五 出資の一口の金額、総口数及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 公告方法

九 第八十七条の四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法

第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に規定するもの

ロ 第八十七条の四第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（変更の登記）

第六十六条 金庫において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第六十七条 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第六十八条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

四 事務所

五 出資の一口の金額、総口数及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 数人が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

九 公告の方法

（従たる事務所の新設の登記）

第六十六条 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第六十七条 金庫が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

（変更の登記）

第六十八条 前二条に規定するものの外、第六十五条第二項の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第六十五条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては

(削る)

第六十九條 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

(支配人の登記)

(吸収合併の登記)

第七十條 金庫が吸収合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅金庫については解散の登記をし、吸収合併存続金庫については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第七十一條 二以上の金庫が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅金庫については解散の登記をし、新設合併設立金庫については設立の登記をしなければならない。

- 一 新設合併消滅金庫が合意により定められた日
- 二 第六十一條の六第四項の認可を受けた日

(解散の登記)

第七十二條 第六十二條(第二号及び第三号を除く。)(の規定により金庫が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第七十三條 清算が終了したときは、第六十三條において準用する会社法第五百七條第三項(清算事務の終了等)の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

四週間以内、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十八條の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(支配人の登記)

第六十九條 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所、支配人を置いた事務所並びに数人の支配人が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、また同様とする。

(解散の登記)

第七十條 金庫が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の場合における登記)

第七十一條 金庫が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記、合併に因つて消滅する金庫については解散の登記、合併に因つて成立する金庫については第六十五條第一項の事項の登記をしなければならない。

第七十二條 削除

(清算終了の登記)

第七十三條 金庫の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十四条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならぬ。

一 金庫の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する金庫が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十一条に規定する日から三週間以内

三 金庫の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2) 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3) 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第七十五条 金庫がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第七十六条 第七十条、第七十一条及び第七十三条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十条に規定する変更の登記は、第七十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第七十四条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2) 各登記所に、信用金庫登記簿及び信用金庫連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十五条 金庫の設立の登記の申請書には、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2) 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十八条第五項において準用する第五十一条第一項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を書するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する金庫（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書添付しなければならない。

第七十六条 削除

(登記の嘱託)

第七十七条 金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項(第一号ニに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、信用金庫登記簿及び信用金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十九条 金庫の設立の登記は、金庫を代表すべき者の申請によつてする。

2 金庫の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第八十条 第六十五条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十一条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁

(事務所の新設、移転及び変更の登記の申請)

第七十七条 金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五条第一項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は移転その他登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は金庫の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十一条第二項(第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 金庫の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)(の登記事項証明書をも添付しなければならない)。

第七十八条 削除

(解散の登記の申請)

第七十九条 第七十条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

第八十条 削除

済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十一条 第七十二条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第八十二条 第七十三条の規定による清算結了の登記の申請書には、第六十三条において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併の登記)

第八十三条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 総会の議事録(第六十一条の第三項ただし書に規定する場合にあつては、理事会の議事録及び当該場合に該当することを証する書面(同条第五項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した会員がある場合にあつては、その会員の数が総会員数の六分の一未満であることを証する書面を含む。))

三 第六十一条の第三項第六項において準用する第五十二条第二項の規定による公告及び催告(第六十一条の第三項第六項において準用する第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか

第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸収合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 吸収合併消滅金庫の総会の議事録

六 吸収合併消滅金庫において第六十一条の二第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告及び催告(第六十一条の二第四項において準用する第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託した

第八十一条 削除

(清算結了の登記の申請)

第八十二条 第七十三条の規定による清算結了の登記の申請書には、第六十四条において準用する商法第四百二十七条第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(設立無効等の登記の手續)

第八十三条 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百三十五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第四百十条(嘱託書の添付書面)の規定を準用する。

こと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第八十四条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 代表権を有する者の資格を証する書面

四 新設合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 新設合併消滅金庫の総会の議事録

六 新設合併消滅金庫において第六十一条の四第四項において準用する第五十二条第二項の規定による公告及び催告（第六十一条の四第四項において準用する第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（商業登記法の準用）

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三十二条から第四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（

（登記事項の公告）

第八十四条 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（商業登記法の準用）

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第七十条から第七十二条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成十四年法律第百五十四号）」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「信用金庫法第六十五条第一項」と読み替えるものとする。

平成八年法律第九十五号)と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(実施規定)

第八十六条 この法律の規定(第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第八十七条の四まで及び第八十八条において同じ。)による免許、許可又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(届出事項)

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十八条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

四 信用金庫の第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の二十三第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。

五・六 (略)

2 (略)

(公告)

第八十七条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告

(実施規定)

第八十六条 この法律の規定(第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第八十七条の三まで及び第八十八条において同じ。)による免許、許可又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(届出事項)

第八十七条 (同上)

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

四 信用金庫の第五十四条の十五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の十七第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。

五・六 (略)

2 (略)

(新設)

2| 金庫が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定款で定めることができる。

3| 金庫が当該金庫の事務所の店頭に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続してそれぞれの公告をしなければならない。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 第八十九条において準用する銀行法第十六条第一項前段の規定による公告 金庫がその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日
- 三 前二号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

4| 金庫が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは「電子公告（信用金庫法第六十五条第二項第九号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財務大臣への通知）

第八十七条の五 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第八十七条の規定による届出（同条第一項第六号に係るものうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 （略）

二 第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は第八十九条第一項において準用する銀行法（以下この条及び次条において「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一号及び第三号に係る部分に限る。）（廃業及び解散の認可）の規定による認可

三・四 （略）

（銀行法の準用）

第八十九条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締

（財務大臣への通知）

第八十七条の四 （同上）

一 （略）

二 第五十八条第三項の規定又は第八十九条第一項において準用する銀行法（以下この条及び次条において「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一号及び第三号に係る部分に限る。）（廃業及び解散の認可）の規定による認可

三・四 （略）

（銀行法の準用）

第八十九条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健

役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七條第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八條(廃業等の公告等)、第四十四條から第四十六條まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六條第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七條の五(財務大臣への協議)並びに第五十七條の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2・3 (略)

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは、「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは、「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは、「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは、「信用金庫代理業者再委託者」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは、「信用金庫代理業者再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは、「金庫等(信用金庫法第八十五条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。)(が同条」と、「当該銀行等」とあるのは、「当該金庫等」と、「次条第四項、第五十六條(第十一号に係る部分に限る。)(並びに第五十七條の七第二項」とあるのは、「第五十六條(第十一号に係る部分に限る。)(並びに第五十七條の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項、第八十五条の三及び第八十七條第二項」と、「第九章」とあるのは、「信用金庫法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは、「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一の一 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定

全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七條第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八條(廃業等の公告等)、第四十四條から第四十六條まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六條第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七條の二(財務大臣への協議)並びに第五十七條の四(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2・3 (略)

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは、「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは、「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは、「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは、「信用金庫代理業者再委託者」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは、「信用金庫代理業者再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは、「金庫等(信用金庫法第八十五条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。)(が同条」と、「当該銀行等」とあるのは、「当該金庫等」と、「次条第四項、第五十六條(第十一号に係る部分に限る。)(並びに第五十七條の四第二項」とあるのは、「第五十六條(第十一号に係る部分に限る。)(並びに第五十七條の四第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項、第八十五条の三及び第八十七條第二項」と、「第九章」とあるのは、「信用金庫法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは、「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の三 (同上)

一 (略)

一の一 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定

に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二七（略）

第九十条の六 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十条の七 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二（略）

三 第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号、第九十条の五又は前条 各本条の罰金刑

2（略）

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一（略）

二 この法律の規定による登記を怠つたとき。

に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二七（略）

（新設）

第九十条の六（同上）

一・二（略）

三 第九十条、第九十条の三第四号若しくは第五号又は前条 各本条の罰金刑

2（略）

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一（略）

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

二の二 第十二条第七項において準用する会社法第三百十條第六項、第三百十一條第三項又は第三百十二條第四項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

三 第十七條第三項、第三十五條の八第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 (略)

四の二 第二十三條の二(第六十三條において準用する場合を含む。)、第三十七條の二(第六十三條において準用する場合を含む。)、第三十八條(第三十八條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十八條の六(第六十三條において準用する場合を含む。)、第四十八條の七(第六十三條において準用する場合を含む。)、若しくは第五十四條の十六の規定又は第六十三條において準用する会社法第四百九十六條第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記録し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四の三 第二十四條第六項、第四十八條の四(第六十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

五 第二十四條第七項、第三十七條の二第一項(第六十三條において準用する場合を含む。)、第四十八條の七第一項(第六十三條において準用する場合を含む。)、若しくは第五十五條の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十三條において準用する会社法第四百九十二條第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六(七 (略)

八 第三十五條第一項又は第三項(第六十四條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

(削る)

九 第三十五條の五第三項(第六十四條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(新設)

三 第十七條第三項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 (略)

(新設)

四の二 第二十四條第六項、第四十九條又は第六十四條において準用する商法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

五 第五十四條の七第二項の規定又は第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條第一項から第三項までの規定、第三十九條若しくは第六十四條において準用する商法第二百六十條ノ四第一項から第三項までの規定、第五十五條の二において準用する商法第三十二條第一項の規定若しくは第六十四條において準用する商法第二百四十四條第二項及び第三項若しくは第四百十九條第一項の規定に違反して債券の申込証、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六(七 (略)

八 第三十三條第一項又は第三項(第六十四條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

八の二 第三十五條第四項(第三十九條において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百六十六條第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

九 第三十六條(第六十四條において準用する場合を含む。)、第三十七條(第三十七條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十七條の二第五項若しくは第八項若しくは第五十四條の十の規定又は第六十四條において準用する商法第四百二十條第一項、第三項、第五項又は第六項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第三十八条の二第十項の規定又は第三十八条の三において準用する会社法第三百九十八条第一項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十一 第三十八条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

十二 第二の二 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

十三 第二の三 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十四 第三 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十四條第二項第一号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

十五 第四 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十四條第二項第二号の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

十六 第五 第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十七 第六 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十八 第十一 第三十九条第五項（第六十四條において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十九 第十二 第四十二条（第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第十三 第五十一条第一項若しくは第五十二条第一項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八條第三項、第六十條、第六十一条、第六十一条の二第一項、第三項若しくは第六項、第六十一条の三第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十一条の四第一項若しくは第三項若しくは第六十一条の五第七項の規定、第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項若しくは第六十一条の四第四項において準用する第五十二条第一項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四條第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

二十一 第十四 第五十一条第一項（第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）、第五十四條の五、第五十四條の十三、第五十

十 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手續をしなかつたとき。

十一 第二の二 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）第三条第三項前段（準用商法特例法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

十二 第二の三 準用商法特例法第三条第三項後段（準用商法特例法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

十三 第二の四 準用商法特例法第六條の二第一項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十四 第三 準用商法特例法第七條第一項（第二号を除く。）の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当の理由がないのに拒んだとき。

十五 第四 この法律において準用する商法又は準用商法特例法の規定に定める検査又は調査を妨げたとき。

十六 第五 準用商法特例法第十七條第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十七 第六 準用商法特例法第十八條第二項に規定する常勤の監事を定める手續をしなかつたとき。

十八 第十一 第三十九条又は第六十四條において準用する商法第二百六十五條第三項において準用する同法第二百六十四條第一項の規定に違反して理事会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十九 第十二 第四十二条（第六十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第十三 第五十一条若しくは第五十二条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八條第五項において準用する第五十一条若しくは第五十二条第二項の規定若しくは銀行法第三十四條第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けをしたとき。

二十一 第十四 第五十一条第一項（第五十八條第五項において準用する場合を含む。）、第五十四條の四、第五十四條の八若しくは第八十七條の規定、第六十四條において準用する商法第四

八条第三項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九
条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三
十八條、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは
第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若し
くは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは揭示をしたとき。

十五 (略)

十六 第五十四条の二第一項の規定に違反して全国連合会債を発行したとき。

十七 (略)

十八 第五十四条の三第二項又は第五十四条の十四の規定に違反したとき。

十九 第五十四条の二十一第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会
社(第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき、又
は第五十四条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社
(第五十四条の二十四第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

十九の二 第五十四条の二十一第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に
規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項
の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号の
うち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会
社としたとき。

十九の三 第五十四条の二十二第一項若しくは第二項ただし書(第五十四条の二十四第三項
において準用する場合を含む。)又は第五十四条の二十四第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の二十二第三項又は第五項(これらの規定を第五十四条の二十四第三
項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の二十三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に
規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項
の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号の
うち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会
社としたとき。

二十 (略)

(削る)

(削る)

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九
条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済を

百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第
三十八條、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しく
は第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽
の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十五 (略)

十六 第五十四条の二第一項の規定に違反して債券を発行したとき。

十七 (略)

十八 第五十四条の三第二項又は第五十四条の九の規定に違反したとき。

十九 第五十四条の十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社
(第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき、又は第
五十四条の十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第
五十四条の十八第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

十九の二 第五十四条の十五第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規
定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の
規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号の
うち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会
社としたとき。

十九の三 第五十四条の十六第一項若しくは第二項ただし書(第五十四条の十八第三項にお
いて準用する場合を含む。)又は第五十四条の十八第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の十六第三項又は第五項(これらの規定を第五十四条の十八第三項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の十七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規
定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の
規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号の
うち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会
社としたとき。

二十 (略)

二十の二 第六十二条において準用する商法第三百八十六条の規定による裁判所の財産保全
の処分違反したとき。

二十の三 第六十二条において準用する商法第三百九十八条第一項の規定により裁判所が選
任した管理人に事務の引渡しをしないととき。

二十一 第六十四条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配
したとき。

二十二 第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき

したとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十六（略）

二十七（略）

二十八（略）

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十八条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第九十一条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第九十二条 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

9

二十三 第六十四条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしなかつたとき。

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十七第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

（新設）

二十五（略）

二十六（略）

二十七（略）

2 商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（新設）

（新設）

<p>(資本金の額)</p> <p>第三条 長期信用銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(営業の免許)</p> <p>第四条 預金の受入れに代え第八條に規定する長期信用銀行債を發行して設備資金又は長期運轉資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいふ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三條ノ二（短期商工債の發行）に規定する短期商工債</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項（短期債の發行）に規定する短期債</p> <p>四 保險業法（平成七年法律第五号）第六十一條の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二條第八項（定義）に規定する特定短期社債</p> <p>六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項（短期農林債の發行）に規定する短期農林債</p> <p>七 その権利の帰屬が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の發行する債券（新株予約権付社債券の性質を有</p>	<p>(資本の額)</p> <p>第三条 長期信用銀行は、資本の額が政令で定める額以上の株式会社でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(営業の免許)</p> <p>第四条 預金の受入れに代え債券を發行して設備資金又は長期運轉資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三條ノ二（短期商工債券の發行）に規定する短期商工債券</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の三の二第一項（全国聯合会の短期債券の發行）に規定する短期債券</p> <p>四 保險業法（平成七年法律第五号）第六十一條の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二條第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二條第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。</p> <p>六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項（短期農林債券の發行）に規定する短期農林債券</p> <p>七 (同上)</p>
--	--

するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(削る)

イ・ロ (略)

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5~7 (略)

第六条の二 長期信用銀行は、前条の規定により営む業務及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

(長期信用銀行債の発行)

第八条 長期信用銀行は、資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、長期信用銀行債を発行することができる。

(長期信用銀行債の借換発行の場合の特例)

第九条 長期信用銀行は、その発行した長期信用銀行債の借換のため、一時前条に規定する限度を超えて長期信用銀行債を発行することができる。

2 前項の規定により長期信用銀行債を発行したときは、発行後一箇月以内にその長期信用銀行債の金額に相当する額の発行済みの長期信用銀行債を償還しなければならない。

(長期信用銀行債発行の届出)

第十条 長期信用銀行は、長期信用銀行債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 会社法(平成十七年法律第 号)第七百二条(社債管理者の設置)の規定は、長期信用銀行が長期信用銀行債を発行する場合には、適用しない。

(長期信用銀行債の発行方法)

第十一条 長期信用銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 長期信用銀行は、長期信用銀行債を発行する場合には、売出的方法によることができる。この場合においては、売却期間を定めなければならない。

3 長期信用銀行は、長期信用銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ・ハ (略)

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5~7 (略)

第六条の二 長期信用銀行は、前条の規定により営む業務及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

(債券の発行)

第八条 長期信用銀行は、資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

(債券の借換発行の場合の特例)

第九条 長期信用銀行は、その発行した債券の借換のため、一時前条に規定する限度をこえて債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一箇月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

(債券発行の届出)

第十条 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出でなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条(社債管理会社に対する社債の管理の委託)及び第二百九十八条(既存の社債に未払込みのある場合の社債発行の制限)の規定は、長期信用銀行が債券を発行する場合には適用しない。

(債券の発行方法)

第十一条 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 長期信用銀行は、債券を発行する場合には、売出的方法によることができる。この場合においては、売却期間を定めなければならない。

3 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

二 当該社債券に係る社債の金額

三 当該社債券に係る長期信用銀行債の利率

四 当該社債券に係る長期信用銀行債の償還の方法及び期限

五 当該社債券の番号

(削る)

4| 長期信用銀行は、売出の方法により長期信用銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 (略)

二 長期信用銀行債の総額

三 数回に分けて長期信用銀行債の払込をさせるときは、その払込の金額及び時期

四 長期信用銀行債発行の価額又はその最低価額

五 社債・株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる長期信用銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

六 (略)

5| 長期信用銀行は、長期信用銀行債を発行する場合には、割引の方法によることのできる。

(長期信用銀行債の消滅時効)

第十二条 長期信用銀行が発行する長期信用銀行債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第十三条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、長期信用銀行が発行する長期信用銀行債の社債券の模造について準用する。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一〜十 (略)

4| 第二項の規定により発行する債券には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行の商号

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

5| 長期信用銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 (略)

二 債券の総額

三 数回に分けて債券の払込をさせるときは、その払込の金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

六 (略)

6| 長期信用銀行は、債券を発行する場合には、割引の方法によることのできる。

(債券の消滅時効)

第十二条 長期信用銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第十三条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、長期信用銀行が発行する債券の模造について準用する。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 (同上)

一〜十 (略)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について）の議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

ロ～ト (略)
十二・十三 (略)

2 前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3～5 (略)

6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよつとするとときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号（第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

7～10 (略)

十一 (同上)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

ロ～ト (略)
十二・十三 (略)

2 前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総社員議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3～5 (略)

6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよつとするとときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号（第六条第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

7～10 (略)

(合併異議の催告)

第十四条 長期信用銀行が合併(第十七条において準用する銀行法第三十条第一項(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)に規定する合併に限る。)の決議をした場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項(債権者の異議)の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

(会社分割異議の催告)

第十四条の二 長期信用銀行が会社分割の決議をした場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項(債権者の異議)の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

2 会社法第七百五十九条第二項及び第三項(株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)、第七百六十一条第二項及び第三項(持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等)、第七百六十四条第二項及び第三項(株式会社に設立する新設分割の効力の発生等)並びに第七百六十六条第二項及び第三項(持分会社を設立する新設分割の効力の発生等)の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、適用しない。

(吸収分割又は事業の譲受け)

第十五条 長期信用銀行は、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行業に属するものに限る。以下この条において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約に関する業務が当該長期信用銀行の営むことができな^い業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

(他業会社への転移等)

第十六条 長期信用銀行が第十七条において準用する銀行法第四十一条第一号(免許の失効)の規定に該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合において、当該長期信用銀行であつた会社に従前の長期信用銀行債、預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、内閣総理大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は長期信用銀行債の権利者、預金者若しくは

(合併異議の催告)

第十四条 長期信用銀行が合併(第十七条において準用する銀行法第三十条第一項(合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)に規定する合併に限る。)の決議をした場合において、商法第四百十二条第一項(合併異議の公告及び催告)の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

(会社分割異議の催告)

第十四条の二 長期信用銀行が会社の分割の決議をした場合において、商法第三百七十四条第四第一項又は第三百七十四条第二十第一項(会社分割異議の公告及び催告)の規定によつてなければならない催告は、債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

2 商法第三百七十四条第二十第二項又は第三百七十四条二十六第二項(分割の効力)の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には適用しない。

(吸収分割又は営業の譲受け)

第十五条 長期信用銀行は、吸収分割又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行業に属するものに限る。以下この条において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約に関する業務が当該長期信用銀行の営むことができな^い業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

(他業会社への転移等)

第十六条 長期信用銀行が第十七条において準用する銀行法第四十一条第一号(免許の失効)の規定に該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合において、当該長期信用銀行であつた会社に従前の債券、預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、内閣総理大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者、預金者若しくは定期積金の積金者の

は定期積金の積金者の保護を図るため当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に關し必要な命令をすることができ。

2 前項の規定は、長期信用銀行及び銀行以外の会社が合併又は会社分割により長期信用銀行の長期信用銀行債、預金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。

3 (略)

(長期信用銀行主要株主に係る認可等)

第十六条の二 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3~5 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六条の二 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 (略)

2 (略)

保護を図るため当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に關し必要な命令をすることができ。

2 前項の規定は、長期信用銀行及び銀行以外の会社が合併又は分割により長期信用銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。

3 (略)

(長期信用銀行主要株主に係る認可等)

第十六条の二 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3~5 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六条の二 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4～6（略）

（銀行法の準用）

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十二条の三十六（許可）、第五十二条の三十八（許可の基準）、第五十二条の六十一第一項（適用除外）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、銀行代理業者に係るものにあつては長期信用銀行代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4～6（略）

（銀行法の準用）

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十二条の三十六（許可）、第五十二条の三十八（許可の基準）、第五十二条の六十一第一項（適用除外）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、銀行代理業者に係るものにあつては長期信用銀行代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条（同上）

処する。

一〇三 (略)

三の二 銀行法第二十條第四項若しくは第五十二條の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは銀行法第二十條第六項若しくは第五十二條の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法(銀行法第二十條第六項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録(銀行法第二十條第三項に規定する電磁的記録をいう。同号において同じ。)に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三の三 銀行法第二十一條第一項若しくは第二項、第五十二條の二十九第一項若しくは第五十二條の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一條第四項(同條第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第五十二條の二十九第三項若しくは第五十二條の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一條第四項、第五十二條の二十九第三項若しくは第五十二條の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

四・五 (略)

六 銀行法第四十五條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同條の規定による命令に違反した者

七 (略)

八 銀行法第五十二條の三十四第一項の規定による命令(取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

九・十 (略)

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行(長期信用銀行が銀行法第四十一條第一号から第三号までのいずれかに該当して第四條第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)

一〇三 (略)

三の二 銀行法第二十條若しくは第五十二條の二十八の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

三の三 銀行法第二十一條第一項若しくは第二項、第五十二條の二十九第一項又は第五十二條の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

四・五 (略)

六 銀行法第四十五條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同條の規定による命令に違反した者

七 (略)

八 銀行法第五十二條の三十四第一項の規定による命令(取締役、執行役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

九・十 (略)

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行(長期信用銀行が銀行法第四十一條第一号から第三号までのいずれかに該当して第四條第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。)の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者(長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該長期

若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であつた者を含み、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一（略）
二 第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定又は銀行法第八条第一項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

三 一六（略）
七 第十九条第一項の規定により付した条件（第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条第二項若しくは第三項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき

八 一（略）

信用銀行議決権大量保有者であつた者を含み、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一（略）
二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

三 一六（略）
七 第十九条第一項の規定により付した条件（第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条第二項若しくは第三項、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき

八 一（略）

- 十二 銀行法第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。
- 十三 (略)
- 十四 銀行法第三十四条第五項(銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。
- 十五・十六 (略)
- 十七 銀行法第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

- 十二 銀行法第十八条の規定に違反して、利益準備金を積み立てず、又は資本準備金若しくは利益準備金を使用したとき。
- 十三 (略)
- 十四 銀行法第三十四条第四項(銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。
- 十五・十六 (略)
- (新設)